

## 序 論

博物館は必要か—————

この台詞が巷で聞かれるように、近年、博物館の置かれている状況は非常に厳しい。博物館は、1960年代後半から年間200館以上が開館しており、文部科学省の報告によれば、1978年には493館だったものが、2007年には5614館（登録865館、相当331館、類似4418館）と一貫して増加の一途を辿っている<sup>1</sup>。この背景には、博物館法の制定の後押しをうけたこと、そして各種産業による博物館創設が相次いだ結果、類似施設が急激に増加したことがある。これは、日本国内における“博物館ブーム”を反映したものであることは論じるまでもない。低成長、行財政改革といわれたなかでも、博物館は各地に続々と誕生する現象が生じている<sup>2</sup>。

他方、経済不況から抜け出せない現状や抜本的な改革もあって、博物館運営の見直しや合理化が図られている。その国家的施策の代表的なものが、指定管理者制度の導入である。博物館施設をはじめとする公設施設の管理運営に民間のノウハウを導入し、民間活力をもとにした博物館活動の効率化、さらには住民ニーズに即応できる体制作りを図ったものである<sup>3</sup>。あわせて、博物館の現場に営利主義が導入されたこと。さらには博物館の屋台骨である学芸員の雇用問題にまで波及し、普遍的かつ継続性を担保とする文化行政に民間が関与することによって新たな問題も浮上してきた<sup>4</sup>。博物館必要論の是々非々が議論にあげられている昨今、博物館は、危機的状況に瀕していると言わざるを得ない。こうした博物館の現状に、博物館草創期を支えた人々はどう思っているのだろうか。

そこで本論は、博物館の意義を歴史的に考察することで、今後の博物館のあり方を再検討していくものである。また、日本に限らず、欧米諸国、さらにはアジア圏の博物館と比較し、日本における博物館の特徴や問題点も検討するとともに、博物館の発展過程にどのような転機があったのか。そして、そこにどのような人々が関わっていったのかを明らかにしていった。また、博物館史という歴史学的手法に留まるものではなく、歴史学の実学的転換を図り、博物館理論の実践的検証を加えたものとなっている。

博物館を構成するのは、建物（土地）・資料・学芸員である。いわゆる、“ハコ”・“モノ”・“ヒト”であるが、三者が歴史の変遷のなかで、どのように形成されてきたのか。また、博物館の核となる学芸員資格を与え、養成をおこなう、大学ひいては大学博物館が今後果たすべき役割、さらにはこれを取り巻く博物館産業やミュージアム都市化についても、現

状と課題から分析し、将来的展望を実践論のなかから提示している。“博物館界”全体の質的向上のために必要なことを考え、文化財の重要性や地域と博物館の関係性について、本書を手にした読者に考える機会を提供できれば幸いに思っている。

形なきものを築き上げる力に比べると、取り崩すのは簡単なことである。換言すれば、一度失ったものは取り戻すことができないという、文化財を取り扱うことへの責任感は、学芸員を養成する筆者にとって学生たちに伝えていかななくてはならないことである。これと同時に、多くの人々に文化財行政の重要性を認識させていくのも博物館が果たすべき使命かつ役割である。経済により左右されがちな“文化”に対する考え方は、文教施設が発信していかななくてはならず、これまでの未熟さが、現在の博物館が置かれている状況を招いているともいえる。

今日の博物館は暗中模索のなかにある。多様な博物館が創設されてきたことで、博物館が広く地域に浸透し、多くの人々に受け入れられてきた。住民サービスの拡充や博物館に求められるニーズも変化してきたことにより、機能の根幹である研究分野の充実への努力が等閑になりつつある。近年の博物館活動が大衆迎合化しつつある状況を打開するには、過去を見つめ直すことが肝要である。

人の価値観は時代ごとにかわる。日本人は政治権力がつくりあげ、公認した御用価値観を常に押し付けられ、それに屈する価値観の歴史をたどってきた。政治権力のつくった御用価値観に全面的に屈従した歴史観をもつ我々は、時代がかわれば価値観も変容してきたのである<sup>5</sup>。まさに、今日、日本の文化行政は岐路にたっているともいえ、博物館運営の見直しは文化施設に営利主義を持ち込むという現代的感覚を包含したという大義名分のもと、世論操作ともいえる“歴史・文化の軽視”のあらわれである。

国際化社会といわれるなかで、語学教育の強化、グローバルスタンダードなどと唱えられて久しいが、その反動的に、母国日本の歴史教育、伝統文化への意識低下もみられる。そのなかに博物館界も置かれるようになっているからこそ、原点回帰という視点に立ちかえることが必要である。このように博物館の歩みを歴史的に紐解くことで、普遍的な博物館の価値を見出すとともに、将来への道標ともいべき新しい知見の創出にもつなげていきたいと考えている。

本書は2014年4月に昭和堂から刊行した『歴史のなかのミュージアム―驚異の部屋から大学博物館まで』を再編、加筆修正したものである。本論の『実践的博物館学の研究』という題名には次の二つの意味を含んでいる。第一に、これまでおこなわれてきた博物館学

は、理想と理論に特化した傾向がみられ、現場の博物館の声が反映されていなかったり、実情にそぐわない点も指摘されている。博物館学の概念は、先学の尽力により、ある程度浸透してきている現状に鑑みて、本論は従来の博物館学の理論に驥尾を伏しながら、検証した成果を含んでいる。第二に、自身が博物館で実践した成果から創出される博物館学の概念についても包含したものとした。私は地域博物館と大学博物館に約10年間在籍しており、現場の問題点とともに、次世代の博物館界のあり方について、具体的実践例をもとに見出すことができた。理論を実践し、そして実践成果から創出できる博物館概念という、二つの要素を“実践的”博物館学という言葉に込めた。また、本書は博物館とミュージアムを併記しているが、原則として引用文献の表記にしたがっており、博物館や美術館・文学館・動植物園などを多様な施設を含むものにはミュージアムの語を使用している。

なお、本書は、西南学院大学博物館が採択を受けた学内GP「大学博物館における高度専門学芸員養成事業—日中韓の大学博物館調査」(2011年～2013年、継続更新2014年～2016年)、教育IP「実践力のある博物館職業人の育成事業」(2012年～2015年)により実施したフィールドワークを反映している。本論作成にあたった2014年1月時点で日・中・韓の大学博物館97大学141大学博物館(日本84大学123大学博物館、中国7大学12大学博物館、韓国6大学6大学博物館)と36の地域博物館を実踏調査したことによる成果の一部であることを付記しておく。

## 第1章 先行研究と問題提起

博物館について、国立民族学博物館の創設者である梅棹忠夫は次のように言っている<sup>6</sup>。

博物館はモノだけではなく、その背後における情報を収集・研究・提供する機関、すなわち博情館であるべきである。

梅棹忠夫のこの指摘は、まさに近代博物館の進化した形態といえ、従来の“モノ”にとらわれた情報+αの部分が今日の博物館には求められているという、極めて的確な表現となっている。この概念は、国立、私立の博物館を問わず、等しく導入されるべきものであって、多角的な研究の必要性を前提とした情報発信機関でなくてはならないことを示唆している。ここまでに至った背景を考えると、以下、取上げていくような博物館に関する研究蓄積があった。

博物館に関する研究は、明治初期に“博物館”の訳語、および定義に始まっている。福沢諭吉が1862（慶応2）年に刊行した『西洋事情』のなかで欧米の博物館を紹介しているのは、その論初である<sup>7</sup>。さらに、“博物館学”になると、青木豊が指摘する、「博物館学の論考の濫觴となるのは、幕臣で軍艦奉行・外国奉行を歴任し、親仏派の巨頭であり仏語である“Exposition”を“博覧会”と邦訳した栗本鋤雲による「博物館論」であり、1875（明治8）年のことである」とされる<sup>8</sup>。栗本鋤雲は1875年9月に『郵便報知新聞』第790号で発表した「博物館論」のなかで<sup>9</sup>、欧州には一小都市であっても博物館が設置されている実状にふれるとともに、博物館は国民の利益上に関係し、博物館が盛大であれば人民の利益も増すとその必要性を訴えている。

明治中期になると、博物館の内部機能がより検討されるようになり、岡倉天心は蒐集・陳列・考査・教育・出版・模写の重要性を説いている（「美術博物館ノ設立ヲ賛成ス」『日出新聞』1888年）。また、坪井正五郎は、人類学の見地からパリ万国博覧会を見学し、学問領域の分類や陳列品の状況などを報告している（「パリ一通信」『東京人類学会雑誌』43～48号、1889～1890年）。さらに、同氏は“ブリチッシ、ミュージアム”について調べるなかで、開館時間や所蔵品、目録分類についても分析するとともに、人類学の定義を検討している（「ロンドン通信」『東京人類学会雑誌』50号、1890年）。

博物館のハード面である、建築学の視点から神谷邦淑が博物館の原名はイギリスのミュージアムからきており、Mouseion からくるミューゼという女神を祀るところと指摘し、古代西洋の博物館の沿革についても言及する。これを踏まえたうえで、博物館の建築材料や構造、採光に至るまで考察している。その後、鳥居龍蔵が「帝国博物館風俗古物歴史物品陳列方法に就て」（『教育報知』355・357・360号、1893年）、田原榮が「博物館の陳列法」（『讀賣新聞』7月25日～26日、1893年）を発表するなど、博物館活動の骨子である展示の前身となる陳列法について取り上げている。博物館の概念形成のなかで、各種活動を見出し、博物館の存在意義を示していたのである。

先に挙げた坪井正五郎は、人類学資料の収集法ならびに陳列法について、海外の取り組み事例をもとに「品物を見せるというより品物の見せ方を見せる」陳列の考えを示している（「土俗的標本の蒐集と陳列とに関する意見」『東洋学芸雑誌』16巻、1899年）。さらに、坪井は実践研究も発表しており、東京帝国大学理科大学人類学教室展覧会を開催したうえでの評価点、ならびに来館者数を含めて取り上げている手法は、今日の入館者動向分析の嚆矢ともいえる成果である（「人類学教室標本展覧会に関する諸評」『東京人類学会雑誌』

29号、1904年)。その後も、坪井は一貫して人類学的見地から博物館設立の必要性和資料収集、展示法についての検証をおこなっている<sup>10</sup>。

明治後期から大正期に入ると、再び欧米の博物館施設と創設されてきた日本の博物館の比較検証が盛んになってくる。黒板勝美は古文書館の設立を求め、歴史学者としても、歴史資料の永久的保存の必要性を説いている(「古文書館設立の必要」『歴史地理』8巻1号、1906年)。そして、アメリカやイギリス、ドイツなどを歴訪しては、博物館を実踏してまわり、欧米の博物館先進国が所蔵する資料や陳列状況などを報告している(『西遊弐年 欧米文明記』、1911年)。ダイナミックな展示手法はもとより、数多くの歴史ある美術工芸品や各国で異なる博物館構造についても言及をみる。黒板はその後も、史蹟保存の必要性についても論じるとともに、1912(大正元)年の『東京朝日新聞』に投稿している「博物館に就て」(1)～(8)は、海外事情を踏まえてミュージアムの意義から博物館活動、資料管理や研究事業についても詳細に検討しており、総合的な博物館論となっている。欧米の博物館を調査してきた多くの研究者が指摘しているように、黒板も郷土博物館の重要性を説いていることも看過することはできない(「郷土保存について」『歴史地理』21巻、1913年)。

その後、棚橋源太郎らが中心となり設立された日本博物館協会が刊行する『博物館研究』では、当時の博物館の状況を知ることができる。『博物館研究』が創刊された1928(昭和3)年は、まさに博物館胎動期にあたり、時事を含めて博物館の現状や取組事例を紹介している。このスタンスは今日にも引き継がれており、各号で設定されたテーマ論文と博物館界の傾向が詳しく取り扱われている。今日的事業として、『全国博物館総覧』や『全国博物館職員録』などの実務書はもとより、協会として、「国際博物館会議」の日本委員会の窓口にもなっている<sup>11</sup>。これらを通覧すると博物館実務から導き出された理論研究が展開されていることがわかる。その後、1973(昭和48)年に設立された全日本博物館学会では、年に1度の大会のほか研究会がおこなわれ、『博物館学雑誌』が原則として年に2回刊行されている<sup>12</sup>。

『博物館学雑誌』は学会設立から2年後、1975(昭和50)年に創刊された研究誌である。これを通覧していくと、時代ごとの博物館界の傾向と研究史の潮流があきらかとなる。創刊当初は、博物館を歴史的にとらえる論文(伊藤寿朗「博物館法の成立とその時代—博物館法成立過程の研究—」[1巻1号]<sup>13</sup>、椎名仙卓「博物館発達史上における「通俗教育館」の位置」[1巻2号]・「教育博物館の成立」[2巻1・2号])や学芸員養成への提言(新

井重三「博物館学講座の開設と問題点—埼玉大学の場合—」〔1巻2号〕、島田恂「館実習への提言」〔2巻1・2号〕が発表されていた。これにあわせて、博物館創設にあたっての報告もなされている（小島弘義「地方博物館の建設プランニング—その実際的アドバイス—」〔1巻2号〕、新井重三「地域における公立自然史博物館の建設と活動—エメラルドネックレスを例として—」〔3・4巻〕）。

1980年代からは国内にPCが普及したことにともない、展示に映像技術が導入されてきたなかでの実践報告が増えてくる（高井芳昭「コンピュータ利用展示の現状とCAI」〔9巻1・2号〕・「映像展示に関するコンピュータの影響」〔10巻1・2号〕、宇治谷恵「標本資料のコンピュータ・システム—国立民族学博物館を例として—」〔11巻1号〕）。そして、欧米の博物館教育との比較検討や施設紹介が再びおこなわれるようになってくる（新田秀樹「アメリカの美術館における教育活動の現状」〔12巻1号〕、間多善行「ヨーロッパ博物館視察記（I）～（X）」〔13巻1・2号～15巻1・2号〕）。

1990年代には、博物館学構築への動き（榊原聖文「もう一つの博物館学を求めて」〔17巻1・2号〕、水嶋英治「科学博物館のための博物館学」〔19巻1・2号〕、鷹野光行「制度からみた博物館」〔22巻1・2号〕）にあわせて、海外の博物館事例を取り上げた議論が積極的におこなわれる（奥田環「スウェーデンの社会と博物館」〔15巻1・2号〕、里見悦郎「ソビエトの博物館経営について」〔16巻1・2号〕、水嶋英治「フランス科学博物館における教育政策の一側面—ラ・ビレット「科学産業都市」の事例研究」〔20巻1・2号〕、松本栄寿「スミソニアン国立宇宙博物館をめぐる論争—歴史的背景と展示の現状—」〔21巻2号〕）。また、1996年の阪神淡路大震災を受けて、その報告もなされている。なお、博物館の歴史については、椎名仙卓が1980年代から精力的に取り組んでおり『日本博物館発達史』（雄山閣、1988年）、『図解博物館史』（雄山閣、1993年）、『日本博物館成立史』（雄山閣、2005年）などを発表していることを付記しておく。

2000年以降の傾向は、博物館学の系譜（矢島國雄「戦後博物館学の歩み」〔30巻2号〕、高橋雄造「博物館学序説—科学技術博物館を中心として」〔31巻1号〕、山本哲也「博物館学」を遡る）〔33巻1号〕・「博物館学史の編成について」〔37巻1号〕を明らかにする動きや博物館史のなかの個別研究（岩本陽児「木戸孝允の米欧における博物館理解の形成」〔26巻1号〕、財部香枝「1872年の岩倉使節団によるスミソニアン・インスティテューション視察—明治初年における西洋の自然史博物館受容過程—」〔28巻1号〕奥田環「学校博物館の源流—東京女子高等師範学校附属小学校の「児童博物館」」〔31巻2号〕）がおこ

なわれている。さらに、博物館運営（北村美香「博物館における広報活動の実態とその役割—滋賀県立琵琶湖博物館を事例として—」〔32 卷 2 号〕、内藤千紗「地域社会における博物館活動の意義—板橋区立郷土資料館の実践事例から—」〔37 卷 2 号〕、本間浩一「共通チケットによる複数の博物館への関心の喚起について」〔38 卷 1 号〕や博物館教育実践報告と評価（内海崎貴子・福井菜穂子「幼児教育とハンズ・オン—自然史博物館のハンズ・オン展示にみる幼児の活動観察事例分析から—」〔28 卷 1 号〕、西尾円「学校の博物館利用における学習活動の評価：小学校 6 年間で振り返るアンケート調査から、博学連携を追究して」〔33 卷 2 号〕、松岡葉月・安達文夫「歴史展示における利用者主体の学びの検討—「わたしの展示ガイドブック」の分析を通して—」〔35 卷 2 号〕）が展開されている。

以上、年代ごとに研究動向をみてきたが、通年で博物館法に対する論文も散見することができる。また、展示実践は各年代での博物館教育の変遷を示す格好の材料を提示し、これにあわせて、来館者動向や博物館評価についても言及をみる。博物館がいかに地域に受け入れられてきたのかを、具体的数値や基準からとらえようとする動きも出てきている。

各博物館が研究紀要を発刊するようになってくると、実践事例が数多く発表されている。また、調査研究の成果として館蔵品の資料分析がなされ、所蔵館の学芸員でしかおこなうことが困難な成果も発表されるようになってきている。あわせて、学芸員課程が設置されている大学が刊行する紀要では、学芸員教育や養成のあり方、プログラム策定も図られている。これとは別に大学博物館による紀要もあり、先に挙げた地域博物館や大学の学芸員課程の紀要双方の趣旨を取り入れた成果物も刊行されている。また、地域視点に立った博物館論（伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993 年）、博覧会からみる政府の文化行政（國雄行『博覧会の時代 明治政府の博覧会政策』岩田書院、2005 年、『博覧会と明治の日本』吉川弘文館、2010 年）など、その広がりをみせている。

また、博物館を構成する“ヒト”に注目したものとして、博物館の創設に尽力した人物史を取り上げた青木豊編『博物館学人物事史』上下巻（雄山閣、2010 年・2012 年）が刊行され、江戸期の本草学者をはじめ、外国人・お雇い外国人といった、博物館草創期から胎動期に活躍した人物の事績を紹介している。そして、人物の個人研究としては坪井正五郎の生き方にも言及した川村伸秀『坪井正五郎—日本で最初の人類学者』（弘文堂、2013 年）や岡倉天心のボストン時代の活動に焦点をあてた清水恵美子『岡倉天心の比較文化史的研究』（思文閣出版、2012 年）など、たくさんの成果が挙げられている。

以上のように、博物館研究を通覧すると、その研究対象が欧米の事例紹介を中心に展開

されてきた点を特筆できる。『博物館学雑誌』において、1990年代から積極的におこなわれているが、その内容は棚橋源太郎『世界の博物館』（大日本雄弁会講談社、1947年）の域を出るものではない。近年でも、博物館先進国である欧米の事例を紹介した書籍が増えてきており、一般向けを含めた数多くのもものが紹介されている。博物館創設期に至るまで、欧米の博物館のシステムを日本に取り入れようと模索してきた事実への理解は、当然大切なことであるが、これを日本の博物館に導入させ、今日的運用が可能なのかを考える必要がある。

欧米各国、さらには日本の各県・各市においても、歩んできた歴史や文化形成は異なっている。前述したように個別研究の範囲で博物館を分析しているものの、総合的な検証になると管見の限り少なく感じられる。今後の博物館のあり方を歴史的かつ構造的に考察するのであれば、博物館の現状を構成要素である建物・資料・学芸員の視点から検証することが重要である。また、欧米偏重の研究手法も疑問を感じざるを得ず、博物館の今日的意義を検討するのであれば、欧米との比較対象は、日本を含めたアジア圏の文化行政に軸足を置くことも必要であろう。それは、第二次世界大戦で各国が大陸に侵攻し、植民地支配をおこなっていた実態が、政治面にも強く影響を受けていたためである。殊に中国で考えてみても、日本はもとより、香港はイギリスの統治下にあった。今日の文化行政の礎にもこうした歴史的事実が積み重ねられているのである。

また、博物館史および博物館学研究は、実践事例を主におこなっていることも特徴といえよう。一事業の実践事例の紹介は、取り入れるべき参考の一指標とはなり得るものの、普遍的な意義を見出すことは困難である。それは、博物館の種類はもとより、実施された時期や社会状況、地域環境や対象者などによって、その効果も限定的になることはいうまでもない。各館でおこなわれている実践事例は、“報告”の域に留まる傾向もあり、これを解消するためには多くの実践事例を集約し、それを多面的に分析した上で相対的な意義を見出すことが不可欠といえよう。博物館学研究の単独的事例検討から、課題、そして解消を含めた新たな価値を創出する分析が必要なのである。

これらの問題点を踏まえたうえで、本論では博物館を構成する“ハコ”（建物・施設）・“モノ”（資料・作品）・“ヒト”（学芸員・研究員）について、歴史学の立場からその変遷に迫っていった。また、これまでの欧米偏重にあった博物館研究とは異なり、中国や韓国を包含して、アジアの文化行政という領域のなかで、日本との比較検討をおこなっている。そして、近年、設置が進んでいる大学博物館を分類や機能、学芸員養成のあり方からその必

要性を考えていった。さらには博物館産業を含めた“博物館界”のなかで、各々がどうあるべきか事例をもとに分析していった。大学博物館については、西野嘉章『大学博物館』（東京大学出版会、1995年）が発表されているが、本書により東京大学での実践事例をもとに、将来のあり方にも言及をみる。本書では、最新の大学博物館の取り組み例を分析し、そこから見出せる館種や業態を越えた“連携”の重要性と課題について多角的に検証していった。

本論はフィールドワークに基づく成果であり、実際に地域博物館や大学博物館を訪れ、主要な博物館からは担当者からヒアリング調査をおこなった内容を含んでいる。博物館および博物館学では、インターネットや郵送による対面によらないアンケート調査をもとにした研究論文が散見される。歴史学研究に従事する筆者にとって、現地へ赴いての実際におこなうヒアリング調査、施設見学は必要不可欠と考えている。

近年、インターネットの普及もあって、我々は現地へ行かずにある程度の情報が得られる環境にある。事前調査としては、非常に有効であるものの、実際に訪れなくては真の博物館調査とはいえないだろう。また、アンケート調査の有用性は理解しているが、作成者の意思に、協力者が誘導される危険性もある。そこで、現地を訪れることにより得られる感性とヒアリングによる実証性、博物館だけにとどまらず地域社会に根ざしている公共性や地域性も含めて、総合的に検討していった。日本の博物館を軸としながら、欧米、中国、韓国における博物館を比較検討していくことで、今後の博物館界の目指すべき姿を提示していければと考えている。

なお、本論は筆者が2014年に昭和堂から出版した『歴史のなかのミュージアム—驚異の部屋から大学博物館まで』をもとに、その後に調査した成果に加筆したものである。博物館理論を、いかに実学に転換させるか。“実践的博物館学”という研究テーマを設定し、これまで筆者が取り組んできた具体的事例から、今後の博物館、ひいては学芸員養成のあり方について検討していったものとなった。

## 第2章 本書の構成

本書は4部構成で、博物館の構成要素である“ハコ”・“モノ”・“ヒト”の観点に立脚したものとなっている。これに、“モノ”に価値を見出し、“ヒト”を育成する直接的機関で

ある大学博物館からの視点を加えた、今後“博物館界”のあるべき姿に迫っていった。そこで、本論に先立ち、各章の概要を示しておきたい。

第1部「博物館—沿革と都市形成」は、4章構成である。博物館を時間軸のなかで歴史的にとらえ、その成長過程を多面的に検討したものである。また、歴史的に分析したことにより、今後、どのような文化的政策、博物館活動が可能なのか現代的意義を提起していった。

1章「海外の博物館」では、西洋で誕生した博物館の沿革を取り上げるとともに、これを巡見し調査してまわった日本人の視点から、19世紀の西洋の博物館・美術館の態様について検討した。西洋の博物館の前身は、特定階層による資料の収集、これにともない保存・管理する施設がつくられたことにある。これは、“驚異の部屋”と訳されるヴンダーカンマーなどに起因し、これが展示、そして教育を取り入れたことにより博物館化した過程である。19世紀に渡英、渡米した日本人たちはまさに一定水準に達していた欧米各国の博物館であって、博物館活動はもとより、コレクションや職員体制、展示手法、大衆の博物館利用などについて、多岐にわたって調査していた。その実情を日本に伝え、これから目指すべき日本の博物館像を模索していったのである。その姿は、かつての前近代の日本が中国の体制に倣って国家的成長を遂げてきたように、博物館活動を含む文化行政は、先進国であった欧米諸国に模倣する動きをとっていたのである。

第2章「日本の博物館史」は、博物館活動の前身である薬品会に焦点をあて、活動の端緒から、会の時代的変遷、さらには公衆に受け入れられていった過程について取り上げた。博物館創設以前、日本では博物館活動である“展覧会”形式の催事を定期的におこなっていた。これに積極的に従事したのが、当時の博物学者にあたる、本草学者たちである。前近代において、施設ありきではなく、博物館活動が前提にあり、その開催形態も本草学者個人により実施されていたものが、権威のある伝統的社寺の境内や門前で開催、その活動実績や評価を得たことから医学館等の官営施設でおこなわれるように変遷したことを指摘した。なお、官舎などでの催事のいっぽうで、本草学者らによる個人の薬品会も引き続き開催されていることはいうまでもない。これらの催事は、①研究成果の発信、②スポンサーの獲得、③資料の輸送体制の構築、④広報・宣伝活動、⑤記録媒体（図録）の作成といった今日の博物館活動の一連の事業を、既に展開していたことを明らかにした。こうした活動を経て、明治時代になると博物館創設へと舵をとることになるが、“ハコ”の創出以前には、“ヒト”（＝本草学者）を中心とした活動が基底にあった。そうした活動が次第に

多くの人たちに受け入れられていったことが、博物館の必要性を公衆も認識するようになり、各地で建設されていくことになったのである。

第3章「博物館事業の形成」は、世界的規模として開催された万国博覧会が、各国に与えた影響、そして開催にあたっての文化行政と政治との関連性について取り上げた。また、日本も万国博覧会に参加するが、これが日本の博物館事業にどのように反映されたのかについて検討していった。産業革命をうけて、“産業”の祭典の性格が当初強かった万国博覧会であるが、催事としての性格上、“美術”の要素も取り入れた、まさに華やかなものとなっていた。ここには各国で生まれた芸術性を競い合うことはもとより、所蔵品などにより自国のアイデンティティを誇示する動きもあった。そうした一連の動きのなかで、政治・外交上の舞台としても万国博覧会は活用されていたのである。日本も当時先進的な産業技術、芸術作品が出品されていた催事に参加したことにより、大きな影響を受けることになる。日本の伝統技術を発信することができたとともに、近代産業技術の日本導入を図ることができたのである。あわせて国内産業の強化に努め、内国勸業博覧会を開催し、県単位で各産業の競争力を煽ったのである。こうして、万国博覧会へ参加したことを通じて、文化事業の重要性も再認識されるようになり、国立博物館創立につながったのであった。

第4章「ミュージアム都市論」では、博物館が各地で創設された現状に鑑みて、都市との関係から、どのような発展があったのかについて検討していった。ここには、日本国政府として積極的に取り組んでいる世界遺産との関連、地方自治体の文化財行政を含めて、史跡や文化財を活用したミュージアム都市という概念にたって検証をすすめていった。国策として文化事業に取り組む最たるものが世界遺産であるが、その実態運用は地域自治体が追うことが多い。とすれば、正確な歴史的価値付けと保護体制を構築しておくことがなによりも肝要であり、これは史跡や歴史的建造物を博物館化している自治体にも同じことがいえる。また、近年、各自治体がおこなっている“街づくり”は、結果的にミュージアム都市化を促している。本論では高知市と富山市、境港市を事例に検証したが、共通したミュージアム都市要件として、展示施設の充実はいうまでもないが、①学術的位置付けがなされていること。②基幹交通網(=JR駅)を中心としていること。③官民連携、およびボランティアなどの積極活用があることを指摘した。いずれも博物館という施設を拠点とした都市化をすすめていること、さらに広報PRも重要な要件であることを挙げた。

第2部「資料—概念と法制度」は4章構成である。ここでは、“モノ”から“資料”化する過程を歴史的、概念的に考察した。また、資料の創出と博物館の関係性を今日の法制度

から分析し、文化財保護の関連法規の国際性についてもあわせて言及した。

第1章では、江戸時代の薬品会を描いた『尾張名所図会』の絵解きを通じて、当時の展覧会の様子を詳しく分析した。これにあたり、①出品資料②展示空間③来場者の様子といった3点から分析していき、日本の博物館の原型を明らかにした。ここで出品されている資料は、本草学の域を出たものであり、人文科学を包含した自然科学全般といったまさに“博物学”の様相を呈していた。また、海獺皮といった時宜に合わせた資料を出品しており、大衆の興味関心にあわせた内容となっている。このように珍品を陳列している姿は、まさに西洋のヴンダーカンマーに通じるものとなっており、西洋の進んだ博物館化の一方で、日本は驚異の部屋の要素を残しながら、展覧会をおこなっていたのである。しかし、この資料を見入る見学者の表情からは満足感が伝わり、博物館に成熟しきれていない医学館活動も、当時の人々に受け入れられていたことがわかるということを指摘した。

第2章「博物館資料の創出」は、モノや個人コレクションが博物館資料となるまでを、歴史的に考察するとともに、当時、資料的にみなされていないものが、今日的な評価を得て、博物館資料となる過程を明らかにしていった。日本では正倉院に収められた文物がコレクションとしての最初期になる。また、江戸期に数多くつくられた「国絵図」、当時の行政文書である「長崎奉行所関連文書」など、現在、国指定重要文化財となっているが、これらは、現代の研究者が文化財的価値を与え、今日に至っている。あわせて、長崎奉行が管理していた「踏絵」を事例に考えてみると、外国人から珍奇な品としてみられ、まさにコレクションの対象となっていた。日本にとっては、江戸幕府の行政資料そのものであって、両者の中で資料認識に差異が生じている。また、日本国内においても、長崎県令は過去の遺物として歴史資料として考えていたものの、明治政府は外交の妨げになりかねない行政資料という認識をもっており、国内でも“資料”という概念が異なっており、統一化されてない不安定な状態にあったことを明らかにした。

第3章「博物館資料の形成」は、前章で取り上げた博物館資料に関連して、博物館の増加が、新しい資料を生み出すことになった実態を取り上げたものである。その代表的な事例として、企業博物館の誕生と、これにともなう資料の多角化について迫っていった。サントリーや出光といった、企業博物館が貴重な文化財を収集してきた歴史もあり、これを博物館として広く開放されていることがある。他方で、これまでの歴史や民俗的、そして芸術的視点からの価値付けと異なる、“モノ”に対して新たな価値の創出がおこなわれた。自社製品の変遷を示す商品さえ、企業博物館にとっては貴重な資料であり、博物館法に従

えば「産業」資料にあたる。また、企業博物館により収集された資料は、効果的に博物館施設で展示されており、従来の博物館活動とは一線を画した事業として進化した形態ともいえる。新たな博物館の誕生は、これに呼応するように資料の創出、そして形成をもたらすことになるのである。

第4章「法律にみる文化財」は、現行の文化財保護法（昭和25年制定）に至るまで、日本にどのような文化財に関する法律があったのか。あわせて、西洋や中国、韓国の同類の関連法規と比較しながら、各国の文化財保護に対する法規と取り組みについて明らかにしていった。日本は1871（明治4）年の「古器旧物保存方」が文化財保護法の端緒であり、宝物調査にあわせて保護もおこなわれている。そして、1897（明治30）年に「古社寺保存法」、1929（昭和4）年には「国宝保存法」が制定されている。これは、保存対象の適用範囲を広げることになり、国家として重要な文化財の保護を、全面的に支援するようにシフトしてきている。社寺で保存されていた貴重な文化財から、これに限らず保護対象としたことには、その時々国内情勢を反映していた。明治初期の廃仏毀釈運動を受けて保護法を定めたが、文化財の海外流出の危機感から、あらゆるものをその対象としたのである。これは各国共通する動きであって、近代国家として、文化財保護はひとつの指標にもなっており、越境した際の国際的取り決めも条約化されているのである。文化財保護法に関連して、博物館の法整備もおこなわれており、文化財資料と博物館は渾然一体として認識されていることを指摘した。

第3部「学芸員—博物学者から学芸研究職」は、4部構成からなる。前述の博物館史を踏まえたうえで、その画期となるときには重要な人物の存在があった。また、今日の博物館事情を考えれば、学芸員のみならず、多くの支援者の存在があり、博物館活動を支えている。そのため、今日置かれている博物館人材という大きな枠組みの視点にたって、学芸員の推移を検討していった。

第1章「博物館史のなかの人々」は、本草学を系譜とする研究者、そして本草学者から博物学者へと転換する明治初期活躍した政治家・研究者、さらには博物館の創設に尽力したお雇い外国人から10名を取り上げた。彼らの事績をみると、博物館を形成するに欠かせない原動力として活躍していたことがわかる。今日の学芸員としての調査研究能力、催事を開催する企画力や調整力、さらにこれを記録する出版物の作成という一連の基本業務は、江戸時代の本草学者たちが既におこなっていた。さらに彼らによって、公衆にも広く開放されたことから、博物館施設の必要性が研究者以外にも広く醸成されており、明治時代に

博物館の創設を後押しすることになった。明治政府は資料の保護にあわせて、本格的に博物館創設に動くことになる。本論で取り上げた佐野常民や町田久成、坪井正五郎などは一部に過ぎないが、欧米の博物館事情にも精通し、万国博覧会などへの参加を通じて政策提言していった。彼らは博物館の機能や役割についても言及しており、まさに近代博物館の布石となった。こうした博物館事業、文化事業にあたって、明治政府へ助言し、実現させていったのがお雇い外国人である。万国博覧会へ日本が参加するにあたって、どのような資料を出品するのか、これにあわせて資料の収集方針、コレクション形成など、日本へ博物館の必要性とその運営方針について深く関与していた。まさに博物館草創期には、彼らの存在は無視することができなかつた。こうして国内外の研究者らによって、日本の博物館は進展してきたのである。

第2章「棚橋源太郎の博物館学」は、“博物館学の父”や、“日本博物館の育ての親”とも称される棚橋源太郎の事績から、彼が日本の博物館に与えた影響やその方向性、そして今日の博物館のあり方を検討したものである。棚橋源太郎はそもそも教員畑を歩んでおり、兵庫や岐阜などで教鞭をとっていた。さらに、高等師範学校教授となると、1909年（明治42）年にドイツ・アメリカの留学を命じられる。帰国後、東京教育博物館館長にも命じられるが、これは留学経験を買われた人事であった。専任の博物館員となると、1925年にはフランスへ留学する。この時に、欧州の博物館調査をおこなっており、博物館先進国の現状を目の当たりにする。所蔵する資料はもとより、日本でおこなわれている博物館活動の差を痛感した棚橋は、アメリカの博物館をモデルケースとして導入しようとした。アメリカには地域にも博物館が普及していることから、日本でもこれを取り入れるように尽力する。日本で成果が出てくると、これを組織的に支援することの必要性を感じ、日本博物館協会の前身である「博物館事業促進会」を発足している。棚橋の事績をみると、教員視点にたちながら、学校教育とは一線を画した博物館教育の重要性を説いている。実物教育、直観教授という、博物館のレゾンデートルを見出し、その普及に努めたのである。

第3章「変化する学芸員」は、国家資格として学芸員制度がつくられる以前から、今日に至るまでの変遷過程をみるとともに、現状課題の解決策について提示したものである。また、各国の学芸員制度を取り上げるなかで、日本の学芸員制度が今後、どのようにあるべきなのか見出していった。学芸員制度成立以前は、本草学者がその役割を負っていたが、今日の“展示”をツールとした教育を展開する研究者としては一線を画すものであった。これには“陳列”と“展示”が相違点であって、換言すれば、本草学者による陳列行為が、

博物館学芸員によって展示行為に転換されたのである。2012（平成24）年から学芸員課程が博物館法改正にともない新課程へと変わった。単位数の増加にともなう専門性の追求が背景にあらうが、これが学芸員雇用には結びついていない。さらに、学芸員の非正規化が年々続いていることもあって、抜本的な改正とはなっていない。また、イギリスやフランスなどは学芸員制度が設けられているものの、同じアジア圏の韓国では職務経験や学歴にともなった階級制がとられているなど、日本の学芸員制度への導入も検討する必要があることを指摘した。

第4章「博物館産業とその周辺人材育成」は、学芸員が展覧会を開催するまでのノウハウを提示するとともに、企画段階から展覧会を形にしていくまでの裏舞台を紹介していった。あわせて、博物館に関連する産業の存在も指摘し、近代博物館に欠かせない博物館産業の役割と、学芸員以外の博物館支援者との“協働体制”について検討していった。博物館活動の原則は実物資料による展示が根底にある。なかには借用しなければならない資料もあり、資料の事前調査が展示を左右することになる。また、その資料をより良く“魅せる”ためには博物館産業の協力が必要で、来館者に展示意図を効率的に伝える工夫をおこなっていく。また、近年、学芸員の多忙化もあって、博物館支援者の養成も急務となっている。来館者への対応はもとより、資料保護の観点からも多様な活動が展開されている。こうした現状は、近代博物館が創出した新しい博物館運営のスタイルといえよう。これにあわせて、産業・官業・学校の連携形態にも言及し、具体的実践事例からこの取り組みから生まれる効果について検証した。産業としては自社PRと地域還元、官業としては住民サービスの向上、教育機関との関係構築、学校は学術情報の発信と大学広報と効果があり、“社会貢献”という共通の理念のもと、トリプル・ウィンの関係にあることを示した。

第4部「大学博物館総論—知の拠点と学芸員養成」は、4章構成である。日本の大学博物館の沿革をはじめ、活動からみた運営形態の分類、さらには大学博物館の展示活動や教育プログラムについても検討したものである。また、イギリスとアメリカ、中国、韓国の大学博物館の変遷と活動実態について取り上げていった。西南学院大学博物館で実践している博物館活動と連携事業から大学博物館に求められている役割と将来的役割について分析していった。

第1章「日本の大学博物館史」は、小石川御薬園に系譜をふく東京大学大学院理学系研究科附属植物園（小石川植物園）が、建物施設としては、モースが設置した東京大学理学部博物場が大学博物館の端緒である。その後、私立大学でも設置されるようになるなど、

広く普及することになるが、その画期となったのは、1996（平成 8）年の「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）－学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について」が発表されたことである。これにより、国立大学で大学博物館の設置が相次ぐことになり、学術標本たる資料収集、一元管理化が図れるとともに、「社会に開かれた大学の窓口」として活動していくことになった。しかし、先のユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）」は、課題も残しており、そのなかでも次世代の学芸員養成についてあり方は再検討の余地を残している。大学博物館は学内にある直接的な学芸員養成施設であるという視点が欠如しており、その結果、統一的な大学博物館活動の母型を築くことができなかつたのである。各大学の学則に従った博物館運営がなされたことから運営・活動の多様性を生んでおり、未だ未成熟な大学博物館も多いことを指摘した。

第 2 章「海外の大学博物館」では、イギリスとアメリカの大学博物館、そして中国、韓国の大学博物館の沿革を、棚橋源太郎の調査事例などをもとに明らかにした。また、大学博物館の今日的取り組み、教育プログラム、そして、学芸員養成についても分析していった。大学博物館は欧米ではいち早く設立されており、最初期はイタリアのピザ大学の植物園である。その後、各国に広まっていったが、伝統大学であるほど、多くのコレクションを収集し、これを教育活動に転換してきた。大学教員はもとより各界からの著名人により寄贈を受け、博物館活動の母体を支えたのであった。中国は学芸員制度がないことから、外部に向けた教育展開をすることが多い。しかし、香港ではイギリス統治下の時代があったことから西洋の博物館事業と類似した取り組みをおこなっていた。韓国では日本統治下の影響があったことから文化財行政にその影響を受けており、大学博物館に至っては、地域博物館が不足していた状況を受けて、その役割を担って地域の文化施設として機能していた。また、大学設置基準の義務的設置となったこともあって、急速に数を増加させることになる。韓国には学芸員に相当する学芸士の階級に関与する経歴対象機関となっている大学博物館もあるなど、韓国の博物館界で欠かせない存在となっていることを明らかにした。各国、文化財行政や歴史的背景、大学設置基準等によって、大学博物館の学内外での位置付けには相違が生じていたことを明らかにした。

第 3 章「大学博物館教育と連携活動」では、学芸員資格課程で必須となっている博物館実習について、現在おこなわれている館外実習の現状と課題について、各地域博物館でのヒアリング調査をもとに考察していった。また、大学博物館がおこなう博物館実習における必須条項や博物館活動の多角化として、“連携”事業について、その効果と問題点について

て言及した。博物館実習は、教職課程での教育実習に相当する。教育実習で授業を担当するように博物館実習では展示業務、ひいては企画展開催することが求められることを指摘した。また、博物館実習は受け入れ館によって、その教育内容がさまざまであることから、ある程度の教育内容の統一性が求められるとともに、大学博物館がフォローする体制が必要である。大学博物館で一貫した博物館実習をおこなうことで、一定の水準を確保することができるが、これに担当する教員のスキルが課題となる。学芸員としての実務経験がない教員による博物館実習は机上の空論となりかねず、地域博物館が求める学芸員養成とはギャップが生じてしまう。そのため、しかるべき人員確保と配置が、大学側に求められるのである。また、大学博物館が設置されて長くないことから、多くの人にその存在が周知されているとはいえない。そこで各大学博物館には、外部向けの展示事業が必要であって、その効果的なものが他館との連携事業である。複数館による連携事業は広報的には有効であり、開催館においては博物館教育の充実にもつながる。連携形態によっては展示内容の質の向上はもとより低下もありえるため、テーマ設定の重要性を担当学芸員が認識しておく必要がある。学内としては教育施設、学外には社会教育施設としての性格をもつ博物館が果たすべき役割は今後、大きくなっていくことを指摘した。

第4章「地域博物館と大学博物館」は、運営主体が異なる両博物館が果たすべき役割を検討したものである。共通する理念のもと、活動の対象や教育形態の相違点を明らかにしていった。また、両博物館が収集する資料の相違とともに、失われかねない資料を救出することに、博物館としての意義があるということについて言及した。両者は社会貢献や文化拠点といった共通点をもっているものの、根本的な相違は、“対象”に見出される。地域博物館が県立であれば県民であって、市立であれば市民を、大学博物館は在籍学生や保護者等が第一義的な教育対象者になる。また、教育形態も生涯教育が学生教育かという点で異なっており、それが両者が相互に存在し得る理由であると指摘した。資料に関しても地域博物館では取り扱われないものが、大学博物館では学術標本として保存されることもある。いわば、資料となったものが地域博物館に収蔵されるとすれば、大学博物館では資料“化”されるものが管理・保管されている側面もある。こうしたことにより、地域博物館と大学博物館は決して淘汰されるものではなく、共生する存在であることを理論的に検証していった。

以上のように、本書は理論と実践の両面から検証していったものである。歴史学的手法にのっとり明らかにしていったとともに、フィールドワーク、ヒアリング調査をもとに

実証していった。従来の博物館学分野に従事してきた研究者たちがおこなってきた理論重視の研究スタイルではなく、実証史学に基づく概念形成と実践に活かせる理論構築を目指していった。こうした成果をもとに博物館活動としてプログラム化し、これを西南学院大学博物館で実践している成果を集約した。本研究成果は、大学博物館だけではなく博物館産業を含めた“博物館界”に関することであり、これからの博物館がどうあるべきか。そして大学博物館が果たすべき役割についても明らかにし、現職学芸員や学芸員課程を担当する教員、さらには博物館学芸員を目指す学生や大学院生らに手にとってもらい、将来に向けての一助となればと考えている。

---

註

- <sup>1</sup> 文部科学省生涯学習政策局『平成20年度日本の博物館総合調査報告書』（日本博物館協会文部省委託業務）5頁。
- <sup>2</sup> 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』（吉川弘文館、1993年）2頁。なお、本書において伊藤氏は4500館にも増えた博物館の総入館者は3億人以上を想定できるようになってきたと指摘し、実数としても博物館ブームを裏付けている。
- <sup>3</sup> 西野嘉章『モバイルミュージアム行動する博物館－21世紀の文化経済論』（2012年、平凡社）。指定管理者制度は複数館を束ねて経営してはじめて、スケールメリットによる多少の収益が見込めるといった程度の「果実」に過ぎないものの、3～5年という中期的经营戦略を建てられるメリットもあると指摘している（同書115～116頁）。
- <sup>4</sup> 安高啓明「非常勤学芸員に関する諸問題」（『博物館研究』Vol143 No11、2009年）。
- <sup>5</sup> 笠原一男編『日本史における価値観の系譜』（評論社、1972年）22～24頁。
- <sup>6</sup> 梅棹忠夫『メディアとしての博物館』（平凡社、1987年）23頁。
- <sup>7</sup> 『西洋事情』は福沢諭吉がヨーロッパに滞在していた一ヶ年に多くのところを巡見した際に留め置いた記録とともに、「横文の諸書」を参考にして著述したとしている（『福澤全集緒言』時事新報社、1897年）58頁
- <sup>8</sup> 青木豊編『明治期博物館学基本文献集成』雄山閣、2012年、5頁
- <sup>9</sup> 「郵便報知新聞」は政府の法令や通達、全国各地、東京府下の出来事を「郵便」で読者に送り「報知」する目的で創刊されたものの、読者大衆は東京府下を中心とした犯罪、情痴事件の雑報などに関心を寄せていたと指摘をみる（本田康雄「報知から雑報へ－明治初期の新聞記事」『学校法人佐藤栄学園埼玉短期大学研究紀要』13号、2004年、160頁）。
- <sup>10</sup> 坪井正五郎（1863～1913）は人類学者であるとともに考古学者でもある。坪井正五郎の事績については、考古学の観点からは斎藤忠編『坪井正五郎集』（『日本考古学選集』2巻・3巻 築地書館、1971年・1972年）があり、人類学からは川村伸秀『坪井正五郎－日本で最初の人類学者』（弘文堂、2013年）がある。
- <sup>11</sup> 水藤真『博物館学を学ぶ－入門からプロフェッショナルへ』（山川出版社、2007年）170頁。また水藤氏は、博物館の団体として公益財団法人日本博物館協会、博物館学の団体として全日本博物館学会を挙げている。
- <sup>12</sup> 全日本博物館学会は、博物館に関する調査研究を進め、博物館学を振興し、その進歩・進捗に寄与すること。そして、研究成果の利用・普及を目的として、1973年8月に日本

---

で初めて博物館に関する学会として設立された。

- <sup>13</sup> 伊藤寿朗（1947～1991）は「博物館問題研究会」を発足するとともに、「全日本博物館学会」の創設にも参加する。博物館実践とその理論化を進めた人物である。法政大学卒業後、財団法人野間教育研究所の所員などを経て東京学芸大学助教授となっている（青木豊・矢島國雄編『博物館学人物史』下 雄山閣、2012年）。

## 目 次

序論	1
第1章 先行研究と問題提起	3
第2章 本書の構成	9
第1部 博物館—沿革と都市形成	19
第1章 欧米の博物館—博物館の起源と進化	19
第2章 日本の博物館史	34
第3章 博覧会から博物館へ	50
第4章 ミュージアム都市形成論	64
第2部 資料—概念と法制度	85
第1章 薬品会にみる展示資料	85
第2章 博物館資料の創出	95
第3章 博物館資料の形成—企業博物館の誕生	104
第4章 法律にみる文化財	112
第3部 学芸員—博物学者から学芸研究職	132
第1章 博物館史のなかの人々	132
第2章 棚橋源太郎の博物館学	143
第3章 変化する学芸員	153
第4章 博物館産業とその周辺人材育成	162
第4部 大学博物館総論—知の拠点と学芸員の養成	175
第1章 海外の大学博物館	175
第2章 日本の大学博物館史	194
第3章 大学博物館教育と連携活動	212
第4章 地域博物館と大学博物館	229
終論	241

## 第1部 博物館—沿革と都市形成

### 第1章 欧米の博物館—博物館の起源と進化

西洋の博物館・美術館は、王侯貴族や研究者、富裕層などが個人的なコレクションとしてさまざまなものを収集し、保存していたことを起源とする。これはルネサンス期にまで遡るもので、資料・作品という“モノ”、これを保存する“ハコ”、収集・管理する“ヒト”があって初めて博物館が成立する構成要素の原点ともいえる。また、伝統的な教会や寺院などをはじめとする宗教施設が信仰の対象物を有するほかに、著名な絵画も所蔵しているように、古来の宗教儀礼で使われていたものや聖具、墳墓の副葬品なども、今日、文化的・学術的価値を見出され、コレクション化したことも博物館の系譜のひとつである<sup>1</sup>。前者を個人による故意的な収集とすれば、後者を組織的かつ必然性に基づくコレクションとなろう<sup>2</sup>。これにあわせて、非西洋世界の産物をコレクションしていくことで、西洋文化の枠組みの中に嵌め込み、博物館や美術館が成立することになった<sup>3</sup>。

コレクション化の背景には、生活にゆとりができた社会背景と知的好奇心の高まり、そして学術的向上が各層への収集熱をかき立たせたという事情がある。特に私的コレクションの形成は、ルネサンス期のイタリアから始まり、北方・西方にまで広がりを見せた。例えば、イタリア・フィレンツェの富豪メディチ家は、銀行業が軌道にのると、政界にも進出する典型的な中世の特権階層である。そして、メディチ家はレオナルド・ダビンチやミケランジェロ、サンドロ・ボッティチェッリなどの芸術家のパトロンとしても知られる。メディチ家は、個人的な収集とともに、芸術家の支援を同時におこない、美術的価値のある作品を創出する後方支援もしていた。美術品収集と芸術家育成は、“コレクション化”に非常に有効だった。

メディチ家が収集していった美術品はしかるべき管理がなされていた。邸内の広間(sala)や控え室(anticamera)、個室(camera)、書斎(scriptorio)などに、宗教絵画をはじめ、肖像彫刻や裸体彫像、地図などが混在して陳列されていたようである。ここには古代美術の収集家として、そして芸術制作のパトロンとしてのロレンツォ・デ・メディチを象徴するコレクション群となっている。集められた資料を“展示”する動きも生じてくるようになり、これにあたっては、コレクションに新たな意義を創出している。例えば、15世紀には、宗教的機能をもつ「祈念図像」として絵画を集めてメディチ家は主に陳列していたが、

15世紀末には蒐集・陳列の対象としての新たな価値を見出し、これに政治的メッセージが込められた部屋が存在していたことが指摘されている<sup>4</sup>。

これらのコレクションは、美術作品だけにとどまらず、自然科学の分野を含む“珍奇”なものにも及んでいる。これを大別すれば、人工物 (art) に対する自然物 (nature) という相反する資料を収集していたのである。これらを収納し陳列していた場所が、今日の展示室につながっており、その呼び名は各国でそれぞれ異なっている。下記の表は、イタリア・ルネサンス期にあった、いわゆる珍品部屋である。これがドイツ語圏に広がり、ヴンダーカンマー、クンストカンマーなどといった名称が誕生したのである。

表 博物館の前身となる部屋の呼称

原語	訳語	国名
キャビネット	戸棚	イギリス
ヴンダーカンマー	驚異の部屋	ドイツ・オーストリア
クンストカンマー	芸術の部屋	ドイツ・オーストリア
クンストカメラ	芸術（稀少品）の部屋	ロシア
ステュディオオーロ	書斎	イタリア
キャビネ	戸棚	フランス



フェッランテ・インペラート『博物宝典』（町田市立国際版画美術館蔵）  
「フェッランテ・インペラートの陳列室」

これらのなかからいくつか具体的にみてみると、16世紀末にナポリにあったフェッランテ・インペラート (Ferrante Imperato) の“Museo”をみれば、部屋中、所狭しと陳列物が並べられている様子がわかる。天井の海中生物のなかにワニが置かれており、鳥の製や書籍類もみられる。ワニは魔除けの意味があったとされるように呪術的にも扱われた。そして、今日の展示室というよりも、“収納空間”として仕上がっているといえよう。扉の開閉もさまざまあるようで、そのなかには器物が整然と並べられている。

そもそもコレクションを収納するための特注戸棚をキャビネット (cabinet) とよんだ。そしてここから転じて、戸棚を備えた空間全体をキャビネット＝“cabinet of curiosity”となったのである。収納範囲が個から空間に広がり、陳列室へと進展したのである。

また、王侯貴族の宮殿や高位の聖職者たちの邸宅には、クンストカンマー (Kunstkammer) と呼ばれる美術室が設けられる。クンストカンマーはその語源のように、クンスト (芸術) といった、人工物 (art) を中心に陳列している。イタリアでは“ステュディオオーロ” (書斎) と呼ばれ、その表現から書籍類を収納していた部屋ということになるだろうが、転じて芸術陳列室、小宇宙を体現する様相を呈するようになった<sup>5</sup>。

「驚異の部屋」や「不思議の部屋」とも訳されるヴンダーカンマー (Wunderkammer) は、ステュディオオーロを継承した珍品奇物の保管室および陳列室である<sup>6</sup>。上流階層の個人収集家の間では、世界各地の珍しい博物標本類を自宅で公開することが流行したが、これはまさに近代博物館の母体ともいえるものである。ヴンダーカンマーの場合は、自然物を主とし、オレ・ウォルムの「驚異の部屋」をみても、さまざまなはく製品が陳列されていることがわかる。

クンストカメラ (Kunstkamera) は、「驚異の部屋」に由来するが、その始まりは、ロシアのピョートル1世が1714年に創設した陳列所である。その後、収集数が膨らんできたこともあって、今日のバロック様式を取り入れた建造物が1727年に完成するが、このときは、人工物や自然物、さらに稀少かつ珍奇なものを収集し、これらを所蔵するために新設されたのである。これにより、皇帝のコレクションの幅が広がることになり、“部屋”から発展して“博物館”となった事例といえよう。

ロシアにクンストカメラ博物館があるように、今日にもヴンダーカンマーは現存している。イタリアのポッジ宮殿博物館、ドイツのヴァルデンブルグ博物館、オーストリアのアンブラス城やサルツブルグ大聖堂博物館などである<sup>7</sup>。ヴンダーの語源を維持したこうした博物館は、まさに今日に知ることができる“奇跡”といえる。

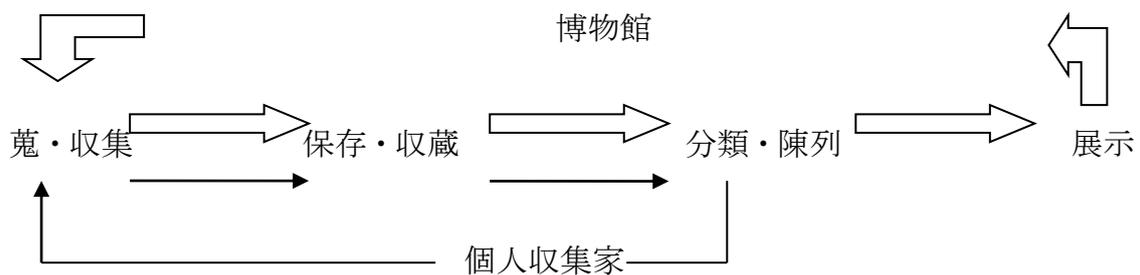
このように幅広い収集品を集めることができた背景には、大航海時代の訪れも背景にあるだろう。自国内だけではなく、海外からの収集は、まさに航海技術の発展に寄与するものであった。つまり、物流構造の革命が、コレクションにも多様性を生じさせたのである。先に触れたメディチ家のように、優れた芸術作品などの人工物（art）を求めるものもあれば、フェッランテ・インペラートのように自然物を好んで集めるコレクターも出現した。さらには、双方を蒐集するものもあらわれ、そこには“モノ”に魅せられたコレクターの存在があった。珍品奇物を集めるには、それだけの財力も必要であり、一部の上流階級では、趣味の要素が強かった。未知の文物の発見は、まさに秘匿のコレクションにもなっていた。他方、コレクター同士での交換、さらには売買取引もおこなわれると投資目的で収集する動きも出てきたのである。

彼らが集めた“モノ”の概念は、「人工物」と「自然物」に大別されるが、資料から考えると、人工物=art=美術作品であって、自然物=nature=鉱物ということになる。ところが、ヴンダーカンマーの絵を見ると、はく製品が数多く並べられていることがわかる。はく製品は、「人工物」や「自然物」の要素をもった、いわゆる「中間産物」（=staff）である。そして書籍類は、美術作品ではない人工物として蒐集されていった。このように個人収集家によって資料が幅広く集められた結果が、資料の保護につながり、それが今日の博物館の原型を築いたのである。

多くの財力を傾けて収集したコレクションは、外向きの公開の場を設けるまでに至る。コレクターとしての自負や同業との競い合いの性格もあつたのであろう。また、公開することによって、さらなる好奇心を高め、所有者からすれば優越感をもつことになり、収集熱に拍車をかけることにもなった。これと同時に、コレクション化にあたって研究するようになり、さらにその対象を広げる動きも生じてきた。

一流階級の嗜好、そして研究者らによる調査対象として国や分野を越えてあらゆるものが蒐集されていった。秘匿のコレクションが公開されるようになった動きは、まさに近代博物館としての胎動を意味している。ヨーロッパでは1565年にザムエル・フォン・クヴィヒェベルクによって『広荘なる劇場の銘』が発表される。これは最初の博物館理論書とされ、蒐集品を収蔵する施設としての劇場（中庭と吹き抜け空間をもつ大きな楕円形劇場）を構想したものである。あわせて図書館や印刷所なども、劇場の普遍性を補う附属施設として備えるべきとしている<sup>8</sup>。博物館・美術館運営の基本的なスタイルが、資料の蒐集と保管、そして、研究、公開であるということを考えれば、16世紀の博物館もこれらを十分

備えていたといえるだろう。収集すると、次に保存する空間が必要となる。保存していくとさらに、収集資料の分類整理がおこなわれ、陳列していくことになる。陳列した結果、何らかの意図をもった展示（メッセージ性を込めた表現方法）をおこなおうと進歩してきた。つまり、従来の“ハコモノ”施設から博物館機関へと進展した結果といえるであろう<sup>9</sup>。こうした過程を経たものが、今日の近代博物館であり、その系譜なのである。これを図式化すると次のようになる。



個人収集家も博物館も資料を収集し、保存することは共通する。さらにこれを分類し陳列するところまでは、両者区別されるところにない。いわば、両者の分岐点を考えれば、“展示”の概念を有するかどうかである。博物館にとって、展示は博物館教育の根幹であり、実物教育・直観教授は基本的機能である。他方、個人収集家は、これらの役割を負うことはない。嗜好や調査研究のため個人的目的のために分類・陳列しているのであって、対外的なところまでを求められるものではないのである。

個人的施設から機関へと発展した事例として大英博物館をみてみよう。大英博物館は、ハンス・スロー伯爵のヴンダーカンマーが起源となっており、今日では世界有数の博物館と評されている<sup>10</sup>。こうした高い評価をうけているのは、展示への成長・発展があったからで、博物館化したことが大きい。クンストカンマーが今日に至り評価されるのも、単なる陳列室からの脱皮があったからにほかならない。ここが個人収集で終わるのか、博物館となるのかの分岐点であって、さらにその根源を探れば、資料収集の目的の違いに行き着くのである。

以上のように、西洋の博物館および博物館資料は、ある階層によるコレクションから派生していることがわかる。コレクションの形態と博物館の設置について、クシットフ・ポミアンは次のような傾向があるとしている<sup>11</sup>。

① 伝統……教会の宝物など一般公開するコレクションを所有

- ② 革命……国有財産をもとに、近代国家により設立
- ③ 恩恵……遺産や寄贈、コレクションの補充や新設
- ④ 商業……コレクションの大量購入

資料収集の形態から上記の分類がされているが、博物館の資料は、このどれかに当てはまることが多い。博物館は実物資料を所有して初めて成立するという前提にたって考えると、上記の分類は博物館資料の収集にあたっての卓越した視点である。また、戦時下の混乱期には、侵略にともなう美術品強奪もあり、文化財の移動や流出も生じたことはいまでもない。これは、国有財産の枠組みに入り、現在ではコレクション化されている。

近年では所有権を保持したままの寄託という形態もあって、その取り扱いは自館資料に準じるとするものもあれば、寄託者が意向を強く反映しているものまである。博物館資料の充実、博物館活動、特に展示活動の多様性をもたせるものとなるため、資料の収集形態にもさらに多様性を帯びてきたのである。ただし、あくまでも寄託は補完的なものであって、主たるコレクションとは異なるのである。

先進的な博物館はヨーロッパ各国で建設され、日本が目指すべき博物館像も構築されていた。明治初期から多くの研究者が西洋諸国を歴訪しており、キュレーターやエデュケーターの業務内容、資料収集方法、教育普及活動を調査していった。その結果、今日の博物館の原型が形作られていったのである。

### 日本人がみた西洋の博物館

明治初期から大正期にかけて、日本の博物館は、欧米諸国のシステムに倣って成長してきた。実際に海外に渡り実踏してきたことが、博物館の重要性を痛感し建設を目指す原動力となった。彼らが残した報告書からは、先進的な博物館を目の当たりにしたなかで、今後の日本の博物館が目指すべき姿をリアルに見出すことができる。

幕末日本はアメリカおよびイギリス、フランス、ロシア、オランダと和親条約・修好通商条約を締結する。これらは、日本にとって不平等条約であったことから、条約改正交渉の過程で、欧米諸国の成熟した近代国家の政治モデルを模倣していった。そのなかで、明治政府は文化行政にも目を向けていったのである。本節では海外の博物館を調査し、日本の博物館創設と充実に向けて尽力してきた人物を取り上げて、彼らが考えていた博物館像について紹介していく。

#### (1) 福沢諭吉

福沢諭吉（1834～1901）は、豊前国中津藩士福沢百助を父とし、母の順との間に大坂堂島の中津藩蔵屋敷で生まれた。百助が急逝したことから、諭吉は、中津藩に戻るも馴染むことができなかった。1853（嘉永6）年にペリー来航など日本が外圧に直面するなか、1854（安政元）年に蘭学修業のために長崎へ遊学、さらに翌年には緒方洪庵の適々齋塾に入塾する。1858年には藩命を受けて江戸へ向かい、中津藩中屋敷で蘭学塾を開いているが、これが慶応義塾の起源とされる。

幕末期の変動の中で蘭学より英学の重要性に気付いた福沢諭吉は、独学で語学修練をする。1860（万延元）年、幕府の遣米使節派遣にあたって、軍艦奉行木村喜毅の従僕というかたちで、咸臨丸に乗って渡米を果たした。この時、ウェブスター辞書を購入し、帰国後『華英通語』を刊行したことはよく知られる。そして、1861（文久元）年には遣欧使節に随行し、フランスやイギリス、オランダ、ドイツ、ロシア、ポルトガルを歴訪し、当時の先進国の調査を精力的におこなった。

このような海外歴訪の成果が『西洋事情』としてまとめられる。1866（慶応2）年に初編三冊、1867年に再渡米した報告を、翌年に外編三冊、さらに1870（明治3）年に二編四冊として発表する。この『西洋事情』は偽版がつくられるほど人気があり、当時20～25万部を売り上げたともいわれる。福沢諭吉自身も、「一見是れは面白し是れこそ文明の計画に好材料なれと一人これを語れば萬人これに応じ朝に野に苟も西洋の文明を談じ」であったり、「西洋事情も一時に歓迎せられたる所以なり即ち日本士人の脳は白紙の如し」などと、『西洋事情』が評価された要因を挙げている<sup>12</sup>。なお、『西洋事情』の流行の裏で、偽版対策の必要性も痛感しており、1873（明治6）年の偽版訴訟はよく知られている<sup>13</sup>。

『西洋事情』は、西洋諸国の政治・法制・外交・教育・社会・文化などあらゆる分野について個別に紹介したものである。これらのなかに「博物館」という項目も設けられており、福沢諭吉が見聞きした西洋の博物館が紹介されている。そこで『西洋事情』初編一にある博物館を示せば次のようにある<sup>14</sup>。

博物館ハ世界中ノ物産、古物、珍物ヲ集メテ人ニ示シ、見聞ヲ博クスル為ニ設ルモノナリ。「ミネラロジカル・ミュゼム」ト云エルハ礦品ヲ集ムル館ナリ。凡世界中金石ノ種類ハ尽ク之ヲ集メ各々ソノ名ヲ記ルシテ人ニ示ス。「ゾーロジカル・ミュゼム」ト云エルハ禽獸魚虫ノ種類ヲ集ムル所ナリ。禽獸ハ皮ヲ取り皮中ニ物ヲ填テソノ形チヲ保チ、魚虫ハ薬品ヲ用テソノ儘干シ固タメ、皆生物ヲ見ルガ如シ。小魚虫ハ火酒ニ浸セルモノアリ。

博物館とは世界中の物産や古い物、珍しい物を集めて人に見せ、見聞を深めるために設置されるものと紹介している。前述したように、この頃の西洋の博物館は、近代博物館へと発展していたが、これを見学した福沢諭吉は古物や珍奇なものを収集した施設であり、一般公開していることにも言及している。日本にはまだない博物館を正確に理解していたといえよう。これ以降、自然科学系の「ミュージエム」(ミュージアム)を列挙するとともに、薬品や火酒に浸すという、まさに標本の形状を示している。

博物館の次の項目には、動物園・植物園が続いている。先のミュージアムが所蔵しているのが標本だったことに対して、動物園は“生キナガラ禽獸魚虫ヲ養エリ”と対比表現をとっている。植物園についても同様であり、“全世界ノ樹木草花水草ヲ植エ”、玻璃室で熱帯諸国の草木も良く育つと紹介している。さらに、医学系の博物館を、「メヂカル・ミュージエム」として次のように紹介している。

専ラ医術ニ属スル博物館ニテ、人体ヲ解剖シテ或ハ骸骨集メ或ハ胎子ヲ取り、或ハ異病ニテ死スル者アレバソノ病ノ部ヲ切取り、経験ヲ遺シテ後日ノ為ニス。コノ博物館ハ多ク病院ノ内ニアリ。

西洋では病院に附属する博物館が存在し、人体解剖や骸骨を収集、胎児を取り出したり、特異な病気で死んだ者があつたらその患部を切除し、後年の治療のために残された。また、こうした博物館は病院の中にあると指摘している。先に挙げた博物館とは少し種類が異なり、「見聞ヲ博クスル」というよりは、医学の発展のための収集機関としての要素が強い。近年では“人体の不思議展”などで上記のような展覧会がおこなわれることもしばしばあるが、日本では馴染みある博物館とはいえない。むしろ、医学系の大学博物館の展示でよくみられる内容である(例えば福島県立医科大学展示室など)。内容的にも医学系大学博物館が、この性格を有していったといえるであろう。

福沢諭吉は1866(慶応2)年という比較的早い段階で西洋の博物館を紹介している。薬品会・物産会といった日本の博物館的催事(展覧会)とは異なる姿を示しており、本草学に出発をみた薬品会に対して、西洋医学および自然科学系の博物館は、福沢の目に斬新に映ったことだろう。『西洋事情』は海賊版まで発刊されるほどのベストセラーになっていることから、本書を通じて博物館の存在を公衆へ広く知らしめることになったのである。江戸時代、長く海外情報が制限されていたこともあって、大衆の知的好奇心の高さが『西洋事情』を受け入れていったのであった。

## (2) 栗本鋤雲

博物館について、その目的や種類、必要性、経営、資料収集などについて体系的に紹介し、日本の博物館の将来的な方向性を最初に示した人物が栗本鋤雲(1822~1897)である。栗本鋤雲は番医や寄合医を務めた喜多村安正を父にもち、火附盗賊改の長谷川平蔵の妹を母とする。昌平学を学び、奥詰医師栗本家に養子に入り家業を継ぐが、幕府の観光丸試乗の咎により1858(安政5)年に蝦夷地在住を命じられる。箱館では、山の上町遊郭の梅毒駆除のために医学所を設け、七重村(現在の七飯町)には幕府の薬草園を模倣した薬園を開いている<sup>15</sup>。

この時、フランス人宣教師のメルメ・ドゥ・カシオンと親交を深め、そのやりとりについては、備忘録『鉛筆紀聞』としてまとめている。フランスの地方自治体にはじまり、土農工商制度、相続や租税、軍隊についてなど、質問に口頭する形態がとられている<sup>16</sup>。フランス公使館通弁官となったカシオンを通じて、公使レオン・ロッシュとも交流し、親仏派の幕臣としても知られている。栗本鋤雲は外国奉行をつとめたのち、勘定奉行兼帯の箱館奉行となり、1867(慶応3)年3月4日にフランス御用を命ぜられ、6月12日には駐仏公使として出発するが、倒幕によって翌年5月17日に帰国した。

栗本鋤雲は1875(明治8)年9月に「博物館論」を『郵便報知新聞』第790号で発表する<sup>17</sup>。郵便報知新聞は、駅通頭として通信・運輸行政に尽力し、“郵便の父”とも称される前島密が、秘書である小西義敬を社主として創刊させたものである。栗本鋤雲はこの論客だった。

「博物館論」のなかで、栗本鋤雲は“博物館なる者は国の盛衰に関して其国人民の開明進歩するに従い此館も亦随て盛大を致すなり”と述べている。つまり博物館は国家盛衰に関連するとともに、国民の知識向上に従って、博物館も大きく成長するところであると指摘している。基盤となる国家はもとより、開明的な人民の成長と比例して博物館が発展するという非常に的確な博物館の存在意義を、国家・国民との関係性から言及しているのである。

他方、西洋における博物館の種類を下記の四つに大別している。

- ①天造博物館
- ②古代人工博物館
- ③人工術博物館
- ④物産商業博物館

①天造博物館については記載はないが、その言葉から自然科学系の博物館を示している

ものと考えられる。②古代人工博物館について、自国や他国の古代物品や器具を収集する施設である。有史以前、石の使用から銅を用いるようになり、さらに鉄を利用するまでになった時代変遷、ならびに各国の発展を一目瞭然にする歴史を紹介しているという。③人工術博物館のうち、人工博物館は油絵・木彫品・石彫刻などを展示し、工術物品という現在と過去の工業製品を陳列して自国の工業の進歩に役立てるようになる。また、工術学校や画学校を設けてその技術をさずけ、高尚なる地位に就こうとする人材を育てているとする。④物産商業博物館は、工術博物館と合併したり、交易物産のための見本物品を集めて比較する。また、商法の学校を設けて、商法に精通した人材を輩出することを主としていと紹介している。

以上のような西洋の博物館を分類したうえで、栗本鋤雲は日本の製造業の現状に鑑みて、西洋の古代人工博物館を開いてはどうかと考えていたようである。昔の職人がつくった金銀蒔絵・唐銅細工・陶器などをみると、現在の技術低下は火をみるより明らかとしている。そこで博物館が後年の手本にもなる精巧な物品を買い上げ、熟達した職人を呼び品物をつくらせてはどうかと提言した。また、物品買い上げについても、値の高低にかかわらず実際に必要なものを購入し、時系列に区分、目録を作成しなければならないとする。

あわせて西洋には小さな都市にさえも博物館が必ず設置されており、ここで人々に知識を広め、歴史を理解させている。日本でも各所に本館を支える“支館”を設け、近隣の古奇物を集めて、時期によってはこれを本館に集めて展示してはどうかという案も出している。

栗本鋤雲の「博物館論」は西洋の博物館に倣って今後の日本の博物館のあり方を提言している。博物館の基本機能について、資料の収集・目録作成・展示などといった視点を示している。過去と現在、そして将来あるべき方向性を示す機能を博物館がもつべきであると総括している。

### (3) 岡倉天心

岡倉天心(1862～1913)は福井藩士岡倉勘右衛門の子として横浜で生まれる。7歳のときに横浜の学校教師バラーに英語を学びはじめ<sup>18</sup>、語学堪能のために東京開成所でアーネスト・フェノロサの助手となったことが彼の運命を大きく変えることになった。フェノロサの美術品収集を手伝うなかで、美術史の研究手法を身に付けていくことになる。1882(明治15)年には専修学校(現在の専修大学)の教官となり、東京美術学校でも教鞭をとっている。岡倉天心の「泰西美術史」講義は、東京芸術大学所蔵のノートなどにより知り得る

ところであり、1895（明治28）年から1898年までの内容が把握できる<sup>19</sup>。

1886（明治19）年から東京美術学校の設立調査のために欧米視察に向かっている。帰国後、美術史に関係する論文集の『國華』を創刊、1899（明治22）年に東京美術学校を開校、翌年校長に就任する。辞任後、1903（明治36）年にはボストン美術館の中国・日本美術部に迎えらる。美術品を収集するため、日本とボストンを往復する日々を過ごし、1910（明治43）年にはボストン美術館中国・日本美術部長に就任している。彼は歴史ある都市への博物館設置を強く求め、今日の九州国立博物館の必要性を「福岡日日新聞」で提唱していることは看過することができない。

フェノロサの助手として美術史の道に進み、その後、教員として大学で教鞭をとるも、最後はボストン美術館に入るなど、研究機関、ひいては博物館・美術館事情に、非常に精通した人物のひとりであった。彼の知識・技術は、当時から先進的なものであり、実践主義に基づいた説得力のある考え方である。

1888（明治21）年「博物館に就いて」を發表する（翌年『内外名士日本美術論』に「美術博物館の設立を賛成ス」として再掲）<sup>20</sup>。これは陳列目的を明示するとともに、時代別展示を提唱したものである。さらに、美術博物館の展示論にも言及したものであって、当時の博物館関係者の必携書ともなった。ここで示されている岡倉天心がみた西欧の美術館は国ごとに次のように列記されおり、また、その特徴についても簡単に説明している。

①フランス・パリ……ルーブル（古来の美術館）、ルクサンホルク（新設の美術館）、トロカデロ（彫刻館）、パレイアンダストリー（工藝館）、ミュゼークルニー（中古の古物館）などそのほかあり。フランスの第二の都市であるリヨンにも三種類がある。ルーブルは古来の珍しい物を集めて博物館を設置した。

②ドイツ・ベルリン……新古博物館二ヶ所、工藝博物館、人種学博物館、動植物博物館がある。ミュンヘンにも美術館二ヶ所、古物館が数館ある。

③オーストリア……上記した博物館以外に、東洋博物館がある。東洋博物館の組織はアジアの万物を蒐集し、特に日用品を専門とし、これらを列挙し模写・応用して製造して輸出をしようとしている。

④イタリア……「博物館ヲ以テ殆ント全国ヲ埋没セシム」

⑤イギリス……「ブリチシュ、ミュージアム」という博物館を建設している。この費用は国会から毎年補助が出ている。

⑥アメリカ……「全国ノ諸府トシテ至ル処博物館ノ設アラザル地ナシ」

世界各地を歴訪した岡倉天心は、博物館・美術館の先進地である西洋を中心に冷静な分析をおこなっている。どのような館種があり、都市との関係性があるか、そして、組織体制を含めて西洋の博物館事情を伝えているのである。

例えば、資料の分類方法について、イギリスはその方法を確立しておらず、古物、器械、インド彫刻、絵画、書籍など渾沌としていると指摘している。そして、ドイツは理学思想に基づき品物を陳列し整頓する。絵画や彫刻は新旧を区別、工商品は一工一商を区別して一見して業態がわかるようにしている。フランスは「実用」と「美術」の分類をしていると指摘している。

#### (4) 黒板勝美

国史学者である黒板勝美（1874～1946）は大村藩士黒板要平の長男として波佐見村に生まれた。帝国大学、同大学院で古文書学の研究をおこない、東京帝国大学で教鞭をとるとともに史料編纂官もつとめた。東山御文庫取調掛として御物の整理に尽力し、国宝保存会、史蹟名勝天然記念物調査会、重要美術品等調査委員会なども歴任して文化財保護に努め、史跡保存の方針を定めたことは今日でも高く評価されている。

黒板勝美は前述のように古文書学の研究に従事していた関係で古文書館の必要性を提言していた。その後、彼の目は欧米に向けられ、1907～1910年に留学し、帰国後の1911（明治44）年に『西遊式年 欧米文明記』を発表している<sup>21</sup>。古文書学の領域にとらわれずに、博物館に関心の目が向けられていったのは、この留学が転機となったのだろう。『欧米文明記』には西洋の博物館を見聞してきた内容が詳しく収められている。

#### アメリカの博物館

黒板は「九 米国の博物陳列館と商業博物館」において、アメリカの博物館について次のように記している。

ミュージアムにはその種類が色々あって、一室位の小さいものもあれば、公園全体が総べてミュージアムと称すべき大仕掛のものもある。またその分類もだんだんちいさくなつて美術は美術、工芸品は工芸品と各々その種類によつて陳列館が建てらるることとなつたのが現今の趨勢である。

ミュージアムの多様性を指摘し、館種による陳列館の存在を示している。規模も大小さまざまで、一室から公園全体がミュージアムになっているところもあるという。また、美術館、工芸館のように、分類が細分化して建設されるのがミュージアム界全体の流れだと言及していることは見逃せない。

陳列館というのは公衆教育機関であって、学校や家庭とは一線を画したものとみなしている。また、教育だけではなく、産業や商業など多方面で活用されているとも指摘している。美的趣味の養成に関して、美術館が科学的知識を得るには博物陳列館が建てられているとし、ニューヨークでは気の利いた陳列方法、学者や大衆、さらには児童や青年にも興味をもたせるような配慮がなされ、研究もしやすい環境を整えているともする。

備え付けの図書室には、世界各地の新聞・雑誌を収集し、英文ではないものについては翻訳して配架している。配架に至るまでには索引付きの目録をつくっていて、調査するときには便利であると指摘する。日本文のものについてはペンシルベニア大学の日本人学生に依頼して作成しているということまでも見聞きしている。

時折、日本の博物館と比較しており、例えば、動植物園や鉱物陳列所の少なさを指摘している。また、アメリカでは教員が教場同様に陳列館を訪れ、実物教授をおこなっている現状を報告し、東京がなぜ、率先してこれを新設する計画を出さないのか疑問を呈している。現在の上野動物園のことを認識したうえで、次のような評価をしている。

上野なる帝室博物館の一隅に動植物や鉱物の標本が陳列せられてあるにせよ、博物陳列場としての価値は甚だ疑はしいといはねばならぬ。

黒板はアメリカの実情を目の当たりにして日本の博物館界の未熟さを嘆くばかりだった。それ故、黒板が“ミュージアム”と表記し、博物館と称していないのは、次に掲げる本書冒頭の言葉に集約される。

元来『ミュージアム』といふ原語を博物館と訳したのは、最早今日では適當といふことができない。

#### イギリスの博物館

イギリスの博物館事情について「一七 倫敦の博物館と絵画館」のなかで、まずイギリス国民は自国が世界一の美術や工芸品を所持しているということに誇りをもっていると指摘している。また、組織としても盤石であり、①国民の研究に資するために巨額を投資、②国宝を海外流出しないために義捐金をあつめているとし、イギリスの博物館での官民一体で進んだ状況を紹介している。

黒板はロンドンにある大英博物館を訪れ、“普通の博物館と少し趣を異にして居る”と思ひ、“博物館と図書館の合併したやうなもの”と指摘している。それは大英博物館の起源をみれば、納得できよう。とはいえ、博物館の資料収集には驚いており、大英博物館が世界に誇れるのは、“実にまた希臘の古美術品を有するによるもの”とまで結論づけている。古

物はローマ時代にはじまる各時代のものを蒐集し、工芸美術は近代の陶器、ガラスの類、日本の石器や土器などに至るまで珍品を所蔵していると報告している。

総括して、イギリスの博物館、特に、ロンドンにおける博物館や絵画館の状況は、次々に最新の学理によって改造、改修されつつあると分析している。そして、イギリス人は進歩を好むと同時に保守的な国民性であるとし、それを最新の学理にだけ傾倒していない状況を指摘している。また、教育的配慮の必要性も唱えており、肖像を集めるときは、永久に伝えられていくことになるとの警鐘をならしている。

以上を踏まえて、黒板は日本の博物館事情について次の言葉で締めくくっている。

余は我が国に於ける博物館事業の進歩発展猶ほ幼稚なるを觀、一方に於ては趣味の向上、一方に於ては學術の研究と応用等、その功績、如何に大なるかを思ひ、密かに遺憾とするところが少なくない。

#### フランスの博物館

「二六 ギメ博物館と国立古文書館」のなかで、ルーブル美術館で日本の仏像などを確認したうえで、東洋宗教博物館として“ギメ博物館”（現在のギメ東洋美術館）を取り上げている。エミール・ギメが1886年に政府に寄付したことを起源とするこの博物館は、東洋の宗教、工芸美術品を集め、日本や東インド地方のものまで幅広く収集している。日本の神社仏閣に関連するものを収蔵し、それはまさに宗教博物館に相応しく、些細なものから集められていたようである。また、南蛮船渡来の図を描いた、いわゆる「南蛮屏風」の半隻も有していることが指摘されている。

陳列室もとても整理されており、「日本陶器室」や「日本宗教室」など、部門ごとに展示されている。本書に掲載されている写真をみると、露出展示もみられ、迫力のある見せ方がおこなわれていたようである。宗教美術品など以外に、発掘品も集めていたようであり、フランスばかりではなく、ヨーロッパ全体の学術界に貢献しているとまで評価している。

古文書学者である黒板の目にとまったのが、パリ国立古文書館のようである。日本でも図書館は進歩してきたものの、古文書館については検討されていないとし、“内閣にもうけらるる記録課”（現在の国立公文書館内閣文庫）というのが国立古文書館となるべき性格もっているとする。すでに設けられているパリ国立公文書館をルーブルとあわせて次のように寸評する。

ルーヴルに美術の国民的自負があるならば、ここには歴史の国民的自負が示されている。

また、パリの人々にとって、国立古文書館の設備があることは、大いに誇りとするところであるとまで言及している。蔵書は古文書のなかでも外国との条約書や国内の珍しい文書などがある。こうした施設がつくられたのは、フランスとドイツ、オーストリアが古文書学の盛んな国であるため、研究の進展が文書館の設置に至ったかのように黒板が思っていることが看取できる。日本の現状、“幾十萬の古文書が日に散逸し煙滅しつつあるのは如何にも残念の至りである”という言葉には、彼の無念さを感じざるをえない<sup>22</sup>。

#### ドイツの博物館

フランスやイギリスなどの博物館が素晴らしいという感想を黒板勝美がもっていたことは、これまで取り上げてきたとおりである。それは資料・作品の素晴らしさ、それにとりまなう陳列の充実、さらには研究体制の整備を鑑みてのことであろう。それにあわせて、ドイツ・ベルリンは博物館事業について理論的に研究しているところであると評価している。

経営や建築陳列法等に関する参考書類もドイツでは有益なものが多数出版されている。そればかりか、ミュンヘン大学のような博物館学という一講座を有しているほど、専門的に取り組んでいるところもあると指摘している。まさに、ドイツは博物館運営に関わるソフト面の養成に力をいれていることがわかる。これは、ルーブル美術館や大英博物館などと比べても、美術・歴史考古学の陳列品はかなわない実情がそうさせたのであろう。

ドイツの博物館はアメリカと同じように海外から資料を購入して収集している。小アジア（トルコ）から中央アジアまで資料を購入するために探検隊を派遣したほどだった。この資料収集の時の話として、ロンドンの骨董店から一体の半身像を購入したが、これがレオナルド・ダビンチの作として求めたことが公にされて論争まで起こっている（実際はルカスという人物の作）。

ドイツの博物館のなかでも、黒板はカイザー・フリードリッヒ博物館（現在のボーデ博物館）に興味をもっていたようで、建築は三角形の二階建て、入口はドーム形をしている。階下を彫刻室、楼上を絵画室に充て、陳列の方法は整然とし、初代キュレーターで博物館事業に奔走したボーデらしい展示手法と評価している。

これとは別にドイツ近代絵画を陳列している国立絵画館についても言及している。19世紀以来のドイツにおけるほとんどすべての有名な画家を網羅したものとし、ドイツ美術の進歩を認識することができるとする。外国の作家として、ロダンやミレーなどの作品を陳列し、デッサンやスケッチ、水彩画などが展示されている。カイザー・フリードリッヒ博物館との棲み分けがきちんとなされていたといえよう。

そのほか、陳列法は少し煩雑すぎるとしながら、欧州の人種に関する博物館のなかでは突出した傑作と評価している人種博物館。中古以来の工藝美術品が体系的に陳列されていると評価した工藝博物館。遊就館は古代から現代に至るまでの兵器や武器はもとより、武事に関するものを網羅した欧州第一と絶賛している。遊就館のなかの帝王室は、ウィルヘルム一世のベルサイユ宮殿で、皇帝の即位式の絵などは国民の鋭気を養う教訓的好材料とする。

ベルリンの博物館のなかでは整然と陳列された良い博物館として、郵便博物館が第一に推薦され、これについて、ブランデンブルグ公国博物館、博物陳列館、農業博物館、鉱業博物館なども必ず訪れておくべきところと紹介している。しかし、植民地博物館については、見世物的であると批判し、服装博物館、建築博物館などは、設備が遅れているとする。

最後に特筆すべき博物館として、海軍に関する工藝博物館を挙げている。これは、皇帝が海軍拡張政策と関連して国民の海軍思想を養成し、さらには開示公開に関する知識を普及するために企画されたものである。つまり、国家の指示による博物館であって、規模は小さいけれど、海に関する一切のものを網羅し、軍艦水雷艇の模型については水兵を案内役につけ、詳しい解説をおこなっている。つまり、政府のプロパガンダとして設置された肝いりの博物館であることに、黒板は興味をもったのである。

ドイツ国内の多くの博物館をまわったなかで、黒板勝美はベルリンの博物館事業は社会教育の機関としてとても素晴らしい成果を挙げていると評している。それはドイツ人が多方面にわたって努力し、活動しているためである。また、設備・陳列法は非常に理論的であるが、実際の手際ではかえってイギリス人が勝っていたりすることもあると指摘している。理論と実践という狭間のなかにドイツ人キュレーターは苛まれていたと、黒板は分析しているのである。

## 第2章 日本の博物館史

博物館の歴史をどこから見出すのかは、歴史学、博物館学として「博物館」をどうとらえるかに関係している。両者共通して画期とみるのは博物館法の制定であり、これをもって近代博物館として確固たる位置付けがなされたといえよう。近代博物館とは、現行（平成23年最終改正）の博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）2条（定義）には次の

ように規定されている。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

これによれば、博物館の基幹機能である①収集②保管③展示し、さらに教育的配慮のもとに教養、調査研究、レクリエーション等に役立つために必要な事業をおこなう。これと同時に資料の調査研究をすることを目的とし、その前提には一般公衆が利用する機会を提供する機関としている。この精神は、社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）に通じるところであり<sup>23</sup>、第二条（社会教育の定義）をみれば、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」としている。学校とは一線を画した“国民”に対する教育機関が博物館であって、日本国民の学術・文化の発展に寄与することを目的としている。

社会教育法および博物館法が定める教育機関は、まさに“近代”博物館としての姿であろう。その背景には、日本が近代国家として成熟したことがあり、これを反映したものになる。ここに至るまでには、関連法規が制定された1924（昭和24）年から1926（昭和26）年までに蓄積された博物館の活動実績があり、これに裏付けられた条文ということになる。そこで本章では、博物館法制定を一画期とし、制定以前の博物館史を通覧して前期と中期、これ以降を後期として、日本の博物館の歩みについて、時間軸のなかで歴史的に位置付け、さらには博物館の意義との関係性から取り上げていきたい。

## 博物館前史

日本における博物館の歴史をひも解いていくと、その活動や役割、設置目的は、宝物を保存することからはじまっている。これらは公開することを前提としたのではなく、“秘

蔵の宝物”として管理されていたのである。歴史ある社寺に宝蔵や宝庫として今日に残されているのは、まさにそれを裏付けるものである<sup>24</sup>。他方、やや性格は異なるが、寺社などでは、特定の日に居開帳や出開帳して仏像や厨子などを公開し、一般参拝を促し、御利益や功德を得られる機会を提供している。こうした行事は、一種の“公開”であり、今日的な博物館の展示公開に通じるものである。

建物での資料管理、そして保存から公開へと進展してきたのは、本草学という、いわば自然科学の分野において、実物標本などを陳列する一種の催事が開催されるようになったことが大きい。こうした動きは江戸時代に入ってから、特に専門家集団による情報交換の場としてはじまった。その後、本草学に関する研究会が組織され、さらには大衆の知的関心の高まりなどから、広く見学を促す“事業”に発展した。ここで出品された“モノ”は本草学に限らず、古器類や化石、剥製なども陳列され、今日の博物学の様相を呈するようになっていったのである。

本章では、博物館成立前史として、本草学者らによる催事の背景にあった学術的変容から組織変遷、地域動向を含めながら紹介していく。また、日本の近代国家化の流れのなかで、これらがどのような形態となっていたのかについても取り上げる。近世から近代日本における博物館史を“会（企画）”と“人（研究者）”の関係性から見出していくことにする。

### 本草学から博物学へ

日本の“博物館”および“博物館展示”の起源を考えると、本草学者らによる私邸や社寺に開催された催事である「物産会」や「薬品会」（「本草会」とも称す）にまで遡る。本草学とは、中国で発達した医薬に関する学問のことで、自然界に存在する全てのものを研究対象としていることから「博物学」（「博（ひろ）」く「物」を「学」ぶ）とも称した。“Natural history”の訳語として博物学が用いられたが、東洋での“本草学”がこれに相当するのである。

日本では醍醐天皇に侍医として仕え、薬師でもあった深根輔仁博士により 918(延喜 18)年頃に編纂された「本草和名」が、現存最古の本草書といわれる。薬物は 1025 種で、玉石・草・木・獣禽・虫魚・菓・菜・米穀・有用無用の 9 種で分類されている。これは所在が長く行方不明となっていたが、幕府紅葉山文庫にあった古写本を幕医多紀元簡が発見し、誤植を訂正したうえで 1796(寛政 8)年に再刊行した。こうした動きは日本でも本草学が進展した結果でもあり、江戸時代に入り、国内における本草学研究が本格化しているといえ

る。

1596年に中国の本草学者である李時珍が著し、金陵（現在の南京）で出版された『本草綱目』は、多くの日本人本草学者に影響を与えた書物として知られる。日本には刊行まもなく入ってきたともされるが、1607（慶長12）年には輸入していることがわかっている。

『本草綱目』は全52巻、付図2巻からなり、李時珍が認識していた生物界・自然界に基づく分類配列方法で記載された。解説には積名（別名・由来）・集解（産地・性状）・正誤・修治（調製加工法）・気味・主治（薬効）・発明（薬理）・附方からなり、特に、集解の解説は詳述されていて、本書は博物学的色彩を帯びた良書である。和刻本も出されるなど、本草学の基本文献として、当時の人々のバイブルとなっていた<sup>25</sup>。

この影響を受けて儒学者で林家の祖である林羅山は、1612年に『本草綱目』を抄出した全五巻からなる『多識篇』を記した。その後、これらの影響を受けた貝原益軒が、1708（宝永5）年に『大和本草』、大坂の医師である寺島良安が1712（正徳2）年に『和漢三才図会』を著した。『和漢三才図会』は天・人・地から考証されており、図を添えて漢文で説明されている。医者として正確に論じている一方で、空想上の表現も多数みられるが、博物学書としての評価は高い<sup>26</sup>。さらに、稲生若水は丹羽正伯らと1738（元文3）年に『庶物類纂』を刊行するなど、『本草綱目』を補う書物も作成されるようになってきた。

また、18世紀後期になると、本草学は博物学的性格を一層強めていくことになる。19世紀前半になると、博物図譜が刊行されるようになり、多くの書物が生まれた。その作者も幕臣や藩士、町人などと、本草学者からの域を出て、“アマチュア研究者”による成果が発表された。これは、博物学が普及、大衆化していったことを裏付けることである。また、分野に特化した研究も進められ、博物学はさらに発展することになる。

本草学者田村藍水の次男にあたる栗本丹洲は、幕医栗本家を継いで奥医師となったが、医学館では本草を担当した人物である。彼は本草学を素地としながら、虫・魚・貝などの研究をおこない、『千虫譜』という昆虫図譜を残した。さらに『海月・蛸・烏賊類図巻』を残し、珍奇な生物だけを取り上げた書物も残している。名古屋藩士水谷豊文は蘭学を修めるとともに、薬園を担当していたことから、畿内から北陸までの採薬に向かつては、各地の動植物を写生してまわった。その成果を『豊文禽譜』として著し、時折、部分拡大をしながら説明を付すスタイルをとっている。

水谷豊文は“嘗百社”という、尾張本草学の研究会をつくっている。栗本丹洲と水谷豊文の両者は、いずれも博物学者であるシーボルトと面識がある人物で、水谷豊文は江戸参

府途中の1826（文政9）年に、栗本丹洲も同年に面会し、シーボルトへ『蟹蝦類写真』を贈っている。オランダ商館医として来日したシーボルトも日本の博物学調査の任務を掌っており、彼らとの面会は情報交換を兼ねたもので、双方にとって有益だった。

上記の人物と違う学術系統として、奥倉辰行（通称加賀屋長右衛門）がいる。彼は江戸神田で青物商をしていたが、日本橋魚市場で魚を購入しては毎日写生を続けていた。20年間続けた写生を『水族四帖』として発表した。ただ写生しただけではなく、各地での呼称や形態、和漢籍からの引用例を添えて記したまさに博物学書という内容となっている。さらに自身の号を付した『漁仙水族写真』を刊行するなど、家業が傾く程、魚類に目を向けて研究していった。また、武蔵石寿は元々旗本だったが、退役後に貝類の研究に尽力し、科学的貝類図鑑と評される『目八譜』を刊行した。絵は動植物画家であった服部雪斎が担当し、武蔵石寿が文責となった。武蔵石寿は楮鞭会という、本草に興味のあった富山藩主前田利保を中心に、福岡藩主黒田斉清らがあつまって組織された研究会のメンバーのひとりだった。なお、日本初の体系的虫類図鑑『虫譜図説』を記した飯室楽圃もその会員であった。

日本の本草学は、松岡恕庵に師事する本草学者の小野蘭山が『本草綱目啓蒙』を記したことにより一応の大成をみた。しかし、日本の本草学は『本草綱目』の域にとどまる傾向が強く、貝原益軒は『大和本草』のなかで、「本草綱目ニ品類ヲ分ツニ疑フ可キ事多シ」と『本草綱目』に疑義を出すものもいた。中国からもたらされた『本草綱目』の分類に疑問を呈する姿勢は、まさに研究の進化を予見させるものであろう。大陸から伝わった当時では先進的な学問を、島国日本で見つめ直そうという動きが生じていたのであった。

このように、中国本草学の影響を受けて研究が進められ、多くの出版物が日本で刊行されてきた。薬種の効能などを調べる研究会から、次第に自然界全般に目が向けられるようになっていった。換言すれば、自然科学という学問領域に広がっていったのである。植物から動物、動物のなかでも、魚類や昆虫、菌類などにも、その研究対象は広がっていった。また、研究会も学者・研究者だけではなく、在野の人たちを巻き込んだグループが作られている。前述したいわゆる博物図譜はその一端にすぎないが、本草学者も及ばない成果を挙げているものもいた。

これらの成果は“図書”という媒介を通じて得られる情報に過ぎなかった。そこには筆者の意見が反映され、多くの知見を得られることができるものの、さらなる興味関心が尽きることはなかった。また、それらの書物は図譜も収められていることが多く、写實的に

も興味をひかせる内容となっていたことも、さらなる知的好奇心をあおることになったのである。そして次の段階として、本草や古器物などの実物を展示するという動きが生じ、“実物展示”、そして“原物調査”という手法が新たな学問領域を切り開くことになっていったのである。それが、今日の博物館事業のひとつである“展覧会”として、実施されていった。

### 薬品会の開催と浸透

専門家を中心に本草学の研究会が作られたが、次第にアマチュア層も参加する研究組織が誕生した。それが前記した江戸の楮鞭会や名古屋の嘗百社である。これらの会は薬学ばかりでなく、動植物などにも目を向けていき、本草学の興隆を支えていった。専門的研究者にあわせて在野の研究者らの出現が、本草学の新たな側面を創出するきっかけになったのである。それが、薬品会（本草会・物産会）の開催で、“カタチ”として結実することになる。物産会の開始時期には諸説ある。白井光太郎氏は、1757（宝暦 7）年に田村藍水がおこなった江戸湯島の物産会を「我邦物産会の始なり」としている<sup>27</sup>。他方、上野益三氏は1751（宝暦元）年に津島恒之進が浪花で本草会を催したことを嚆矢とし、江戸における同種の催事の先駆的なものと位置付けている<sup>28</sup>。なお、田村藍水が湯島で開いた物産会は江戸で最初であって、全国的に最初ではないと白井光太郎氏の指摘を批判している<sup>29</sup>。畿内ではじまった物産会が江戸でも開催されるようになったということができるが、このキーマンとなったのは平賀源内であった。そこで、本草学の盛んであった地域における催事について、以下、取り上げていきたい。

#### —大坂の本草会と物産会—

薬品会は今日の博物館施設とは異なり、恒常的に開催されているものではなく、会期が設定される、いわば、特別展のような形態をとっていた。この端緒とされるのが、越中国高岡出身の本草学者である津島恒之進（如蘭・桂堂）が開いた「本草会」である。津島如蘭は、1751（宝暦元）年頃から毎年、開いていたようだが、これは数年しか続かなかった。彼のことを同じく本草学者であり多方面で活躍した、津島の門下生、木村兼葭堂は雑録のなかで次のように記している。

津島恒之進、このころ（宝暦元年）より毎年京都より浪華に下り本草会を催す

津島如蘭が京都から大坂に出て「本草会」をおこなっていたことがわかる。会は、弟子をともない開催されることから、これは門下生にも受け継がれていき、各地で催されるようになる。津島如蘭が開催した「本草会」は後の物産会に続く嚆矢となった。

津島如蘭「本草会」が浸透していたことを示すものが、門下生であった戸田旭山が開催した「物産会」である。備前岡山藩出身で、医師でもある戸田旭山は、鰻谷箒屋町（現在の大阪府中央区）の自宅に薬園を設け、これを百卉園と名づけ、本草学研究にあたった。1760（宝暦10）年4月15日に、戸田旭山は浄安寺において物産会を開き、出品者は100名、物品208種、重複した17種を除いて191種が展示された。さらに主催者の出品50種を含めると、合計は241種となった。なお、戸田旭山は物産会を開いただけでなく、その記録ともいえるべき『文会録』を出版している。これには、物産会に出品されたものの物品名・出品者とともに解説を付けてあり、薬品会の歴史上で初めて出品物の解説と批評が確認できる書物ともいわれる<sup>30</sup>。この出品者には著名な本草学者である田村藍水や平賀源内、直海元周らの名前もあり、前述した木村兼葭堂の名前もみられる。翌年にも物産会は開かれ、その成果として『浪華物産会目録』が刊行された。

その後も大坂では定期的に物産会が開かれたようで、1764（明和元）年に戸田旭山が物産会を浪華で開催している。この時、平賀源内が自製の火浣布（秩父山中でみつけた石綿をもとにつくった不燃の布、幕府献上品）を提供し、陳列された。本草学者同士の相互出品により会の充実が図られていったのである。1769（明和6）年に戸田旭山が没するものの、その後も、1775（安永4）年8月、大坂で物産会がおこなわれるなど、彼の意志は引き継がれていった。なお、1835（天保6）年から玄昌堂物産会が中心となっている。会期は概ね1日か2日であり、時期も4月～5月に集中している<sup>31</sup>。

#### 一江戸の物産会・薬品会一

戸田旭山の物産会より遡ること3年前、1757（宝暦7）年7月に平賀源内の企画で、会主を田村藍水とした「薬品会」が江戸湯島で開かれている。出品数は180種で出品者は会主の藍水を含めて20名だった。以降、第2回薬品会が翌年4月に神田で開かれ、出品数は約231種、出品者は会主である藍水を入れて34名となった。第3回目は1759（宝暦9）年に平賀源内が会主となって、湯島で「物産会」を開催し、出品数は213種、出品者は源内を含めて36名となる。このような出品者の増加は、薬品会の認識が広がっていたあらわれであろう。平賀源内は、これまで3回おこなってきた薬品会・物産会の出品物から、主なものを選択して集約した『会薬譜』を編纂している。

これ以降、1760（宝暦10）年には、田村藍水の門下生である松田長元が市ヶ谷で物産会を開いている。1762（同12）年閏4月10日、会主平賀源内が江戸湯島天神前で物産会を開き、さらに京屋九兵衛方で薬品会を開催した。30ヶ国から1300余種の出品を集め、こ

れまででない盛会となった。この背景には平賀源内が、「告海内同志者」という引札を配布し、出品を募ったことが功を奏している。宝暦12年の催事は「東都薬品会」という大規模なものとなり、会のスタイルもこれまでとは異なるものとなった。平賀国倫撰「東都薬品会」(早稲田大学図書館蔵)をみると、呼びかけ段階から開催までの様子を知ることができ、そのなかでも次の3点を現代の博物館事業と比較したうえでの特徴として挙げておきたい。

第一に、1761(宝暦11)年10月付けで東都薬品会の趣意書が出され、宣伝活動をおこなっていることである。そして品物の集め方も「草木・金石・鳥獣・魚虫・無名の古物」などと広範囲に及んでいる。主品として田村藍水と平賀源内が五十種ずつ、計百種を出品しているが、それについて次のことが付されている。

右百種草一木・金一石、鳥一獣、魚一蟲、皆ナ珍品奇種、但除ク前会所ヲ出ス七一  
百余種ヲ、其品名事繁ヲ故ヘニ不開列セ于此ニ

この百種は草木、金石、鳥獣、魚虫などすべて珍しい品で、変わった種類である。ただし、前の会に出品した700余種を除いたものであり、名品故の秘蔵品であることを告知している。事実、田村藍水は生薬である日光産の黄耆や琉球産の百合、さらには南蛮渡来の雲母やギヤマンも出品している。自然系ばかりでなく、古物が含まれていることから、まさに博物学を彷彿とさせる資料群となっている。また、日本固有のものだけではなく、渡来品を含んでいることも東都薬品会の特徴といえよう。

第二にスポンサーの存在である。会主は平賀源内であったが、これにあわせて世話人が名前を連ねている。世話人には湯島の植木屋義右衛門と本所の植木屋藤兵衛、着座世話人に本町の相模屋藤四郎と中村屋彦兵衛、会席には湯島天神前の京屋九兵衛が務めた。これまでの本草学者を中心とした会の運営ではなく、その参加を広範囲に認め、関連業種から協賛を獲得して開催されたのである。

第三に、公募資料の運送の手助けをしたことにある。これまでの薬品会では会場までの本人持参が原則だったものの、東都薬品会では諸国に設けられた受取所まで持っていけば、会場へはここから運ばれることになった。例えば、江戸と京都・大坂には「産物請取所」が設けられ、江戸は本町4丁目の中村屋伊兵衛が担当し、京都と大坂でもそれぞれ2名がこれにあたった。なお、大坂では次のような文言もみられる。

大坂にては戸田齋先生より諸方産物取集相送候約束ニ御座候

戸田齋とは戸田旭山であるが、大坂の著名な本草学者である戸田旭山からの出品の確約も、会を権威付けるとともに、専門性、信用性を高める結果につながった。これ以外に、

主要都市である長崎から畿内（近江・摂津・河内・播磨・紀伊）、美濃・尾張、讃岐、越中、信濃、遠江、駿河、伊豆、鎌倉、下総、下野、武蔵などに「諸国産物取次所」が25ヶ所に設けられた。長崎では大村町・江戸町の2ヶ所に設置されるなど重点都市に位置付けられていたことがわかる。

東都薬品会は、出品物を自然の産物全領域に開放して全国から集積し、これを人々が供覧したことを考えれば、日本における最初ともいえるべき大規模な近代的催事とも指摘される。また、珍品という基準で集めたという点は、ある種の時限的なヴンダーカンマーの様相を呈していた<sup>32</sup>。会の運営スタイルは、現在の博物館運営にも通じるところがある。開催するにあたって資料の出品交渉をおこなうのは学芸員である。借用にあたっては学芸員のスキルや専門性などが試されることも多いが、平賀源内はそれらを兼ね備えていた。本草学の実力はもとより、あわせて調整能力や企画力も有していたのである。かつ、大坂の戸田旭山の援助を受けながら効果的な出品を募ることができたのは、平賀源内の人脈とノウハウにほかならない。そこには“本草学ネットワーク”が構築されていたともいえる<sup>33</sup>。

また、輸送の問題は、今日でも経費や資料への負荷の点で問題となっているが、当時は出品者の負担軽減のために、各所に拠点をつくって一斉集荷と配送をおこない経費削減をおこなっている。スポンサーである世話人を付けることで会の運営費を賄ったのである。まさに、平賀源内は組織力ばかりか、運営力も兼ね備えており、卓越した広い視点を身に付けていたといえよう。この手法は、現在、博物館・美術館が開催している特別展開催までの手順や運営組織と非常に似ており、今日の学芸員に欠落した面でもある。研究能力にあわせて全体を俯瞰し、マネジメントすることが求められている昨今、平賀源内は、それをおこなっていたのである。

平賀源内は5回の薬品会・物産会のなかから外国産のものを含めて、360種を取り上げた『物類品隲』全六巻を1763（宝暦13）年に刊行している。付録には朝鮮人参の栽培法やサトウキビの栽培法、製糖法も記され、今日の論考にあたるものまで収められている。『物類品隲』とは「物産を品評して定める」という意味で、田村藍水が監修、平賀源内が編集して出版されている。戸田旭山が出版した『文会録』が多少なりとも影響を与えた可能性も指摘している<sup>34</sup>。本書は平賀源内がこれまで開催されてきた薬品会の集大成でもあり、今後に残す記録書、研究書としても非常に学術的価値の高いものと位置付けられている。

これ以降、1781（天明元）年、田村藍水の子である西湖が「躋寿館」で薬品会を開催し、これには大槻玄沢が木乃胃（ミイラ）を、中川淳庵が駝鳥卵などを出品している<sup>35</sup>。躋寿

館は1791（寛政3）年に幕府所轄の医学館となり、京都から幕府医学館の講書を命ぜられた本草学者の小野蘭山が赴任している。彼は、70歳をこえる高齢でありながら、6回にわたり幕府から採薬を命ぜられるなど、フィールドワークをおこなっていた。1801（享和元）年4月から5月に常陸と下野をはじめとして、1805（文化2）年5月から6月には上野と武蔵に出向いている。その都度、採薬したものの一部を幕府に献上し、また「採薬記」として医学館主に提出している<sup>36</sup>。これ以外のものは、薬品会を開いてお披露目し、一般公開している。1804（文化元）年10月19日には、伊勢で採薬した品物を出品して医学館で薬品会を開き、さらに翌年5月16日に上野と武蔵の採薬を命ぜられると、江戸に戻った6月9日、上野・武蔵採薬品を陳列して医学館薬品会を開催している。小野蘭山の資料収集、そして展示公開という活動は、今日の学芸員の活動に通じるものがある。

小野蘭山は1802（享和2）年から幕医の栗田丹洲にかわって鑑定役を勤めるようになり、9月29日におこなわれた医学館薬品会でその役を全うしている。このように、採薬という調査研究活動を薬品会開催により公表するという形態は、今日の博物館事業（特別展開催）にあたる。この傍らで幕府に成果物を献上したり、調査した各地の「採薬記」を提出することで、収集と保管、そして図録作成という一連の学芸業務に通じる活動をおこなっていたことがわかる。

こうした取り組みは次第に実を結んでいき、1818（文政元）年6月8日に開かれた医学館薬品会は、本草学の域を越えた充実した内容となった。まさに博物学的内容であって、多くの観覧者が訪れて賑わった催事となった。その光景は「よく観ようと立ちどまれば、後続者がせき立てる」というほどだった。専門家のための薬品会から一般にも開放した“展覧会”の性格を帯びていったことがわかる。

#### —京都の薬品会・物産会—

京都の薬品会は、1761（宝暦11）年に豊田養慶薬品会が東山双林寺で開催されたことが端緒である<sup>37</sup>。その後、1763（宝暦13）年4月15日、順照寺僧弁の鑑古堂・不斎が会主となって、京都東山芙蓉楼で「物産会」が開かれる。会主鑑古堂は介（貝）15種、柳を11種、不斎は竹12種や石類を出品している。会主を含め21名が出品し、240余種が集まり、この物産会では村上謙益が出品した薔薇品十五瓶が注目を集めた。1765（明和2）年8月13日、医師であった伊良子光顕が京都円山で物産会を開き、翌年には、鑑古堂が会主となった物産会が京都東山也阿弥楼で開かれている。

京都を代表する本草学者に前述した小野蘭山（識博）がいる。彼は“日本のリンネ”・“東

洋のリンネ”と呼ばれ、京都丸太町に私塾を開き、杉田玄白、木村兼葭堂、谷文晁など後世に名を残す多くの門下生を抱えていた。彼が例えられるカール・フォン・リンネは、スウェーデンの博物学者・植物学者で、“分類学の父”とも称される人物だが、シーボルトらは小野蘭山を彼に匹敵すると評している。小野蘭山は江戸の医学校教授として出府するが<sup>38</sup>、京都に残った門人たちによって、京都の本草学の研究は進められていった。

1799（寛政11）年4月2日に小野蘭山は幕府医学館での講書が命ぜられるが、同年5月17日から18日にかけて、門下生の水野皓山と山本亡羊が「詩経草木多識会」を開催する。これは門人たちが小野蘭山出府後も本草学を精進するようにと開いたもので、同年秋には「詩経草木多識会品録」を刊行するに至っている。その後、1808（文化5）年6月2日、山本亡羊らが双林寺文阿弥で第一回の物産会を開催している。この時、盆栽や切り花、化石などが陳列されていたようである。

これ以降も、山本亡羊によって物産会が継続して開かれていき、1809（文化6）年4月17日には京都円山芙蓉楼で山本読書室物産会を開催した。第3回の物産会は1810（文化7）年におこなわれたが、これは会主山本亡羊の読書室で開催された。この読書室は元々、西本願寺文如上人の学問所だったが、亡羊の父である山本封山が、上人の侍講をしていた関係で、上人から与えられて自宅に移築したものである。当時も亡羊邸の講学の室として、「読書室」の名をそのままに使用されていた。亡羊は本草研究のために、空地を本草園にし、研究生活の環境を整えていき、1816（文化13）年にはさらに隣接地を購入して本草園を拡張している。

1811（文化8）年5月10日には山本亡羊は京都因幡薬師で物産会を開催する。因幡堂は京都の古刹で由緒ある会場に、貝類を中心に40品が陳列された。翌年も山本亡羊は同地で物産会を開き、慢性病の治法を論じた漢方古書『金匱要略』に載録されている薬品を陳列している。京都の物産会は、古刹など由緒ある場所で開かれており、厳かな雰囲気の中でおこなわれていたのである。

京都物産会は、1816（文化13）年以降、山本亡羊の読書室を中心に開催されるようになる。おおむね4月から5月に開かれていたようで、1859（安政6）年5月10日には「小野蘭山五十年忌記念展覧会」を開催している。席上に小野蘭山の肖像画を祀り、彼の著書や遺墨を陳列し、蘭山の偉業をたたえる会となった。同年11月27日、山本亡羊が死去した後も、次男の山本榕室が会主となり、1862（文久2）年5月9日と10日に読書室で物産会を開催。この時の出品者は京都在住者以外も多数あり、江戸の伊藤圭介、名古屋の嘗百社、

長崎の野田源三郎などがいた。

山本亡羊はこれまでおこなってきた物産会の成果を『百品考』として発表する。これは1838（天保9）年6月に刊行された、上下2巻からなるもので、動物24種、植物74種、鉱物6種を取り上げている。薬用・食用については触れず、動植物そのものの記載が続く。『本草綱目』の引用に加え、亡羊の所見も述べられている。

このように京都の物産会は小野蘭山に師事した山本亡羊を中心に進められていき、ほぼ毎年、同時期に開催されるなど定例行事化していった。そして開催場所にもこだわりがみえ、品格と格式を重んじていた感さえみられる。そして何より継続して開催されたことが京都物産会の発展につながったといえよう。また、小野蘭山を顕彰する展覧会も催されるなど、先学を重んじる研究者の姿勢を大切にす会の趣旨が看取される。

物産会の企画化は、これ以降もみられるようになる。例えば、1845（弘化2）年6月25日に京都医学院で開かれた異国草木会には、200種限りとした出品数のなかで42種のオランダ産（オランダ船持ち渡り品）が占め、これに次いで琉球産で構成されている。特殊な草木を中心に集めた会は当時珍しく、ここで作られた『異国草木会目録』の編者は京都の高井正芳以外に、尾張藩医の賀島近信も加わるなど、内容のある目録となった。物産会の定着が新たな事業展開を生み、その前提となる研究成果が挙げられていったのである。

#### —名古屋の本草会・薬品会—

名古屋では1827（文政10）年3月15日、伊藤圭介が自宅の修養堂で本草会を開いたことにはじまる。この本草会には18名の出品者があり、陳列総数は279品だった。鉱物や化石、鉢植えのほか、虎頭、象皮、象歯、鱧なども陳列され、博物学資料が多数出品されている。また、稻生若水や松岡恕庵、貝原益軒、小野蘭山の遺墨も陳列され、本草学の系譜をひく会の様相を呈していた。また、この本草会の特徴は、本草学の専門家だけを対象に開催されたのではなく、広く一般にも開かれたものであり、彼らにも興味をもたせるように、珍奇なものも出品、陳列されている。

会主である伊藤圭介は、本草学者水谷豊文に師事し、蘭方医藤林泰助や吉雄常三から洋学を教わった。1826（文政9）年には、尾張熱田の宮に滞在したシーボルトと水谷豊文らとともに面会、翌年9月には長崎を訪れ、シーボルトに博物学を学ぶ。シーボルトは彼を非常に高く評価し、ツンベルグの『日本植物誌』を贈ったことでも知られる。これを機に、『泰西本草名疏』を1829（文政12）年に刊行、日本で初めてリンネの植物分類体系を紹介して名声をあげることになった。その後、シーボルト著『日本動物誌』の陸棲哺乳動物を

執筆するまでになっている<sup>39</sup>。

伊藤圭介は、水谷豊文が中心となって結成した本草博物学の研究団体“嘗百社”のメンバーでもあった。嘗百社が開催したこれらの催事は、1827年以降も、薬品会や博物会、物産会、物産小会などと呼ばれて開催されている。また、1837（天保8）年から1859（安政6）年までは吉田雀巢庵宅で毎年1月25日に“博物会”が開催されている<sup>40</sup>。

伊藤圭介ら嘗百社系とは異なる薬品会が、1831（天保2）年に医学館（尾張藩静観堂講舎を改称）主催のものである。毎年6月に医学館薬品会という展覧会を開き、多くの人々に開放された。いわば官営の薬品会であるが、運営には前述した本草学者が協力している。1832（同3）年6月20日に、医学館薬品会が開かれるが、出品者は水谷豊文、大河内存真、伊藤圭介ら嘗百社のメンバーが占めている。この時、『尾州薬品会目録』という一冊が刊行されている。この薬品会では、後述する奥田木骨や野瀬常伯製銅人形なども出品された。医学館主催の薬品会とは別に、同年9月1日、第二回名古屋修養堂薬品会が開催され、世話人には水谷豊文らが名前を連ねていた。修養堂の薬品会は、水谷豊文が没したあとも、伊藤圭介らに引き継がれ、1841（嘉永元）年3月15日にも開かれていることを確認することができる。

名古屋で大規模なものとなったのは、1835（天保6）年3月15日に尾張嘗百社が名古屋城南一行院で開いた本草会である。これは名古屋の本草学をリードしてきた水谷豊文の3回忌追善のために開かれたもので、石黒正敏、伊藤圭介らが幹事となった。出品者は27名、出品総数400（3000余種）を超え、まさに尾張博物学者たちの威信をかけたものであり、その成果が『乙未本草会物品目録』としてかたちとなった。

名古屋の本草会・薬品会は、名古屋医学館で毎年の定期開催、そして、あらゆる人々に開放したことが大きな特徴といえる。これについて『尾張名所図会』には、医学館薬品会のことを次のように記している<sup>41</sup>。

毎年六月十日にして、山海の禽獣虫魚、鱗介草木、玉石銅銭等あらゆる奇品をはじめとして、竺支・西洋・東夷の物産まで一万余種を集め、広く諸人にも見ることを許し、当日見物の貴賤老若、隣国近在よりも湊ひて群をなす

毎年6月10日に、山のもの、海のもの種類を問わずにあらゆる珍奇なもの。そして、大陸、西洋、蝦夷の物産に至るまでの万物を集めて開催した。また、広く多くの人々の見学を許可し、身分の差や年齢に関係なく、さらに近隣だけではなく隣国からも人を集めて群衆となったと記している。

この催事が薬品会という域を出ているのは明白であって、まさに博物学の様相を呈していた。また、近世身分制社会において、差別なくあまねく人々を集めているのは、薬品会の大衆化を示すことはもちろん、なにより公に知見を提供する機会となり、その場所としても広く受け入れられたことがわかる。専門家という垣根を越えて、薬品会は老若男女を問わず多くの人々に支えられていったのである。

大衆の知的好奇心を失わせないために、本草学者たちはその活動を継続する姿勢をみせた。伊藤圭介は1858（安政5）年2月、名古屋朝日町に薬園を開いて旭園と名付け、いろいろな草木を植えて培養している。さらに同年4月、この旭園において博物会を開き、毎年の恒例とした。この時代、対外諸国と安政五ヶ国条約が締結されるなど、日本国内は政治不安や経済不安、社会不安の真ただ中だった。それにもかかわらず、伊藤圭介は萌芽した大衆の関心を途絶えさせないため、そして本草学の発展のために、積極的な活動をおこなっていったのである。

こうした活動も幅を広げていき、1861（文久元）年3月25日、伊藤圭介が旭園で開いた博物会は毎月開催する形態をとった<sup>42</sup>。嘗百社が毎月当番を定めて主品を出し、その都度ジャンルの異なるものが展示された。そのスケジュールは、正月は金石類鳥類、2月25日は梅・山茶花、3月は山躑躅・桜、4月18日は薔薇・海藻、5月は藻類・穂類、6月は水蟲・繖花、7月は蟲類・禾本、8月は蓼類・苔品、9月は羊歯・菌類、10月は稻・苔類、11月は介石・魚品、12月は獣品実類・砂土となっている。これはまさに出品・展示予定表であり、会の継続性、広報活動、さらには研究の進展をも企図するものとなっていたのである。また、定期的におこなったことが、公衆に博物会の存在を意識付けることにつながったといえよう。

#### —地方の薬品会—

薬品会は都市部を中心に開催されていたものの、地方にも広まっていった。そのひとつに熊本が挙げられるが、藩主細川重賢は本草学・博物学に興味を持っていた人物で、1756（宝暦6）年に藩校時習館を創設、さらに立田山麓建部に薬園を開設する。その翌年、熊本藩医学学校である再春館を開校する（のちの熊本大学医学部となる）。1762（宝暦12）年に熊本藩は再春館で薬品会をおこなうと、さらに1764（明和元）年2月には、再春館総管の村井椿寿が善音堂で薬品会を開き、同年6月6日にも開催するなど積極的に活動した。まさに医学と関連した薬品会を開催していたことがわかる。

熊本藩と同じく藩の医学館が催事をおこなっていた地域として和歌山藩がある。1792（寛

政 4) 年に藩主徳川治宝が医学館を創立し、医師の子弟教育に力を入れる。この時に、本草局も設置されると、医学館では 1838 (天保 9) 年に薬品会が開かれ、この時の出品物は 560 を数えた。幕末の 1859 (安政 6) 年 5 月 9 日と 10 日にも再び開催され、この時、目録が刊行されている。藩の医学館の事業として、薬品会が開かれていたのである。

富山藩主前田利保は本草学研究に携わり、1853 (嘉永 6) 年に『本草通串証図』、同年 6 月には『富山藩薬品会目録』も刊行しているが、この薬品会には 38 名の出品者があった。ここで出品されたものは常陸国霞浦産真珠目方三匁五分や勢州真珠二品一箇目方五分一箇二分五厘などであった。また、岩国錦帯橋産の七福神石というものもあり、これは同地で人形石として売っていたもののようである。富山藩は藩主が本草学に熱心だったこともあり、薬品会が開催されていたものといえよう。

これに対して、本草学者による開催もみられ、伊勢国射和では 1832 (天保 3) 年 3 月 5 日、歴木園をつくった本草学者の西村三郎右衛門が会主として延命寺中普門院で物産会を開催する。彼は翌年 8 月 25 日にも同地で物産会をおこなっている。長崎には本草学者である野田青葭という人物がいる。野田青葭は長崎に渡ってきた海外の植物の生本、あるいは種子を育てては、これを図にして解説した『拾品考』を 1850 (嘉永 3) 年に刊行する。山本亡羊にも本草学を習っていたようで、長崎貿易のときには薬種目利を務め、のちに長崎御薬園掛にもなった、まさに実学実務を備えた本草学者だった。彼は、1844 (弘化元) 年 3 月 17 日に長崎で物産会を開いている。

江戸では本草学者の岩崎常正が、1828 (文政 11) 年 1 月 18 日に第 1 回本草会を自宅又玄堂で開いている。これは個人開催であって、会日を 8 の日とした。第一回の発会には 20 名が出席し、このなかには江戸の本草学者で医師の阿部喜任や岡村尚謙も含まれた。大規模な薬品会というものではなかったものの、個人的な会も着実に開催されていたのである。従来の“本草学者による本草学者のための薬品会”も、アカデミックさを保ちながら並行しておこなわれていたのである。

### 薬品会・物産会の意義

本草学は当初、本草学者という知的階層が研究しており、中国の本草学の影響を受けながら、日々研鑽が積み重ねられていた。彼らが開催した薬品会は、学者間における一種の“サロン”であって、情報交換の場としておこなわれていた。その一方で、本草学で大事なことに地域へ採集に行く“フィールドワーク”があった。これには、藩の命令を伴うこともあった研究活動で、経済的支援をうけることもあった。藩が支援した背景には、本草学を研

究し成果を挙げていくことが、自藩の医学・薬学的進歩にもつながったからである。そのため、藩に医学校が設置され、ここを主催会場として薬品会が開催されている。

他方、藩主の嗜み・趣味などとして本草学が学ばれるようになってくる。藩主自ら博物学に興味をもつようになったことから、研究者の裾野を広げる結果となった。薬品会の存在も市井に広まっていき、多くの来訪者を集めることになった。物産会・薬品会も各地でおこなわれたことによって、本草学者ばかりでなく、藩主はもとより、領民にまで広く本草学（＝博物学）の存在が認識されるようになっていったのである。

これまで書物で研究成果を公表するのが一般的だったが、資料そのものを公開する催事の必要性が見出された。実物資料（一次資料）の公開、そして建学は、言葉では伝わらない直観教授の機会となり、多くの人々を魅了した。結果、各地で物産会・薬品会が開催され、公衆の知的好奇心を高めることにつながったのである。

また、会を開催することは、本草学者をはじめとする会主の一種のステータスにもなっていた。おおむね会の後に刊行された目録の類はその成果として、各地に流通している。会期が終わった後にこうした記録媒体を残すことは定番化しており、各地で競い合って開催するような傾向もあった。そして、会を領主および医学校が主催するなど、公的なものさえ出てきたのであった。個人的なものから、社寺境内や門前でおこない神威を借りた権威付けと格式を保ち、さらには官舎で開催するなど、個から組織、そして公的機関へと博物館活動は変容してきたのである。

これは単に本草学者による研究発表の機会ではなく、公儀のもと開催されるというスタンスで権威をともなった。私営から官営となったことは、薬品会を広く公開するツールの確保につながり、領民および近隣の人々にも知的関心を向けさせた。その結果として、彼らの文化意識、学問認識を深めていったのである。

以上のような流れをみると、薬品会を開くまでの調査研究活動、会主（＝主催者）や主品（＝メイン資料）の存在。植木屋や薬師が世話人になるなど、いわゆるスポンサーの介在。出品資料を受け取り、効果的に開催会場まで運ぶ輸送システム。出品を募る効果的な告知。会の終了後の目録解説書の刊行。一過性で終わらない薬品会の継続性といった一種の“事業形態”は今日の博物館の特別展事業と非常に共通している。いわば、今日の博物館活動、とりわけ特別展開催のスタイルは江戸時代にはすでに構築されていたといえよう。また、会中に酒宴を催したりしたもの、江戸後期になるとこれを禁じ、純粋に見学することに重きを置くようになった。見学者のマナーの原点もここに見出すことができるので

ある。

こうした効果的な取り組みもあって、学術および会を受け入れる土台が築かれていった。そのために博物館産業に相当する業態を取り込みながら、工夫した事業形態となり、会自体が各地に普及していったのである。そして、官営としておこなわれたことが、新たな催事として進化したことにつながった。そうしたなかで、催事がある程度の大衆化をみなければ、薬品会は失敗しただろう。学者だけの一部の人の会合ではなく、いかに公衆を巻き込んでいくのが、薬品会・物産会が定着するためには必要だったのである。

### 第3章 博覧会から博物館へ

各国で独自におこなわれていた博物館・博覧会事業は万国博覧会の開催によって、さらなる広がりを見せていくことになる。複数国が集まってひとつの博覧会をおこなうことは、国際競争力を高めるとともに、相互理解、共通認識を促進させることにつながった。ロンドン万博が開催された1851年という時代の日本は、対外関係の変化により長く続いていた幕藩体制や海禁の限界があらわれてきており、国内は閉塞感に包まれていた。他方、西洋では産業革命のもと、次世代への胎動を感じる、まさに華やかな“祭典”が開催されていたのである。

現在の万国博覧会（国際博覧会）は、1928年に締結された国際博覧会条約（BIE条約）に基づいて開催されている。日本は1964年に批准しているが、今日に至るまでの過程をみると、万国博覧会の性格の変化や目的も多様だったことがわかる。また、万国博覧会への公式参加が、国内における博物館創設の気運の高まりをもたらした。本章では、万国博覧会の沿革とともに、内国勸業博覧会との関係を含めて、展覧会事業の効果を通覧していくことにする。

#### 万国博覧会開催以前

江戸期の日本で物産会や薬品会が開催されていたなか、海外ではいち早く産業の博覧会がおこなわれている。のちに日本でも催される内国勸業博覧会のような体裁を、既に整えていたのである。つまり、博覧会事業のなかに国内産業を位置付け、これを通じた、産業振興を図るために事業展開していた。

1756年に開催されたイギリス産業博覧会は、産業振興を含めた世界初の産業博覧会であ

った。そもそもは王立美術協会が、新作の美術作品を奨励する目的として開催していたもので、これにあわせて優秀な産業製品を展示することになった。1761年の博覧会では、さらに農業・林業・工業に関係する機械工作が出品・展示されるなど、産業色を強くしていた。この頃のイギリスは、産業革命前後にあたり、当時の社会経済を反映した博覧会だったといえよう。

その後、1797年にはフランス内国勸業博覧会（産業展示会）が開催される。これはフランス革命後、政府主導でおこなった産業振興を目的とした国内博覧会である。産業革命以降、イギリスに遅れをとっていたフランスが、博覧会を通じて国内振興を図るとともにイギリスに追いつこうと企図したのである。優れた出品作には褒賞を与えるスタイルもこの頃には既におこなわれていた。これをきっかけにして、次第に規模が拡大されていき、ロンドン万国博覧会が開催されるまで、その回数は11を数えた。国策としての「展示の原則」というものを考え出したのは、この工業製品展示会を開催することとなったフランス人が最初だったとされる<sup>43</sup>。

このように、イギリスとフランスで先駆けて産業振興などを目的としておこなわれていた博覧会事業は、その規模を大きなものとしていった。それが結果的に国を超え、複数国による博覧会（＝万国博覧会）の開催となったのである。博物館が国内向けの政治的プロパガンダの要素を少なからずもったことに対して、勸業博覧会は国家を支える産業基盤の充実と発展を目指すものであった。それが、各国の産業技術を競う場所となっていき、さらに伝統工芸などを含めて、その国を紹介する機会にもなり、外交要素も含んでいった。万国博覧会の開催は、各国の文化的交流を促すとともに、産業としても水準を高める事業として定着していくことになった。

### 万国博覧会の開催

1851年、世界で初めての万国博覧会がロンドンで開催される。これ以降、欧米を中心に万国博覧会が開催されていくことになる。日本が使節を派遣し、政府として公式参加する前後の万国博覧会が開催された1880年までの一覧を示すと次のようになる。

1880年以前の万博一覧

	万博開催地	開催期間	入場者	備考
1	第1回ロンドン（英）	1851. 5. 1～10. 15	604万人	
2	ニューヨーク（米）	1853. 7. 14～1854. 11. 1	115万人	

3	第1回パリ（仏）	1855. 5. 15～11. 15	516万人	
4	第2回ロンドン	1862. 5. 1～11. 15	621万人	遣欧使節団視察
5	第2回パリ	1867. 4. 1～10. 1	906万人	幕府・佐賀藩・薩摩藩の参加
6	ウィーン（奥）	1873. 5. 1～9. 30	725万人	日本公式出品
7	フィラデルフィア（伊）	1876. 5. 10～11. 10	978万人	
8	第3回パリ	1878. 5. 1～11. 10	1603万人	
9	シドニー（豪）	1879. 9. 17～1880. 4. 20	111万人	
10	メルボルン（豪）	1880. 10. 1～1881. 4. 30	145万人	

1851年に開催された第1回ロンドン万国博覧会を主導したのは、ヴィクトリア女王の夫アルバート公である。パリでおこなわれていた産業博覧会を見学したH. コールが進言したもので、当初、イギリスでは国内博覧会を予定していたが、これを万国博覧会と変更して開催したのである。この頃、イギリスは産業革命の進展によって、“世界の工場”とも称されるほど繁栄していた。まさにイギリスの万国博覧会の開催は、その正式名称「万国の産業の成果の大博覧会」に相応しいものとなり、以降、学術・技術の先進性と優越性を競う、まさに「博覧会の時代」がスタートした<sup>44</sup>。

第1回ロンドン万国博覧会でのメインとなったのはクリスタルパレス（水晶宮）という建物である。クリスタルパレスは、J. パクストンが設計し、30万枚ものガラスを駆使した建物の美しさから名付けられたものである。館内には噴水や植栽がなされ、そのなかに各国のブースが設けられ、開会式もここでとりおこなわれている。参加国は34ヶ国あり、出展は原料部門、機械部門、製品部門、美術部門に分類されていた。なお、オランダのF. ゼーヘルス商会が日本の屏風を出品している<sup>45</sup>。

第1回ロンドン万博は、当時のロンドンの人口の3倍にあたる604万人が来場し、大成功をおさめた。成功した理由として、印刷技術（メディア）の発展による効果的な宣伝活動、さらに会場までの鉄道網の充実が大きい。宣伝活動と交通網の整備が入場者数を押し上げたとともに、入場料金に工夫したことも功を奏した。それは、曜日によって入場料を変動させたことによって、多くの階層の人が訪れる結果となった。さらに、T. クックが万国博覧会を見学する団体旅行を企画して地方からロンドンへの人の移動を促したこともある。万国博覧会が新しい観光業を生み出したともいえる。こうして初めて開かれた万国博覧会は、大盛況のうちに終了し、多くの利益を生む結果となった。

1853年にニューヨークでおこなわれた万国博覧会は、ロンドン万博を見学したアメリカの実業家たちが発案したとされる。ロンドン万博のシンボルであったクリスタルパレスを模倣した鉄やガラスで造られた建物をメイン会場とした。開会式にはアメリカ大統領のフランクリン・ピアースも出席し、ヨーロッパとアメリカ大陸から23ヶ国が参加した。

アメリカ国内から数多く出品され、なかでもE.G. オーティスが出品した落下防止機能付き蒸気エレベーターは有名である。また、産業機械ばかりでなく、美術作品が数多く出品され、今後の万博のスタイルに影響を与えることになる。なお、ニューヨーク万博ではオランダからの展示品に日本の物品が含まれており、世界に紹介されている。

ニューヨーク万博が開催されていた年、M.ペリー率いるアメリカ東インド艦隊が浦賀沖に来航している。武力をもって日本に開国を迫る強硬なものであり、この翌年、日米和親条約を締結するに至っている。万博という華やかな“祭典”の一方で、極東進出という帝国主義政策を断行していた。万博自体は、新しい博覧会形態が注目を集め、多くの旅行者を動員し、それにあわせてホテルなどが建設されたものの、収益は伸び悩む結果となった。

1855年に開催されたパリ万国博覧会は、より政治的意向を強くしたものとなった。この時のフランス皇帝ナポレオン三世は、先のロンドン万博を意識して開催を強行している。前年からイギリス・フランス・オスマントルコ・サルデーニャとロシアとの間で中近東とバルカン半島の支配を巡るクリミア戦争が勃発していたなかでの開催だった。対外的・外交的にはこうした動きのあるなかで、国内的にはナポレオン帝政の正当性を内外的に誇示することも企図して、万博が開催されたのである。

第1回パリ万博には、25ヶ国の参加があり、産業館や機械館に多くの出品が展示された。労働者への実物教育を目的としたこともあって、蒸気機関類は稼働する様子までみることができた。実証的かつ産業的であるサン＝シモン主義者たちがパリ万博を推進していたことが、こうした展示手法を取り入れたとされる。フランス産業の国際競争力を高めるために、自国産業の質的向上を狙ったものであった。

また、モンテーニュ大通りにパビリオン「美術宮」(モンテーニュ宮)で、本格的な美術展示がおこなわれたのも、パリ万博の特徴といえる。イギリスやフランス、イタリアなどの作品約5,000点が展示され、フランス芸術を中心とした内容は国威発揚ともいえるものとなっていた。これを契機に、これまで万博がもっていた“産業の祭典”の性格が、“産業と芸術の祭典”へと変容することになったのである。

しかし、入場者はロンドン万博に及ばず、収支としても赤字になった博覧会だった。た

だ、イギリスからヴィクトリア女王らが訪れた結果、第二帝政が承認されるとともに、万博を通じて、フランスを国際社会へアピールすることにはつながった。ナポレオンが目指した政治的、外交的には成功した事業といえよう。

1862年には再びロンドンで開催されることになる。この時、クリスタルパレスに代わる強烈なインパクトを与える建造物がなく、入場者も1回目を凌ぐことはできず、赤字と転じた。これには前回主導したアルバート公が、開催の前年に死去していたことも影響したとも指摘される。この頃、イギリスは植民地支配しているインドでセポイの反乱が起こっていたり、クリミア戦争を経験していたことから軍需的産業の要素の強いものとなっていた。

第2回ロンドン万博は、日本で初めて遣欧使節団が見学している。まさに、日本と万博との出会いがここにあり、この経験を日本に持ち帰った使節団によって、以降、万博への参加が検討されることとなる。

## 日本と万国博覧会

日本は、政治・外交の交渉過程のなかで万国博覧会を目の当りにした。1858（安政5）年に締結された、いわゆる安政五ヶ国条約の改正交渉として、1862（文久2）年、幕府が派遣した竹内保徳を正使とする遣欧使節団が、ケンジントン公園で開催されていたロンドン万国博覧会を見学している。この時、駐日イギリス公使であったR. オールコックと神奈川県英国領事であるF. ハワード・ワイズが、日本滞在中に収集していたコレクションを中心とした日本コーナーが設けられており、日本の漆器212点、金工品126点、陶磁器86点など、合計614点が出品されていた。日本としての公式参加ではないものの、これほど多くの工芸品が出品されたことは、のちのジャポニスムブームの先駆けとなった<sup>46</sup>。

1867年に開催された第2回パリ万国博覧会では、江戸幕府、薩摩藩、佐賀藩が初めて正式に万博に参加して出品している。万博は、自己を目立たせるための祭典であって、異質性を堂々と主張しうる自己演出をするのが賢明と判断され、西洋が日本へ期待したこととも合致したともいわれる<sup>47</sup>。この時の様子について、『米欧回覧実記』には次のようである<sup>48</sup>。

我日本ヨリモ、旧幕府、鹿児島、佐賀ノ諸藩ヨリ物産ヲ持渡リテ列品シタリ

幕府と鹿児島・佐賀の雄藩が共同出品しており、明治維新前の共同出品という形態をとった。これがのちに明治政府として正式参加することとなり、この時の経験をかわれた佐野常民らはのちに主導的な立場に就くことになる。

出品された資料は、茅葺き屋根で軒下に提灯をぶら下げた「日本宮」で陳列された。ここで並べられた作品（漆工や磁器など）は、日本の産業見本として、風俗や文化、伝統技術を伝える目的をもって展示されている。とりわけ 1860 年代の作品が出品され、サウスケンジントン博物館やオーストリア応用美術館なども日本美術の収集を開始している。

江戸幕府が万博参加を決めたのも、フランス公使である L. ロッシュから勧められたためである。参加するにあたって将軍慶喜の名代として水戸藩主であった徳川昭武が渡仏している。万博に参加したあと、欧州各国を巡見しており、オランダのウィレム三世やイギリスのヴィクトリア女王と謁見している。博覧会をきっかけに、外交も同時におこなっていたのである。

第 2 回パリ万博は第二帝政の象徴ともいうべき、サン＝シモン主義者が全面的にかかわったものとなった。ロンドン万博への対抗もあって、シャン＝ド＝マルスの広い敷地に巨大な楕円形の展示会場が設置され、内部は展示部門に対応した回廊がめぐらされた。また、周囲には個性豊かなパビリオンも造られ、さらにこの会場外には売店やレストラン、遊園地などが設けられ、娯楽性を取り入れた万博となり、以降のモデルケースとなった。こうした工夫もあって、収支は赤字であったものの第 1 回ロンドン万博を越える入場者を集めることにつながった。

1873 年のウィーン万国博覧会には、日本政府として初めての公式参加となった。参加にあたっては、1871 年に外務卿澤宣嘉がオーストリア公使ヘンリー・ガリッジ氏と会談した時に、参加を呼び掛けられたことが契機である。これを大隈重信や寺島宗則、井上馨らが「万国博事務取扱」を命じられ、計画が立てられたのである。その後、博覧会事務局では、大隈重信が事務総裁、佐野常民が副総裁となっている<sup>49</sup>。

参加にあたっては、日本の文化や伝統技術を欧米先進国に誇示することを目的としたとともに、西洋の近代文化を自国に導入しようとした。日本における博物館の新設や博覧会事業なども視野に入れられていたのである。国内以外それぞれの目的が立てられ、参加するところとなったのである。

敷地内は日本庭園を基調とし、そのなかには鳥居や神殿も設けられ、“純日本”にこだわった作りとなっていた。産業館には名古屋城の金鯱、鎌倉大仏の模型、東京谷中の五重塔の模型、大型ブロンズ、陶磁器、さらに 3.6m はある大提灯も展示され、欧米人を驚かせた。結果として多くの出品物が購入され、会期終了後にもイギリスのアレキサンドル・パーク商社が日本庭園を買い上げるほどであった。

日本政府の初参加は成功裏におわったが、ここには、ドイツのお雇い外国人ワグネルの助言が大きかった。世界的に遅れをとっている日本の機械類を出品するよりも、伝統的な技術によりつくられた美術工芸品を選択し、出品していった。ワグネルを推薦したオーストリア公使館員だったシーボルト（アレクサンダー）もエキゾチックな日本の工芸品を全面的にアピールすべきと助言し、成功に導いた。日本の出品は非常に良く、過半は売れてしまったとある<sup>50</sup>。

しかし、ウィーン万博の開幕後、出品物を積み込み日本に向かっていたニール号が暴風により伊豆沖で座礁し、沈没するという事態が起こってしまう。1年半後に積荷の引き揚げがなされるが、海に沈んでいった蒔絵の器などには目立った傷がなく、日本の漆器の堅牢さを証明することとなった。日本の伝統工芸がいかに優れているのかを実証する結果となり、これらの積荷の一部は翌年に開催されたフィラデルフィア万国博覧会でも出品されることとなった。

1876年に開催されたフィラデルフィア万国博覧会は、アメリカ独立100周年を記念したものである。この万博は民間により資金調達がおこなわれ、運営もボランティアによる委員会形式で進められた。本館と機械館をはじめとする多くのパビリオンが造られ、これまでにない圧巻のスケールだった。100周年を記念したシンボル「自由の女神」が製作されはじめ、腕と手、松明が公開され、入場料を支払うと松明の部分にのぼることができた。

本館はアメリカの展示品だけで三分の一を占め、ガラス工芸や時計、家具など数多くの品が並べられた。機械館には発明品のコーナーが設けられ、A. G. ベルの電話やT. A. エディソンの四重電話装置、レミントン社のタイプライターなどが出品された。また、コーリスが考案した巨大蒸気エンジンが置かれ、アメリカのグラント大統領とブラジルの皇帝のドン・ペドロが始動セレモニーに参加した。

日本館は即売会場となっており、日本家屋に灯籠が置かれ、周囲には整然と植栽されていた。ここには金工や漆工、陶磁器、七宝、染織などが出品されると、欧米のコレクターや美術商が買い求めた。また、前述の沈没したニール号から引き揚げられた漆器類が出品され、多くの注目を集めた。

1878年に開催された第3回パリ万国博覧会は、シャン＝ド＝マルスとトロカデロを会場にして開催された。フランスはプロイセン（ドイツ）との戦い“普仏戦争”で敗戦したこともあって、この万博で文化の中心国として再アピールする目的があった。国内もナポレオン三世の失脚にともなって第三共和政が成立しており、フランスの新体制樹立を国外に

示すことも目的だった。

科学技術と芸術を意識した博覧会は、ガラスと鉄骨で造られた「シャン＝ド＝マルス宮」をメインに、トロカデロ会場は美術部門がおかれ、ここではフランス美術が展示され、周辺には水族館や植民地のパビリオンもつくられた。水族館はアクアリウムと呼ばれ、生態展示により生き物を長生きさせ、そのリアルさから娯楽性も高める結果となった。アメリカはシンガー社などのミシンやエディソン蓄音器を出品していた。なお、日本館はシャン＝ド＝マルスに造られ、トロカデロにも庭園のなかに日本家屋が建てられた。

フィラデルフィア万博でも公開された自由の女神だが、パリ万博では頭部が公開され、入場料を支払うと頭部にのぼることができたことから長い行列を生んだ。自由の女神はフランス人彫刻家の F. A. バルトルディが制作、内部構造は A. G. エッフェルが担当した。このような制作途中での公開は、資金調達が背景にあった。そして、1884 年に完成すると、その翌年、アメリカへパーツが搬送され、1886 年に完成した。1889 年に開催された第 4 回パリ万博は「フランス大革命百周年」を記念して開催されたが、A. G. エッフェルが設計した“エッフェル塔”はシンボルとして、19 世紀後半の代表的な建造物として世界で知られることとなった。

第 3 回パリ万博の次は、オーストラリアで開催されている。当時植民地であったオーストラリアでの開催には、自国の農作物などが出品された。これまでの“産業”と“芸術”をテーマとした万国博覧会とは内容が異なっていた。

以上のように、万国博覧会は産業革命を背景とした“産業の祭典”であり、各国が産業技術を競い合うことによる世界的な技術力の向上が図られることになった。あわせて、パリ万国博覧会からは、“美術の祭典”の要素も加わったことで、各国の芸術性を認め合う機会にもなった。産業先進国により開催されていた万国博覧会は、フランスでの事情からもわかるように、政治的そして外交的要素を含みながら、開催されていたのである。

万博に遅れて参加した日本にとっても産業技術の輸入はもとより、日本の伝統文化、芸術性を広く紹介する機会に万博を位置付けた。出品にあわせて漆工や金工などが制作され、これらは海外で好評を博し、“ジャポニスム”ブームが起きるまでになった。ここには、お雇い外国人たちの適切な助言が背景にあった。そして、万博にあわせて、海外巡見していったことで、新たな文化を日本にもたらしたのである。万博への参加は、産業的進展はもとより、自国の近代的発展、成長を促すことになった。

## 国立博物館の創設

日本の博物館創設は、万国博覧会への参加と連動するなかで創設された。1873年のウィーン万国博覧会への日本政府の参加決定は、国内の博物館事情に変化をもたらすことになる。

1871（明治4）10月、文部省博物局の展示場が湯島聖堂内に設置され、翌年3月10日、文部省博物局は湯島聖堂大成殿を会場として「文部省博覧会」を開催する。ここに出品された資料は大学南校から引き継いだ資料で、さらに全国にも呼びかけて、名古屋の金鯨を初め、絵画や書籍、漆器、陶磁器、金工類、骨格標本など約600点が集まった。これらのなかから、ウィーン万博に出品される資料が多数選ばれることになった。なお、博覧会のおこなわれた場所が、博物局観覧場として一般公開されている。

1873（明治6）年3月19日、文部省所轄の博物館と書籍館、博物局、小石川薬園を博覧会事務局に合併する。そして、内山下町（現在の千代田区内幸町）に移転すると、ウィーン万博へ出品しなかったものや収蔵品などで展覧会を開催すると、好評を得ることになった。その後も、毎月1日と6日に開館する形態をとり、継続事業となった。

1872（明治5）年8月に、湯島聖堂内の大講堂で書籍館という、現在の図書館に相当する施設が造られる。1874（明治7）年、書籍館は浅草蔵前（八番米蔵）への移転が決定し、名称も浅草文庫と改称する。書庫2棟と書籍借覧所、事務所を兼ねる1棟の建設が始まり、この翌年に開館するが、14万点に及ぶ蔵書、これに博物館の書画なども加えて収蔵し、多くの閲覧者があった<sup>51</sup>。

そのようななか、1875（明治8）年に二つの動きが生じる。同年2月9日、博物館、書籍館、博物局、小石川薬園は文部省の所管となる。さらに小石川薬園は小石川植物園と改称し、博物館附属となった。この博物館は4月に東京博物館と改称、さらに、1877（明治10）年1月、湯島聖堂大成殿から上野に移管したことをきっかけに、1月26日に教育博物館となる。以降、「東京教育博物館」（1888年）、「東京高等師範学校附属東京教育博物館」（1896年）、「東京教育博物館」（1914年）、「東京博物館」（1921年）、「東京科学博物館」（1931年）、「国立科学博物館」（1949年）と変遷している。

もうひとつが、1875（明治8）年3月30日、博覧会事務局を博物館と改称、内務省所管となったものである。1881（明治14）年、内務省から農商務省所轄となり、同年、第2回内国勸業博覧会で美術館として使用されたコンドル設計の博物館新館が竣工する。これにあわせて、浅草文庫の蔵書類のほとんどがここに移管され、1882（明治15）年に一般公開されることとなる。1886（明治19）年には宮内庁所管、1889（明治22）年に「帝国博物館」

が開館されることとなった。以降、「東京帝室博物館」（1900年）、「東京国立博物館」（1952年）と改称し、今日に至っている。なお、1889年の帝国博物館設置と同時に、帝国京都博物館と帝国奈良博物館が開設されている。

このように、今日の東京国立博物館と国立科学博物館の起源となる「博物館」が設置された。これはウィーン万博に参加して帰国した佐野常民が提出した報告書のなかに博物館創設が強く提言され、さらにお雇い外国人ワグネルの意見も集約し、近代博物館創設を強く望んだ成果ともいえる。また、後述する内国勸業博覧会による基盤整備もあって、前述した所轄変遷をたどりながら、日本における国立博物館の原型が造られていったのである。

### 内国勸業博覧会の開催

明治政府下において、政府主導で内国勸業博覧会が開催される。“勸業”という言葉が入っているように、明治政府が殖産興業、そして富国強兵を推し進める中で、博覧会事業を遂行したのである。合計5回おこなわれた内国勸業博覧会は、次のとおりである。

第1回内国勸業博覧会	1877. 8. 21～11. 30	東京／上野公園	454, 168名
第2回内国勸業博覧会	1881. 3. 1～6. 30	東京／上野公園	823, 094名
第3回内国勸業博覧会	1890. 4. 1～7. 31	東京／上野公園	1, 023, 693名
第4回内国勸業博覧会	1895. 4. 1～7. 31	京都／岡崎公園	1, 136, 695名
第5回内国勸業博覧会	1903. 3. 1～7. 31	大阪／天王寺今宮	4, 350, 693名

1877（明治10）年に開催された第1回内国勸業博覧会は、1873年に参加したウィーン万博と1876年のフィラデルフィア万博の影響を受けたもので、内務卿大久保利通が推進して実現した。政府が主催する内国勸業博覧会によって、海外製品に対する敬意とともに日本の後進性を明らかにし、日本の職人たちの競争意識を高めようとしたのである<sup>52</sup>。

大久保利通とともに博覧会を推進した人物が佐野常民である。佐野常民は『澳国博覧会報告書』で次のような記載をしている<sup>53</sup>。

夫博覧会ハ博物館トソノ主旨ヲ同クスルモノニシテ実ニ国家富殖ノ源人物開明ノ基トス。之ヲ要スルニ大博覧会ハ博物館ヲ拡充拓張シ之ヲ一時ニ施行スルニ過キス。故ニ常ニ相須テ相離レサルモノタリ。

博覧会と博物館を同一視（「主旨ヲ同」・「相離レサルモノ」）しており、国家の繁栄はもとより、国民個人の開明の基礎を築くものと指摘している。また、大博覧会は博物館を拡充したものであって、一時的におこなうものに過ぎないとしている。

大久保利通と佐野常民の両者は博物館と博覧会に対する認識差が生じていた。大久保は

博物館と博覧会を同じ「人智開明の進歩」を持つ存在ととらえながら、必要な時に応じて博覧会を開くべきだと説明している。他方、佐野常民は、前述の通り、博覧会を「博物館ヲ拡充拓張」するに過ぎないと認識している。大久保の“博覧観”は、博物館よりも目的意識を明確にし、当然、政治的意思が反映される可能性を含んでいた<sup>54</sup>。当初、大久保利通は、4年に1回開催することを考えており、日本を5地域に分けて、各地域内で2年に1回、輪番制で地方勸業博覧会の開催を提案していた。つまり、万国博覧会・内国勸業博覧会・地方勸業博覧会という三者が連関して産業奨励に貢献していくと考えていたようである<sup>55</sup>。

第一回内国勸業博覧会は上野公園を会場にし、西南戦争のさなかに、開会式が挙行されるなど、政府が掲げる殖産興業政策への断行と具現化が急がれた。万博を通じてもたらされた西洋の産業技術を広める機会とする日本初の勸業博覧会となり、これを指導したのは、お雇い外国人のG.ワグネルだった。

会場には、美術本館、農業館、機械館、園芸館、動物館などが設けられるが、美術館の建物はレンガ造りで洋館のようなつくりとなっていた。全国から多くの出品があり、第一区鉱業冶金術、第二区製造物、第三区美術、第四区機械、第五区農業、第六区園芸と大別されたが、これは前年のフィラデルフィア万博の区分にしたがったものである。出品作を調査するなかで、優秀作には賞牌（一等から三等）などが与えられ、展示ばかりでなく、即売もおこなわれていた。そのなかでも最優秀作には鳳紋賞牌が与えられた。第1回内国勸業博覧会で鳳紋賞牌を受けたのは、ガラ紡を発明した臥雲辰致であった。

最高賞を受けながら、当時の日本には発明品を保護する制度がなかったことから、多くの模造品がつけられる結果となり、臥雲辰致の生活は困窮してしまう。ウィーン万博などで特許の有効性などが確認されている実情に鑑みて、高橋是清らが日本の産業を守るために、1885（明治15）年に専売特許制度が公布・施行されることになった。出品作を保護するために、制度的な保証が図られたのであった。

1881（明治14）年の第2回内国勸業博覧会は、日本国内のインフレと貿易不均等から生じた経済不況下で開催された。また、板垣退助が自由党を結成した年であり、国会開設の勅諭が發布されるなど、民主化が進められるなかでおこなわれた。出品数は前回の4倍に増え、入場者も前回を凌ぐものとなった。第1回は大久保利通が推進したこともあって、内務省所轄だったものの、第2回はこれに大蔵省も加わり、政府の関連省庁一体で取り組む姿勢がみられた。

出品にあたっては、前回と同作を禁じることとし、種別ごとに陳列することで、相互に刺激し合うように意識された。また、レンガ造りの博物館1階部分が美術部門にあてられたが、ここには多数の西洋画が出品され、これらからは日本の画壇が洋画の影響を受けていたことがわかる。このほか、絵画風の工芸品も出品されるようになり、伝統技術の飛躍がみられるようになった。

1890（明治23）年におこなわれた第3回内国勸業博覧会は、大蔵大臣の松方正義らが主導して開催された。当初、ウィーン万博副総裁であった佐野常民らが、将来的な万博開催を目指して「アジア博覧会」を開催しようとしたが、内国勸業博覧会開催にこだわった松方らが販路拡大と外国人客誘致を目指して開催に踏み切ったのである。

上野公園噴水の北側に博物館の建物をおき、西側に農林館、東側に参考館、美術館、水産館が建設された。建物の面積が拡大したことから出品数も前回を上回る結果となった。今回の出品数が増加した背景には、出願手数料や登録料を徴収しなかったことがある。また、会場内には電力会社である東京電灯株式会社による日本初となる路面電車が走り、今後のインフラ整備も期待できるものとなった。

第4回内国勸業博覧会は、1895（明治28）年に京都で開催された。これまで東京で開催されていたが、地方での誘致活動が展開されていた。これは、京都建都1100年の記念事業とも位置付けられたことが、京都での開催となって結実した。1894年、中国との間で日清戦争が勃発していたが、明治政府は殖産興業を重要政策のひとつとしていたことから強行した。結果として日清戦争で勝利をおさめた日本は、下関条約を締結している。なお、この年には帝国奈良博物館が開館している。

園内には、美術館、工業館、農林館、機械館、水産館、動物館の六館をメインとする建物があり、水産館には水族館が設置されていた。これまでのジャンルに加え、自然科学系の施設が新しくつくられたのである。なお、美術館には黒田清輝の『朝妝』という裸体画が展示されたことで大騒動となっている。

会場までは市街電車が走り、交通網が充実する。道路をはじめとするインフラ環境も整えられ、観光客向けの旅館の増設もあった。これにより、京都は観光都市としての地位を築くことになる。これは、内国勸業博覧会の開催がもたらす効果であって、地方にも経済的成果をもたらしたのである。

1903（明治36）年、第5回内国勸業博覧会は、日清戦争での勝利、下関条約による好景気のなか、大阪で開催された。全国的にインフラ整備が進み、鉄道網の発達もあって、こ

れまでにない最大の敷地面積でおこなわれた。会場には農業館、林業館、水産館、工業館、機械館、教育館、美術館、通運館、動物館が建設され、さらには台湾館と参考館も設けられている。

参考館には諸外国の製品が陳列され、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、ロシアなど十数ヶ国が出品し、まるで万博を意識したようなものとなった。なにより、夜間開放にともなうイルミネーションと博覧会のシンボルとして、大林高塔がつけられたことは特筆すべきものである。大林組が造った大林高塔には大阪初となるエレベーターが付けられて注目を集めた。なお、大林高塔の跡には通天閣が建てられている。また、娯楽性も導入され、メリーゴーランドやパノラマ世界一周館などが人気を博した。これまでの“勸業”主義からの脱却が、結果的に多くの人を惹きつける博覧会となった。

内国勸業博覧会は5回で終了したが、明治政府の殖産興業政策のなかで開催されていた。西南戦争や日清戦争のように、国内外で戦争があっても続けられていったのは、殖産興業と富国強兵といった二大スローガンを、近代国家を目指す明治政府が推し進めたためである。そして、将来的に日本での万国博覧会開催を目指す動きもあるなかで、当初は娯楽性を排除した催事にこだわった。結果として、国内産業の競争力を高め、あわせて芸術性の向上にもつながった。さらに、インフラ整備が進んだこと、京都や大阪で開催するなど、地方開催がかえって、地域振興をもたらし、国力強化となった。ある程度の産業成長がみられたなかで、最後に大阪でおこなわれたように、娯楽性を認める余裕さえも生まれたのである。

以上のことから、江戸時代から明治時代、そして現在にかけて進展してきた近代博物館への系譜を通覧していくと、正倉院をはじめとする古代の保存施設を端緒とし、資料を収集する研究者が出現したことで、博物館の構成要素である“ハコ”・“モノ”・“ヒト”を満たすこととなった。さらに、欧米の博物館施設を通じて得られた知識を日本に導入し、活動の充実化が図られることになる。こうして、近代博物館の母体が確立されていくことになったのである。

万国博覧会への参加、そして内国博覧会の開催を通じて、博物館のハード面、ソフト面が整備されていくことになる。ここには、海外へ赴いたものたちが博物館構想を進言し、国家政策のなかに位置付けることができたのが大きかった。また、お雇い外国人らの適切な意見が、博物館創設に大きな影響を与えていたことも無視することはできない。

そして、文化財保護法による資料の保護を制度的に確立し、さらには博物館法を制定し

たことで博物館の国内における位置付けを明確にした。社会教育の普及、そして企業の参画もあって、博物館に多様性が生じ、多くの博物館が誕生した。

博物館の増加は、ある種の大衆化が進行したとみることができる。江戸時代におこなわれていた物産会では研究者からアマチュア層へ、そして一般公衆へ開放するなど裾野を広げていった。さらに、内国勸業博覧会では観光の要素を取り入れ、一層の“博物館の大衆化”（ポピュリズムシフト）が押し進められたといえる。

こうした流れも、近代博物館に引き継がれ、博物館活動としておこなわれることになった。換言すれば博物館が市民権を得たために、社会的要請を帯びるようになり、法制定にもつながったのである。伊藤寿朗氏は博物館を「自由な個人契約による、合理的な社会」を理念とする近代社会の仕組みのなかで成立した、典型的な所産であるとも指摘しているように<sup>56</sup>、近代社会への成熟が博物館を成長させたのである。

黒沢浩氏は「近代的博物館のルーツを、本草学や物産会にもとめるのは正しくない。なぜならば、博物館のルーツ探しは、近代的博物館ができて初めて可能なのであって、近代的博物館の持つ要素がどのくらい遡れるのかという話にならざるを得ないからである。」と指摘している<sup>57</sup>。これは、博物館の定義に通じる一私見であり、博物館学的視野に立てば正論ともいえる。しかし、歴史的に博物館史をみてみれば、保存施設を出発点に、催事的要素を含みながら成長し、ここには、研究者が介在している。本論でも扱ったように、正倉院、物産会、内国勸業博覧会、そしてその時々的重要人物の存在があったことは否定できない。近代的博物館が泡沫のごとくあらわれたのではなく、活動実績が前提としてあったがゆえに、博物館として形作られていったという史実を無視することはできない。博物館の誕生は歴史的所産であることを考えれば、黒沢氏が指摘する博物館学的定義は極めて暴論といわざるを得ない。

博物館および博物館活動には、政治的意向も反映されている。本草学を援助し、物産会の開催を権力側が後押ししたのは、医学の進展や公衆の文化的水準の向上のためであった。さらに、近代博物館に関しても、文化財意識の高まりのなかで保存と公開が図られるようになり、近代国家としての高等教育や、生涯学習の実施という意図があった。近世から近代という歴史的時空間のなかで博物館を考えた場合、政治的援助を受けながら発展してきたのであり、個人から組織、そして国家事業というかたちとなり、現在に至っているのである。

## 第4章 ミュージアム都市形成論

近年、国家レベルで世界遺産登録に向けた取り組みが盛んにおこなわれている。世界遺産は「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護を目的」とするものであって、国際社会全体の責務として、その重要性に鑑みた“保護”を標榜している。国際連合教育科学文化機関（UNESCO）で1972年11月16日に採択された国際条約で、アメリカの条約批准にはじまり、2013年時点で130ヶ国が締結している。国際的な基準のもとで明確な保護を図り、国家政策および国際的観点から重要遺産を次世代に伝えるために、整備活用の措置がとられている。博物館とは異なり、区域の広い世界遺産は、まさに“ミュージアム都市”の構成要素ともいえよう。そこで本章では、世界遺産の現状から、今日的課題を明らかにするとともに、地方行政単位で取り組むことができるミュージアム都市の形成について取り上げていく。なお、本論で対象とした、高知市、富山市、境港市、郡山市については、フィールドワークを基にして論じていることを付記しておく。

### 世界遺産と地域保護

文化遺産の保護は、1972年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of World Cultural and Natural)によって規定されており(「世界遺産条約」)、これには規律対象と規律態様の双方について相異なる性質の規定が含まれている<sup>58</sup>。このなかから、保護について明記されている条文を抜き出すと次のものになる。

#### II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

4条 各締約国は、第1条及び第2条に規定する文化及び自然の遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備活用し及びきたるべき世代へ傳承することを確保することが本来自国に課された義務であることを認識する。このため、締約国は、自国の有するすべての能力を用いて、また、適当な場合には、取得しうる限りの国際的な援助及び協力、特に、財政上、美術上、科学上及び技術上の援助及び協力を得て、最善を尽すものとする。

5条 各締約国は、自国の領域内に存在する文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、できる限り、自国に適した条件に従って、次のとおり努力する。

文化及び自然の遺産に対し社会生活における役割を与えること並びにこの遺産の

保護を総合計画の中に組み入れることを目的とする一般の方針を採択する。

文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用のための機関が設置されていない場合には、妥当な職員体制を備え、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する機関を1又は2以上自国の領域内に設置する。

科学的及び技術的な研究及び調査を発展させ、かつ、自国の文化又は自然の遺産を脅かす危険に対処するための実施方法を作成する。

文化及び自然の遺産の認定、保護、保存、整備活用及び機能回復に必要な法的、科学的、技術的、行政的及び財政的措置をとる。

文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は拡充を促進し、及びこれらの分野における科学研究を奨励する。

これをみると、世界遺産条約では、あくまでも次世代に伝承することを第一に求めていることがわかる。そのために必要な保護、保存、整備活用を行政主導のもとで組織的に行うことが義務付けられている。そして、登録にあたっては“整備活用”することが大切であって、次世代への伝承として教育普及を同時に担うことになる。頑なに保護、保存するのではなく、担当職員を配置し、行政的かつ財政的な枠組みも求めているのである。学術的価値の高さを維持しつつ、さらなる研究を奨励していることは、現状保存ばかりでなく、次世代への活用が意識されているといえよう。

世界遺産条約に基づき、UNESCOにより認定されている世界遺産は、981件にも及ぶ。日本国内に関してみれば、北海道から沖縄に至るまで、自然遺産、無形遺産を含めると18の世界遺産が存在している（2014年1月時点）。

#### 日本の世界遺産一覧

世界遺産	自治体・省庁	世界遺産	自治体・省庁
知床【自然】	北海道（2005年）	紀伊山地の霊場と参詣道	和歌山・奈良・三重（2004年）
白神山地【自然】	青森・秋田（1993年）	姫路城	兵庫（1993年）
平泉 仏国土を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群	岩手（2011年）	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根（2007年）

日光の社寺	栃木（1999年）	広島 <small>の</small> 平和記念碑 (原爆ドーム)	広島（1996年）
富士山 信仰の対象 と芸術の源泉	静岡・山梨（2013年）	厳島神社	広島（1996年）
白川郷・五箇山の合 掌造り集落	岐阜・富山（1995年）	屋久島【自然】	鹿児島（1993年）
古都京都の文化財	京都（1994年）	小笠原諸島【自然】	東京（2011年）
法隆寺地域の仏教建 造物	奈良（1993年）	琉球王国のグスク及 び関連遺跡群	沖縄（2000年）
古都奈良の文化財	奈良（1998年）	和食：日本人の伝統 的な食文化【無形】	農林水産省(2013年)

国土の狭い日本に18も世界遺産があることに對して、色々な意見が出されているのも事実であるが、世界遺産条約により UNESCO が認定したことに従ってそれぞれ登録を受けている。推薦にあたっては、一国一件という原則にたち国内での選定がある。

2015年度推薦にあたっては、文化庁が「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県・熊本県）を推薦候補としたのに対して、政府有識者会議で「明治日本の産業革命遺産—九州・山口と関連地域」（九州・山口八県）を候補とし、後者の世界遺産への推薦が決定した。現在稼働している構成資産をどうするのかなど、“保護”に関する問題点、自治体の意向、そして文化庁推薦が反故にされたなかでの決定とあって、今後の推薦のあり方や世界遺産の登録過多の問題も含めて再検討が必要という声もある。

そんななか2014年1月、政府は世界文化遺産・自然遺産登録に向けた推薦案件の決定は、閣議了解事項とすることを閣議決定した。これは選考過程に政治意向が介入されることで、文化財価値の客観性が失われる恐れがあるとともに、各省庁の審議会の役割低下も危惧されている。

世界遺産登録は、その地域の知名度向上にともなう来県者数の増加、これに対する地域住民を含めた保護対策を講じる必要性など課題も多い。先に挙げた、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」も観光商品なのか宗教的実践としての新たな巡礼の創出なのかという疑問も呈されている<sup>59</sup>。また、自然環境についても、持続可能な環境保全と適正利用のガイドラインが必要との指摘が出されている<sup>60</sup>。

あわせて、学術的、文化的価値の国際的認容を維持するために、公費負担、住民負担は

免れない。また、景観を含めた大規模なものであるため、その管理は、決して容易ではないだろう。有形資産の保護と活用を図ることは、ある種、博物館運営と通じるところであり、博物館の抱える問題点が、いずれ世界遺産の面でも表出してくるだろう。その時の対策を事前に考えておく必要があり、比較的新しい世界遺産登録制度は、博物館と同じ文化行政の観点から考えると学ぶことが大きい。

### 文化財の活用と都市整備

世界遺産は地域の現状保護と次世代への伝承、整備活用という視点にたった国家的・世界的な施策である。他方で、国内における文化財や史跡保護、県民・市民、観光客への教育普及の取り組みとして、博物館や美術館が建設されている。これらミュージアムの設置は、地域にあった史跡や自然環境の保護と相反する都市成長の姿でもあれば、ミュージアムを核とした街づくりをすることで、新しい文化都市の景観をそなえ、さらにはここを拠点とした人の流通をとまなう新たな経済圏・市場が生まれる。

マックス・ウェーバーは都市の概念として、社会学的には巨大な一体的定住を示す集落であるとしながら、集落の大きさだけでははかれない古来の村落の存在を指摘する。経済的な観点からみれば、住民の圧倒的多数が農業的ではなく、工業的または商業的な営利からの収入によって生活しているような定住形態を都市としている。つまり、その土地に定住している住民たちが、彼らの日常的需要の中で経済的に見て重要な部分を、その地で充足しており、市場で販売することを目的に生産しているという、都市内での“市場”の存在が不可欠としている。定住社会に設立されたミュージアムを中心とする街づくり、“ミュージアム都市”を形成するうえでもこの概念は生じてくる。

登録文化財制度も創設されたことから、文化財を活用した街づくりが可能となっている。その活用法も各自治体でさまざま、営利活用型に対して非営利活用型、そして保存型とに分類することができるという指摘もみる<sup>61</sup>。そこで、都市論の前提となる博物館・美術館が建設されている立地場所から考えてみると、いわゆる“ミュージアム都市”と筆者がとらえている地域には、文化との共存が図られるなか、一種の市場が形成されていることがわかる。また、立地場所にもなんらかの理由が存在しており、仮に国・地方自治体であれば公有地、民間であれば私有地に突発的に建設されたとすれば、都市景観も含めてミュージアム都市とはいえない。以上のことを踏まえて、ミュージアム都市の成立要件を満たしている博物館・美術館の類型を示していくと、下記を挙げることができる。

#### 1. 史跡活用型

設置されている場所そのものが史跡となっており、歴史的かつ文化財的価値がある。建物自体が歴史的価値の高いこともあるが、立地場所そのものが史跡であることから広域なミュージアム都市を形成することが可能である。古来の足跡、息吹きさえも展示に位置付けた博物館施設ということになる。

具体例を挙げるとすれば、佐賀県にある吉野ヶ里遺跡歴史公園がある。公園自体が吉野ヶ里遺跡の保存と建物・施設復元による立体展示をおこない、1987（昭和 62）年から続けられている発掘遺物の展示を通じた体感型展示を展開する。なお、公園自体も文化的資産となっており、まさに近代的な博物館では得られない真実の姿を追求した施設といえる。なお、1992（平成 4）年に国土交通大臣が設置する国営公園となったこともあって、保存や展示などといった組織だった活動が可能な環境を兼ね備えている。

次に、長崎歴史文化博物館がある場所は、江戸時代、長崎奉行所立山役所があったところで、博物館設置以前には旧長崎県立美術博物館があった。長崎奉行所跡を発掘した成果を活かしながらかつ長崎奉行所が復元されていること、さらに展示内容から考えても、この場所が博物館設置理由からも最適である。同じく長崎市にある出島は復元整備が進められており、出島内には発掘状況を示す資料を展示するほか、当時の出島の暮らしを再現する立体展示がおこなわれている。まさに、当時を体感できる博物館施設といえよう。

海外をみると、上海郊外にある周荘は、「中国第一水郷」で AAAAA 国家級旅游景区となっている。11 世紀にはその原型が造られたといわれる地域で、水運業が盛んだったところである。当時の雰囲気を残しながら、主要な建物も現存し保護されている。このなかには「周荘博物館」もあり、陶磁器を中心に展示されている。周荘の雰囲気と調和した建物を維持してはいるものの、展示手法には課題も多い。しかし、街並みをはじめ全体のバランスを意識した地域として整備されている。

韓国の釜山にある龍頭山公園は、朝鮮王朝後期の草梁倭館が置かれていたところである。1679 年にこの地に倭館が移されたと同時に龍頭山神社も設けられ、その後日本人居留地にもなった。現在では釜山タワーがシンボルとなっている公園であるが、タワー内には世界民族楽器博物館や世界模型船展示館がある。また、公園内に豊臣秀吉による朝鮮出兵、文禄・慶長の役の時の朝鮮の将軍、李瞬臣の像が建てられている。韓国の歴史観も反映された園内に整備されている。

これらのミュージアム都市は、史跡という一定区域を保護することを前提にした街づくりをおこなっている。市場については、保護地周辺に形成されており、博物館を意識した

商業圏が形成されている。

## 2. 建物活用品型

建物そのものが歴史的建造物であって、なかには文化財に指定されているものもある。こうした建物の内装を展示空間に仕立て、博物館活動がおこなわれている。史跡内に立地することもあるが、これにとらわれず建物の価値を重視した博物館施設として再整備していることが多いようである。つまり、史跡活用品型より狭義な保護区の設定により、都市が形成されている。

この代表的なものが城郭であろう。全国各地に現存、もしくは復元された城郭があるが、概ね城郭内は関連する資料が展示されている。熊本城は現在も復元整備計画の中にあるが、本丸御殿の復元は多くの観光客を誘致している。あわせて復元にあたって参考にした関連資料も展示され、説得力のある解説がおこなわれている。本丸御殿は名古屋城でも復元されており、全国的な動きになりつつある。

大阪城天守閣は大阪城公園内にあり、公園に隣接して大阪歴史博物館もある。大阪城天守閣は豊臣秀吉を中心に展示され、近代的な手法も導入されている。展望台も設けられており、大阪でシンボリックな建物に位置付けられている。新旧交錯した建物といえよう。

他方、姫路城のように国宝であり、世界遺産にも登録された建物もある。建物そのものをじっくりみせるというのが本旨であり、姫路城見学資料室や情報センターのように別棟で展示をおこなっている。犬山城や彦根城、松本城といったほかの国宝の城郭にも同じことがいえ、なかでも姫路城はフランスのルネッサンス期の建造物であるシャンティ城と姉妹協定を結ぶなど活動の幅を広げている。城郭を中心としたミュージアム都市は、街のシンボルとして市街全域を含めた都市が形成されている。他方、近代的進歩をとげた街とは区分し、城郭区域に限定した街づくりがおこなわれることもある。行政によって、城郭をどのように位置付けるかで、ミュージアム都市の範囲が異なってくるといえよう。

城郭以外でも神奈川県立歴史博物館は、明治30年代を代表する洋風建築で、元来は、横浜正金銀行本店で利用されていたものである。のちに神奈川県が買い取り、建物の増改築とともに関東大震災前の姿に復元して博物館として開館している。また、東京都丸の内にある三菱一号館美術館は、1894（明治27）年に英国人建築家ジョサイア・コンドルが設計し、三菱が建設した最初の洋風建築を復元したものである。文献や古写真などをもとに忠実に復元され、三菱を象徴する建物となっている。元来、学校だったものに、福島県郡山市にある安積歴史博物館がある。この博物館は明治期の洋風建築で、1889（明治22）年に

福島尋常中学校本館として建設された国指定重要文化財である。先の東日本大震災で多大な被害を受け、現在復旧作業が進められている。

博物館・美術館のハードが歴史的建造物であり、それを核とした市場を形成していることは、日本に限ったものではない。ルーブル美術館は、12世紀に完成した宮殿であって1793年に美術館となるまで、さまざまな政治的舞台となったとともに、多くの建築家に増改築されながら今日にその姿を残している。また、ローマ教皇の住居であるバチカン宮殿内にあるバチカン美術館は、教皇ユリウス2世により「ベルヴェデーレの中庭」に起源があり、いまから510年程さかのぼる建物である。エルミタージュ美術館は、ロマノフ朝8代ロシア女帝エカチェリーナ三世が1775年に建設した個人的な美術展示室を端初とする。現在では「サンクトペテルブルク歴史地区と関連建造物群」の構成群として世界遺産登録物件となっている。

また、中国の蘇州古典園林は世界遺産（文化遺産）に登録されているが、なかでも拙政園は1509年につくられた四大名園のひとつである。園内に古来の庭園を残しつつ、園林博物館も設けられている。その周辺には、ルーヴル美術館のガラスのピラミッド、ボストン美術館東館、東京のMIHO美術館の設計にも関わった貝律銘が手掛けた蘇州博物館がある。そして、蘇州博物館に隣接して1860年の太平天国軍の忠王李秀成の王府「忠王府」も残されており、史跡と一体化したミュージアム都市を形成している<sup>62</sup>。

これら歴史的建造物を活用したミュージアム都市を考える場合、非常時の対策が必要である。先の東日本大震災で被災した地域からみてもわかるように、建物活用型の脆弱さを露見することになった。防火面も含めて、建物の保護を図ることが重要である。

### 3. 跡地活用型

万国博覧会など、国際的なイベントが開催された後の、施設群の跡地に博物館・美術館が建設されることがある。跡地利用として、記念公園と称して整備されたなかにミュージアムが設けられ、複合施設のひとつに位置付けられていることもある。

例えば、大阪の万博記念公園は、1970年に開催された日本万国博覧会の開催をうけて開園されている。公園内には当時の造園技術を結集した「日本庭園」や「植物園」のように四季折々を楽しめる「自然文化園」がある。また、万博の展示館を引き継いだ「大阪日本民芸館」があり、世界の民族調査をしている「国立民族学博物館」では、調査研究に基づく展示活動がおこなわれている。このように万博で造られた施設を維持・管理しながら、さらに進化させた取り組みが実施され、現在では、学術・文化の拠点にもなっている。

2005年に開催された日本国際博覧会（「愛知万博」・「愛・地球博」）が閉幕された後、その跡地は愛・地球博記念公園となっている。日本庭園はもとより、当時の施設を再利用している。『となりのトトロ』のサキとメイの家を復元し、今日でも多くの来館者の関心を集めている。また、テーマの“自然の叡智”に相応しく、地球市民交流センターではさまざまな活動がされている。

福岡市博物館は1989年に開催されたアジア太平洋博物館“よかトピア”の開催にあわせて、百道浜の地に福岡市立歴史博物館にかわって建設された。開催中にはテーマ館のひとつであったが、閉幕後に博物館として開館している。この百道浜地区は臨海埋立地で、先の記念公園とは異なり、現在では西南学院小学校や中学・高校、福岡タワー、放送各局、ヤフオクドームなどが建設されている。会期中からの将来的方向性を意識して計画的に博物館施設として建設されたのである。

新しく都市が造られたことから、制限を受けることも少なく、区画化した街づくりを可能としたことが特筆できる。ある種、都市の名に相応しいミュージアム都市を形成することを可能とし、福岡市のように文教施設を含めた大規模な都市を築いていくことができるのである。

#### 4. 都市整備型

各自治体で区画整理や土地開発にあたって、博物館や美術館が建設される。また、近隣施設との関係性から当該地に造られることもある。新設される故に近代的な設備を要していることが多く、建物活用型とは相反するものともいえる。

新潟市歴史博物館は、郷土資料館を前身として2004年に開館した博物館である。旧博物館は、歴史ある地域にあったため、堀などを再現するとともに新潟税関石庫が復元されていた。そして、博物館本館は重要文化財の指定をうけた旧新潟税関庁舎で、文化財指定を受けていると展示活動が制限をうけることも多いため、新設されることになった。そのため、文化教育施設として周辺環境も含めてよく整備されている。

また、大阪府の国立国際美術館は、大阪市北区の中之島にあるが、万博記念公園から2004年に移転したものである。この中之島地区の再整備が進められていくなかで、新美術館構想が出されており、現在でも方向性を含めて協議が進められ（2013年9月現在）、その動向が注目されている。

このように既存する歴史的建造物の周辺に、文教施設が新たに造られることがある。その代表的なものが、城郭周辺地への博物館・美術館・図書館の設置である。熊本城の近く

には先に挙げた本丸御殿以外に、熊本博物館や熊本県美術館がある。また、岡山城周辺には県立図書館があり、川を隔てた後楽園側には岡山県立博物館がある。高知城にも県立図書館と県立文学館がある。このように観光名所の近くに設置することで、人の移動を促し、利用者にとっても交通事情で利便的な立地条件となっている。既存の文化財を活用して、都市整備がおこなわれているといえよう。

### ミュージアム都市の具体事例

ミュージアム都市としての成立要件は博物館を構成要素のひとつとしながら、各地域で特色ある取り組みがおこなわれていることである。そのなかには土地の持つ歴史を土壌としたもの。さらには、人工物による仕掛け、民族的習俗といったようにさまざまである。こうした有形・無形の文化財を活用し、さらに博物館を包摂した都市化が各地でみられる。ここには日常生活が営まれており、歴史の場とは密接に関連しており<sup>63</sup>、さまざまな工夫によって新しい価値を創出しているのである。

#### (1) 歴史都市—高知市—

高知市は、高知城をはじめとして市内に幕末志士ゆかりの旧跡名勝が散在していることが特徴である。人為的な都市形成をおこなうのではなく、既成の史跡を活かしたミュージアム都市を形成している。人工的につくり出すことのできない、伝統かつ歴史的、文化的なリアルな息遣いが伝わる街づくりとなっている。市内は路面電車や路線バスなど公共交通機関が整備されているため、アクセス面にも配慮されている。

高知市のミュージアム都市としてのハード面における特に大きなテーマであり、切り口となっているのは「坂本龍馬」であろう。「高知県立坂本龍馬記念館」・「龍馬の生まれたまち記念館」といった博物館施設、「坂本龍馬生誕地」、龍馬が剣術を学んだ「日根野道場跡」、よく泳いでいたとされる市中を流れる「鏡川」、月見の名所であり坂本龍馬像がたつ「桂浜」といったように、坂本龍馬ゆかりの地をめぐるコースの充実が目をひく。これに関連して、板垣退助、後藤象二郎、武市瑞山など幕末維新の人物たちの旧家や史跡もあることから、幕末土佐藩の歴史的情趣を体感することができる。

また、高知城や山内家宝物資料館、高知県文学館のほか、高知県美術館など高知の通史や文学、芸術を発信する施設も市内に設置されている。観光客にとっても見学する選択肢が多いうえ、県民・市民にも目的にあった学習機会が提供されている。観光地として特化したミュージアム都市を形成しているのではなく、住民サービスも意識した街づくりをおこなっているといえよう。

高知市のミュージアム都市としての成功要件は、わかりやすく、そして日本人に広く浸透されているテーマ設定にある。坂本龍馬については、歴史上の人物として多くの日本人が認識しており、小説の題材にもしばしば取り上げられている。なにより、2010（平成 22）年に放映された NHK 大河ドラマ「龍馬伝」によって、その認知度をさらに高める結果となった。これを反映するかのよう、観光客数にも大きな伸び率としてあらわれている。

県内施設のなかから高知城懐徳館をみると、龍馬伝の放映前年は 219, 993 名の来場者があり、高知県立坂本龍馬記念館は 175, 666 名だった（数値は高知県観光振興部調べ）。これが放送中には前者が 360, 877 名、後者は 482, 023 名となっている。放送後の 2011 年には、前者が 289, 072 名、後者が 249, 578 名となっているものの、依然として高い数値を維持している。高知県も指摘しているが、龍馬ブームの継続性が伺われる数値といえよう。また、高知県への旅行目的も名所旧跡などの見学・行楽が一番の理由とされる一方、自然見物・町歩きという目的も近年では増加してきている。高知県は歴史関連の関心が落ち着き、世界ジオパークなどを中心とした自然景観へ関心がシフトしていると指摘するが、依然として名所旧跡の見学を目的とした観光客が一番多いことは、歴史系ミュージアム都市としての定着を意味している。

観光客の誘致と施設見学の促進のために、色々な取り組みがなされている。NPO 法人のボランティアが各所に配置されて、見学者に解説や市中の観光案内もおこなっている。また、施設の特典が受けられる「龍馬パスポート」を配布しており、スタンプラリー形式で娯楽性を交えた観光スタイルを推奨している。また、所定の手続きを経ると、自宅に高知の観光情報が送られてくるなど、再来を促す誘致活動をしている。こうした取り組みは、県民・市民一体となった街づくりをおこなっていることを反映するとともに、ボランティア養成を含めた、生涯学習の推進にもなっている。

さらに都市形成のうえで、交通手段の起点となるところへのイメージも大切で、高知空港は愛称“高知龍馬空港”を定着させている。また、JR 高知駅の近くには、「龍馬伝」幕末志士社中が設置されており、本格的な観光を始めるまえの観光客の気持ちを高揚させている。幕末志士に扮した人たちを配置していたり、着物に模造刀を帯刀して記念写真が撮影できるなど、サービス展開も充実している。NHK 大河ドラマ館の再利用という点からも有効に機能しているといえよう<sup>64</sup>。ミュージアム都市への交通の入口が、その誘いとなるため、軽視することができない重要な要素のひとつとなっている。

## (2) 芸術都市—富山市—

富山市は“富山の薬売り”として全国的にも知られる都市である。JR 富山駅には薬売りのモニュメントがあり、シンボリックに扱われている。「富山市売薬資料館」や「広貫堂資料館」といった富山売薬商に特化した博物館施設があるものの、JR 富山駅からは車での移動が便利な立地条件にある。また、富山大学には富山大学民族薬学資料館が設けられており、日本、さらには富山に限らず、各国の薬学の調査研究がおこなわれ、一般にも公開している。地方自治体だけではなく、大学を挙げて薬学に関する取り組みをしている反面、歴史系・薬学系のミュージアム都市としては、ややまとまりを欠いている。

そこで、富山市のミュージアム都市としての取り組みをみた場合、“芸術”をひとつの軸とした活動がおこなわれている。富山にはガラス造形作家の拠点である富山ガラス工房がある。これと関連して“ガラスの街とやま”プロジェクトが進められ、富山駅からのメインストリートや建物に展示ケースが置かれ、このなかにガラス作品が展示されている。

この取り組みはストリート・ミュージアムプロジェクトであり、定期的な展示替えもおこなわれるなど本格的な活動となっている。照明も兼ね備えた展示ケースのなかに作品が置かれ、夜には昼間とは違った雰囲気で見ることができ、観光客はもとより、地元の人々の芸術的感性を刺激するような活動となっている。また、アーティスト育成も兼ねたプロジェクトとなっており、その舞台を人目に付きやすい場所に設けていることから、ストリートを博物館に想定したミュージアム都市の様相を呈している。

JR 富山駅からストリート・ミュージアムを通り抜ける途中には、富山城址公園がある。公園内には富山城が復元されているが、ここは富山市郷土博物館として視聴覚機器を取り入れた展示をおこなっており、富山城の時代変遷が分かりやすく紹介されている。また、同じ園内には佐藤記念美術館がある。富山のシンボルをうまく活用し、史跡と文化施設を併存した街づくりをおこなっているといえよう。

富山市のこうした取り組みの一方で、観光客の誘致にはなかなか結びついてはいないようである。富山県観光課が調べた 2007 年度データで、富山の魅力は自然・食べ物・温泉が上位を占めている。歴史（名所・旧跡）はこの次に位置しており、これは全体の構成比で 14.1%となっている。観光課も指摘するように PR の必要性和観光客を受け入れたときの観光ボランティアの育成も急務となろう。歴史・文化・芸術を発信するミュージアム都市として整備されている現状をいかに発信するのが課題であろう。

地方都市にあって、JR 駅を基点とした街づくりは、効果的である。ここにミュージアム都市の要素を取り入れている点は、富山市の評価できるところである。また、食観光の充

実と強化も観光客誘致には必須という指摘もあり<sup>65</sup>、こうしたPRも重要となろう。他県からの観光客誘致と文化行政のなかでおこなわれる芸術性の確立、さらには生涯学習のツールにプロジェクトを位置付けることが、今後、ミュージアム都市としての発展につながることになるだろう。

### (3) 民俗学都市—境港市—

境港市は人口 36,004 人（2013 年 3 月）で、秀峰大山を背景に、風光明媚な白砂青松の海岸線を有するところである。水産資源に恵まれる一方、近年、観光振興にも力をいれている自治体である。その政策のひとつに「水木しげるロード整備事業」があり、1993 年 7 月 18 日に除幕式、1996 年 8 月 24 日に全体が完成するに至っているが、ここには多くの観光客が訪れ、ミュージアム都市としても非常に完成度が高い。

水木しげるロードとは JR 境港駅から境港本町アーケード商店街まで続くメインロードに、「ゲゲゲの鬼太郎」の作者であり、同市出身の水木しげる氏の画業による妖怪などの銅像が、数多く設置されている。本町アーケード内には水木しげる記念館があり、水木しげるの世界観を知ることができるとともに、妖怪についての学習もできる。

境港市のミュージアム都市としての特徴は、徹底的な水木ワールドをテーマとした街づくりにあるだろう。その第一に、官公庁・公共交通機関・民間産業の協力を全面的に受けていることがある。JR 境港駅は「鬼太郎駅」という愛称がついており、ラッピング列車も運行している。ラッピング列車は外装だけではなく、シートの柄にも妖怪の模様がしつらえられており、細部にまでこだわった内装になっている。市中を走るバス「はまる一ふバス」やタクシーにも鬼太郎キャラクターがラッピングされ、観光客の目をひいている。そして街灯には、目玉のおやじがモチーフとなっており、細部にわたって抜かりがない。

駅近くにある境港警察署境港駅前交番は 2006 年から鬼太郎交番を愛称としている。堅苦しいイメージのある交番にさえも周辺環境と調和した配慮がなされている。また、水木ロード郵便局では窓口ではがきを出すと消印が鬼太郎キャラクターになるサービスをおこない、さらには記念切手も販売するなど、ご当地の限定色を出した取り組みとなっている。

「河童の泉」と称した公園には、妖怪たちのブロンズ像が飾られて独特の雰囲気演出している。橋にも鬼太郎やねずみ男の銅像をしつらえ観光客の気持ち高揚を誘発する。

民間・産業としても、先に挙げた地元タクシー会社本社には“鬼太郎に会えるまち”と看板が掲げられ、車庫には目玉のおやじのオブジェがさげられている。また、境港海陸運送株式会社では太陽光発電システムの電光掲示板に鬼太郎が描かれるなど、水木しげるロ

ードを意識したデザインとなっている。そして、水木しげるロードにある飲食店や商店はオリジナルメニューをはじめ、店の外観も鬼太郎キャラクターを全面的に取り入れている。

以上のように、ミュージアム都市を構成する主要なパーツが充実しているなか、まさに展示資料といえる妖怪の銅像にも設置数はもとより、その工夫もみられる。それは全てが画一化された大きさではなく、大小それぞれ一様ではないことからリズム感のあるなかで見回ることができる。また、単体の妖怪だけではなく、物語の一場面を作成しているところもあり、メリハリのある展示となっている。

ここに展示されている銅像は、1993年の除幕式の時点で23体の設置に過ぎなかった。1997年には目標の80体を達成したが、さらなる充実を図ろうとするも、境港市は財政難に直面してしまう。そこで、2003年に境港市観光協会と境港商店街連合会、水木しげるロード振興会、水木プロダクションの民間4団体が、「妖怪ブロンズ像設置委員会」を立ち上げ、水木しげるロードに設置するブロンズ像のスポンサーを全国的に募る事業を展開した。ブロンズ像に寄贈者名が記される特典もあり、公募の末、2012年時点でブロンズ像の設置数は139体にまでのぼっている。今後もスポンサー公募をしていく計画にあり、展示充実に向けて中長期的な計画が立てられている。自治体の財政負担の軽減とともに、全国的なファンを取り込んだミュージアム都市をつくろうという先進性も垣間見られる。寄贈した人の家族や知人などの見学も期待でき、観光客誘致の面でも優れた企画事業といえる。

ソフト面でも多くの工夫がなされている。その代表的なものとして、人気キャラクターが水木しげる記念館を起点に水木しげるロードを歩いてまわるイベントがある。鬼太郎やねずみ男、ねこ娘などの着ぐるみが巡回し、記念撮影などにも応じている。これらのキャラクターは、妖怪銅像が“静”であるのに対して“動”のサービスであって、動態展示ともいえよう。日替わりで違うキャラクターが出てくるなど、見学者を飽きさせない工夫がなされている。また、スタンプラリーも実施し、各商店に供えられたスタンプを押しながら見学・お買い物をするなど、まさに水木ワールドを体感できる取り組みが展開されている。

境港市のミュージアム都市の成熟は、観光客数に反映されている。そこには、映画やドラマの影響が数値にあらわれているようである。2005年に「妖怪大戦争」、2007年には「ゲゲゲの鬼太郎」第五期、2010年にはNHKの連続ドラマ「ゲゲゲの女房」が放映されるなど、コンスタントに取り上げられている。こうした効果があり、次のような人数の変化をみることができる。

### 境港市の観光客推移

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011
人	926, 909	1, 478, 330	1, 721, 725	1, 574, 710	3, 724, 196	3, 221, 428

2007年のゲゲゲの鬼太郎の放送が始まると、前年度より大幅に増えている。以降も継続した観光客を集めているが、ひとつの転機となっているのが、「ゲゲゲの女房」の放映であろう。NHK朝の連続ドラマが大ヒットしたということも背景にあるが、前年度より200%以上の伸び率となっている<sup>66</sup>。放映終了後も比較的持続していることを考えれば、先に挙げたミュージアム都市としてのハードとソフトの充実の成果といえる。何より、全国放送で取り上げられる効果の大きさがミュージアム都市としての成熟にもつながっている。そして放送された内容にも恵まれたことから、老若男女を対象とした幅広い層の観光客を集めることができたのである。

境港市は適度な範囲かつJR境港駅を拠点としたミュージアム都市をつくろうとしたことが功を奏した。また、文化的景観による制限を受けることも少なく、広すぎず狭すぎずといった規模であったがゆえに徹底的な街づくりを可能としている。それは、マンホールの蓋にさえゲゲゲの鬼太郎のキャラクターをデザインするほどである<sup>67</sup>。境港市のミュージアム都市形成の特徴は、わかりやすく、そして幅広い年齢層に受け入れられるテーマ性の良さである。そして旧来の境港市の“ウリ”であった水産業をテーマとした魚のオブジェを設置した“おさかなロード”も、水木しげるロードと併設してあるなど、新旧観光資源が交錯した都市を形成している。

同じような取り組みとしては葛飾区が亀有でおこなっている。秋元治氏の「こちら葛飾区亀有公園前派出所」で“こち亀”に関する像が街中に設置されている。また、台東区山谷のいろは会商店街では、「あしたのジョーのふるさと」として矢吹丈の等身大模型や関連人物のパネルが設置されている。境港市と葛飾区、台東区の大きな違いは、記念館設置の有無が挙げられる。そして、水木しげるロードは妖怪をテーマとしているが、妖怪は学術的分野としても一定の水準にある。つまり、民俗学的にも評価され、さらには一般にも周知、認識されているテーマが、ミュージアム都市としての成功を導いているのである。

### ミュージアム都市化への提言—福島県郡山市を事例に

歴史・芸術・民俗系のミュージアム都市について、その特徴と街づくり、その成果について取り上げてきた。これらをもつ共通点としては、主要駅を基点としたミュージアム都市を形成しているところである。JR高知駅、富山駅、境港駅といった、都市への玄関口か

らいかに人の流れを生むのかが考えられている。また、その都市の性格を検討したうえで、テーマを絞り込み、特徴的な広報展開がされていることも共通している。駅から各所への幹線道路の整備、そして交通網の充実、さらには徒歩圏内における仕掛けもおこなわれている。

こうした地域での政策を分析したうえで、福島県郡山市で可能と思われるミュージアム都市形成を考えてみたい。郡山市は、福島県中通りのほぼ中央に位置する人口約 33 万人の中核都市である。東北新幹線の停車駅であり、東京や仙台などへのアクセスも良く、ビジネス都市である。

郡山市がおこなっている街づくりに“楽都”というテーマがある。“東北のウィーン”とも称されるように、2008 年には「音楽都市宣言」がなされるなど、音楽を通じた活動がおこなわれている。この背景には、明治中期以降から急激に郡山市が工業都市化し、多くの人の流入もあって人口が増加したことによる賑わいの一方で、治安の悪化が目立ってきた。そして、戦後を迎え荒廃した郡山市は、音楽を心の拠り処として再興をめざし、1954 年には、オーケストラを誘致するなど、官民一体となった取り組みとして成果を挙げてきたことがある。その後も、市民の手によって音楽イベントが開催され、多くの成功をおさめてきたようである。

音楽都市宣言をうけて、JR 郡山駅前には“楽都”の幟が掲げられ、目につくかたちで、目指している方向性が示されている。また、東口には歌手の舟木一夫氏が歌った「高校三年生」の石碑があるが、これは作詞家の丘灯至夫氏が郡山商業高校出身であることに由来する。さらに、西口には郡山にゆかりのある音楽グループ GReeeeN の楽曲をモチーフとしたモニュメントが設置されているなど、まさに拠点となる玄関口に音楽都市としての色調を強く出している。

しかし、町の中心部に歩を進めていくと、音楽都市としての街づくりに継続性がみられない。音楽をモチーフとしたデザインがほどこされたベンチが置かれているところはあるが、駅前で展開されていたものと比べると、取り組みに脆弱さを感じる。これはひとえに音楽という無形のものをテーマとした都市形成の難しさにほかならない。郡山市に関する音楽を流しているわけでもなく、さらに地域に根ざした歴史や文化と調和した文化行政にもなっていない。

そこで、郡山市で可能なミュージアム都市づくりをしていく場合として、次のことが提案できる。その第一に挙げられるのが、歴史風土を活かしたものである。郡山市は幕末の

朱子学者である安積良斎（1791～1861）の出身地である。安積良斎は吉田松陰や岩崎弥太郎、栗本鋤雲らに影響を与え、昌平学教授にも就任した人物である。幕末期の外交にも携わり、日本史上の転換期に、活躍した。良斎の生家ともいえる安積国造神社も郡山市内に現存し、さらに境内には安積良斎記念館や銅像も設置されている。幕末維新期というテーマ性を盛り込むことは、先に挙げた坂本龍馬に通じるように、一定の成果が挙げられることが期待できる。また、旧福島尋常中学校であり国指定重要文化財の安積歴史博物館とリンクさせることで、“教育”というテーマ性も生まれてくる。

第二に開成山公園を含めた近代遺産の伝承がある。江戸時代、原野で不毛の地であった郡山を発展させたのは、明治初年の安積開拓である。明治政府の国家事業としておこなわれ、特に安積疏水は三年の歳月をかけて1882（明治15）年に完成した。安積疏水は麓山公園に通水を記念して地元の有力者が造った「麓山の飛瀑」がある。駅前にもそのオブジェがあるなど、行政もシンボルとして扱っていることがわかる。これによって水利の改善となり、経済的発展を遂げたことを考えれば、近代産業遺跡として価値がある（国登録有形文化財）。「郡山水と緑の案内人の会」による、ボランティアガイドが実施されていることから、これらの団体を行政をあげて積極的に活用すべきである。

第三に大学との相互連携がある。郡山駅には奥羽大学や郡山女子大学、安積永盛駅には日本大学理工学部がある。これらの大学と協働した街づくりが可能である。先に挙げた歴史的視点、さらには近代産業の側面、デザイン・芸術性を含めた観点からも協力が可能である。奥羽大学には薬用植物園があり、郡山女子大学には日本風俗美術館、日本大学理工学部には校史資料室がある。これらを含めた街づくりをすることも官学連携のあり方のひとつであり、また、大学には教職員以外に、学生というマンパワーがある。これらを活用した地域社会と融合した都市形成を考えていくことも必要となろう。

第四に、老舗菓子店との協働である。郡山市には“薄皮饅頭”で有名な「柏屋」、 “ままだおる”を販売する「三万石」、 “ゆべし”で知られる「大黒屋」、「かんのや」などがある。市内に全国的に知られる菓子舗がある強みを活かした街づくりをおこなうことが可能である。“食文化”をテーマとして掲げ、スイーツを通じて女性を取り込んだ観光客誘致につながるるとともに、県外者であれば自宅に戻ったときの広報媒体としても非常に有効である。

以上の要素を考えたミュージアム都市を考えた場合、その拠点となる施設が必要であろう。郡山市の現状をみると、それぞれが離れた場所にあり、徒歩圏内という立地条件がない。あわせて郡山市が目指している楽都を象徴する施設が必要となろう。楽都というテーマ

マを活かしつつ、旧来からの歴史性を重んじ、大学との協働により学術性を高め、さらには民間との連携で事業化を促す施策が可能な環境にある。

これにあたり交通網の整備が必要であろう。観光地では巡回バスを走らせるところが多く、ワンコインで主要な観光名所をまわることができるよう、インフラ整備がおこなわれている。市内各所に点在する施設を線で結びつける交通手段の確立が必要である。それにあわせて、ガイドボランティアの種類を増やし、観光客に対応できるソフト面の養成も求められる。これが、結果的に生涯学習の場となり、市民から受け入れられれば、行政の住民サービスの向上につながることになる<sup>68</sup>。

現状の改善として、美術館通りの工夫の必要性を感じる。郡山市立美術館まで続く一本道に「美術館通り」と名付けている以上、何かしらの工夫があっても不思議ではない。しかし、現在、通りの一部に展示ケースが設置されているだけで、これが広報活動に有効に働いているとは思えない。境港市の取り組みのような、財政負担を抑えた事業展開が図られるべきである。郡山市出身の俳優、西田敏行氏や関連企業に協力を仰ぐのもひとつの手段であろう。

以上のように、文化的な視点から、郡山市を対象としてミュージアム都市化についての検証をおこなった。郡山市はその現状資産から、ミュージアム都市としての性格を十分有しているものの、それが結果としてうまく活かされていないのである。郡山市には、現在、原発被災者の多くの方が一時避難しているとも聞く。駅前に放射線量を示す掲示板が掲げられていて、今なお癒えない原発被害の重々しさを感じる。そこで、こうした雰囲気を一掃するような大胆な行政施策が必要であり、街づくりが求められるのではないか。また、原発被害について後世にも伝えるような、拠点も不可欠に感じる。これまでになく未曾有の被害を受けている人々を受け入れ、抱えている自治体としての責務を街づくりの中で反映していけることが可能なのである。

---

#### 註

- 1 クシトフ・ポヘミアン著 吉田城・吉田典子訳『コレクション—趣味と好奇心の歴史人類学』(平凡社、1992年) 25～33頁。
- 2 中山公男・四方田犬彦「美術館の起源と蒐集行為」(『芸術学研究』7、1997年)。
- 3 吉田憲司『文化の「発見」—驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで』(岩波書店、1999年)。
- 4 出佳奈子「15世紀のメディチ家邸内における絵画—「祈念図像」から「美術品」へ」(『弘前大学教育学部紀要』102号、2009年) 44～45頁。メディチ家の財産目録を通じて、宗教的慣習から鑑賞対象となったことを明らかにしている。
- 5 クシトフ・ポヘミアン著 吉田城・吉田典子訳『コレクション—趣味と好奇心の歴史

- 
- 人類学』前掲書、111頁。小宮正安『愉快の蒐集－ヴンダーカンマーの謎』（集英社、2013年）。
- 6 小宮正安『愉快の蒐集－ヴンダーカンマーの謎』前掲書、51頁。なお、ステュディオオーロは原則として収納されており、隠そうとする姿勢が濃厚であったことから、ヴンダーカンマーとはまったく同じではないと指摘する。
  - 7 宮正安『愉快の蒐集－ヴンダーカンマーの謎』前掲書、7～8頁。
  - 8 伊藤真実子「蒐集する文化－ヨーロッパと日本における博物学と個人コレクション」（『福井憲彦監修 伊藤真実子・村松弘一編『世界の蒐集－アジアをめぐる博物館・博覧会・海外旅行』山川出版社、2014年）55～56頁。
  - 9 矢島國雄「歴史展示論（序）」（『教職・社会教育主事・学芸員課程年報』2巻、1980年）。
  - 10 桜井武『ロンドンの美術館－王室コレクションから現代アートまで』（平凡社、2008年）。
  - 11 クシントフ・ポヘミアン著 吉田城・吉田典子訳『コレクション－趣味と好奇心の歴史人類学』前掲書。
  - 12 福沢諭吉『福澤全集緒言』（時事新報社、1897年）50～60頁。
  - 13 河北展生「福澤諭吉の初期著作権確立運動」（『近代日本研究』Vol.5 慶應義塾福澤研究センター、1988年）3頁。著者の図書売上利益が減少しては創作意欲を失い、さらには次世代の研究者も減少することになると指摘している。
  - 14 なお、本論で取り上げた『西洋事情』は国立公文書館蔵書本（請求番号185-0347）を底本としている。
  - 15 井田進也「栗本鋤雲の函館」（『大妻女子大学比較文化学部紀要』12巻、2011年）145頁。
  - 16 塩川浩子「栗本鋤雲のフランス－「鉛筆紀聞」のころ－」（『共立女子大学文芸学部紀要』59巻、2013年）17～18頁。ほかに、金融や通貨、学術、名家についても記載している。
  - 17 栗本鋤雲「博物館論」については、青木豊編『明治期博物館学基本文献集成』（雄山閣、2012年）12～16頁を参考にしている。
  - 18 松本高志「岡倉天心」（『名古屋芸術大学教養・学際編・研究紀要』5号、2009年）、21～23頁。なお、岡倉天心は当初国家論なる卒業論文を用意しており、妻の基子とのトラブルで焼失してしまい、美術論として書き直している。これは別論ではなく、国家の側から論じていたものを美術の側から論じ直したものと推測している。
  - 19 廣瀬緑「岡倉天心による「泰西美術史」講義（明治29年）についての考察（1）」（『茨木大学五浦美術文化研究所紀要』15巻、2008年）。また、続巻が翌年に発表されている。
  - 20 青木豊編『明治期博物館学基本文献集成』前掲書、19～30頁。
  - 21 『西遊二年欧米文明記』（文会堂書店、1911年）には図版も多数収めており、全80項目からなる文章からなる。黒板勝美の国体意識を随所に感じることができる論述書となっている。
  - 22 黒板勝美は古文書館の必要性について、1906（明治39）年に「古文書館設立の必要」（『歴史地理』第8巻第1号、1908年）として発表している。
  - 23 博物館法第一条（この法律の目的）には、「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」とある。
  - 24 米田耕介『奇蹟の正倉院宝物－シルクロードの終着駅』（角川学芸出版、2010年）26～27頁。
  - 25 渡邊幸三「李時珍の本草綱目とその版本」（『東洋史研究』12巻4号、1953年）38～41頁。『本草綱目』は実用的に編纂されたために、この書が世の中にと中国及び日本の本草界を支配し、その本草学・薬理学の母体となった。社会に計り知れない影響を

---

与えた書物と評されている。

- 26 『和漢三才図会』はいわゆる百科事典の類にあたり、博物学の見地から科学史や美術史からの研究成果が挙げられている。『和漢三才図会』は最初から印刷本として出版され、明治に入っても縮刷版が出されている（伊藤真実子「19世紀日本の知の潮流—江戸後期～明治初期の百科事典、博物学、博覧会」『19世紀学研究』6巻、2012年）62～63頁
- 27 白井光太郎『改訂増補日本博物学年表』（大岡山書店、1943年）140頁。
- 28 上野益三『年表日本博物学史』（八坂書房、1989年）168頁。
- 29 上野益三『年表日本博物学史』前掲書、174頁。
- 30 川崎瑛子「編集される薬品会の知—『文会録』と『楮鞭余録』を中心に」（『法政大学大学院紀要』70号、2013年）49頁。
- 31 磯野直秀「薬品会・物産会年表（増訂版）」『慶應義塾大学日吉紀要・自然科学』No.29、2001年）60頁。
- 32 伊藤真実子「蒐集する文化—ヨーロッパと日本における博物学と個人コレクション」前掲書、61頁。
- 33 栗野麻子「平賀源内と東都薬品会—本草学のネットワーク」（『史泉』112号関西大学史学地理学会、2010年）。
- 34 「史料からみた『物類品鑑』出版経緯に関する一考察」（『書物・出版と社会変容』5号（2010年）64頁。
- 35 國雄行『博覧会と明治の日本』（吉川弘文館、2010年）26頁。
- 36 平野満「小野蘭山「採薬記」の成立と転写系統の検討—『常野採薬記』『甲駿豆相採薬記』（『駿台史学』124号、2005年）。
- 37 磯野直秀「薬品会・物産会年表（増訂版）」前掲書、58頁。
- 38 上野益三は多くの博物学者の分類をおこなっているなかで、小野蘭山については職業博物学者であって、晩年政府（幕府）勤務というカテゴリーに入れている（『日本博物学史』平凡社、1973年、63頁）。
- 39 伊藤圭介は植物研究を専心しておこなった人物として評されている（上野益三『日本博物学史』前掲書、102頁）。
- 40 磯野直秀・田中誠「尾張嘗百社とその周辺」（『慶應義塾大学日吉紀要 自然科学』No.47、2010年）27頁。なお、嘉永元年と2年、安政2年は記録がないことから休会だったものと推察されている。
- 41 『尾張名所図会』は国立公文書館所蔵本（請求番号173-0011）を底本として、以下論じている。
- 42 この年9月、伊藤圭介は江戸蕃所調所物産学出役を命じられている（白井光太郎『日本博物学年表』大岡山書店、1943年）280頁。
- 43 アンガス・ロッキヤー「博覧会の拘束、日本という問題」（『世界の蒐集—アジアをめぐる博物館・博覧会・海外旅行』前掲書、205頁）。
- 44 戸田清子「万国博覧会と産業振興—明治期における『工芸』と工業化をめぐる考察—」（奈良県立大学『奈良県立大学研究季報』18巻、2008年）。
- 45 坂本久子「日本の出品にみるフィラデルフィア万国博覧会とウィーン万国博覧会の関連」（『近畿大学九州短期大学研究紀要』Vol.38、2008年）2頁。なお、ニューヨーク万国博覧会と第1回パリ万国博覧会でもオランダからの展示部門に日本のものが含まれていた。
- 46 日本製品の展示については期待外れという意見が多い。福沢諭吉も出品数の少なさを指摘しており、諸外国と比べて甚だ劣っていると乾燥をもっていた。（松村昌家「一八六二年ロンドン万国博覧会場の幕末使節団（1）」『大手前大学人文科学部論集』4巻、2003年）117頁。
- 47 吉田光邦編『図説万国博覧会史 1851-1942』（思文閣出版、1985年）143頁。

- 
- 48 久米邦武『米欧回覧実記』(5) (岩波書店、1982年) 24～25頁。
- 49 戸田清子「近代日本における博覧会の産業振興的意義と役割—ウィーン万国博覧会を中心に—」(『奈良県立大学研究季報』20巻、2010年) 160頁。
- 50 國雄行『博覧会と明治の日本』前掲書、62～63頁。国別受賞数では217の賞を受け、全体の18位であった。
- 51 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』(東京国立博物館、1973年) 101～102頁。
- 52 アンガス・ロッキヤー「博覧会の拘束、日本という問題」(『世界の蒐集—アジアをめぐる博物館・博覧会・海外旅行』前掲書) 207頁
- 53 佐野常民「澳国博覧会報告書」(『東京国立博物館百年史』資料編、第一法規、1973年) 28頁。
- 54 御古一茂「近代日本社会と博覧会—1877～1903内国勸業博覧会を中心に」(『人間社会学研究集録』2009年) 114頁。
- 55 國雄行『博覧会と明治の日本』前掲書、104～105頁。地方博は内務省に寄せられた意見を集約した結果、見送られている。
- 56 伊藤寿朗『市民のなかのミュージアム』(吉川弘文館、1997年) 135頁。
- 57 黒沢浩「平賀源内」(青木豊・矢島國雄編『博物館学人物史』下、雄山閣、2012年) 15～16頁。
- 58 山口美帆「文化遺産の国際的保護における国際法観念—伝統的理論と現代的言説の狭間で」(『法學政治學論究—法律・政治・社会』Vol.90、2011年) 42頁。
- 59 山中弘「新しい巡礼の創出—長崎カトリック教会群の世界遺産化」(『宗教研究』85号4巻、2012年) 513頁。スペインのサンチャゴ巡礼のようにキリスト教の「巡礼」が観光マーケットとなるかの試金石とも指摘されている。
- 60 鈴木晃志郎・鈴木亮「世界遺産登録に向けた小笠原の自然環境の現状」(『小笠原研究年報』32号、2009年)。
- 61 大阪の場合、中心部から郊外へ向かうにしたがって営利活用→非営利活用→保存となっている(辻雅之「登録文化財を活用した地域拠点形成と歴史まちづくり—登録プロセス、メリット、まちづくりネットワークの視点から」『創造都市研究』9巻1号、2014年) 52頁。
- 62 中国蘇州方面についての調査は、2013年8月に調査を実施している。
- 63 渡邊正義編『地域と文化財—ボランティア活動と文化財保護』(勉誠出版、2013年) 3頁。法律的に価値を特定された物と技術を文化財とする観念に拘ると、却って文化財保存の真意を失うことになる旨指摘している。
- 64 大河ドラマと観光の有用性については多くの指摘をみる(深見聡「大河ドラマ『龍馬伝』効果と観光形態に関する一考察」(『日本観光研究学会全国大会学術論文集』28号、2013年)。
- 65 長尾治明「富山県観光の現状と今後の観光振興」(『富山国際大学現代社会学部紀要』1号、2009年) 122頁。
- 66 観光地化するうえではメディア活用が非常に大きく、視聴率とも密接に関連している。(井上晶子・溝尾良隆・徳田将史「観光地傾城におけるメディア活用に関する視点—朝の連続テレビ小説を中心にして」『日本観光研究学会全国大会学術論文集』26号、2011年)。
- 67 池田拓生「地域振興におけるキャラクター運用に関する一考察—鳥取県米子市・境港市におけるキャラクター活用」(『観光科学研究』(5)、2012年) 133頁。キャラクターの社会的認知状況が高いこと、作品の物語量も非常に高いことが成功しているというも指摘をみる。
- 68 深見聡「観光ボランティアガイドの台頭とその意義—『篤姫』ブームを事例として」(『地域総合研究』37巻1号) では篤姫を事例に観光ボランティアについて考察されている。

## 第2部 資料—概念と法制度

### 第1章 薬品会にみる展示資料

薬品会・物産会とは前章で取り上げた通り、今日の博物館が開催している特別展に相当する江戸時代の催事である。本草学の分野を中心とした研究成果の発表の場であり、本草学者の情報交換の機会でもあった薬品会であるが、博物学への学問的発展のなかで多種多様な資料を展示する大規模なものとなっていた。ここには子供から大人まで多くの見学者を集めるようになり、まさに現在でも目の当たりにする博物館の光景が広がっている。

ここに出品された資料を分析していくと、当時の展覧会の様子や会場の雰囲気とともに、資料に対する概念も詳らかになる。そこで本章では、資料の成立過程について検討していくとともに、そこで仕立てられた展示空間についても考えていくことにする。

#### 『尾張名所図会』の概要

『尾張名所図会』には、医学館での薬品会の様子が収められている<sup>1</sup>。薬品会を取り上げる前に、『尾張名所図会』について触れておきたい<sup>2</sup>。

『尾張名所図会』は、尾張藩士で藩校明倫堂取次役をつとめた岡田文園（啓）と青物問屋八代目で書籍収集家でもあった野口梅居（直道）が文章を担当し、尾張藩の画家森玉僊（高雅）と小田切春江が共作で挿絵を担当して作成されたものである。岡田文園は尾張藩撰地誌『尾張志』を編纂した人物として知られ、蒐集家でもあったことから博学多彩な人物として評価されている。1838（天保9）年から1841（天保12）年までの約3年の月日をかけて執筆し、1844年2月に前編7巻が木版刷りの和装本で刊行された。

刊行に要した費用のほとんどを野口梅居が負担したが、ここに野口家の財産の大半を注ぎ込んだともいわれる。そのためか、後編6巻は、1880（明治13）年に愛知県が出版費用を援助し、名古屋の書肆「永楽堂」の片野東四郎が刊行している。「名所図会」という名の書籍は、江戸や摂津、長崎など各地で作られていて枚挙にいとまがないが、その作成にあたっては莫大な費用と労力をともなう事業だったことがわかる。

『尾張名所図会』の内容は、尾張八郡を巻ごとにまとめている。具体的に示すと前編に愛知郡（1巻～5巻）、知多郡（6巻）、海東郡・海西郡（7巻）、後編には中島郡（1～2巻）、春日井郡（3～4巻）、葉栗郡（5巻）、丹羽郡（6巻）が載録されている。庶民向け

の編纂が意識されているように感じられる文体で、尾張の故事や由緒などを交えながら深みのある内容となっている。刊行にあたっては、実際に調査へ赴いて書かれたものや野口梅居が収集した書籍であろうものから随所に引用されており、多角的な視点でとらえた非常に説得力のあるものとなっている。また、挿絵も実地調査や関係文献をもとに描いた正確なものであることから、尾張国の地誌・風俗を知りうる基本資料ともいえよう。

医学館の薬品会は『尾張名所図会』二巻に収められている。所狭しと並んでいる博物学資料と、これを大勢の人々が見学している様子をリアルに描写している。江戸時代の“展覧会”を見学する人々のさまざまな表情からは、会場内の情趣までも伝わってくる。尾張名古屋では伊藤圭介らが薬品会を開催しており、一般を対象に開放していたこともあって、多くのひとに受け入れられていた経緯がある。こうした土壌が醸成されていたなかで、官営による薬品会が開催されるまでになったのである。

尾張医学館でおこなわれた薬品会は、藩医を務め医学館の主宰であった浅井家が開催している。浅井家は医師でありながら本草学者であり、医学館の前身である浅井家塾静観堂を開設し、医学者養成にあたっていた。浅井家4代正仲のときに、京都から尾張に招かれており、名古屋の医学の発展に尽力する。静観堂講舎を医学館と改称したのが、浅井家5代の浅井正翼（紫山）（1797～1860）で、『尾張名所図会』に収められた薬品会を開いた人物である<sup>3</sup>。

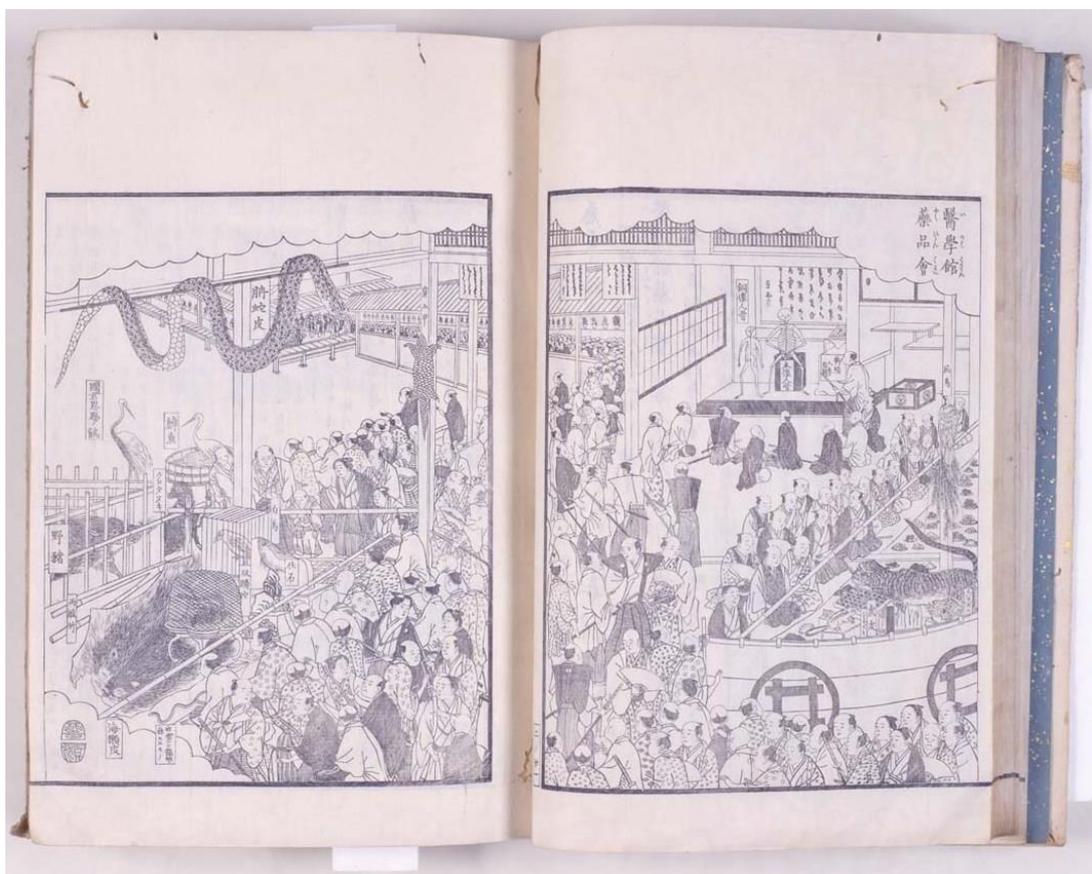
本草学者でもあった浅井紫山は、薬品会の開催と定着を目指した。これについて、『尾張名所図会』には前述したように、毎年6月10日に山海問わず万物を対象に、奇品をはじめ、インドや中国、西洋、蝦夷地の物産を遍く集めている。その数、一万余種にも及び、多くの人に見学することを許し、当日の見物は貴賤や老弱を問わず、さらには隣国のもの、近くに住む者を含めて群集になっていたとある。まさに“公衆に開かれた展覧会”の姿を象徴した文言であり、その賑やかな光景が『尾張名所図会』のなかに収められている。近世身分制社会において、貴賤の隔てなく開放した先駆的な催事だったともいえる。つまり、催事と学習の場が連動した、まさに教育のツールとして結実したのが“薬品会”なのである。

### 薬品会の出品資料

『尾張名所図会』に描かれている薬品会は、医学館で開催された様子を伝えるものである。老若男女が会場内に訪れ、談笑しながら見学している様子や熱心に見入る姿もとらえ

ている。展示品には剥製もあれば、舶来品もあるなど、当時ではなかなか見ることができなかつたのであろう博物学資料が陳列されている。この頃の日本は、薬学中心の本草学から自然科学を対象とする博物学へとシフトしてきていた。李時珍著『本草綱目』をベースに日本の本草学は成長してきたが、これに批判的な動きが生じてきた。さらに、長崎出島発の蘭学、そして洋学の発信が、次なる段階へと本草学を導いたといえる。1775年に長崎へ外科医として訪れた植物学者でもツェンベリー（カール・ツンベルク）が、師のリンネの植物大系を日本に伝え、吉雄耕牛や中川淳庵など指導していたことが、これを助長することにもなった<sup>4</sup>。その後、シーボルトらによってさらに西洋博物学への傾倒を強めていくことになるが、まさに近世本草学から近代博物学への過渡期にあつたといえる<sup>5</sup>。

医学館を展示会場として公開された薬品会は、隔てなく広く開放され、名古屋以外からも多くの見学者を集めたようである。『尾張名所図会』には「当日見物の貴賤老若、隣国近在よりも湊ひて群れをなす」という文言はこれをあらわしている。通常目にするのでできない『御預』や『恩賜』のものなど、近世人の興味をかき立てたのであろう。そこで、次に医学館薬品会の会場と陳列されたものを具体的にみていこう。



「医学館薬品会」（国立公文書館蔵『尾張名所図会』所収）

## 会場の空間的把握

描かれている薬品会はおそらく会場の一部屋になるのだろう。ほかの部屋へ通じる回廊には植物が置かれており、列をなした多くの群衆が描かれている。この部屋（会場）は大きく四つのブロックにわかれており、部屋の上座にあたる床の間【第1会室】、右側の幔幕【第2会室】・左の竹結界と庭【第3会室】・柱【第4会室】とに大別することができる。この1から4の会室は特別な間仕切りなどは設けておらず、会場全体を陳列空間としてとらえ、そこには規則性やテーマ性も見出すことはできない。

会場導線は幔幕【第2会室】側から入り、竹結界【第3会室】を通り、正面の床の間【第1会室】へと促す。幔幕部分がうまく壁面の要素を果たしており、見学者の目には竹結界【第3会室】が飛び込んでくる。そのため、入室して目をひかせるかのように大型の資料（海獺皮）や柱【第4会室】に蛇皮を陳列している。会場入ってすぐに見学者にインパクトを与えるような仕掛けをしているともいえよう。なお、庭には生・死（剥製）は不明であるが、国君恩賜の鶴を置き、会室の品格を高める仕掛けをおこなっている。

そして、竹結果【第3会室】から幔幕【第2会室】へと導線を取り、ここには虎皮をメインに柱【第4会室】を有効に利用して鳳凰を陳列している。これら以外は、小さな資料が置かれており、虎皮と鳳凰をメイン資料としているものと思われる。竹結界【第2会室】でも海獺皮が置かれているように、【第3会室】にも虎皮がある。当時、こうした皮革資料は、当時、メイン資料として扱われていたことを示す。また、蛇皮や穿山甲、鳳凰というように柱【第4会室】に補足資料を陳列するような場所として位置付け、立体展示を演出している。

床の間【第1会室】が会場全体でのメインということなろう。床の間の性格を理解すれば容易いが、御預人參熊胆が置かれているのはこれを意味している。また、人体模型を陳列しているが、当時、木骨は数が少ない貴重なものだった。腑分けが制限されていた近世において、当時の人たちは人体の仕組みはなかなか知り得ることがなかった。『解体新書』の出版によって、情報が得られるようになったものの、立体的に把握するには、これらのものから知るほかなかった。“珍奇”という点において、メインに据えられたのであろうが、博物学的展示を実現している。また、前述した幔幕によって、床の間を見せないようにし、主催者側の考えるメイン資料の演出を図っている。

廊下を出ると庭を見ているものがある。ここで描かれている野猪以外にも、陳列されていたものと推測される。会場が静態だったことに対し、庭を使って動態をも演出している。

その姿からは、さながら、動物園との融合さえも感じられる。また、幔幕側入口から竹結界【第3会室】部分が全体的に混み合っている。他方で、幔幕【第2会室】と床の間【第1会室】にはややゆとりがある。会場入り口は混雑しやすいことは、現在の博物館での来館者動向をみれば明らかであり、当時も同じような傾向があったことがわかる。幔幕により、空間的仕切りをつくったために、導線を狭くすることになったのである。

前述したように、医学館薬品会は西洋のヴンダーカンマーの様相を呈している。しかし、日本家屋を会場としているため、空間かつ見学者のスタイルに若干の相違もみられる。竹結果により、入場規制するとともに、各会室の個別空間を作り出しているのである。また、竹結界の前では正座をして陳列物を熱心に見学している姿が描かれている。当時の日本人の見学マナーがここにあらわれているともいえる。今日でも日本の伝統的歴史建造物を展示室に仕立てているところがある。これとは異なるダイナミックな空間を作り上げていることが指摘できよう<sup>6</sup>。

#### ―床の間―【第1会室】

##### (1) 木像人骨

床の間には二体の人骨が陳列されているが、右側のものが「木像人骨」である。これは奥田万里が大坂の工人である池内某に製作させたもので、ほぼ実物大でつくられた。1819（文政2）年に完成したが、製作から20ヶ月を要したとされる。奥田万里は各務文献に師事した人物である<sup>7</sup>。各務文献（1754～1819）は、大坂出身の医学者で、大坂葭島で女の刑屍を解剖し、『婦人内景之略図』という書物を著した人物としても知られる。

各務文献は田中某に命じて奥田万里と同年の1819（文政2）年に模型を造らせ、江戸の医学館に献納している（各務木骨）。ここでは、医生に実見させて骨節の構造、機能などの教材となった。奥田万里も1822（文政5）年に、名古屋医学館に木骨を献納し、これは整骨医の教育・研究のために利用された。江戸時代、こうした木像人骨は九体つくられたと指摘され、1792（寛政4）年に広島星野良悦が原田孝次に依頼して作らせた星野木骨は広島大学に現存している<sup>8</sup>。これらはそれぞれ骨格標本・教材として利用された。まさにここに描かれている木像人骨は、奥田万里が名古屋医学館に献納したものであって、医学関係者ばかりでなく、広く公開して医学的見識を広める機会となった。木像人骨は、数も少なかったことから珍奇なものとして注目された。

##### (2) 銅像人骨

銅像人骨は銅人形や胴人形、銅人とも呼ばれた。中国の銅人形を起源としており、日本

には室町時代に伝わったとされる。江戸時代中期には普及したが、この背景には鍼灸の学習に利用されていたことがある。十四経絡とツボが記入されており、ツボに鍼が的中すると水銀が出る装置のものさえあった。なかには内部の血管や内臓の様子が見えるような人形まで作られている。このように、本来は鍼灸の学術標本だったものの、薬屋の店頭に見られるように置かれることもあったようである。『銅人腧穴鍼灸図経』や『靈樞』と合致するなど正確につくられているものあり<sup>9</sup>、ここで陳列されている銅像人骨は、医学館で学術標本として使われていたのである。なお、現在、東京国立博物館で所蔵されている1662（寛文2）年の銅人形は国指定重要文化財となっている。

### （3）御預人参熊胆

「御預」ということから医学館が藩から預かっている人参と熊胆であろう。人参には食用・薬用とがあったが、熊胆との併記を考えると薬種と思われる<sup>10</sup>。薬用人参は正倉院宝物のリスト（種々薬帳）にも挙げられているように、古くから貴重な薬種のひとつであった<sup>11</sup>。江戸時代には徳川吉宗が人参栽培計画を立て、対馬藩と長崎貿易ルートから手に入れた朝鮮種・遼東種の人参生根と実を官営薬園に植えている。人参座と呼ばれる特定商人による売買に限り、取り扱いを許すなど、薬種に関する規制をひいていた。名古屋藩でも吉宗から拝領した朝鮮人参を植えており、藩内に「御薬園」「御人参畑」が設けられていた。熊胆は動物性の生薬で、中国から伝わったものである。これも同じく御預となっており、医学館で管理された貴重な生薬だった。

次に絵の右側に陳列されているブロックは、丸に平井筒の家紋が染められた幔幕内に、たくさんの資料が陳列されている。このなかでも一番目がひくのは虎皮であろう。

### —幔幕内—【第2会室】

#### （4）虎皮

江戸時代、虎皮は朝鮮半島から渡ってくるが多かった貿易品である。朝鮮に設けられていた倭館からは、朝鮮人参とともに輸出されていたが、対馬を介して日本にもたらされていた。これをあらわすように対馬宗家文書の老中（松平和泉守乗寛）奉書を見ると、「虎皮三枚豹皮二十七枚」の献上返礼がある。虎皮や豹皮はいわゆる皮革製品として加工され、武具などにも使われていた。実際に平戸松浦家には豹皮を使った太刀の拵がある。言うまでもなく、当時の日本には生きた虎は実在していない。江戸時代の画家である円山応挙は、虎の存在を知るや虎皮や猫などをイメージしてあたかも動き出すかのようなリア

ルな虎の絵を描いている。虎皮は単に製品としてではなく、芸術面においても大きな影響を与えた<sup>12</sup>。輸入品などから、未知なる動物に対するイメージをふくらませ、それを作品とするなど、こうした機会を通じて築かれる当時の人たちの教養もあわせて知ることができる。

#### (5) イバラガニ

タラバガニ科の大型のカニで、日本では相模湾から土佐湾にかけて分布している。タラバガニと似ているが脚が細長く、トゲが少ないとされる。江戸時代にはカニは食用となり、沿岸部から都市部にもその食文化は伝わっていた。女性がカニを食べる姿を描いた錦絵もあるなど、よく知られた食材だったといえよう。薬品会にイバラガニが陳列されているが、大型であったことと、イバラガニが水深300から600メートルの海底に潜んでいるために、カニのなかでは珍しいものだったために出品されたものと思われる。また、タラバガニとは異なる区別がされていることは、分類学の視点からも当時の学術水準の高さを看過できない。

#### (6) シマネズミ

シマネズミとはリス（栗鼠・木鼠・シマリス）の異名である。リスはロシアとヨーロッパ北部、シベリア、中国、朝鮮半島、北海道などに分布することから、名古屋藩には生息していない動物である。なお、北海道に生息分布するエゾシマリスは毛皮のために捕獲されている。そのため、蝦夷地との交易、もしくは長崎貿易を通じてリスを輸入していたといえよう。名古屋藩にとっては珍しい生物だったために、剥製にして薬品会に出品し、一般に公開することになったのである。

### —竹結界—【第3会室】

#### (7) 海獺皮

海獺とはアシカやオットウセイを指す。医学館薬品会では海獺の皮を陳列しているようだが、海獺は「海獣」などとも呼ばれていた。なかなか見ることができない動物であることから、当時の人たちも非常に関心が高かったようである。海獺に関する名古屋のエピソードに次の興味深いものがある。

1833（天保4）年7月、名古屋に一頭海獺が迷い込むという出来事があった<sup>13</sup>。台風の影響をうけて熱田の新田にあった堤防が決壊したところに海水が流入したために、迷い込んだのである。体長は6尺5寸（約197cm）、体重は30貫（約113kg）の海獺をみるために多くの見物客が押し寄せ、沿岸には屋台などが出店されたり、海獺の土人形もお土産

として売られたりと大フィーバーとなった。海獺の特徴について、『海獺談話図会』（岩瀬文庫蔵）によれば次のようである。

頭ハ馬ノ毛色ニマイメ有顔ハ虎ノコトク夜分ハ大イビキニテ子（ネ）イリ、食物ハ生魚也、死魚ハ食ハズ、ヒレサキニ爪有（読点筆者）

珍しかったためか、海獺を馬や虎に例えていることがわかる。また、鳴き声であろうか、「大イビキ」で寝入っているとも記している。生魚を食べているという、エサについても記すなど、飼育に試行錯誤していた様子が本部分からうかがい知れる。

その後、海獺は猟師に網で捕獲されると、見せ物とするために芸を仕込まれ、いくつかの演示物を覚えたようである。「水中ニテモ陸ニテモ力甚強シ」だったようだが、見せ物を披露し始めて3日で死んだようである。

薬品会が開かれた時期と上記の海獺騒動は非常に近い。リアルタイムな出来事に対して情報発信をしているようにも感じる。ここで陳列されたものが、この騒動の海獺の皮である可能性も捨てきれない。そこには海獺を見ることができなかった人たちに、その姿を見せようとした目的もあったのではなかろうか。時宜にあわせた資料を公開するという、こうした取り組みはまさに現在の博物館展示に通じるところがある。

#### （8）両股竹

途中が二つに裂けた竹で、滅多にない珍しい竹である。人工的ではない、非常に貴重な自然物であり、“稀”という意味の慣用句で“二股の竹”という表現さえある。また、能の演目「竹生島」では島の宝として二股竹が紹介されている。絵からは二股の少し下の部分から伐採されて陳列されているようだが、薬品会にまで出品されるほど珍しい学術標本だったことがわかる。

#### （9）龍蛇

「出雲ニテ龍蛇ト称スルモノ」とあるが、出雲大社に大国主大神の使いとして八百万の神を案内するのが龍蛇である。蛇信仰に由来するものとされるが、出雲大社内には龍蛇社も設けられているほどである。出雲大社では旧暦10月に神在祭で龍蛇を奉納しているが、ここで陳列されたのもその龍蛇になろう。民俗学的考察をもって、展示されていることがわかる<sup>14</sup>。

#### （10）双頭蛇

頭が二つある蛇で、江戸時代から不思議な生き物として人びとの見せ物になっていた。双頭蛇はそれぞれが別の意思をもつため、長生きしないことが多く、珍重されていたよう

である。地域によっては、神社などで祀られていることもある。薬品会では籠に入れられていることから、生きた状態で展示していたものと思われる。

#### (1 1) 化石

江戸時代には化石の概念があったといわれる。平賀源内は木の葉などの植物が石となったものを本草学の立場からとらえている。また、日本各地で化石は発見されており、本草学者である木内石亭のように奇石を収集する研究者もいた。木内石亭は研究成果として、『雲根誌』や『天狗爪石奇談』を著している<sup>15</sup>。そして、古くは正倉院にも収められていて、竜骨（哺乳動物の骨の化石）、五色竜骨（化石生薬）、白竜骨（化石鹿の四肢骨）、竜角（化石鹿の角）、似竜骨石（化石生薬 化石木）などが薬物リストにある。薬として化石が認識されていたことから、本草学者の間でも研究されていたのである。『尾張名所図会』からはどのような化石かは知ることができないが、大小二点の化石が演示台の上に置かれた展示手法がとられている。

#### (1 2) 白鳥

白鳥も籠に入れられており、生きた状態か剥製なのかはわからないが、まさに動態展示というべき手法がとられている。幕府は庶民に対して白鳥の捕獲を禁じていたことから、間近に見学させるために出品されたものと考えられる。白鳥の種類は不明であるが、『尾張名所図会』ではその周囲に見学者が多数描かれ、人気の高さがうかがわれる。

ここに隣接して、屋外にわたって、生物・剥製の展示がおこなわれている。なかには檻のない状態で展示されているのもみられる。

#### (1 3) 国君恩賜之鶴

江戸時代の武家の間で最上の鳥とされたのは鶴である。鶴の優美な姿は、饗宴の間の襖絵に描かれている。八代将軍徳川吉宗は、鷹狩りを好んだことはよく知られるが、関東周辺農村に鷹狩りで捕獲した鶴や前述した白鳥などの飼育を命じている<sup>16</sup>。そして、九代将軍徳川家重からは、鷹狩りで捕獲した鶴は朝廷に献上することが慣例となった。鷹狩りは権威の象徴であったが、そのなかでも鶴を獲るのは最上位とされる。献上する鶴を獲った鷹匠は、将軍の前で鶴の腹を開き、なかに塩を入れて防腐処置を施してから京都へ運ばれた。また、多くを捕獲したときは、大名たちに配されていたが、ここに陳列されている鶴は尾張徳川家が恩賜したものになるろう。武家間だけの遣り取りだったことから、一般に公開されることがなかったため、貴重かつ珍奇な「恩賜之鶴」だったのである。

—会場柱—【第4会室】

薬品会の展示会場は柱も有効に利用されている。左側には二点、右側には一点が確認することができる。その資料配置からは、立体展示ともいべき陳列手法と見なすこともできる。

#### (14) 穿山甲

穿山甲は動物性の生薬である。有鱗類の哺乳動物で催乳剤に用いられ、鱗をあぶり磨り潰した粉末を酒と一緒に服用した。鱗が漢方薬の材料として使われ、色々なものに配合されている。李時珍著『本草綱目』にも記されており、鱗部龍類に「鯪鯉」として紹介されている。李時珍の本草学の影響を受けた日本では、よく知られた生薬だった。穿山甲は日本には生息しないため、長崎貿易を通じてもたらされたものといえよう。当時から非常に貴重な生薬とされていたが、今日ではワシントン条約の規制を受けている。

#### (15) 蛇皮

蛇の胴体部分の抜け殻で、非常によい状態である。蛇の抜け殻も生薬として用いられ、解毒作用があるとして重宝された。ほかの生薬と調合して使われ、龍腦などと一緒にして中耳炎の薬としても利用されている。非常に大型の蛇皮であることから、これも海外からもたらされたものと推測できる。

#### (16) 鳳鳥

鳳鳥は鳳凰のことであり、中国の伝説上の鳥である。『本草綱目』にも羽蟲（羽をもつ動物）の長として紹介されている。鳳凰がいた場所を2～3尺掘ると「鳳凰台」と呼ばれる卵のようなものが見つかることがあり、これを水に溶かして飲めば発熱や錯乱を抑える効果があるとされる。また、江戸時代の日本の百科事典である『和漢三才図会』には「鸞」（らん）として、鳳凰が進化した鳥が記載され、実在するかのような記述となっている。『尾張名所図会』をみると、尾の長さから孔雀のような感がある。医学館薬品会で展示されたのは、上記のように『本草綱目』にも記載されているからで、本草学の範疇としてとらえられたのであろう。

以上のように、尾張医学館でおこなわれた薬品会に展示された資料は、分野を問わずさまざまだったことがわかる。そのほとんどは今日でいう自然科学系のものであり、本草学がベースとなっているものの、博物学の領域にも及んでいる。また、展示手法は陳列の域を出ず、そこには時代別、目的別といった規則性はみられない。まさに中世ヨーロッパのウンダーカンマーを彷彿とさせる展示空間だった。しかし、時宜にあわせた展示をおこなおうとしていることは、海獺皮などから読みとくことができる。また、柱は一見すると邪

魔な印象をうけるものの、これを有効に考えて、空間をダイナミックに利用していたことがわかる。平面的な陳列を主体としつつ、柱【第4会室】を活用することで立体感を作り出している。さらに、庭では動態演出もおこない、自然科学系の要素を網羅した陳列空間を創出している。

愛知県では、1871（明治4）年、11月11日からの5日間、県内初となる博覧会が名古屋の総見寺で開かれている。「博覧小会」と呼ばれた博覧会は、“国民の知識の啓蒙の場”としておこなわれた。医学館薬品会の系譜をひく展覧会事業は、明治以降にも引き継がれていったのであった。

## 第2章 博物館資料の創出

博物館に資料が収蔵されて初めて“博物館資料”となる。換言すれば、自然界、人間社会に存在するあらゆる“モノ”にしかるべき価値が見出されれば、博物館資料となる可能性がある。資料が博物館に収蔵されるまでにはいくつかの過程を経るが、各段階にはさまざまな人や手段が介在している。博物館資料になったとしても、活用されなくては“死蔵”という事態となり、博物館がもつ意味のない単なる“モノ”となってしまう。

伊藤寿朗氏は“モノ”が資料となり、博物館資料に至るまでを段階的にとらえて紹介している。潜在的価値のあるモノが「素資料」であり、さらに学術的・教育的価値を顕在化された資料が「原資料」、顕在化された価値の活用法の決定された資料が「博物館資料」と明確かつ的確に定義している<sup>17</sup>。このような過程のなかで第一段階の素資料を見出し、さらに原資料と博物館資料へ発展させるのが学芸員である。そこで、本章では、具体的事例をもとに、博物館資料の成立について、創出過程と概念形成から考えていきたい。

### コレクションから博物館資料へ

博物館法において、博物館資料のことは「資料」と統一明記されている。しかし、現場では慣例的な呼び名も存在しており、人文系博物館と自然系博物館では資料に対するとらえ方の違いがある。例えば、歴史系博物館や公文書館などは「史料」を用いることもあれば、美術館などでは「作品」と称する。また、自然系博物館では「標本」と称することが多い。これらから派生して、後述する「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」（報告）のなかでは「学術標本」という文言が多用されている。これらは“博物館資料”とし

て共通するところであるが、古くから現場の博物館で定着していた言葉が今日でもそのまま使用されていることが多い。

博物館資料として成立するには、博物館学的用途が求められる。これを小分類すると、研究的用途と教育的用途があり、博物館運営の両輪である調査研究と博物館教育的視座に立脚している。博物館資料と個人コレクターが所蔵する資料の相違はここに見出すことができ、研究されず、かつ一般に公開・利用されていない資料は博物館資料とはいえない。つまり、調査研究の素材の延長線上には常に公開の義務がともなっており、活用なくして博物館資料はありえないのである。地方の博物館などでは、学芸員により“資料の囲い込み”がおこなわれているところもみうけられるが、博物館資料である以上、公開および外部研究者による活用を促さなければならないのである。

さて、博物館資料が成立する以前、日本の資料的概念は、いわゆる古代宝物の類から見出すことができる。西洋の王侯貴族やキリスト教会などが数々の名宝を収集してきたように、古代日本でも権力者が什器・什宝を蒐集している。特に、大陸中国からの美術作品などはその代表的なものであり、珍貴なものを求める権力者の意向は、国は違えど共通するところといえよう。

聖武天皇や光明皇后ゆかりの品々、天平時代を中心とした美術作品などを収蔵する正倉院には、数多くの宝物が今日にも伝えられている。具体的には楽器や調度品、武器・武具、仏具、儀式具、服飾品と多岐にわたり、さらには大黄や甘草、香附子などといった薬物も収めている。これらは、『国家珍宝帳』、『種々葉帳』、『屏風花氈帳』、『大小王真跡帳』、『藤原公真跡屏風帳』の五巻からなる献物帳に記載されている。しかし、永年保存するという概念は次第に欠落していき、『国家珍宝帳』に仏世界への移管を宣言し、対宝物観が揺らいでいることが指摘されている<sup>18</sup>。

先の五巻の献物帳によって、聖武天皇の遺愛品をはじめとする正倉院の所蔵資料が目録化されているともいえ、その様相はまさに古代博物館の一形態ともいえる。正倉院をはじめとして、出雲大社や厳島神社、金毘羅神社、太宰府天満宮、観世音寺など、全国の歴史ある神社仏閣には宝物館が設けてあるが、これらは保存を第一とした陳列所以前の博物館の原型と位置付けることができよう。棚橋源太郎も「本邦の神社仏閣には遠き昔から、到る處に既に一種の博物館が発達し存在してゐたと見ることも出来る」と指摘している<sup>19</sup>。

正倉院は博物館を意図して建造されたものではなく、さらには中世ヨーロッパのヴンダーカンマーとも性格を異にする。正倉院の起源は、756（天平勝宝8）年、聖武天皇の七七

聖忌(49日忌)の6月21日に宮中からその遺愛の品々600余りの物品を東大寺大仏に献納したことである。その後も光明皇后は、自身や聖武天皇のゆかりの品々を大仏に献納し、これらが正倉院に納められていった。つまり、聖武天皇が自ら造った建物でもなく、光明皇后の行為に対して周囲が保存措置を講じるものとして設けられたのである。

正倉院が収蔵する資料は、国産の貴重な文化財ばかりではなく、中国からの大陸伝来品も含まれている。中国製の献上物には、材料や技術、意匠などに、中国ばかりでなく、インドやギリシャ、ローマ、エジプトの要素が含まれている。これらを見ると、多国間で交流していた中国の国際性も示される。そのため、正倉院は“シルクロード東の終着点”とも称されている<sup>20</sup>。さらに、正倉院の収蔵品には発掘遺物だけではなく、伝世品も多数あり、よい状態で管理されていることから、まさに日本が誇る文化財ともいえよう。

他方、正倉院は観賞にも供していたこともある。薬品や武器の使用、そして見本として持ち出されている。また、内裏への屏風や楽器類の貸し出しもおこなわれており、なかにはそのまま留め置かれていたり、売却されたりして返却されなかったものもあったようである。博物館成立以前に、「モノ」・「ハコ」は存在しており、これを観賞される機会も設けられていた。しかし、これらが恒常的に人々に公開される状態(=常設展示)だったわけではなかった<sup>21</sup>。いわば未成熟ながらも、潜在的に博物館の要素を持ち合わせていたのである。

このように貴重な文化財を保存している正倉院であるが、建物である正倉院正倉だけが1997(平成9)年に国宝の指定を受けている(指定番号00219)。「古都奈良の文化財」として1998年12月に世界遺産登録されるなかで、構成資産となっている。しかし、正倉院で所蔵されている宝物は指定物件とはなっていない。それは宮内庁が保管する皇室御物は慣習的に文化財保護法の対象外とされているためである。

#### 行政資料から博物館資料へ

正倉院の事例からもわかるように、一部の人たちにより献上・収集・保管されてきた宝物類が後世に残されたことによって、今日の研究者たちがしかるべき価値を見出してきた。これにより、文化財となり、さらには学術資料や博物館資料にもなったのである。それは、宝物に限ったわけではなく、行政資料もその対象であった。例えば、国絵図と呼ばれる「元禄国絵図」や「天保国絵図」といった、江戸幕府が各藩に指示して作成させた絵図面は、現在では国指定重要文化財となっている。当然、作成した藩やこれに関係した勘定奉行や勘定吟味役、目付たちは、行政的観点から取り組んだ事業であり、文化財としての認識が

なかったことはいうまでもない。

つまり、当時では行政文書として作成されたものが、今日で価値を見出されたことによって文化財と指定され、さらに後世に残すべく法的措置もとられているのである。行政文書などの歴史資料で博物館資料化される多くのものは、こうして創出されている。長崎県が所有する国指定重要文化財の「長崎奉行所関係文書」も現在、長崎歴史文化博物館が所蔵しているが、その前に県立長崎図書館が管理・保存していたこともあって、図書分類されていた痕跡を現在に残している<sup>22</sup>。

当時の行政資料が、今日では貴重な文化財となっているもののなかに「踏絵」がある。踏絵は、江戸時代の宗門改を象徴するものであり、キリシタンではないことを証明するための道具でもある。長崎奉行所は真鍮製の踏絵を20枚（現存19枚）、信仰物であるメダリオンなどを板に嵌め込んだ板踏絵を所持し、宗門蔵で保管していた<sup>23</sup>。長崎市中（町方・村方）での実施では町年寄や町乙名などをはじめとする役人に貸与して絵踏をおこない、遠方の平戸藩や五島藩、島原藩、大分藩、天草といった絵踏をおこなう地域には貸し出していた。また、日本人・外国人漂流民に対しても、宗旨を確認するときに利用されていたことは既に指摘している通りである<sup>24</sup>。

1858（安政5）年に結ばれた日米修好通商条約によって、長崎における絵踏の停止が盛り込まれることになる。こうして踏絵の利用は次第になくなっていったが、ここで浮上してきたのが踏絵を所望する動きである。江戸時代、日本での滞在を許されていたのは、オランダ人と中国人だったが、幕末から明治にかけて、アメリカ人やイギリス人、フランス人などが日本に滞在するようになる。彼らは日本で禁教政策がおこなわれていたことを認識しており、踏絵の存在も知られていた。シーボルト著『NIPPON』のなかでも、“jefumi”と紹介されていたこともあって、踏絵は外国人の興味対象となっていたのである。

踏絵は現在、東京国立博物館で保管されている。長崎から東京へ移管された経緯について、1874（明治7）年9月22日、長崎県令宮川房之が教部大輔宍戸璣へ宛てた伺書で確認することができる<sup>25</sup>。神奈川裁判所のフランスのお雇外国人が、長崎裁判所の田辺基光を通じて、踏絵などの購入を求めていることを受けて、その対処について教部省へ伺いをたてている。このお雇外国人は、踏絵は「珍奇の品」であるとして、値段の提示はしていないものの購入を示唆し、もし購入ができないのであれば、一度見せてほしいと希望している。宮川房之は、今後も同様の事態が想定されるため、踏絵とともに、キリシタンから没収したものを含めて、教部省に納めたいと具申しているのである。

明治政府で協議したところ、これらの「踏絵銅版并雑品共」を教部省へ納めるようにと、同年10月22日に長崎県令へ連絡し、旧長崎奉行所宗門蔵にあった、キリシタン没収品が長崎から東京へ輸送された。これが行政機構の変遷により、現在の東京国立博物館が保管する国指定重要文化財（歴史資料）となっている<sup>26</sup>。

長崎県令宮川房之が教部省に納めたのは、踏絵に対する文化財的価値を意識したわけではない。今後、再び、外国人からの申し出が想定される事案であるので、国家で対応すべく地方の行政官である長崎県令ではなく、明治政府での管理を求めたのである。購入や強奪といった事態から“予防”するためにも、明治政府に納められてしかるべきと考えたのである。長崎奉行は幕府により江戸から派遣され、貿易業務とキリシタン取り締まりを主な職権としていた。職務履行のための道具として、元来幕府から踏絵が与えられているという認識のもと、国家へ返納しようと考えたものと推察される。

この時、踏絵とともに明治政府に納められたものに、浦上三番崩れや四番崩れなどといった、キリシタン検挙の際、物的証拠の没収品が含まれている。特に、浦上四番崩れでは、徹底的にキリシタン捜索がおこなわれ、浦上村の潜伏キリシタンたちの家宅捜査は過酷を極めた。ロザリオやマリア観音といったあらゆる信仰物が押収され、これらもまとめて教部省が保管することとなった。なお、なかには没収から免れた信仰物もあり、西南学院大学博物館が所蔵する浦上村キリシタン旧蔵のマリア観音像は、長崎奉行所旧蔵品と同類型の徳化窯のものである。

これらを今日的な学術評価をすれば、江戸時代の禁教政策の厳しさを示す歴史資料であるとともに、潜伏期の浦上村の人々の信仰形態を示す民俗資料、さらには江戸時代の日本の宗教資料でもある。幕末から明治初期にあたって、こうした考えはなく、行刑資料として淡々と処理していた。いわば、後世の研究者によって学術的価値付けがおこなわれたことで、現在、国指定重要文化財となっているのである。

他方、長崎奉行所旧蔵品のなかには美術的価値が高いものもあり、当時から評価されていたものも含まれている。それは東京国立博物館が所蔵する「聖母像」、通称“親指のマリア”と呼ばれるものである。17世紀半ばにイタリア・フィレンツェで活躍した宗教画家カルロ・ドルチ（Carlo=Dolci）が描いた作品である。

これは、イタリア人宣教師であるジョヴァンニ・バッティスタ・シドッチ（Giovanni Battista Sidotti）が、1708（宝永5）年に屋久島に潜伏し捕えられた時に、持参していたものである。シドッチ自身は江戸で幽閉され、儒学者である新井白石から尋問をうける

が、この時、持参していた「親指のマリア」や「キリスト像」、「十字架」などが没収された。宗教絵画として今日でも価値が高いことはいままでもないが、これをみた新井白石も『西洋紀聞』のなかで、次のような感想を述べている<sup>27</sup>。

此女の像年四十ちかきほどニ見えて目をちみりて鼻みねたちてうれはしき面躰也

聖母マリアについて、“うれはしき＝美しい”表情をしていると指摘している。これは、ドルチの作品の美しさを示し、描写に対する美術的評価をしているともいえよう。しかし、当時の日本は禁教下であったことから、これらは秘密裏に管理されることとなり、江戸から長崎奉行所へ渡され、立山役所内の宗門蔵で保管されていたのである。また、『西洋紀聞』のなかで、これら所持品が図化されているのは、シドッチ所有物（のち遺物）として、今日の目録の役割を果たしているともいえる。

長崎奉行所旧蔵のキリシタン信仰物のほとんどが東京へ引き継がれ、現在、国指定重要文化財となった。他方で、廃棄処分の憂き目にあつた資料もある。長崎奉行所旧蔵品は、教部省に引き継がれたものとは別に外務省が管理するものもあつた。教部省資料はしかるべき対処がなされて移管されていたが、外務省資料は、編纂事業が終わると廃棄の対象となったようである。

これを目の当たりにした、当時外務省編纂委員であつた、稲生典太郎博士がキリシタン資料群を救出している<sup>28</sup>。このなかにあつた浦上村キリシタンたちが所持していた教書や暦類の資料は、中央大学でキリシタン研究をおこなつていた清水紘一博士に引き渡され、昨今、浦上天主堂へ寄贈され、大切に保管されている。研究者の手によって救出された浦上村キリシタンたちの暦などが、約140年ぶりに故郷長崎に帰ることになったのは、節目にしかるべき価値を見出せる研究者がいたためである。まさに、価値を創出する研究者の手によって救い出され、今日の文化財的価値を有する資料となった代表例であろう。

行政資料が博物館資料へ転化するなかで、研究者がその価値を見出し、文化財として普遍的価値を与える。その選定過程のなかで失われたものも数多くあり、まさに博物館資料化には、作業にあたる研究者のスキルと能力が重要となってくる。“ヒト”が“モノ”に価値を与え、“ハコ”で保管していく。その核となるのが、学芸員をはじめとする研究者なのである。

#### 資料的概念の形成—踏絵を事例に—

“モノ”が資料化する転機は、前記した踏絵を巡る長崎県と教部省の遣り取りから見出すことができる。これをみると、資料的価値を創出する前提には、資料概念の形成がある。

その端的な反映形態が、資料の公開・展示である。

1874（明治 7）年に長崎県から教部省に納められたキリシタン関係資料だったが、長崎県から借用打診がおこなわれている。1877（明治 10）年の長崎博覧会の開催にあたり、3月 1 日から 100 日間の会期予定で開催することにあわせて、踏絵の出品を求めているのである。これについて、『公文録』（国立公文書館蔵）には次のようにある。

長崎縣願耶蘇踏絵版等之儀ニ付伺

明治七年十月中長崎縣倉庫所蔵ノ耶蘇踏絵銅板等當省へ差出度旨該縣ヨリ甲印之通申出其節乙印之通伺之上當省へ相納置候處今般該縣下商人結社明治十年三月一日ヨリ一百日之間博覧会開場中右踏絵板等列品ニ差加度丙印之通願出候、右者普通考古之物品共相異り粗御交際上ニモ關係致候品柄ニ付願意不聞届方可然ト存候得共、為念是段相伺候也

明治九年十月十三日

教部大輔宍戸璣

太政大臣三條実美殿

これは、長崎県から提出された踏絵借用の願出をうけて、おこなわれた教部大輔から太政大臣への伺書である。このなかでまず、踏絵類が教部省に移管された経緯が改めて確認されており、前述した明治 7 年 10 月中にあった長崎県の倉庫にある踏絵銅板などを教部省へ差し出したい旨（甲印文書：明治七年九月廿二日の長崎縣令宮川房之から教部大輔宍戸璣宛文書）が具申されたことをうけて、乙印文書（教部大輔宍戸璣から太政大臣三條実美宛の指示伺文書）の通りに教部省に納めることになったとある。乙印文書は、明治 7 年 10 月 18 日に長崎県令からの申し出の通り、受け入れるということを書いた内容の文書である。

今回、長崎県下の商人たちが結社して開催する長崎博覧会の会期中に、踏絵を陳列したい旨の願出があった。これは商人結社からではなく、長崎県令から教部大輔へ借用願出が出されている。それは、商人結社の博覧会ではあったものの、催事に行政が深くかかわっていたことを示している。また、踏絵を所蔵しているのは教部省だったことから、行政間による貸与申請がおこなわれているのである。その願出にあたる、先の文中にもある丙印文書を示すと次のようになる。

當縣下商人結社来ル明治十年三月一日ヨリ一百日之間博覧会開場致シ候ニ付一昨七年十一月十四日附ヶ添書ヲ以テ御省へ相納候耶蘇絵板列品ヲ加へ度旨願出候間奥書之通開場中御貸下ヶ相成度、尤此節外用ヲ兼當縣少属木下志賀ニ上京為致候ニ付御省ハ可

罷出候間運搬方等御差図相成度此段相願候也

明治九年八月十八日

長崎縣令北島秀朝

教部大輔宍戸璣殿

これによれば、長崎縣令北島秀朝は、博覽会にあわせて耶蘇絵板を陳列品に加えたい旨を願ひ出ている。さらに、この時、別件で木下・志賀の兩名を上京させているので、教部省へ向かわせるうえ、運搬方の指図をしてくれるようにと具体的な事前段取りまでも示されている。丙印文書の内容からみれば、長崎縣としては当然、借用できるものと考えていたようである。丙印文書にある「奥書之通」に挙げられている出品リストには次のものが挙げられている。

踏絵板	三拾	木綿地佛画	貳枚
鏡	貳面	小佛像	壹
薄銅踏絵板	大小貳枚		

これをみると、踏絵を中心とした選定に、浦上村キリシタンから没収した信仰物が含まれていることがわかる。踏絵板には、真鍮踏絵と板踏絵があつて、これとは別に薄銅踏絵板というメダイ類の借用を所望している。木綿地佛画や鏡、仏像などは、潜伏信仰の対象となっていたものであるが、民俗学的、そして美術的観点からの資料貸与を希望していたことがわかる。

これを受けて、教部大輔宍戸璣は、三条実美に対して、願出を拒否する意向を示したうえで伺いを立てている。前掲の明治9年10月13日の公文書下線にある「普通考古之物品共相異り粗御交際上ニモ関係致候品柄」が、その理由である。これらの踏絵をはじめとするキリシタン資料は、考古遺物などとは性格が異なるとし、外交上にも関係する“品柄”であるとしている。教部大輔宍戸璣は、踏絵の取り扱いに非常に慎重な対応をしていることがわかる。

この踏絵借用の一連の遣り取りは、「長崎縣博覽会へ耶蘇踏絵銅板を列スルヲ准サス」(国立公文書館蔵)にも収められている。長崎縣側からすれば、以前、県庁所蔵のものだったことから然るべき手続きを取りさえすれば、借用できるものと考えていたことがうかがえる。丙印文書にある「運搬方等御差図相成度」という文言は、これを如実に反映したものであろう。しかし、宍戸璣がこれを拒否する姿勢を示したのは、当時の宗教事情を反映しているのである。

1873（明治6）年にキリシタン制札が撤去されると、浦上四番崩れで処罰された者たちが帰村を許された<sup>29</sup>。明治政府としては、外国諸国の要望を聞き入れて制札撤去をしたものの、再び、外交上の問題になり兼ねないと判断しているのである。教部省が宗教統制をおこない、国民教化を担う機関であることから、総合的に判断した結果、借用不可とした。そして、教部省だけの判断ではなく、太政大臣へも伺って、了という見解が出されており、明治政府として踏絵は考古遺物とは異なるものと定義したのである。

以上を総合的に考えてみれば、長崎県としては、踏絵を含む長崎奉行所旧蔵品を“博覧会陳列品”同等と考えていた。これは、長崎博覧会開催にあたって生まれた概念だが、教部省にこれらを差し出した2年前には、長崎県令宮川房之らは重要な“行政資料”と位置付けていたのである。

他方、明治政府の教部省にこれらが引き渡され、教部省では外交上の性格を含む宗教的行政資料と位置付けている。また、明治9年文書にある「普通考古之物品」を博物館資料と認識しているのに対して、これとは相反する物品であるとする考えを示唆したのである。つまり、踏絵をはじめとする長崎奉行所旧蔵品は、博物館資料とは明確に区別された。

明治初年における、資料的概念の流れをみれば、所蔵先が当該資料をどのように捉えているのかによって、“資料”としての成立要件が異なった。今日での歴史資料（旧行政資料）の転換過程をみれば、次のようになる。

- ①公文書……………当時の行政官・司法官などの官僚が活用していた現行文書
- ②陳列資料……………現行文書ではなくなったことから、歴史資料・記録資料とみなし、これを陳列し公開する資料
- ③博物館資料……………研究成果による裏付けをもって、文化財的価値が付与され、展示公開と活用が見出された資料
- ④指定物件資料…博物館資料のなかでも特に重要かつ貴重とされた文化財

①から④と至ったのが過去から現在への資料概念の変遷である。こうして段階的に価値が認識され、活用、保存体制が整えられていくことによって、博物館資料として確固たるものとなっていった<sup>30</sup>。

先の踏絵の遣り取りをみると、教部省が長崎博覧会への出品を見送る決断をしたのは、上記した陳列資料と見做さなかったからである。長崎県と明治政府という同じ行政間においても、資料に対する認識が異なっており、画一的な資料的概念の形成には至っていなかったのである。

### 第3章 博物館資料の形成—企業博物館の誕生

博物館の種類が増えると、そこで収集される資料も多様化する。博物館の種類は、運営主体によってさまざまであり、例えば、企業メセナの一環によって運営されている民間博物館であれば、自社製品ならびに周辺産業機器も博物館資料となる<sup>31</sup>。また、宗教法人が運営する博物館であれば、旧来からの信仰の対象や喜捨された文物なども含まれる。つまり、館種の多様化に比例して、博物館資料も広がりを見せるのである。まさに資料と博物館は古来から表裏一体的に併存してきたといえよう。

また、文化財的価値のある建造物を博物館とする動きもあるなど、博物館そのものが資料ということもある。博物館の多様性のなかで形成される資料も多岐にわたり、これが結果的に博物館にバリエーションを与えている。そこで本章では、新しい博物館の動きをみるなかで、企業博物館の視点から、資料の形成過程をみていきたい。

#### 企業博物館の館種と役割

博物館には国立や地方自治体ばかりではなく、近年では産業文化博物館ともいえる“企業博物館”が数多く設置されている<sup>32</sup>。企業博物館という言葉は1980年代に使われ出したといわれているが、自社の設立理念を知る機会として新入社員研修で利用されていたり、会社訪問でもしばしば見学されている。また、企業の広報活動にも一役を買っており、一般の見学者も多い<sup>33</sup>。

企業博物館でおこなわれている展示は、決して看過することができないものとなっている。最新ディスプレイを駆使して、資料を活かした充実した展示内容となっていたり、体験型を全面に押し出して、教育機能を重視した取り組みをおこなっているところもある。企業博物館は、特に都市圏やその企業博物館の発祥地など、ゆかりのある地に設置されることが多いようで、現在では約500もの企業博物館があるとされる。

日本での産業文化博物館の最初期は、1891（明治24）年に起源をみる神苑会による神宮農業館である。伊勢神宮の神饌や、お供えもの、そして皇室御下賜品を展示し、さらに内国勸業博覧会で出品された産業資料なども所蔵する博物館である。また、企業博物館についてみると、その最初期は、1902（明治35）年に万国郵便連合（UPU）加盟25周年を記念して設置された「郵便博物館」である。郵便博物館は、その後、「通信総合博物館」（1964年）、そして「郵政博物館」（2014年）となり、現在まで続いている企業博物館のひとつである。これと同時期の1917（大正6）年に大倉喜八郎のコレクションをメインとする「大

倉集古館」、1922（大正 11）年に「鉄道博物館」などがつくられている。

日本の殖産興業が進むなかで、新たな産業が誕生する。ここで生まれた利益をもとに、実業家による美術品収集がおこなわれ、同時に社史編纂による自社の歩みを見つめ直す動きが生じた。こうしたなかでつくられた企業博物館は、次の局面を迎えることになる。自動車産業の博物館は、自社製品を時系列で展示し考察することで、博物館としての機能を有するようになっていった。近年ではさらに充実した展示がおこなわれるようになってきたが、トヨタ博物館やトヨタテクノミュージアム産業技術記念館（愛知県）などはその代表例といえよう。

飲食業であれば、食とくらしの小さな博物館（味の素、東京都）、タカノフーズ納豆博物館（茨城県）などが挙げられる。博物館の種類も産業種別の多角化によって増えてきた。

「博物館法」第二条で定められる「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集」という枠組みで考えると、産業資料となり、博物館法にも該当する資料を有している。

以上を踏まえて、企業博物館の館種を分類すると、下記のようにすることができる<sup>34</sup>。

#### ① 運輸・交通

自動車や造船、そしてその部品など周辺機器を製造する企業が運営する博物館。また、公共交通機関による体験型博物館もある。

スズキ歴史館（静岡）／マツダミュージアム（広島）／地下鉄博物館（東京）／船の科学館（東京）／鉄道博物館（埼玉）

#### ② 金融

金融業が運営する博物館で、前近代および海外の紙幣や銭貨などを収集している。中央銀行に限らず、地方銀行、信用金庫などでも設置する。

三菱東京 UFJ 銀行貨幣資料館（愛知）／山梨中銀金融資料館（山梨）／ちばきん金融資料室（千葉）

#### ③ 電力・エネルギー

産業や一般家庭を支えている電力会社による博物館。どのように電力が生まれているのか、日本の主要電力の解説などがされている。

電気の史料館（神奈川）／GAS MUSEUM がす資料館（東京）

#### ④ 情報・広告

市場や企業などの調査を主とし、さらに広告事業を展開している企業による博物館。リ

サーチ力を活かした博物館活動をおこなう。

帝国データバンク史料館（東京）／アド・ミュージアム（東京）／ゼンリン地図の資料館（福岡）

#### ⑤ メディア・報道

テレビ局や新聞社など、マス・メディアに従事する企業の博物館。地方新聞社による博物館も多くみられる。

NHK 放送博物館（東京）／熊本日日新聞・新聞博物館（熊本）／琉球新報新聞博物館（沖縄）

#### ⑥ 伝統技術

陶業や家具をはじめとする、伝統技術を今日に継承する企業による博物館。建設技術など、形に残せないものを記録化し、公開している。

ノリタケの森（愛知）／川島織物セルコン織物文化館（京都）／竹中大工道具館（兵庫）

#### ⑦ 娯楽・競技

遊戯道具やスポーツ関係用品を扱う企業やスポーツ団体が運営する博物館。有名な選手を取り上げた顕彰の性格もある。

JRA 競馬博物館（東京）／ミズノスポーツロジィギャラリー（大阪）／馬の資料館（北海道）

#### ⑧ 医療・薬品

日本の医学を支える製薬を主とする企業による博物館。漢方、西洋医学などについて取り上げた特色のある博物館がある。

ツムラ漢方記念館（茨城）／内藤記念くすり博物館（岐阜）／中富記念くすり博物館（佐賀）

#### ⑨ 食料品

食品会社や原材料を供給する企業により運営されている博物館。なかには工場見学もあり、大人から子供まで楽しめる内容となっている。

北海道昆布館（北海道）／タカノフーズ納豆記念館（茨城）／日本食研食文化博物館（愛媛）

#### ⑩ 醸造・塩業

発酵作用を利用してつくるアルコール類や調味料、その原料を取り扱う企業の博物館。大人を対象としていることが多く地域性もある。

キッコーマンもの知りしょうゆ館（千葉）／八丁味噌の郷史料館（愛知）／白鶴酒蔵資料館（兵庫）

#### ⑩ 生活・衛生

日常生活で必要なものを生産している企業が運営する博物館。ライフスタイルの変化とともに進歩してきた日用品などを資料ととらえている。

つまようじ記念館（大阪）／容器文化ミュージアム（東京）／資生堂企業資料館（静岡）

このように地方自治体などの博物館にはみられないような、個性溢れる博物館がつくられている。これら企業博物館で多種多様な資料が収集され、これが展示されてきており、なかには時期によって特別展を開催しているところもあるなど、地域博物館と比肩する活動をしている。博物館としての資料収集と展覧会事業の展開によって、資料に新たな価値を創出しているといえる。ただし、企業博物館はその企業の業績等の影響を受けやすいことはいままでもない<sup>35</sup>。しかし、自社のアーカイブズ機能を有し、資料を後世に残していくという点で、地域博物館と区別されるべきものではなく、そこで収集されている資料にもしかるべき価値が与えられているのである。まさに“博物館の数だけ資料が存在する”ことを象徴しているのが、企業博物館の所蔵する資料ともいえよう。

#### 企業博物館の収集資料

前記のような企業博物館や特定公務員を取り上げた博物館が、全国各地につくられている。博物館の種類の多様化に比例して、収集される資料も増えてきている。つまり、博物館資料というのは、博物館種別と収集方針によってその素地を作るものであって、文化財的、芸術的価値などが高いものだけが資料になるのではない。博物館に配属された社員（学芸員）が、資料に価値を与え、後世に伝えていくということは、自治体の博物館学芸員となんらかわらない。

博物館がおこなう展示活動は、資料収集に裏付けられるものであり、各館がおこなっている展示活動をみれば、学芸員がどのような調査研究をしているのかが一目瞭然である。先に企業の業種に基づく博物館の館種を示したが、さらに企業博物館の展示内容から、収集資料の分類をおこなっていくと次のようになる<sup>36</sup>。

#### ① 美術・芸術作品

日本の作家に限らず、海外作家の作品を所蔵している。なかには国宝や重要文化財指定を受けたものも所蔵している。具体的にはサントリー美術館では、絵画や漆工、陶磁、ガラス、染色に至る美術作品を中心に所蔵し、国宝「浮線綾螺鈿蒔絵手箱」、国指定重要文化

財「泰西王侯騎馬図」や「南蛮人渡来図」など南蛮美術の傑作を所蔵していることはよく知られる。また、出光美術館では、絵画や書跡、陶磁器、工芸品をはじめ、博多聖福寺の住職だった仙厓のコレクションは、1000点にも及ぶ。日本に限らず、ジョルジュ・ルオーやサム・フランシスなど近代作家の資料を所有している。

両美術館が所蔵する資料は、会社の沿革とは直接関係する美術作品ではないことはいうまでもないだろう。出光美術館のコレクションについては、その収集目的が明確であって、創設者出光佐吉の意向が反映されている。出光佐吉は、日本人の独創性と美意識の大切さ、そして、教学の質を確保するため、後世にも保存、伝えていくことを目的とし美術品を収集していた。こうして集められた出光コレクションは、出光の宝であるとともに、国民の宝であるとして一般公開されている。つまり、創業者の確固たる理念のもとに、多くの美術作品が収集されてきており、自治体の博物館にもないような、貴重な文化財的価値を有する資料を収蔵しているのである。

## ② 歴史資料

美術作品を収集しているところがあるように、歴史資料を主として収集・保管している企業博物館がある。社歴の長い企業であれば、古くから存在してきた誇りと自負を証明する資料であると同時に、近代産業史に関する資料としても学術的価値がある。また、藩史にも関連する資料であれば、政治史的にも重要なものもある。

株式会社島津興業が運営する尚古集成館は、薩摩藩主島津斉彬がすすめた集成館事業として1923（大正12）年に開館した。国指定史跡の敷地にある尚古集成館の建物は国指定重要文化財である。石田三成署判の文禄三年島津氏分国太閤検地尺（国指定重要文化財）など島津家資料をはじめ、三代木村嘉平がつくった活字類などの印刷機器（木村嘉平関係資料一括）といった国指定重要文化財などの歴史資料を所蔵している。あわせて、近代産業遺産の反射炉、薩摩切子や薩摩焼などを収集、展示している。

海上自衛隊呉資料館てつのくじら館では、海軍の歴史について詳細に取り上げた展示室を有し、戦時に使われた旭日旗や軍服、手紙などを展示している。戦前の海軍から今日の海上自衛隊に至った経緯、さらには海上自衛隊の活動を紹介している。一般的には海上自衛隊の活動を知る機会が少ないが、博物館での見学を通じて理解を促す広報的な役割を果たしている。海上自衛隊員への教育普及はいうまでもなく、呉の街との調和・協調を図る内容となっており、地域住民への理解も目的としている。

## ③ 産業資料（自社製品）

企業博物館の所蔵品で圧倒的に多いのが産業資料であろう。特に製造業の場合、社歴の長い企業は、自社製品の変遷こそが会社の歴史を証明する資料である。産業資料は時代とともに失われてしまうことが多いなかで、古い会社であるほど、収集には非常に労を要する。しかし、ここで収集される資料は、来館者に親しみと懐かしさを与え、効果的な展示をおこなうことができる。

花王ミュージアムでは、自社製品のテーマである“清浄”をコンセプトとしており、清浄文化を通史的にとらえた展示をおこなっている。そのなかに、自社の「花王石鹸」を軸におき、時代別の石鹸、そして当時の世相を映すポスターなどの広告物を収集し展示している。また、1987年10月1日の「コーヒーの日」に開館したUCC コーヒー博物館は、コーヒーの起源から栽培、鑑定、焙煎、抽出といった工程、さらにはその文化までを取り上げている。こうしたなかで、自社製品コーナーを設けており、歴史的変遷を紹介している。また、時間帯によっては試飲もおこない、販促につなげている。

このように産業資料は、その企業にあつてこそ資料的価値を創出するものもある。そして、来館者にも効果的な教育活動を可能とする“モノづくり”日本を象徴する博物館資料といえる。

#### ④ 業務資料

自社製品というモノづくりの成果として生まれた資料とは異なり、通常業務で欠かせない道具や備品などを博物館資料とする。例えば、鉄道に関するものでいえば駅のプレートや電車に搭載されていたボード、ボルトやナットなどまで含まれる。こうした、仕事と身近な資料から、その仕事に対する理解を深めてもらう広報活動が展開されている。

消防博物館には、ポンプ式の消防車が導入された1917（大正6）年から今日に至るまでの実車を展示し、進化の過程を紹介している。また、江戸時代の火消しから近代的消防への進展のなかで使われていた道具も展示されている。逓信総合博物館では、郵便ポストの進化過程や電話機やポケットベルなど、一般に流通していた交信ツールを紹介している。我々の生活に欠かせないもので、当時は当たり前のように利用していたものが、現在、博物館資料となっている。なお、逓信総合博物館は郵政博物館として2014年3月1日にリニューアルオープンする。

これら以外にも、時代とともに変化してきた制服や備品なども展示し、今日ではみられない“過去の遺産”である。技術的進化によって改良、淘汰されてきた、当時、先端機器は、今日では産業遺産であり、博物館資料ともなるのである。

#### ⑤ 創業者や功労者に関する資料

企業にとって設立理念は創業者に求められ、今日へ継承されている。時代とニーズの変化に合わせて、業態も変化するが、企業精神は創設当時を回顧し、これに関する資料を収集、展示している。創業者の遺物はもとより、看板や建物の一部、社訓をしたためたものなど多岐にわたる。また、新入社員の研修などでも見学されるようである。

重大な事件や事故を解決したときに使われていたものや、これに関わった人々が使った道具、開発者の仕事着や研究・業務で使用したもの、さらには私物なども博物館資料となる。また、不慮の事故や事件などで、警察官や消防士、自衛隊員などが殉職したとき、身につけていた制服や私物などを収集されている。これらを遺族からの同意を得て展示することで、故人の偉業を後世に称えるとともに、敬意を示しているともいえる。

例えば、警察博物館は警視庁の誕生から近代警察に至るまでを時系列で紹介しているのにあわせて、体験コーナーもあり、楽しみながら学べる展示がおこなわれている。このなかに、顕彰コーナーが設けられており、殉職警察官の功績を讃える内容となっている。命を賭して事件を解決した功績が、今日にも伝えられている。故人の遺物ではあるが、事件に直接関係する貴重な博物館資料として管理、保存されているのである。

このように、博物館が展示するなかで、資料をどのように位置付けるかによって資料的価値が生まれ、博物館資料として成立するのかが示される。学術的、美術的価値の高い資料、かつ文化財資料ばかりが博物館資料ではなく、研究者や担当者が、その資料をどのようにとらえるかによって、新たな価値を創出し、形成しているのである。

また、尚古集成館のように建物自体が文化財の場合もある。これは、国立博物館、地域博物館、大学博物館でも同じことがあるが、建物自体に価値がある場合、まさに“モノ”と“ハコ”が共存しており、収蔵庫に入るものだけが博物館資料ではない。時が経ち、新しい企業が生まれてくるほど、その博物館資料も多様化してくるのである。

#### 海外の企業博物館

日本に限らず企業博物館は海外にも数多くつくられている。これらは欧米、アジアを問うことはなく、各国企業が独立性のもとで博物館を創設している<sup>37</sup>。また、館種も先に示したような傾向がみられる。

##### ①歴史博物館 Historical Museums

創業者の生涯や偉業、自社製品やサービスの発展の系絡などを展示している。社内文書や写真、記念品、初期製品などが資料として扱われる。

## ②専門的収集型博物館 Collection -based Museums

自社業界の博物館。そのため、自社事業との二次的な関連物（例えば食品製造業にとっての食器など）も資料として取り扱う。

## ③現代博物館 Contemporary Museums

歴史的背景をふまえつつ、現在提供中の製品、進行中の事業などについて展示している。場合によっては、製品の未来についてもふれる。

## ④製品博物館 Product-oriented Museums

現行製品ラインナップの展示と、これらの購買意欲をかきたてる雰囲気づくりがおこなわれている。製品や会社の歴史に関する展示が展開されている場合もある。

## ⑤サイエンスセンター Science Centers

科学原理や技術利用に関する、人々の学習の場。ビジネス的な要素は比較的少ないが、テーマである科学や技術は、企業と無関係とはならない。

## ⑥美術館アートギャラリー Art Museums and Galleries

自社と関連する美術品を公開する施設の場合もあるが、大多数は創業者やCEOが収集した、自社と無関係なアートコレクションの公開施設となっている。

## ⑦美術分野以外の企業と無関係なテーマの博物館 Unrelated Museums

創業者やCEOの趣味が影響して設立された博物館（例：菓子製造の企業の創業者が設立した、アメリカ史に関する博物館）。

## ⑧移動型博物館 Mobile Museums and Exhibits

トラックで都市やショッピングセンター、学校などを移動し、製品宣伝や教育展示を提供しているもの。

## ⑨期間限定で開催される特別展示 Special Long-term Exhibit

企業が周年事業を記念する時や特別な出来事を称える時に、期間限定イベントとして企画された展示。

## ⑩その他 Other Types of Facilities

企業が設立・運営する、植物園や動物園など。

これをみれば、概ね先に記した日本の企業博物館の館種と収集資料と合致する。例えば、日本の運輸・交通にあたるものは、アメリカのデルタ・エア・トランスポート・ヘリテージ博物館（The 館 Delta Air Transport Heritage Museum）や航空博物館（The Museum of Flight）、ドイツのフォルクスワーゲン自動車博物館（Auto Museum Volkswagen）、オース

トリアのロールスロイス博物館 (Rolls-Royce Museum)、フランスのプジョー博物館 (The Peugeot Adventure Museum) がある。

このほか、金融であれば、イギリスの貯蓄銀行博物館 (Savings Bank Museum)、生活に関しては、日本にも進出している外資系企業でスウェーデンのイケア博物館「時を越えて」 (IKEA Museum-IKEA Through The Ages)、同じくスウェーデンのクロエッタ・チョコレート博物館 (Claetta Chokladboden)、スイスのコーヒー博物館「カフェラマ」 (Coffee Museum “Caferama”) などがある。

アジアでは韓国にプルムウォン・キムチ博物館やコリアナ化粧品博物館などがある。中国では郷鎮企業博物館があり、郷鎮地区にあるいくつかの企業の歴史などを紹介している。このように、企業博物館は世界各地につくられているが、これにあわせて博物館資料は、世界規模で日々形成されているともいえよう。

## 第4章 法律にみる文化財

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

これは「文化財保護法」(制定：昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成23年5月2日法律第37号)の第一章総則第一条(この法律の目的)の一節である。これによれば、文化財を保存すると同時に、その活用を図ることで国民の文化的向上に資する目的をもって制定されていることがわかる。さらには、「世界文化の進歩に貢献する」ともしており、グローバルな視点に立った文化の成長を担うことも目的とされている。

まさに、近年の世界遺産登録の動きとも関連するところであって、“保存”と“活用”という、相反する性格的矛盾から転じる成果を期待しているともいえる。保存・活用をおこなうには、法的整備が必要である。法の保護をうけて資料は管理されていくのであり、時代変遷のなかで、法にも変化がみられた。そこで本章では、資料を法的に保護するにあたって、どのような対策がとられていたのか。欧米派もとより、アジアの動向もふまえて取り上げていく。

### 文化財保護法の変遷

文化財保護法が制定される以前に、すでに日本には文化財保護に関する規定があった<sup>38</sup>。

まず挙げられるのは、文化財保護の草創期にあたる 1871（明治 4）年に制定された「古器旧物保存方」（5 月 23 日太政官布告第 251 号）である。この太政官布告を受けて、特に近畿地方の社寺に提出させた「古器旧物」の目録をもとに、1872 年に日本初の文化財調査がおこなわれた。この頃はまだ“文化財”という言葉はなく、「宝物」という表現がされている。1888（明治 21）年から 1897（明治 30）年までは、宮内省に臨時全国宝物取調局が設置され、古文書や絵画、彫刻、書跡、工芸品などが調査されたが、これに携わった人物には、後述するフェノロサや岡倉天心らがいた。

1897（明治 30）年に制定された「古社寺保存法」（6 月 10 日法律第 49 号）は、16 条と附則 4 条の計 20 条で構成されている。この法律は、古社寺の建造物ならびに宝物類を維持・修理するとき、国費である保存金から充当することを定めるとともに、指定物件の概念を初めて明示した法律である。そこで第 4 条をみると、次のことが明記されている。

社寺ノ建造物及宝物類ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存会ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

社寺の建造物や宝物類のなかでも特に歴史の証徴（正当性の証明）、美術の模範となるものは、古社寺保存会に諮詢（問い諮る）して内務大臣が「特別保護建造物」・「国宝」の資格があるかどうか審議して、要件を満たすものであれば認定する。審議を経て、指定物件となったら、官報によって告示すると定められている。これにより、特別保護建造物 44 件、国宝 155 件が指定され、以降も建造物は年間 60 棟、国宝は彫刻や絵画を中心に年間 200 件ほどが指定されていった。

罰則規定を設けて文化財保護を図っていることも特筆すべきことである。また、その対象が、国宝を管理する監守にも向けられており、第 13 条・14 条には、次のようにある。

監守者其ノ監守スル所ノ国宝ヲ竊取シ、毀棄シ、隠匿シ若ハ他ノ物件ト変換シ又ハ第五条ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス（13 条）

監守者怠慢ニ由リ国宝ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十円以上五百円以下ノ過料ニ処ス（14 条）

これは禁固刑や罰金刑を定めたものになるが、怠慢といった監守の服務にまで踏み込み、内部規律の強化を図った法律であることがわかる。これらは、国庫支出をともなっていることから、上記のような国家による強制力をもたせた内容となっているのである。

文物や建造物ばかりでなく、学術上価値の高い動物や植物、地質鉱物などを対象に保護

する動きのなかで、1919（大正 8）年「史蹟名勝天然紀念物保存法」（4 月 10 日法律第 44 号）が制定されている。これは六ヶ条で構成された罰則規定をともなう法律である。先の「古社寺保存法」と同じく内務大臣が指定するものであるが、必要に応じて地方長官が仮に指定することもできた。この法律は、現状保存の原則、そのための必要な方策が明記されている。

史蹟名勝天然紀念物ニ関シ其ノ現状ヲ変更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ為サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ（3 条）

内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関シ地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得（4 条）

第 3 条は指定された物件に対して、現状変更や保存に影響を及ぼす行為があるときは、地方長官の許可を必要とすること。第 4 条では内務大臣は指定物件に対して一定の行為を禁止、もしくは制限する。そして必要な施設を命じることができるとされた。指定当時の現状維持を念頭においた法規が定められ、第 5 条では内務大臣が地方公共団体を指定して物件を管理させることを規定している。これは、自然科学系の分野における法制定といえよう。

先に挙げた「古社寺保存法」を廃して、1929（昭和 4）年に制定されたのが「国宝保存法」（3 月 28 日法律第 17 号）である。25 条からなる罰則付法律であり、第 1 条には次のことが明記されている。

建造物、宝物其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範ト為ルベキモノハ主務大臣国宝保存会ニ諮問シ之ヲ国宝トシテ指定スルコトヲ得（1 条）

「古社寺保存法」の概念と共通するところではあるが、異なる点として、諮問するのが古社寺保存会から国宝保存会となっている点。さらに、「古社寺保存法」では内務大臣が指定するとあったが、ここでは主務大臣・国宝保存会へ諮問して、指定を受けることが明記されている。国宝保存会は指定にも影響をもつ格上げ組織になった。第 3 条・4 条に定められる国宝の輸出や移動、現状変更にあたっては主務大臣の許可を必要としたものの、許可するときは国宝保存会への諮問を定めている。

「古社寺保存法」が神社・仏閣の宝物や建造物を対象としていたが、「国宝保存法」では、この要件をはずして国有や地方公共団体所有、私有を問わず「国宝」指定が可能となった。その結果、「国宝保存法」の施行時の国宝指定物件は、宝物類 3, 704 件（絵画 754 件、彫刻 1, 856 件、書跡 479 件、工芸 347 件、刀剣 268 件）、建造物 845 件、1, 081 棟であった。

なお、国宝保存法で定める国宝（旧国宝）は、現行法の重要文化財に相当する。

次に 1933（昭和 8）年に制定された「重要美術品等ニ保存ニ関スル法律」（4 月 1 日法律第 43 号）では、美術品の輸入や移出に関する規則が定められた。全五ヶ条からなるもので、罰則規定を伴う法律である。第 1 条をみると次のようである。

歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル価値アリト認メラルル物件（国宝ヲ除ク）ヲ輸出又ハ輸出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ現存者ノ製作ニ係ルモノ製作後五十年ヲ経ザルモノ及輸入後一年ヲ経ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

歴史上もしくは美術上で特に重要な価値のある物件を輸出、または輸出しようとするものは主務大臣の許可を受けること。ただし、現存者の製作に関係するもの、製作後 50 年たっていないもの。輸入後 1 年たっていないものは除外されている。この法律は 4 月 1 日公布、即日施行されていて、極めて性急に制定されている。その背景には、貴重な美術品が国外流出していた実情に鑑みた緊急措置として発布されたのである。

1949（昭和 24）年までにおこなわれた認定調査では、重要美術品の件数は、美術工芸品 7, 898 件、建造物 299 件、合計で 8, 197 件となっている。1950（昭和 25）年に「文化財保護法」（5 月 30 日公布、8 月 29 日施行）が制定され、「重要美術品等ニ保存ニ関スル法律」は廃止されたものの、文化財保護法附則により効力の有効性を引き続き認めることとなった。

以上のように、文化財保護関係法をみていくと、国宝保存法が制定されたことで古社寺保存法が法的効力を失い、文化財保護法の制定によって、国宝保存法などが統合された。文化財保護の概念が広まるなかで、指定物件が強化され、新しい法がつくられていったのである。また、このような法律の変遷をみれば、各時期に画期となる出来事が起こっていることもわかる。「古器旧物保存方」が制定された 1871 年頃は、倒幕を経て明治新政府が樹立されたなかで、日本の伝統文化を見直す動きが生じた。明治政府による制度改革や外国文化の急激な流入もあって、文化財の散逸や国外流出もおこっていた。

さらに、1868（明治元）年に布告された神仏分離令は、王政復古や祭政一致などを具現化するなかで発布された。明治政府が神道を国教とする政策を推し進めるなかで、仏教排斥を容認するような社会風潮となり、寺院や仏像などを破壊する運動が各地でおこった。こうした状況を受けて、太政官が「古器旧物保存方」を布告し、「宝物」の保存に乗り出したのである。

「古社寺保存法」が出される 3 年前の 1894（明治 27）年には、日清戦争（甲午農民戦争）

が勃発。さらには下関条約（馬関条約）の締結を経て、国内でナショナリズム高揚の時期がおとずれた。これを機に、国宝調査にもあたっていた岡倉天心らが働きかけ、1895（明治28）年の第九回帝国会議で「古社寺保存会組織ニ関スル決議案」が可決、内務省に古社寺保存会が設置、その翌年には、古社寺保存法が政府から提出され、一部修正されたものが1897（明治30）年に公布されるに至っている。

文化財保護を法的に定める利点は、なにより罰則規制をとまなうことができ、国家が主体となった保存を可能とすることである。法制定には、文化財の散逸を目の当たりにしたことが背景にあるが、日本が近代国家として成熟する過程のなかで、文化財保護の意識が政府にも備わっていったことによる法的措置といえよう。法律の制定は“文化の鏡”であり、国家の礎を築く重要な手段なのであった。

### 文化財保護法にみる文化財

1950（昭和25）年に制定された「文化財保護法」は、幾度にわたり改正され、さまざまな変遷があり現行法に至っている。指定文化財の呼称が変化していることは、前述した通りである。「文化財保護法」（平成23年5月30日法律第214号）第2条の1項から6項までには次のことが定義され、指定名称が細分化されていることがわかる。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で

我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

以上の規定は、①有形文化財②無形文化財③民俗文化財④記念物(史跡名勝天然記念物)⑤文化的景観⑥伝統的建造物群が文化財指定の物件ということになる。この分類に基づき、さらに細分化されることになるが、①有形文化財は、(i)重要文化財(ii)登録有形文化財(iii)重要文化財と登録有形文化財以外にわかれる。

#### ①有形文化財

##### (i)重要文化財

文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる（第27条）。重要文化財の指定、さらに、その上位を国宝とした。

##### (ii)登録有形文化財

文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第182条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる（第57条）。これは文化財として保存と活用の措置が必要とされるものを「文化財登録原簿」に登録するという、1996（平成8）年の法改正により創設された文化財登録制度に基づくものである。急激な都市化が進むなかで、価値ある近代建造物が消滅している現状をうけて、重要文化財よりも緩やかな規制をもたせた文化財の保護網を広げる法整備の必要性が問われて、登録文化財の規定が設けられた。東京大学安田講堂などをはじめとする建造物が主な登録物件であるが、これも産業一次～三次／官公庁舎／学校／生活関連／文化福祉／住宅／宗教／治山治水／その他に分類される。また、美術工芸品の登録文化財もある。

#### ②無形文化財

文部科学大臣は無形文化財のなかでも重要なものを重要無形文化財に指定することができる。指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない（第71条）。前述した有形に対する無形に文化的価値を認めた

ものであって、芸術（音楽・舞踊・演劇）と工芸技術（陶芸・染織・漆芸・金工）を指定の対象とし、その基準を定めている（文化財保護委員会告示 55 号）。

### ③民俗文化財

民俗文化財には、有形・無形があり、文部科学大臣がそれぞれ重要なものについては重要有形民俗文化財もしくは重要無形民俗文化財に指定する（第 78 条）。両者とも管理・保護（保存）・公開に対する規定を設けており、特に無形に関して「文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる」（第 88 条）としている。また、登録有形民俗文化財についても規定を有する。

この指定の本義は、日本に連綿と続く風俗や習慣、そして民俗芸能、これらを支える有形の文物などを保存するものである。無形には、途絶えない方策の検討と調査事業にとまなう記録作成をおこなっている。今日でもおこなわれている伝統的な民俗祭礼、青森ねぶた・弘前ねぶた、福島県の相馬野馬追、博多祇園山笠、長崎くんちなどは重要無形民俗文化財に指定されていることでよく知られる。

### ④記念物（史跡名勝天然記念物）

記念物は、文部科学大臣が指定するものであるが、所有権の尊重や他の公益性との調整が求められている。具体的には、「関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない」とし、また、「文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる」、さらに「環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる」（第 111 条）とある。所有権の尊重ならびに自然環境を含めて調整したうえで、指定をうけることになる。

### ⑤重要文化的景観

文部科学大臣が選定する重要文化的景観は、「都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域又は同法第 61 条第 1 項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」（第 134 条）とする。①自治体の申し出、②景観法との関係、③文科省令との

基準という総合的観点から選定されるものである。

記念物と同じように公益との調整が規定されており、文部科学大臣は選定にあたって「関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない」、文化庁長官は勧告・命令にあたって、「重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない」（第 141 条）とされている。現在、「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」（2007 年）や「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」（2010 年）、「天草市崎津・今富の文化的景観」（2011 年選定、2012 年追加）など 35 件が選定されている。なかでも、高知県は 6 件、長崎県は 7 件（2013 年時点）といったように、ある地方に集中している傾向もみられる。

#### ⑥伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区とは、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区」をいう（第 142 条）。そして、「市町村が定める地区であって、文部科学大臣がその申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定する」ことができる（第 144 条）。

1975（昭和 50）年の文化財保護法改正にあたり、伝統的建造物群保存地区の制度がはじまり、1976（昭和 51）年に岐阜県白川村荻町（山村集落）、京都市祇園新橋（茶屋町）、山口県萩市堀内地区（武家町）など 7 件が選定される。以降、1981（昭和 56）年に福島県下郷町大内宿（宿場町）、1991（平成 3）年に新潟県佐渡市宿根木（港町）、1999（平成 11）年に埼玉県川越市川越（商家町）、平成 25 年に島根県津和野町津和野（武家町・商家町）が選定され、現在、84 市町村 104 地区がある（2013 年 8 月 7 日時点）。まさに日本各地に残る“古き良き”歴史的景観（集落・町並み）の保存を目的としたもので、都市化が進む一方で、こうした伝統的建造物を“群”単位で保存している。

このほか、「土地に埋蔵されている文化財」である埋蔵文化財（第 92 条～108 条）の規定では、第 96 条に遺跡を発見した時の届出や停止命令などもある。

土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と

認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

埋蔵文化財の発見により、建設工事現場での作業が停止している状況を一度は目にしたことがある。それは上記の文化財保護法の規則に従った処置なのである。

なお、「文化財の保存技術の保護」（第 147～152 条）もあり、技術者の継承と人材育成、記録保存がおこなわれている。具体的には、建造物修理関係として木工・彩色、檜皮葺・茅葺、美術工芸品修理関係として木造彫刻・甲冑・金工・漆工品等の技術を有形に、伝統芸能については、邦楽器、能面等の製作技術、工芸技術では、漆関係や手漉和紙関係の用具の製作・修理技術、玉鋼製造技術等が無形として選定されている。

## 各国の文化財保護

文化財の保護は各国が抱える懸案事項であり、動産・不動産を含めたあらゆる法規が存在する。また、戦争による文化財の移動にも対応すべく、国際法としての制定もみられる。戦争に限らず、盗難や個人所有者間における文化財の売買によって、自国の文物が他国へ流出するという事態が、常に潜在している。そこで、ここでは各国の文化財保護の取り組み、そして国際法上での文化財保護のあり方について検討していく。

### (1) イギリス

イギリスの文化財保護法の起源は、1882 年の「古代記念物保護法」の制定になる。以降、さまざまな変遷があるが、現行法としては 1953 年に制定された「歴史的建造物及び記念物法」、そして、1979 年の「古代記念物・考古区域法」などが挙げられる。歴史的建造物及び記念物法では、価値ある歴史的建造物や工作物、洞窟など自然系を網羅した保護法となっている。また、古代記念物・考古区域法では第 1 条第 1 項に記念物の指定について定めたものがあり、ここには次のようにある。

1 国務大臣は、本法の為に（適切と考える形で）記念物指定台帳（以下「指定台帳」という）を編纂・維持する。

これにあるように、国務大臣が編纂し、維持していく「記念物指定台帳」に記載されたものが法律の制限を受けることになる。さらに、第1条3項によれば、国務大臣は国家にとって重要と思われる記念物をいつでも指定台帳に含めることができるとする。つまり、記念物指定台帳に順次、蓄積していくことによって文化財保護の範囲を広げていくことができると明記しているのである。そのため、指定記念物の破損など急時の対応を要するときのために、第5条には「緊急の場合の国務大臣による指定記念物保存作業の実施」が定められており、当該記念物の所有者や占有者に対して、7日前の書面通知をした上での作業開始が定められている。

現行法によるイギリスの文化財保護に関する法律の規制対象は、①歴史的建造物②保全地区③記念物④遺跡⑤美術工芸品となっている。美術工芸品に対しては50年以上経過したもの（美術品・書籍・考古遺物など）が規制される。これらの価値を見出す諮問委員会があり、第22条に定められる「古代記念物委員会」がそれにあたる。

イングランド古代記念物委員会は、王立歴史記念物委員会・ロンドン古物研究協会・王立美術院・英国王立建築学会・大英博物館理事会・大英学士院から構成される。スコットランド古代記念物委員会はスコットランド王立古代・歴史記念物委員会・スコットランド王立建築家協会・スコットランド古物研究協会、ウェールズ古代記念物委員会は王立古代・歴史記念物委員会・国立ウェールズ博物館・カンブリア考古学協会・英国王立建築学会からなり、これらの代表メンバーと国務大臣が任命するそのほかのメンバーを加えることがある。

なお、イギリスには、日本の文化財保護法に定められる無形文化財や民俗文化財に相当する制度がない。無形文化財に対しては顕彰制度、民俗文化財については地方公共団体が保護することになっている。

## （2）フランス

1887年に「歴史的建造物の保護に関する法律」が制定されたことがフランスの文化財保護法の端緒である。これに逐次、改正を加えながら現在でも基本法として扱われている。歴史的建造物にはじまり、史跡や天然記念物などを含むようになり、その保護となる対象を拡大していった。

2004年に「文化財法典」が制定される。ここでいう文化財とは、「公的所有権又は私的

所有権に属する歴史的、芸術的、考古学的、美的、科学的又は技術的な利益を呈する財産、不動産、動産の総体」(法1条)であり、「公共のコレクション及びフランス博物館のコレクションに所属する財産、歴史的モニュメント及び文書に関する規定を適用して指定される財産と、同様に歴史、芸術又は考古学の観点から国の文化財として大きな利益を呈するその他の財産を国宝とみなす」とある(法111-1条)。これらの保護対象となった文化財への、破損や損傷、劣化に対しては禁錮2年、罰金30,000ユーロなどといった、刑法により裁かれることとなるなど、罰則規定と連動している。

この法典の四巻には「博物館」がある。ここには「保存展示が公共の利益を呈する財産、かつ一般の知識、教育及び喜びを目的として組織された財産で構成した永久コレクションを全て博物館と見なす」(法410-1)とし、さらに「フランス博物館」を呼称できる団体は「国に所属する博物館とその他の非営利目的の公的権利法人又は私的権利法人に対して認める」(法441-1)とある。但し、永久的任務として、①コレクションの保存・修復・研究・充実②一般人がコレクションに親しめるようにする③全ての者が確実に平等に文化財に触れることができるようにし、教育・伝播活動を維持活用する④知識・研究の発展に貢献するということを挙げている。

以上の4点が「フランス博物館」の永久的な任務であり、保護とともに研究や教育的活用にも言及している。そして広く文化財を開放するとともに、さらなる研究の進展を求めるなど、文化財の積極活用を標榜していることがわかる。これにあたる税制優遇を認めており、歴史的モニュメントに登録されると、建造物の管理費の所得控除、そして文化財購入後10年以内に国に寄贈する法人に対する控除もある。求める責任への対価措置といえよう。

### (3) アメリカ

アメリカ合衆国連邦法律である「合衆国法典」第16編保全は、第461条国家的政策の宣言に始まる。

米国国民の創造的靈感と利益の為に、公共的に利用する目的で、全国の重要な歴史的遺跡、建造物、オブジェクト及び古物を、保存することは国家的な政策であることを宣言する。

これをもとに内務長官の管理として、歴史的・考古学的な遺跡や建造物、オブジェクトなどの図面・設計図・写真、データを確実に保護するとともに、照合し、保存すること。そして、有史以来のこれらの資産に関連する博物館を設立し、維持する必要があると認め

られれば修復・再建・再興・保存・維持をすること（第 462 号）とある。

「合衆国法典」第 470 条からが、国家歴史保存法であり、第 470 条 a には歴史保存計画が定められている。

1. (a) 内務長官（以下、「長官」）は、アメリカの歴史的・建築学的・考古学的・工学的・文化的に重要な区域（districts）・遺跡（sites）・建物（buildings）・構造物（structures）・物品（objects）で構成された国家史跡登録簿を拡大し維持する権限を与えられる。

内務長官に国家史籍登録簿の管理全般の権限が与えられている。そして内務長官は4年に一度、諮問評議会や州の歴史保存担当職員と協議し、国家登録簿に含まれる財産に対する重大な脅威或いは国家登録簿に含まれる資格について検討するとある。アメリカの国家歴史保存法でも 50 年以上前の文化財でアメリカの歴史に幅広く関係しているものを文化財保護の対象としている。先に挙げた文化財種別に基づいた協議を定期的に開催し、指針を定めているのである。

#### （4）中国

中国の文化財保護法（文物保護法）は 1982 年 11 月 19 日全国人民代表大会常務委員会で定められ、2002 年 10 月 28 日（第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議通過）に修正されて現行法となっている。そこでまず旧法と現行法の第一条（目的）を比べてみると、次のようになっている。

##### 【旧法】

国家の文化財に対する保護を強化し、科学研究作業を進めやすくし、我が国の優れた歴史的、文化的遺産を引き継ぐとともに愛国主義と革命伝統教育を進めて社会主義精神に溢れた文化を築く為、特に本法を制定する。

##### 【現行法】

文化財の保護強化、中華民族優秀な歴史文化遺産の伝承、科学研究の促進、愛国主義と革命伝統教育、社会主義精神文明と物質文明の建設のために、憲法に基づいて本法を制定する。

特筆すべきこととして「我が国の優れた」（旧法）が「中華民族優秀な」（現行法）となっている点、そして、現行法には「物質文明」の建設が追加されている。中国国内のナショナリズム高揚と高度経済成長にともなって、現行法に改正されており、これが色濃く反映されている。そこには、経済建設と文化財保護の関係をいかに調和させるか、文化財の

保護とその利用（活用）の関係をいかに調整するかという点において、旧法は 明確さを欠き、社会の変化に対応できず、改正は不可欠とされる状況にあり、現行法制定に至ったのである<sup>39</sup>。

この目的に従って中国の歴史的・芸術的・科学的価値のある文化財とは、次のものを対象としている。

- (一) 歴史的、芸術的、科学的価値のある古い文化遺跡、墳墓、建築物、石窟寺及び石刻
- (二) 重大な歴史的イベント、革命運動及び著名な人物に関係する、若しくは重要な記念的意義、教育的意義及び史料価値のある建築物、遺跡、記念物
- (三) 歴史上、各時代において貴重な芸術品、工芸美術品
- (四) 重要な革命文献資料及び歴史的、芸術的、科学的価値のある手稿、古文書等
- (五) 歴史の各時代、各民族の社会制度、生産、社会生活を反映した代表的実物

中国の文化財保護法の特徴としては、革命期の資料保護、さらには各民族に関する実物を対象としていることである。中国の国民は、漢民族以外に、少数民族で構成されている。少数民族に対しても文化財保護をしているように、実際に上海博物館では少数民族の展示コーナーが設けられている。

文化大革命のとき、紅衛兵が博物館や美術館にやってきては文化財を破壊する行為を繰り返した。古いものを敵視したための行為だったが、文化財保護の法的規制の必要性は高まってきた。そこで文化大革命の資料の保護を図るなかで、歴史的遺産として位置付けている。上記の(1)～(5)にはないが、2002年の文化財保護法には「科学的価値を有する古脊椎動物化石と古人類化石は文化財同様に国の保護を受ける」とある(第2条)。

現行法では資料価値を等級により明確にしており、第3条では、文化遺跡や古墳などを近現代重要史跡とし、代表建造物等移動不可能な文化財を歴史・芸術・科学的価値によって、国指定重要文化財、省指定重要文化財、市・県指定重要文化財としている。また、移動可能な文化財は貴重文化財と一般文化財とし、貴重文化財はさらに一級文化財、二級文化財、三級文化財としている。これらの文化財に対して、文化財保護法第4条では、「保護を中心とし、保存第一、合理利用、管理強化の方針を貫く」としている。これは旧法では「各自の職務責任の範囲内で文化財保護工作を適切に行う」(第4条)よりも、文化財保護を強調する内容となった。

これは第9条にも通じる考え方であり、「各級人民政府は文化財保護を重視し、経済建設、

社会発展と文化財保護の関係を的確に処理し、文化財の安全を確保しなければならない」とし、経済発展にともなって進められる都市建設ばかりでなく、文化財の安全確保を同時に求めている。旧法にはみられなかったものであり、中国国内の都市成長の一方で、失われる危険性があった文化財を保護する法律の必要性が生じてきたのである。文化財の修理に関しても、第 21 条に「文化財の修理・移転・建替えは、指定文化財工事品質保証書を有する企業が行う」とされ、国家が認定した専門技術を有する企業のみが従事できるようになった。

文化財の売買や越境に関しては、第 24 条・25 条・26 条に規定されている。国有移動不可の文化財および非国有移動不可文化財は中国国民・外国人に対して譲渡・抵当してはならない。移動不可文化財の使用に対して、原状不変の原則を遵守し、建造物と附属品の文化財の安全を確保し、毀損、改築、増築又は取り壊しをしてはならないとしている。また、第 50 条には民間が所蔵する文化財の取得手段について定めており、①法に基づく相続又は寄贈、②文物店での購入、③文物卸業者のオークションでの購入、④公民個人合法所有文化財の交換又は合法譲渡、⑤国が決めた他の合法手段での取得を認めながら、第 51 条では①国が許可していない国有文化財、②非国有所蔵の貴重な文化財、③国有の移動不可文化財の壁画、彫刻、建造物附属品等、④出所が 50 条に適しない文化財の売買を禁じている。

さらに第 52 条では、海外に持ち出された文化財の外国人への譲渡、貸出、抵当を禁止し、第 60 条では、国有文化財、非国有文化財の貴重な文化財と出国禁止の文化財は、国外へ持ち出してはならないとする。第 62 条には展示規定もあり、海外で文化財展示をおこなう場合、国務院文化財行政部門の許可が必要である。一級文化財が国務院の規定数を超える場合、国務院の許可が必要である。海外展示の文化財が帰国する場合、当該文化財出国審査機関に審査を申請し、登録しなければならないとしている。

このように個人売買から外国人への譲渡、さらには国外での取り扱いについても、詳細な規則が定められた。これらはひとえに、中国政府が文化財を保護する危機意識にたったためであり、また、破壊行為による紛失、盗難などが相次いでいた歴史的事実がそうさせたのである。実際に、1913 年に熱河行宮の文物が盗難に遭い、北京の骨董商に売られていたことによって、民国政府と清室政府は合意の下で文物保護策として、奉天・熱河の文物が北京に移送された経緯がある<sup>40</sup>。国内で清国・中華民国という二分状態、さらには、海外流出という事態が一種のマーケットを形成していたことをうけて、本来は早急な文化財保護法の制定が必要に迫られていたものの、中国政府はその手筈を整えることができな

った。そのようななかで、中国の高度経済成長にともない、文化財保護法を改正し、依って立つべき原則を定め、また行政部門の権限及び責任を強化して、文化財の保護と経済建設の調和をはかり、また文化財の流通市場の健全化と活発化をはかろうとしているのである<sup>41</sup>。

#### (5) 韓国

韓国で文化財保護の意識がされ始めたのは、1902年の関野貞による「韓国建築調査」が端緒であり、その後、1916年に古蹟及遺物保存規則、1933年に朝鮮實物古蹟名勝天然記念物保存令が制定されている。そして、1962年に旧法である韓国文化財保護法が制定されるが、日本統治下の影響を色濃く残しており、日本の文化財保護政策をモデルとしているところが多かった<sup>42</sup>。1982年に出された文化財保護法（法律第3644号）が現行法であり、2000年（法律第6133号）まで11回の改正がみられる。第一条（目的）は1999年1月29日に法律第5719号で全文改正されているが、これを示すと次の通りになる。

本法は文化財を保存し、民族文化を継承し、これを活用できるようにすることによって国民の文化的な向上を図るとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

これによれば、中国のような愛国主義、科学研究促進といった文言はみられないものの、民族文化の継承と国民の文化的向上を図り、人類文化の発展を目指すという、「文化」という大枠のなかで、これを自国民教育に反映しようとしていることがわかる。日本の文化財保護法は第一条「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」としているが、これに類する内容となっている。

また、文化財保護法第2条で定める文化財とは、「人為的・自然的に形成された国家的・民族的・世界的な遺産として歴史的・芸術的・学芸的・景観的価値が大きい」ものとしている。具体的には、有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料を挙げており、さらに指定文化財には、国家指定文化財（文化財庁長が指定）、市・道指定文化財（特別市長や広域市長、道知事が指定）、文化財資料（市・道知事が指定）に分けられている。また、文化財の保存管理及び活用は、原型維持を基本原則としている。

このように指定文化財の制度を設けているものの、これらは公開を前提としている。第33条では国家指定文化財は文化財庁長が保存と毀損防止の為に必要と判断（2項）しない以外、これを公開しなければならないとする。また、公開が制限される期間や地域等を文化観光部令の定めるところに従って管轄の市・道知事と市長、郡守や区庁長に知らせな

ればならないとしている。文化財の公開の原則にたち、文化財庁長は関係部局に周知徹底を促しているのである。

文化財の輸出については第 21 条にあり、「国宝・宝物・天然記念物又は重要民俗資料は国外に輸出又は搬出することはできない。ただし、文化財の国外展示等の国際的な文化交流を目的に搬出した場合は、その搬出日から 2 年以内に再び搬入することを条件に文化財庁長の許可を得て、それを行うことができる。」としている。国内では原則公開というスタンスに立っているものの、国外に関しては国際的な文化交流等に限られており、期間も 2 年以内とされている。文化財の越境に対して、韓国政府は極めて厳しい制限を設けていることがわかる。

韓国では文化財庁長がその権限をもって、文化財保護にあたっているが、文化財庁長は文化観光部から独立したものである。文化財庁長が、文化財の保護や活用を所轄しており、これにあわせて文化遺産の保護活用を通じた観光資源の啓発をおこなっている。さらに韓国の伝統文化を世界に発信する任を帯びている。その一方で、地域振興についても取り組まれており、1994 年には「地方文化振興法」が制定された。地域固有の伝統文化を保護するとともに、奨励するために必要な施設の設置がおこなわれている。

文化財保護法では原型維持が原則で、文化財庁長が審議を経て、有形文化財のなかから重要なものを宝物と指定し、宝物のなかから人類文化の見地に立ってその価値が大きく、類例のない物に関して文化財委員会の審議を経て「国宝」と指定する（第 4 条）。同じく、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財、記念物にあたっては史蹟・名勝、天然記念物、民族資料で重要なものを重要民族資料と指定し、保護区域を設けることができる。

埋蔵文化財にあたっては、発見や所有者は現状変更することなく、その事実を文化財庁長に申告しなければならない（第 43 条）。また、第 80 条以下は無許可輸出等の罰則規定があり、文化財を没収した上で懲役刑が科せられている。以上のように韓国の文化財保護法は、指定要件や種類、そして罰則付きの法律となっている。

### **越境する文化財**

各国で文化財保護法が制定されていながら、これまで多くの文化財がさまざまな理由により国外へ渡っている。例えば、戦争によって博物館・美術館をターゲットにした略奪行為が横行し、多国間戦争はもとより、内戦状態においてもしばしば文化財の破壊や強奪がおこなわれている。武力紛争においては、1954 年のハーグ条約で、その保護政策がとられている<sup>43</sup>。

戦争による越境は、歴史的に頻発していることは周知の通りであろう。日本と中国・韓国についても同様のことが起こっていた。日清戦争以降の文化財の越境について、『掠奪文化財総目録』というものが存在しており、これは中国政府側が作成したものである。この資料よれば、相当数の文物、書籍が海を渡っていたことが指摘されている<sup>44</sup>。

また、個人所有者が海外のオークションに出品するということもある。実際に2008年3月に鎌倉期初期に活躍した運慶作の大日如来像がアメリカの競売会社 Christie's にかけてられたことは、マスコミにも大きく取り上げられた。これはその作品に国指定をかけられなかったこと、そして、個人所有者からの買取がなされなかったことから起こった問題でもあった。いわゆる“国指定”級の文化財を、海外流出させない制度作りの必要性を浮き彫りとした。

現在、大きな問題となっているのが盗難による海外流出である。長崎県壱岐市にある安国寺が所蔵していた国指定重要文化財「高麗版大般若経」（全591帖）が、1994（平成6）年7月23日に493帖も盗まれる事件が起こった。その翌年、盗まれた指定物件に酷似した3帖が韓国で見つかったものの、韓国の国宝284号に既に指定されていた。日本外務省は1998（平成10）年に、韓国政府に対して調査を依頼したものの、個人所有者という理由で拒否され、返還されないまま盗難の公訴時効（10年）を迎えてしまった。

また、近年で記憶に新しいのが、2012（平成24）年に対馬の海神神社が所蔵する「銅造如来立像」（国指定重要文化財）と「観世音菩薩坐像」（長崎県指定文化財）が韓国人窃盗団により盗まれた事件であろう。2013（平成25）年に犯人が捕まり二体とも発見されたものの、韓国の裁判所による「日本に返還すべきではない」という判決を受けて、未だに日本に返還されていない（2014年1月現在）。

そこで、日本側は韓国でのこうした事態に対応するために、1970（昭和45）年11月14日第16回ユネスコ総会で採択された「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」（1972年4月24日発効）により、韓国政府に返還要求をしている<sup>45</sup>。返還請求した法的根拠である第7条（b）には、次のことが記されている。

（i）他の締約国の領域内に存在する博物館、公共的記念物（宗教的であるかどうかを問わない。）その他類似の施設から関係国についてこの条約が効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止すること。

（ii）原産国である締約国の要請により、当該両国についてこの条約が効力を生じた

後に輸入された盗取された文化財の回復及び返還について適当な手段をとること。ただし、要請を行なう締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。回復及び返還の要請は、外交機関を通じて行なう。要請を行なう締約国は、回復及び返還の請求権を確立するために必要な書類その他の証拠資料を、自己の費用負担によって提出する。締約国は、この条の規定に従って返還される文化財に対し関税の他の課徴金を課してはならない。文化財の返還及び送達に係るすべての経費は、要請を行なう締約国が負担する。

日本で条約が発効した 2002 年の時点で、アメリカ・ロシア・フランス・イギリス・中国などの 96 ヶ国が締結しており、このなかには韓国も含まれている。条約締結国でありながら、これを遵守していないことを日本側は問題視しているのに加え、裁判所の先の決定が国内世論を巻き込んだ返還騒動へと発展し、社会問題、さらには国際問題にまでなってしまう。また、日韓の外交関係が冷え込んでいる状況もあって、遅々として進んでいない現状にある。法的（条約）な枠組みが国際的につくられていながら、政治的・外交的駆け引きとして、これを遵守しない動きは、今後の文化財の海外流出を招きかねないという、極めて無視できない問題といえよう。

---

#### 註

- 1 『補訂版国書総目録』第一巻（岩波書店、1989 年）によれば、『尾張名所図会』は 7 巻 7 冊からなり、国会図書館や内閣文庫、宮内庁書陵部、東京国立博物館などをはじめ、各地で所蔵されていることがわかる（同書 704 頁）。
- 2 『尾張名所図会』を用いた研究としては、博物館展示に限らず、都市景観に関するものや建築学の観点のものもある（酒井千草・久野紀光『尾張名所図会』に見る江戸期の名所の型（意匠・イメージ）『学術講演梗概集』2009 年、横山明彦・北原理雄「尾張名所図会に描かれた名古屋都市景観の研究」『学術講演梗概集』1982 年など）。
- 3 矢数道明「尾張藩医宗浅井家の業績と国幹の「公墓文」について」（『日本東洋医学雑誌』44 巻 3 号、1994 年）。医学館薬品会についての記載はないものの、初代から 10 代の浅井家の事績を追っている。
- 4 ツェンベリーの日本滞在の様子は、『江戸参府随行記』（平凡社東洋文庫、1994 年）にまとめられている。
- 5 「大会シンポジウム 本草学と博物学、そして洋学」（『洋学』9 巻（洋学史学会、2000 年）。吉野俊哉「明治初期の博覧会等に出展されていた越中・立山の天産物について—近世本草学から近代博物学、物産学への過渡期の実態を中心に」（『富山県立立山博物館研究紀要』20 巻、2013 年）。
- 6 医学館薬品会では会期が定められていたために、こうした陳列演出を可能としたと考えている。現在の伝統的歴史建造物での展示は、概ねケースのなかに入れて資料が展示されている。人工物（展示ケース）によって、空間的情趣が欠落してしまうものの、常設公開、資料保護の観点からは仕方がないものと考えている。

- 7 川寫真人「整形外科と蘭学（10）奥田万里と木骨」（『臨床整形外科』39巻10号、2004年）。
- 8 片岡勝子「江戸時代に制作された木骨に関する研究—星野木骨・各務木骨・奥田木骨の比較」（『日本医史学雑誌』52号、2006年）。
- 9 天野陽介・小林健二・石野尚吾・花輪壽彦「東博銅人形の太敦穴について」（『日本東洋医学雑誌』55巻、2004年）169頁。
- 10 鈴木昶「新しくすり歳時記（29）人参と熊胆」（『漢方療法』9巻2号、2005年）。
- 11 永積洋子『唐船輸出入数量一覧』（創文社、1987年）をみれば、人参・熊胆ともに唐船から多数輸入されており、薬種として長崎貿易の主要輸入品だったことがわかる。
- 12 円山応挙（1733～1795）は多くの作品を制作しているが、金刀比羅宮虎之間の「遊虎図」（1787年制作）はよく知られる。
- 13 『天保四巳日記 海獺談話図会』（岩瀬文庫蔵）によれば、川沿いに多くの見学者があったり、川に小舟を出して間近で見学するものもいたようである。また、陸地では演示物や売店が出店されていたりと賑やかな情趣が描かれている。
- 14 龍蛇信仰は各地であったようで、日本にとどまらず中国、韓国にもあったようである。『今昔物語集』や『日本霊異記』のなかにも出てくるとされる（李礼安『『今昔物語集』に見える僧の修行と竜蛇—竜蛇のとらえ方を中心に』『中央大学国文』46号、2003年）。
- 15 宇野茂樹「木内石亭」（『國學院大学博物館学研究紀要』11号、1986年）。
- 16 根崎光男「江戸周辺の諸鳥飼育—幕府綱差の身分と餌付御用」（『人間環境論集』8巻1号、2008年）12～14頁。
- 17 伊藤寿朗著『市民のなかの博物館』（吉川弘文館、1993年）21～23頁。
- 18 杉本一樹『正倉院』（中公新書、2008年）89～90頁。
- 19 棚橋源太郎『世界の博物館』（大日本雄弁会講談社、1947年）210頁。
- 20 米田雄介『シルクロードの終着駅 奇跡の正倉院宝物』（角川学芸出版、2010年）9頁。
- 21 畑中彩子「集める、収める、愛でる—日本古代における「博物館」的なもの」（福井憲彦監修 伊藤真実子・村松弘一編『世界の蒐集—アジアをめぐる博物館・博覧会・海外旅行』山川出版社、2014年）41～42頁。
- 22 国指定重要文化財となった長崎奉行所関係文書については、『長崎奉行所関係資料目録』（文化庁文化財部美術学芸課、2006年）。そして『長崎奉行所関係文書調査報告書』（長崎県教育委員会、1997年）に詳しい。
- 23 片岡弥吉『踏絵』（日本放送出版協会、1969年）。
- 24 安高啓明『新釈犯科帳』第2巻（長崎文献社、2011年）261～262頁。
- 25 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』（思文閣出版、2010年）150～152頁。
- 26 長崎奉行所旧蔵キリシタン資料は、『東京国立博物館図版目録 キリシタン関係遺品編』（東京美術、1973年）、『東京国立博物館図版目録 増補改訂版 キリシタン関係遺品篇』（東京国立博物館、2001年）に所載されている。
- 27 宮崎道生校訂・新井白石著『新訂西洋紀聞』（平凡社東洋文庫、1968年）262頁。また、底本は国立公文書館所蔵『西洋紀聞』（請求番号185-0131）によった。
- 28 安高啓明編『海を渡ったキリスト教』（西南学院大学博物館、2010年）。
- 29 浦上四番崩れについては、浦川和三郎『浦上切支丹史』（全国書房、1943年）に詳しい。なお、浦上村民が分配預託先で死去した山口の事例としては、安高啓明「浦上村キリシタン改心者墓石の意義—萩・津和野を事例に」（高倉洋彰編『東アジア古文化論攷』中国書店、2014年）を参照されたい。
- 30 視点の違いによって別の価値が見出し得るところであって、茶碗を例にとってみると、民俗資料・歴史資料・美術資料・、材料という点では工学資料、描かれている動植物によって自然史資料にもなり得る（伊藤寿朗『市民のなかのミュージアム』前掲書、23頁）。

- 
- 3<sup>1</sup> 日本では社団法人企業メセナ協議会は 1990 年に誕生している。メセナは必ずしも企業の独占物ではなく、国や個人も含めて、社会により芸術文化が保護され、支援されることである（伊藤裕夫「企業メセナ 10 年の歩みと今後の課題」(『文化経済学』1 巻 4 号、1999 年、19 頁)。
- 3<sup>2</sup> 『別冊 Muse 2013 産業文化博物館』(帝国データバンク史料館、2013 年)には、これからの企業博物館のあり方が各分野の研究者により指摘されている。
- 3<sup>3</sup> 高柳直弥「インタラクティブ・メディアとしての企業博物館—企業アイデンティティとイメージの動的構成」(『大阪市大論集』129 巻、2012 年) 42~43 頁。
- 3<sup>4</sup> 企業博物館については、中央公論社 WiLL の「企業博物館」や『工業技術』(日刊工業出版プロダクション)の「産業博物館紹介」の項目を参考にしている。
- 3<sup>5</sup> バブル期には、企業博物館ブームもあって、相次いで開館したものの、2000 年を過ぎた頃から閉館が続いている(星合重男「日本の企業博物館の動向について」『記録管理学会誌』48 号、61 頁)。先の東日本大震災の影響を受けて東京電力が博物館を閉館したことは記憶に新しい。
- 3<sup>6</sup> 企業博物館の資料については、企業史料協議会が刊行している『企業と史料』に詳しく、本論でも参考にしている。
- 3<sup>7</sup> 特にアメリカの企業博物館 (Company Museum) については、高柳直弥氏が Danilov 氏の分類を紹介している(『企業博物館の成立と普及に関する考察』『大阪市大論集』128 号、2011 年)なお、本論では一部改正・修正している。
- 3<sup>8</sup> 文化財保護法制定前の法令変遷については諸氏が論じるところであり(枝川明敬「我が国における文化財保護の指摘展開—特に戦前における考察」『文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』9 巻 1 号、2002 年など)、本論では先学の驥尾にふししながら、各条目内容を分析していきたい。
- 3<sup>9</sup> 鎌田文彦「短信：中国 文化財保護法の改正」(『外国の立法』215 号、2003 年) 149 頁。
- 3<sup>10</sup> 大出尚子「清室財産と清朝復辟—奉天呼吸博物館の閉鎖をめぐって」(『福井憲彦監修、伊藤真実子・村松弘一編『世界の蒐集』山川出版社、2014 年』177 頁。なお、奉天から引き離された文物の多くは、再び戻されることはなかったとも指摘をみる。
- 3<sup>11</sup> 鎌田文彦「短信：中国 文化財保護法の改正」前掲書、152 頁。
- 3<sup>12</sup> 大橋敏博「韓国における文化財保護システムの成立と展開」(島根県立大学『総合政策論叢』第 8 号、2004 年) 173 頁。このなかで、文化財保護法(現行法)に至るまでの韓国の文化意識について三つの画期を論じている。
- 3<sup>13</sup> 藤岡麻里子・平賀あまな・斎藤英俊「武力紛争の際の文化財保護のための条約(1954 年ハーグ条約) 批准に向けた日本の活動」その 1~3 (『日本建築学会計画系論文集』73 巻 626~628 号、2008 年)、野口英雄・関根理恵「ユネスコ 1954 年ハーグ条約—武力紛争時の文化財保護のための国際条約—その歴史的経緯の条約の枠組み」(『学習院女子大学紀要』10 巻、2008 年)などがある。
- 3<sup>14</sup> 鞘谷純一「『中華民国よりの掠奪文化財総目録』に対する日本政府の主張」(『図書館界』62 巻 4 号、2010 年)なお、日本政府側は一部に仮博物館を建設し、文化財を保護したことを主張していることも指摘している。
- 3<sup>15</sup> 大西珠枝「文化財不法輸出入規制法等の制定について(ユネスコ条約締結)」(『博物館研究』Vol.37 No9、2002 年)。

### 第3部 学芸員—博物学者から学芸研究職

#### 第1章 博物館史のなかの人々

日本の博物学の歩みや博物館史をみていくと、そこには多くの人々が関わり、発展に寄与していることがわかる。まさに、博物館が人により支えられ、学術研究を基本とした機関であることを歴史が証明している。前近代の本草学者、そして博物学者らによって牽引された日本の博物館は、明治以降、欧米諸国の博物館の要素を取り入れながら成長してきた。資料に対する考え方、そして展示手法、博物館教育法に至るまで、時間軸のなかで考えていくと、転機となる時には、そこに重要な人物の存在があった。

本章では、江戸から明治期に至るまで、日本の博物館史に欠かすことができない人物について紹介していく。人物史の視点から、今日の博物館学芸員に至るまでの形成過程を見出していくことにする。なお、本論のなかで別に取り上げている人物については、本章では割愛している。

#### 江戸時代の博物学者

江戸時代は、本草学を系譜とする研究者が中心となって活躍している。本草学はすべてのものを薬という観点から捉えようとする、一種の博物学であり<sup>1</sup>、薬の原料となるのは“草”が最も多いので、そのように名付けられたとされる<sup>2</sup>。日本でも中国で生まれた本草学を基本としながらも、新たな学問追求のなかで、独自の成果を見出していく研究者もあらわれてきた<sup>3</sup>。

1607（慶長12）年に『本草綱目』が輸入されたことは、日本の本草学・博物学の嚆矢となった。中世以来の『証類本草』にとって代わる、博物学的内容に富んでおり、江戸時代を通じて、本草・博物学者たちの重要な参考書となった<sup>4</sup>。貝原益軒が著した『大和本草』が出版されて以降、本草と博物学に関する数多くの著作が発表されている。詳細な分類であれば李時珍著『本草綱目』、簡単な分類であれば唐慎微著『証類本草』、さらには『大和本草』の分類を採用したものもあれば、これらの変形も用いられる状況となっている。また、リンネの植物体系が持ち込まれたことは、本草学において一画期となり、新たな領域に入っていく序章となった<sup>5</sup>。

本草学は京都学派と江戸学派とでは、そのスタンスが異なっていた。京都本草学派が稻生若水（1655～1715）以来の系譜をひき、理論主義に基づく書斎派であったことに対し、

江戸本草学派は採薬や栽培に努める実学派とされる。そのスタンスの違いが、かえって本草学の興隆にもつながったといえる。

さらに、本草学も薬学ばかりでなく、自然科学全般にわたって研究する者があらわれる。そして、書齋派、実学派を兼ね備えた行動力のある諸派も現われ、彼らによって博物館事業の前身となる薬品会や物産会は推進されていったのである。

#### (1) 貝原益軒 (1630～1714)

福岡藩で右筆であった寛齋の子として生まれ、元来、儒学者として知られる。即時・則物の思考で、各地を巡見してまわり多くの朱子学者らと親交を重ねる。そして、本草学者である向井元升や黒川道祐らとも親しく、さらに、京都の本草学者とも交流するなかで、本草学にも興味を傾けていった。

また、福岡には宮崎安貞 (1623～1697) という農学者がいる。彼とも京都で交友し、中国農書の講義をおこなうとともに、自宅内で野菜や花を栽培しては『花譜』や『菜譜』を刊行し、本草学への理解を深めていった<sup>6</sup>。そのようななか、1672 (寛文 12) 年、『校正本草綱目』39 冊の和刻本を校訂する。本書の巻末に登載品物の和漢名対照表をつけるなど、貝原益軒自身の新境地を開くことになる書物となった。

貝原益軒の名を本草学者として知らしめた成果が、『大和本草』の刊行である。1708 (宝永 5) 年、益軒は 79 歳の時だった。これまで、幾度にわたり、国内を調査してまわり、そこで観察し、分析した成果を集約したもので、独自の分類法と自説を提示した。生物学書・農学書の内容で構成されており、薬用植物だけでなく、動物・鉱物も含まれている。さらに、雑草までも取り上げている本書は、博物学書としても評価が高い。東京帝国大学教授の白井光太郎氏 (1863～1932) は、「博物学者としての貝原益軒」と評している。『大和本草』の意義は、宮崎安貞『農業全書』に寄せた農家への種植技術の啓蒙であると同時に、良い薬種・良い製法・良い服用を専門家に対しても教示したことにある<sup>7</sup>。

明治に入って洋書が輸入されるまで、『大和本草』は日本の博物学書として第一線にあった。のちに本草学者による博物学書が刊行されているが、これに先駆けて、貝原益軒が儒学者でありながら、本草学を志し、さらには博物学書を発表していたのである。この卓越した成果は、日本の本草学者が参考とすべきものとして、後世に伝えられていった。

#### (2) 稲生若水 (1655～1715)

医学者である稲生恒軒の子として生まれ、医学を修めるとともに、木下順庵に儒学を学ぶ。金沢藩主前田綱紀の儒者として召し抱えられ、1694 (元禄 7) 年には『金沢草木録』

を刊行し、献上している。また、翌年には『食物伝信纂』が完成すると、加賀藩多賀信濃を通じて前田綱紀に献上する。自説を交えながらも中国本草書に傾倒する姿勢とは一線を画す成果となっている。

前田綱紀が李時珍著『本草綱目』を増補する目的で、『庶物類纂』の編述を稲生若水に命じる。これを受けて、若水は『本草綱目新校正』を刊行し、さらに、『庶物類纂』では1000冊の刊行を目指したものの、362巻まで完成したところで、京都で病死している<sup>8</sup>。『庶物類纂』は名物学の一大集成として評価が高い一方、新しい知見に乏しかったともされる。しかし、『庶物類纂』の編纂事業は、若水死後も続けられたことを考えると、本草学の重要な作業と考えられていたことがわかる<sup>9</sup>。

稲生若水は、薬物と飲食物を対象とした中国からの本草学に、生薬になりえる動植物にも目を向けていき、その功績は大きい。本草学という薬物の分野にとらわれず、幅広い自然物を対象とした姿勢は、博物学の興隆につながった。医師としてだけでなく、儒者としての彼の性格が、多角的な視点をもたせ、研究にあたらせたのであろう。その結果、門人である松岡恕庵らを輩出し、日本の本草学を担う研究者育成にも大きく貢献した。

### (3) 田村藍水 (1718~1776)

田村藍水の家は江戸で代々医家をしていた。藍水も江戸で生まれ、医師のかたわらで、阿部照任(将翁)に師事して本草学を修める<sup>10</sup>。徳川吉宗による享保の改革がおこなわれるなか、1737(元文2)年に幕府から朝鮮人参の種子20粒を下付されると<sup>11</sup>、自園の百花街中に植えて栽培に成功する。この年、『人参譜』を刊行している。幕府が薬物殖産を目指していたなかで、彼の研究姿勢である実学主義を貫き、栽培を成功させたといえる。まさに、田村藍水は、江戸本草学派の代表的な人物といえよう。

平賀源内の勧めを受けて、1757(宝暦7)年、自ら会主となった江戸で初めてとなる薬品会を開催する<sup>12</sup>。この時の薬品会は文字通り、薬草中心に出品されていたようで、本草学や物産学の啓蒙に貢献したとされる。その翌年にも会主として神田で薬品会を開いている。この催事は、日本の博物館史を考えるうえで重要であったということは先に指摘した通りである。

1763(宝暦13)年、町医だった田村藍水は幕府医官に任ぜられ、国産人参の栽培と製造に尽力する。また、諸藩へ採薬に訪れては各種調査してまわるなど、江戸学派らしい、フィールドワークを重視した研究を推進した。任官される以前から、各国へ赴き採薬をおこなっており、例えば1759(宝暦8)年に、肥後でジュズネノキ、同じく益城郡二王木山で

山豆根を得て、長崎の八郎山ではキンバイザサの採取に成功している。

フィールドワークを積極的におこなった田村藍水は、その成果を自著で発表している。先の『人參譜』のほかに、人參の耕作法を記した『人參耕作記』（1748年）を著し、1764（明和元）年には火災で版板を焼失した『人參耕作記』の増補版、『朝鮮人參耕作記』を刊行する。また、『中山伝信録物産考』（1769年）、『琉球産物志』（1770年）のほか、『豪猪謂并図』も刊行し、薬学以外のものにも関心を広げていった。

1776（安永5）年に59歳で没し、浅草真竜寺の墓地に息子である田村西湖と並んで葬られている。彼の二人の息子、田村元長（西湖）、栗本昌蔵（丹洲）ともに医師となり、博物学者としても名を残す人物となっている。

#### （4）平賀源内（1728～1779）

讃岐国寒川郡志度浦で、白石茂左衛門良房の子として生まれた。父が没したことから跡目を継ぎ、高松藩に仕え、志度浦の蔵番を勤めた。高松藩時代の源内については、不明な点が多く、その実像はいまでもはっきりとしていない。ただ、非常にマルチな才能をもった人物であったことは、彼の事績が証明するところであって、今日でも本草学者・物産学者・戯作者として紹介されていることから裏付けられる。また、エレキテルの発明や「土用の丑の日」という言葉をつくった人物としても知られる<sup>13</sup>。

平賀源内は、1752（宝暦2）年、25歳にして初めて長崎へ行く。当時、長崎へ遊学することは、西洋の最新知識を得ることができ、藩命を以て来崎するものが多かった。蔵番であった源内は、本草学の知識が買われて遊学が認められたものと思われるが、この時にオランダ語や西洋技術の習得に努めている。帰国後の1754（宝暦4）年には、病気を理由にして蔵番を退役し、大坂では戸田旭山、江戸では田村藍水に師事して本草学を学んだ。

平賀源内は京都学派と江戸学派の本草学を学んだことで、広い視点を身に付けることになった。先に大坂で本草会なるものがおこなわれていたことを受けて、江戸で田村藍水に進言して薬品会を開催するに至っている。1759（宝暦9）年の薬品会では自らが発起人となり、物産会を湯島で開き、出品物の主なものをまとめた『会薬譜』を刊行している。さらに、1762（宝暦12）年には、壬午の物産会と呼ばれる東都薬品会を開催し、全国規模の物産会を開催することに成功した。

こうした功績が認められ、1760（宝暦10）年、高松藩に再び召し抱えられることになる。藩主である松平頼恭が本草学に傾倒していたこともあって、平賀源内は「薬坊主格」として藩主に同伴し、各地を調査してまわっている。しかし、源内は翌年、再び辞職する道を

選ぶが、この時、高松藩から他藩へ仕えることを禁じられたことで、学問の世界に身を置かざるをえなくなる。1757（宝暦 7）年から 1760（宝暦 10）年までに開催された薬品会と、1762（宝暦 12）の東都薬品会の出品物から 360 種 400 点を選んで分類して解説を加え、1763（宝暦 13）年に刊行された『物類品隲』は、源内の本草学者としての代表作のひとつとしてよく知られる<sup>14</sup>。

その後、伊豆で芒硝を発見し、勘定奉行からその製造を命ぜられ、さらに秩父で発見した石綿から火浣布（耐火織物）を製作し、幕府に献上している。1771（明和 7）年、田沼意次により、長崎遊学を命ぜられている。大通詞の吉雄耕牛の家に寄寓し、彼の指導を受けて『ドドネウス草木誌』の翻訳にかかわっている。この時、多くの蘭学者とも出会い、交友を重ねていった。

多分野にわたって活躍した源内は、本草学を越え、まさに博物学の領域に入った研究成果をあげていった。実学主義にたった源内の行動力が、薬品会・物産会の開催と結びつき、催事そのものを大規模にしていった。上昇志向が強かったとされる源内であるが、高松藩と辞職を巡って条件が付けられ、他藩での出仕を禁じられたために、浪人として生涯を終える。彼は誤って人を殺したことから、江戸小伝馬の牢屋に入れられ、そのまま牢内で病死してしまう。彼の墓は総泉寺にあったが、関東大震災で寺が被災し、墓地だけが現在地（台東区橋場）に残され、国指定史跡となっている。なお、平賀源内の出身地の志度にも墓碑がある<sup>15</sup>。

### 本草学から博物館学へ

江戸幕府が倒幕し、明治新政府が樹立すると、各国へ使節団を派遣していったことで、欧米の先進的な技術や思想、文化が日本にもたらされた。そのなかには博物館事業も含まれており、本草学を中心に進歩してきた日本の博物館界は、新たな局面を迎える。博物館の創設は、展示手法ならび博物館教授の必要性なども考える契機となった。

当時、海を渡った人たちが、万国博覧会を見学。そして、欧米諸国の博物館を調査して回っている。日本に欠けていた文化行政のあり方を痛感したものは、博物館の設置を求め、各所に働きかけている。政治のなかに文化行政が位置付けられているという各国の事情を認識したものは、近代的な日本の博物館制度が築かれていくことになったのである。

#### （5）佐野常民（1822～1902 年）

佐賀郡早津江に佐賀藩士下村充贄の五男として生まれたが、1832（天保 3）年に親戚の

医師であった佐野家の養子となる。佐賀藩主鍋島直正は、身分にこだわらない積極的な人材育成をおこない、藩のなかの優秀な人材を各地へ遊学させていた。佐野常民もそのひとりで、大坂の緒方洪庵の適塾へ入門、さらに、1851（嘉永 4）年には、長崎へ遊学している。さらに、海外列強に対抗するため、海軍創設が急がれるなか、1855（安政 2）年に開設された長崎海軍伝習所の伝習生として出仕している。帰藩後は、佐賀藩の海軍設置など、軍備強化に努めた<sup>16</sup>。

1865（慶応元）年、2年後に開催をひかえたパリ万国博覧会への参加打診を受けて、佐賀藩はいち早く参加を決定する<sup>17</sup>。その派遣団の代表に佐野常民が就くと、陶磁器類の物産を出品するのにあわせて、オランダ軍艦の現地での発注交渉を命ぜられた。オランダのハーグに向かい交渉にあたった結果、日進丸建造の約束を取り付け、また、博覧会で陳列された西洋の出品物を視察、そこにあった赤十字の展示をみたことが、以後の佐野常民の人生に多大なる影響を与えることとなる。イギリスで産業革命による先進的な都市を見学するかたわら、大英博物館にも視察で立ち寄っている。そこに、倒幕の報を受け、急遽、帰国の途につき、1868（慶応 4）年、長崎に到着した。

1872（明治 5）年 2 月、佐野常民は博覧会御用掛となったことがひとつの転機となる。同年 5 月 暎国博覧会理事官、10 月博覧会事務副総裁となる。これは、佐賀藩代表として参加したパリ万博での実績が評価されたことによる人事だった。ウィーン万国博覧会への参加が正式決定すると、博覧会事務総裁に大隈重信、副総裁に佐野常民が任命される。

佐野は博覧会に参加する目的や意義を次の 5 点にまとめている<sup>18</sup>。

- ①日本の物産を海外に紹介する絶好の機会とする。
- ②諸外国の出品や書物から西洋の風土・物産を学び、さらには機械の技術を伝習し、日本に広め、殖産興業を促進する。
- ③博物館を建設し、博覧会を開催するための基盤造りをおこなう。
- ④国産の物産製造技術を向上させ、輸出を増やす。
- ⑤各国で製造される有名品の原価や販売価格、需要を調べて貿易交渉にあたり取り入れる。

万博参加の目的が、③にあるように日本に博物館を建設するという明確な意思表示がなされ、将来的に日本で万国博覧会を開催することを目指していたことがわかる。そのため、内国勸業博覧会が将来開催を目指す万国博覧会の布石としておこなわれた。ウィーン万博から帰国後に出された報告書には、「東京博物館創立の報告」・「芸術百工上美術館ニ付イテノ報告」が提出された。日本に近代博物館の設置が必要であることを提言しており、これ

が富国強兵や殖産興業などの技術開発と産業振興を図ることにつながるものと考えていたのである。そして、万国博覧会の開催を目指すことは国益をもたらすことになるかと訴えたのであった。

佐野常民は“博覧会の父”とも称される。それは万国博覧会への参加、そして内国勸業博覧会を主導した経歴からそう呼ばれる。明治政府では大蔵卿や元老院議長などの要職を歴任するとともに、日本赤十字社の初代社長にも就任した。万国博覧会への参加が彼の人生を博覧会事業に傾倒させていくことになり、国家的事業として推進していったのであった。

#### (6) 町田久成 (1838～1897 年)

薩摩国日置郡の石谷城 28 代城主の町田少輔久長と、日置吉利城主小松清穆の長女国子の長男として生まれる。江戸で学問を修めたあとに帰藩し、藩の要職を歴任する。1864 (元治元) 年、薩英戦争が勃発したとき、大目付であった町田久成は、西洋との軍事力の差を見せ付けられることになる。

これをきっかけに薩摩はイギリスと外交していくなかで、五代友厚の発案でイギリスに使節団を派遣する計画が持ちあがる。1865 (慶応元) 年、町田久成はそのメンバーとなるが、幕府から渡欧の許可が出なかったことから「上野良太郎」と改名して渡英し、2 年間ほど滞在している。この間、日本がはじめて参加した 1867 (慶応 3) 年のパリ万国博覧会に赴くため、パリを訪れ、ルーブル美術館やパリ植物園などを見学したともいわれる<sup>19</sup>。

倒幕後、1869 (明治 2) 年には、渡英の経験もかわれ、外務大丞に就任する。しかし、その翌年、大学大丞に転じ、大学南校物産局への出仕を命じられている。ここに田中芳男と赴任するや、展覧会事業の準備にとりかかることになる。1871 (明治 4) 年、町田久成は神仏分離や廃仏毀釈の動きの中で破壊されている文化財の保護を図るために、集古館の建設と古器旧物保存を求める提言をおこなう。多くの貴重な文化財を失っている現状を受けて、その保護のために、建物と法整備の必要性を強く主張したのである。

町田久成は、1871 (明治 4) 年 4 月 25 日の「大学献言」のなかで、博物館創設について指針を示した。これは古器旧物の保護に関して、收藏するための集古館の建設、応急処置として各地へ古器旧物の保護に関する布告、専任の者を任命して旧物を図面に模写し編纂するという内容だった。この結果、翌年に「古器旧物保存方」の太政官布告が出されるに至った。1872 (明治 5) 年 5 月 5 日からは、関西地区を中心に社寺などの旧物を調査する「壬申調査」がおこなわれる。この調査事項は次の通りである。

- ①宝物登録、散逸の防止。
- ②宝物の現地保存を原則とし、必要に応じて博物館に保管するとともにレプリカの作製。
- ③個人所有品の調査と先買い。
- ④正倉院の臨時公開。
- ⑤東京のほか大阪と京都に博物館建設。
- ⑥東京の博物館と地方博物館の連携。

まさに今日にも通じる調査手法と項目であって、将来的な文化財保護に関する点からも秀逸である。結果、関西地区の主要な文化財を把握することを可能とし、その後の活動に反映していった。

さらに資料収集にあたっては、政府として正式参加となるウィーン万国博覧会が転機となった。それは出品作を集めるにあたって、各出品者に二点を提出させ、うち一点は博物館の常設陳列資料とした。これにより、所蔵品数は急激に増えることになるが、ひとえに博物館には実物資料があってはじめて成立するという性格を熟知していた町田ゆえのアイデアといえよう。

1873（明治 6）年、町田は大博物館建設について太政官に建議し、上野山内の寛永寺跡地を博物館と書籍館の予定地とした（のちに博物局書籍館長となっている）<sup>20</sup>。これは、渡英したときに見学したのであろう、大英博物館をイメージしたものである。図書館機能を備えた博物館構想をもち<sup>21</sup>、さらに、動物園や植物園を含む壮大なものとなっていた。こうして、後の東京国立博物館となる施設を造ることを成し遂げたのである<sup>22</sup>。

町田久成の海外での経験が、文化財保護、さらには近代博物館の必要性を痛感する機会となったことはいままでもない。江戸幕府から明治新政府への転換期、さまざまな社会不安のなかで、文化財散逸を防ぐための処置をいち早く提言したことで、今日にも伝えられる文化財を救出したといえよう。

#### (7) 坪井正五郎（1862～1913 年）

江戸両国に幕府の奥医師坪井信道の子として生まれる。非常に多彩な才能をもった人物で、小梧という雅号をもった画人でもあったが、その技術は博物画的図化にも応用されていたともいわれる。東京大学理学部に入学し、動物学を専攻するが、大学院進学にあたっては、人類学を専攻している。大学院進学前から人類学会を設立し、その会報を発刊するなど、行動力のある研究者であった。1889（明治 22）年から 1892（明治 25）年まで人類学研究のために、イギリス・フランスへ官費留学したが、ここで博物館や博覧会を目の当

りにすることとなった<sup>23</sup>。

帰国後、東京大学理学部教授に就任し、人類学講座を担当するが、坪井の考える人類学の範囲は広く、動物学や考古学に加え、歴史学、民俗学、美学など自然系かつ人文系を取り入れた学際的なものだった。まさに、博物学の世界に身を投じた研究姿勢ということがいえよう。これにあわせて、博物館展示論や資料論も研究しており、“博物館学”を構築した人物ともいわれる。

当時、展示論や資料論の概念を持ち合わせていたことに驚かされるが、この頃の博物館は展示というよりは陳列が主流であり、資料も収集のみが進められ、分類整理は遅れているのが現状だった。坪井は留学したときに訪れた大英博物館について、“収集した資料の分類を行わなくして、展示ということは有り得ない”と指摘する。展示が陳列と異なるところは、一定の意図や目的に則った規則性のもと見学者に意思伝達をおこなうか否かで、その展示資料が未分類の状態では正確な情報伝達は不可能としている。博物館展示とは、単に資料の提示・掲出というわけではなく、その背景を含めた情報を見出して伝えるものと結論付けている。

坪井はモースが発掘した大森貝塚出土資料などを展示していた標本室を担当することとなり、展示実践をおこなっている。また、1904（明治37）年の東京帝国大学人類学標本展覧会のなかでも、人類学とその啓蒙を目的とし、実践する機会を得ている。こうしたなかで坪井が考えた博物館の成立要素とは、①資料の選択および配列に目的をもち、適切な説明をほどこして、見学者に情報を伝達し、教養となる場を提供する②多くの資料を収蔵し、多くの人が自由に研究材料を手にすることができる③学術的、歴史的、価値的にも貴重なものを保存し、来館者に鑑賞させる機会を提供するという三点を挙げている。坪井正五郎は“博物館展示学の父”ともいわれるように、非常に的確な博物館論を展開していた先駆的な人物であった<sup>24</sup>。

### 博物館草創期—お雇い外国人

明治政府は近代国家への発展のなかで、日本人を海外派遣していたことにあわせて、外国人を政府に迎え、指導・助言を得ていた。彼ら外国人を“お雇い外国人”といい、お雇い外国人は、未発達であった政治・経済・教育・医学・文化行政の面で多くの影響を与えた。教育改革をはじめ、文化行政への提言などで日本の近代国家の礎を築いた彼らの存在は無視することができない。博物館にしても、建物はもとより実質的機能も教授していったのである。

(8) ワグネル (1831～1892 年)

ドイツ人のワグネルは、1868 (明治元) 年、アメリカ系貿易会社のラッセル商会が長崎で石鹼工場を開所するにあたって招聘され、長崎へ訪れている。その後、ラッセル商会は事業撤退することになるが、1869 (明治2) 年に佐賀藩に雇われ、1871 (明治4) 年には大学南校の教師として迎えらる。さらに、翌年には大学東校へ移籍するなど、明治政府に抱えられたお雇い外国人として尽力した<sup>25</sup>。

ワグネルの日本で果たした功績のなかでも博物館事業に関してみると、次の2点を特筆できる。第一に工学的見地にたった製造技術の指導が挙げられる。最初、佐賀藩に雇われた時には有田焼の指導にあたり<sup>26</sup>、その後、京都舎密局教授や東京大学理学部化学教室教授、東京職工学校 (現在の東京工業大学) で主任教授も務めている。陶磁器やガラス製造に関する研究をおこない、日本の陶磁器の進展に影響を与えたといわれる。

もうひとつが、博物館事業への提言である。お雇い外国人だったワグネルは、明治政府のウィーン万国博覧会参加にあたり、御用掛に就任しており、万博への出品内容の精査や選定をおこなった。前述したように自身が陶磁器の研究をしていたこともあって、出品する陶磁器の技術指導をおこなっている。また、1877 (明治10) 年のフィラデルフィア万国博覧会では顧問となり、出品解説にあたっている。

さらに、日本の近代博物館創設にあたっての重要な機能として、①工芸作品の新旧実物資料の収集②図画や写真、書籍などを集めると同時にレプリカ製作をおこない陳列に用いる③工芸品の技法を図化するとともに詳しく解説するように提言している。資料収集と模造品の製作 (=レプリカ) の必要性を解き、さらに展示品の解説の必要性を示している。日本の博物館が未発達だった現状に鑑みて、資料の継続的収集を強く求めていった。

1890 (明治23) 年にドイツに一時帰国し、1892 (明治25) 年日本を再び訪れる。1873 (明治6) 年のウィーン万博での活躍を評価し、勲四等旭日小綬章、さらに賜金500円を1879 (明治12) 年にうけていたが、それに加えこれまでの功績が讃えられ、1892年に勲三等瑞宝章に叙せられたのである。

(9) ケプロン (1804～1885 年)

アメリカ人のケプロンは1871 (明治4) 年に来日するが、それまでは綿布製造業や農牧業にあたる反面、軍人としても活躍、来日する直近までは農務省に勤めていた。日本には開拓使の教師頭取兼顧問として招聘されている。

北海道開拓と博物館とは一見すると無関係のように感じるが、ケプロンは開拓にあつ

て1871年10月9日の建白書で必要事項として博物館の創設を提言している。建白書のなかに、「文房」(ライブラリー)と「博物院」(ミセーム)の必要性を唱えており、この両者は“教導ノ道ヲ開クルニ必要”なものだとしている。さらに、資料の蒐集にあたっては日本産の鉱物や動植物を挙げており、自然史系博物館の創設を目指していた。また、諸外国との資料交換をすることまでも想定するなど、ケプロンは今日における博物館の基本的機能を集約した提言をおこなっていたのである。北海道開拓の任にあたるなかで、博物館を建設し、教育と開拓を同時にすすめようとする姿勢は看過できない。

1873(明治6)年、札幌本庁物産局内に博物課が設置される。その業務は、①物品を採集し、博覧会に陳列する②物品の分類と名称を定め、産地、発見時を記して「産物明細録」として編纂する③物品は常設展示し、広く見学させる機会を提供し、博覧会があるときにはこれを出品するとされた。これをあらわすように、収集した資料は全国各地に貸し出されている。

ケプロンは1874(明治7)年に帰国するが、その翌年、東京芝山内の開拓使東京出張所内・旧仮学校跡に、北海道物産縦観所が設置される。ここで、物産の貸し出し業務をおこなうようになった。1876(明治9)年、縦観所は東京仮博物場と改称されるが、ケプロンが当初想定していた「博物院」が実現したのであった。さらに、1877(明治10)年には札幌偕楽園内に札幌仮博物場、1879(明治12)年には函館仮博物場が開場される。東京仮博物場が閉場するにともない、従前の資料は、札幌仮博物場と函館仮博物場へと移管された。また、札幌仮博物場は現在の北海道大学内の博物館、函館仮博物場は市立函館博物館へとなった<sup>27</sup>。

都市部に博物館を創設することは、多くの人物が提言していたのに対し、ケプロンは開拓地である北海道に「博物院」の設置を求めた。まさに、これが地方博物館設立の最初期ともいえるであろう。未開の地故に、採集することができる自然系の資料収集にも着目したケプロンの意見があって、多くの博物館資料を創出し、形成することになった。あわせて資料の散逸からも救出することができたのである。

#### (10) モース(1838~1925年)

アメリカ人の動物学者モースは、1877(明治10)年、海洋生物研究のために来日し、横浜港に上陸する(以降、3回来日している)。その後、文部省学監のモルレーに会うために、横浜から東京へ向かう車窓から大森貝塚を発見したことはよく知られている。

1877年7月27日、アメリカ人ドクトリン・マッカーテの代員として東京大学の動物学

教授に就任すると、講義のかたわら大森貝塚の発掘にあたる。2年間、東京大学にお雇い外国人教授として在籍し、ダーウィン進化論を紹介するとともに、彼があげた考古学の成果により“日本の近代考古学の父”とも呼ばれている。

モースは大森貝塚の発見やダーウィン進化論など、学術・研究上での功績が大きく取り上げられるが、博物館界にも深く寄与している。来日してすぐに、組織替えにともなう移設開館準備中だった教育博物館を見学し、その標本類を調査している。その後も継続的な調査委嘱を受け、さらに展示準備にも携わった。また、自身が籍をおく東京大学当局に博物館の重要性を説き、1879（明治12）年、大学附属博物館第一号ともされる東京大学理学部博物場の創設に尽力した（理学部移転により消失）<sup>28</sup>。そして、東京大学の動物標本室の整備にも着手するよう進言し、ここを“The first zoological museum in Japan”と称した。

このように博物館界にも精通していたのには、彼の履歴からもあきらかである。ハーバード大学比較動物学博物館で働き、ピーボディー科学アカデミー（現在のピーボディー・エセエックス博物館）の設計に関与、キュレーターとしての実績から東京大学へも大学博物館創設の重要性を進言しているのである。さらに、これまでの経験を通じて、教育博物館とピーボディー科学アカデミーとの所蔵資料の交換の仲介も果たしている。なお、1880年にアメリカに帰国すると、ピーボディー科学アカデミーの館長に就任している。

来日したことにより、日本美術や陶器に関心を強め、調査や収集にあたっている。これらはモース・コレクションと呼ばれる、4,626点からなる資料群で、現在これらはボストン美術館に残されている。さらに、近代化により失われつつある日本の原風景をしたためる一方で、日本民具の収集にも積極的にあたり、民俗資料はピーボディー博物館で収蔵されている<sup>29</sup>。

このように、大学博物館を含めた日本の博物館界の向上に尽力するとともに、単なる蒐集家ではない、系統付けた資料収集方法は、その後のキュレーターの手本ともなった。自身の経験に基づいて、博物館という“ハコ”と資料の“モノ”の必要性を同時に訴えるとともに、その実践的なノウハウまでも日本に伝えた人物といえよう。

## 第2章 棚橋源太郎の博物館学

“博物館学の父”や“日本博物館の育ての親”と称される人物に棚橋源太郎がいる<sup>30</sup>。棚橋は博物館事業の中枢に展覧会を位置付け、博物館教育や資料収集に対する提言を積極的におこない、現在につながる博物館活動の骨子を築いた。彼が日本の博物館の方向性を定めて尽力した背景には、二度にわたって海外留学し、そこで目にした先進的な海外の博物館の姿があった。

棚橋源太郎なくして、今日の日本の博物館は存在しえないともいわれるように、その功績は現在でも広く語られるところで、彼の死後、公益財団法人日本博物館協会が『博物館研究』に投稿された論文のなかから優秀なものに「棚橋賞」を贈呈しているのは、そのあらわれでもある。まさに棚橋が生きた時代は、日本の博物館草創期から胎動期の過渡期にあたる。本章では、日本の博物館の道標を定めた棚橋源太郎の活動から、日本博物館史、そして彼が目指した博物館像について考えていきたい<sup>31</sup>。

## 棚橋源太郎の事績

### —学生時代から教員時代—

棚橋源太郎は1869（明治2）年6月、岐阜県本巣郡北方村に生まれ、1874年、北方陣屋跡に設けられた化成舎で学んだ。化成舎は2年後、北方村民から拠出された費用で建てられた洋風建築の北方小学校となるが、棚橋源太郎もここに入学することになる。1883（明治16）年に卒業すると、代用教員にあたる「授業生」に2年間就任する。1885（明治18）年、岐阜県華陽学校師範部に入学（1889年卒業）、20歳で岐阜県尋常師範学校訓導の辞令を拝命し、附属小学校で教鞭をとった。

1892（明治25）年、高等師範学校博物学科に入学する。高等師範学校は、尋常師範学校の校長や教員を養成するところである。中学へ進学するものの増加にともなって、教員養成が急務となったことから設置された教育機関だった。棚橋源太郎は23歳で入学したが、自らの教授法の研究とともに、教育の幅を広げようとする彼の向上心からの進学ともいえよう。

棚橋が入学した、当時の高等師範学校の男子師範学科は、理化学科・博物学科・文学科の三学科があった。1898（明治31）年4月、高等師範学校は文科、理科を細分化し、文科には教育学部、国語漢文部、英語部、地理歴史部を、理科には理化数学部、博物学部が置かれ、合計6部で構成された。さらに2年後には、文科と理科の区分を廃止して予科1年、本科3年および研究科1年に構成され、本科を4学系（語学系、地歴系、数物化学系、博物系）の構成となった。そもそも、博物学科は、文系と理系と中間的に位置付けられた学

科だったが、のちに理科系に比重を移していることがわかる。こうした教育を受けた棚橋の代表的な著作のひとつに『理科教授法』がある<sup>32</sup>。

1895（明治28）年に高等師範学校を卒業後、兵庫県尋常師範学校教諭兼訓導となり、翌年には、故郷の岐阜県尋常師範学校教諭兼訓導に就く。担当科目は生物と地学にあたる「博物」と「農業」だった。1899（明治32）年には高等師範学校訓導となったことで上京し、附属小学校、さらに高等師範学校教諭兼訓導となる。さらに、1903（明治36）年に東京高等師範学校教授となっている。彼のこうした経歴を示す「任免裁可書」（国立公文書館蔵）によれば、次のような辞令を受けていることがわかる。

東京高等師範学校助教授正七位 棚橋源太郎

任東京高等師範学校教授

これは、明治36年11月10日付のもので内閣総理大臣伯爵桂太郎から受けている。助教授であった棚橋源太郎は、ここに高等師範学校教授として任命されたが、このとき、棚橋源太郎は34歳だった。1907（明治40）年には四等官となり、4年4ヶ月余り在職し、1912（明治45）年には「東京高等師範学校教授正六位勲六等」、「陞叙（昇叙）高等官三等」となっている。

#### —教員兼職時代—

高等師範学校教授となった棚橋源太郎は、1906（明治39）年東京高等師範学校附属東京教育博物館主事を兼務する。これは、東京高等師範学校校長だった嘉納治五郎から伝えられている。それから3年後の1909（明治42）年には、文部省からドイツ・アメリカへの留学を命じられることになる。博物館学研究を目的としたもので、同年10月に出発し、1911（明治44）年12月に帰国した。このときの留学の成果は、「独逸の小学校教師」などの論文で発表されている。帰国後の1914（大正3）年には、東京教育博物館長事務取扱、さらに、1917（大正6）年には、文部省督学官として東京教育博物館長職を兼務することになった。

東京教育博物館は、1914（大正3）年に、東京高等師範学校から分離独立し、文部省普通学務局直轄組織となる。東京教育博物館という名前をそのままに、組織上は「附属」が取れたかたちとなった。1921（大正10）年6月には、東京教育博物館は「東京博物館」と改称されることとなり、東京高等師範学校教授と文部省督学官を兼任していた棚橋源太郎も同年に次のような辞令を受けている。

東京高等師範学校教授兼文部省督学官正五位勲四等棚橋源太郎

任東京博物館長兼東京高等師範学校教授

叙高等官三官

これは大正10年6月24日付の内閣総理大臣原敬から奏上されたもの（6月23日、文部大臣中橋徳五郎より原敬への進達を経ている）である。博物館の改称に伴う辞令であるが、これにより文部省督学官としてではない博物館長職に就任したことを意味する。

1923（大正12）年、未曾有の被害をうけた関東大震災が発生する。これにより東京博物館も全焼することになるが、棚橋源太郎は館長として自ら震災処理の指揮をとった。しかし、復興中のなか、この翌年12月に、東京博物館長と東京高等師範学校教授を55歳で退職することになる。この頃、官民共通して定年退職する年齢は55歳が一般的だった。退職を受けて、棚橋源太郎は叙位を受けており、次のことが奏上されている。

叙正四位

大正十三年十二月十二日依願免官

明治三十二年十一月一日任高等師範学校教諭以来在職十年以上

元東京博物館長従四位勲四等棚橋源太郎

右文武官叙位進階内則第四條ニ依リ謹テ奏ス

大正十三年十二月十三日 文部大臣 岡田良平

内閣総理大臣子爵 加藤高明殿

高等師範学校教諭以来、10年以上在職していたことから、文部大臣岡田良平から内閣総理大臣加藤高明へ上申された。国家のために尽力した棚橋源太郎は、退職時に改めて評価をうけたということになる。

—博物館員専任時代とその後—

棚橋源太郎は1925（大正14）年2月、フランスへ留学する。文部省からは社会教育調査を依頼されるとともに、赤十字社からは日本赤十字社参考館に関する調査の依頼をうけている。さらに、東京高等師範学校からは欧州の博物教授の調査、社会局から生活改善ならびに勤儉奨励状況調査、東京市役所からは直観教授と公園内民衆教育施設の視察などを依頼され西洋の進んだ文化行政、生活・衛生など多くの調査にあたった。日本の社会教育の指針を策定するための留学が、棚橋の今後の原動力にもなったのである。

翌年1月に帰国すると、赤十字参考館（日本赤十字博物館）の創設に奔走する。赤十字参考館では、衛生知識を普及させるために特別展を何度も開催しているが、そこには棚橋の存在があった。棚橋は、1932（昭和7）年には赤十字博物館長事務取扱となると、1942

(昭和 17) 年、赤十字博物館長に就任する (~1946 年)。1927 (昭和 2) 年におこなわれた「乳幼児保健展覧会」は、博物館事業として以降も引き継がれていた。当時の日本の公衆衛生事情を反映させた展覧会であって、まさに赤十字博物館として相応しい事業と判断していたのであろう<sup>33</sup>。

このように博物館創設ならびに事業策定の一方で、1928 (昭和 3) 年、博物館支援組織に近い「博物館事業促進会」を発足する。華族や帝国大学教授らを会員とし、棚橋源太郎は常務理事となる。また、三井・三菱などからも寄付を集め、会運営の財政面の支援をうけた。棚橋源太郎が考えた活動は、博物館に関する法律の制定や博物館の拡充、そして創設を支援するものであった。発足して3ヶ月後に『博物館研究』第一号を自らが編集・発行人となって発刊し、毎月一回発行する月刊誌として、博物館に関する記事や論考を掲載していった。1931 (昭和 6) 年、博物館事業促進会は「日本博物館協会」と改称し、あわせて棚橋は専務理事となった。なお、日本博物館協会は、「社団法人日本博物館協会」(1940 年)、「財団法人日本博物館協会」(1986 年)、「公益財団法人日本博物館協会」(2013 年)となっている。

棚橋源太郎は、二度の留学によって日本の博物館を欧州水準に高める必要性を痛感しており、組織的な活動のなかで、その道筋を見出そうとしていた<sup>34</sup>。博物館協会の会員に華族や帝国大学教授を招いているのも、会の学術的水準を保つとともに、権威付けを図ったからであり、さらには文部省をはじめとする関連省庁への円滑な働きかけを目的としている感がある。当時の博物館の組織的脆弱さは否めず、連合体による強固な土台を築き、博物館組織の総意として、事業促進会(後の後援会)が意見書を上申するようにしたのである。

他方で、棚橋は郷土博物館の整備にも尽力している。博物館界全体を考えるなかで、これを支える構成要素のひとつである地域博物館の充実を図っていった。さらに、国と地方の博物館のパイプ役としての機能を果たすために、協会で活動していたのである。

業務のかたわらで、『世界の博物館』や『博物館学綱要』など、多くの書物を出版していった。1951 (昭和 26) 年には、国際博物館会議 (ICOM) の日本国内委員となると、日本博物館協会の顧問となった。そして、この年、棚橋が目指していたひとつ「博物館法」が、公布されるに至っている。その後、立教大学博物館学講師となり (~1960 年)、後学育成のために指導をしていく。1958 (昭和 33) 年に藍綬褒章を受け、翌年には国際博物館会議の名誉会員となった。

教員としての経験、博物館員、そして館長としての足跡から裏付けられる棚橋の博物館構想は、個より組織へと移行し、さらには個のレベルアップを目指すものとなっていた。彼が留学先で目の当りにした専門職員たる学芸員の能力の高さはもとより、博物館で働く学芸員数の確保、さらにはコレクションの充実化は、日本で重要な喫緊課題になると見通していたのである。これらは、棚橋が留学した経験と、調査により導き出された答えであった。

### 棚橋源太郎がみた“世界の博物館”

棚橋源太郎は二度にわたり海外を歴訪し、各国の博物館を巡見している。棚橋が目の当りにした博物館は、まさに最先端のものであった。海外の多くの博物館を見て回り、その成果報告を『世界の博物館』として紹介している<sup>35</sup>。これをみると、棚橋が調査した各国の博物館事情が詳らかになる。

棚橋はイギリス、フランス、ドイツ、ソヴィエト（ロシア）、アメリカなどの博物館を調査しており、国立博物館や地方博物館、偉人を記念した博物館、非公開博物館をはじめ、歴史博物館や工芸博物館、科学博物館、美術館、芸能博物館、大学博物館といったさまざまな館種を巡見している。このような博物館・美術館を見学したなかで、その歴史や特徴に基づく分類をおこない、さらには、日本の博物館の通史をみたうえで、現状とその課題を挙げている。欧米の博物館システムを日本に導入するにあたって、棚橋は、慎重に分析し、日本の目指すべき博物館を模索している。

欧米の博物館を巡見していくなかで、当然世界的な博物館や美術館は見学している。例えば歴史博物館の代表として大英博物館を挙げ、同館を“世界文化史博物館の巨峰”、収集品の豊富さと貴重さでは“比類がなく、実に世界の随一”と評する。科学博物館ではロンドン科学博物館を取り上げ、“世界科学博物館の重鎮”とし、ブダペスト国立農業博物館（ハンガリー）は“世界一を誇る農事にまつわる博物館”と位置付けている。また、美術館としては、“宮殿開放の先駆”のルーブル美術館を取り上げ、岡倉天心が学芸員として日本美術の陳列にあたったボストン美術館を“東洋部で重きを成す”と、岡倉天心の業績を讃えるとともに、美術館のもつ特徴を端的にとらえている。

著名な博物館や美術館を調査していくなかで、日本に欧米式の博物館技術の導入を考え出したようである。それらの博物館の分析を積極的におこなった結果、『世界の博物館』のなかで、非常に評価が高い博物館として「米国博物館学博物館」を挙げている。そして、ニューヨーク市民の有志によって 1869 年に建設されたニューヨーク市立アメリカ博物館

は、「博物学方面の科学博物館として、その規模が頗る雄大で内容の充実している点では、世界に比類がなく、殊にその経営振りが常に積極的で斬新なことは、斯界の規模とするに足るものがある」と評している。

そして、評価している点としては、次の五点を挙げている。

- ①古い伝統と習慣からの脱却。
- ②豊富な収蔵資料と研究資料のなかから代表的なものだけが選出され、巧妙に展示。
- ③世界各地への大規模な学術的探検隊を派遣。
- ④研究・工作施設の充実。
- ⑤教育事業の活発かつ積極的な経営。

特に教育事業の展開には一目おき、「同館が実施しつつある教育事業は極めて活発で積極的な経営振りである。その施設経営は実に至れり尽くせりで、世界博物館の模範とするに足るものがある」としている。

その具体的な教育事業として、大別して次の三点を挙げている。

- ①講演会、講習会の開催。
- ②陳列現場の案内説明及び実地指導。
- ③教授用標品、映画、幻燈スライドの貸出。

先に挙げた博物館における展示をベースとしながら、講演会や講習会を開催しており、講演会は対象者を広く設定し、講習会はそれを小さくしたものととらえている。そして、幅広い層への住民サービスを展開していると指摘する。このような実態は、博物館が社会人教育の機会となっていることがわかる。また、展示室での案内説明や実地指導というのは、今日のギャラリー・トークといった類であり、博物館教育の基本である実物教育かつ直観教授の形態である。実地指導も後継者・同業者養成を兼ねたものとしておこなわれ、専門的能力の向上を図っている。そして、教授用標品をはじめとする貸出といった事業は、展示の補足解説はもとより、遠隔補助教材としての機能を指摘している。換言すれば、博物館を訪れなくても、ある程度の実物教育を可能とし、さらには、博物館へ訪れる動機付けとなる効果がある。

これらの教育事業は、一般成人向けの社会教育に属する事業として位置付けられており、定期的な曜日と時刻が定められ、多いときには千名以上も集まる好評さであると述べている。他方、学校方面に対しても映画会などを実施し、各小学校から希望の学級を集め、1930年度には133回の講演に出席した児童は98,918名だったと数値も示している。なお、教

員向けの講習会も開かれており、これは“実物教育の機械学”という科目にリンクするものとして挙げている。

米国博物学博物館が自然科学博物館の代表的なものとしているのに対して、美術館としては、メトロポリタン美術館の教育事業を評価している。メトロポリタン美術館は 1870 年にニューヨーク市民や支援団体によって建設され、貴重な資料の収集にあたっている、まさに「新式の美術館として世界の模範とするに足る実録を示している」と評価している。このように積極的に活動している博物館に対して、棚橋は“活動的新式の博物館”と位置付けており、日本の博物館事業、特に教育面での導入を図った。

ここで挙げた三つの教育事業は、今日の日本の博物館で導入されている教育プログラムに通じるところが多い。現在、我々が知り得る一般的な教育事業として定着しているが、アメリカでは既に棚橋が『世界の博物館』を発表した 1947（昭和 22）年以前、さらには渡米した 1909（明治 42）年頃には実施されていたプログラムだった。現状を見ると、アメリカの博物館教育システムを日本の博物館へ導入することに成功させ、棚橋が考えていた博物館教育の目指すべき方向性を成し遂げたといえるであろう。

こうした博物館事業のほかに、地方の博物館の重要性も示しており、具体的に展示手法や監視体制を含めて紹介している。なかでも、特に世界最初の戸外博物館である、ストックホルムのスカンセン博物館（現在のスカンセン野外博物館）を取り上げている。これはアーツール・ハルツェリウス博士の意向を受けて作られたもので、展示では、「昔の生活状態を示すには陳列ケース内に物品を羅列したり、或集団式の時代陳列室を設けたりしただけでは十分でない、宜しく館外の適当な土地に昔の建物を移築して、それを当時使用していた本物の家具、調度、衣服、器物の類を配し、取り付けなければならない」とし、当時では斬新で徹底した再現・復元にこだわっている。

こうして今日の野外博物館が先駆けてつくられ、庭園には、丘陵や湖を設け次第に拡張されていった。その後、スウェーデンやノルウェーの各地から農民住宅や教会堂、牛舎など 114 の建物が移築され、再建されるに至っている。なお、園内につくられた、教会では宗教的行事がおこなわれている。野外博物館の目的とする一般の各国の民俗や文化を紹介し、各時代における建築法を学ぼうとするところを、限りなく具現化していったかたちとなった。こうした形態が受け入れられ、デンマークのアーラス市にも 1909 年に戸外博物館が建設されている。今日では、日本でもみられるようになった野外博物館ではあるが、先駆的な当時においてはまさに「異彩を放つ欧米の地方的博物館」として棚橋の眼に映った

のである。

棚橋は一般公開されない博物館も調査している。例えば、ベルリンの刑事博物館やライプチヒの刑事博物館などである。これらを棚橋は一般公開“出来ない”博物館と考えていたようで、それは展示内容などから導き出しているようである。また、欧米各国には偉人記念の博物館があることも目に留まっている。さらに、ソビエトの博物館にいたっては“風変わり”と考えていたようで、革命後にソビエトに建設された革命博物館や社会史博物館、反宗教博物館、自然科学博物館などを取り上げている。

棚橋源太郎は数多くの博物館・美術館を見学し、それぞれの特徴を記録している。世界的に有名な博物館から、地方博物館、一般開放できない博物館などというように、枚挙に暇がない。彼が限りなく多くの博物館を見学し、調査して回ったのは、当時の日本に見合った博物館展示法、および教育事業を検討するためである。大英博物館やルーブル美術館のように、模倣しようにもし難いものとの峻別を図ったうえで、棚橋は目指すべき日本の“博物館像”を見出したのである。棚橋によってもたらされた博物館活動のモデルケースが、今日の博物館事業の基盤として広く定着し、日本の近代博物館の原型が活動・教育面を含めてつくられたといえよう。

### 棚橋源太郎が目指した博物館

棚橋源太郎は、東京博物館長に就任し、それ以前には理科の教員だった経歴を考えれば、彼の目指した博物館は“理系”教育に通じるものだった。棚橋が目指した実物教育と直観教授は、まさに実験を通じて得られる科学的実証教育であり、机上の理論とは一線を画した教育法である。さらには、授業で教員が講義する根拠となる資料が博物館にはあるという強みを全面的に押し出した教育手法の確立を導き出したのである。

こうした基本理念にたった棚橋源太郎は、モデルケースをアメリカの博物館に求めた。これは、日本の博物館が歩んできた歴史や沿革を理解した上でのことだった。当時の博物館先進国は、いうまでもなく、フランスやイギリス・イタリアといった、中世ヴンダー・カンマーの系譜をひく西洋の博物館・美術館である。これらは、長い年月をかけて世界各地から集められた貴重な美術作品や歴史資料などを数多く収蔵し、展示している。日本の博物館をみた場合、資料的性格の違い、そして収集数などの差から、導入しがたいと考えたようである。また、棚橋は郷土博物館の創設を念頭においていたことから<sup>36</sup>、ハードルを下げた導入しやすい博物館経営を目指したのであろう。郷土博物館は棚橋にとって必要不可欠なものであって<sup>37</sup>、この概念は先に取り上げた黒板勝美も同様の考えを示している。

棚橋は、その具体的施策として「本邦ニ建設スヘキ博物館ノ種類及配置案」として明確に示している。中央博物館と地方博物館とに大きく分け、中央博物館は国営（国立）とし、地方博物館は道府県・市、そしてその他にわけて、整理したうえで公費で運営する普通博物館を設置することとしている。東京、大阪、京都、奈良に中央博物館の類（美術博物館・歴史博物館）、これとは別に地方博物館を置き、国内の博物館を系列的にとらえ、さらに、「普通博物館」と「専門博物館」を置き、「専門博物館」に「特殊博物館」、「補助博物館」を位置づけている<sup>38</sup>。これは「博物館外部システム論」と称されており、領域的博物館分類設置のあり方を提示している<sup>39</sup>。

そこで、棚橋は西洋よりは博物館史が浅いものの、活動的な博物館事業を展開しているアメリカのモデルを採用しようとした。当然、西洋の博物館・美術館の展示手法などもきちんと調査・分析し、目的展示、時代別陳列の必要性などを見出しているものの、教育活動の面では、先に述べたような博物館教育法に傾倒している。それは、棚橋が教員だったことも大きかったといえよう。通常、学生生活を終えて、社会人となると、学校とは希薄な関係になりがちである。とすれば、社会人になると教育を受ける機会が激減することはいうまでもない。ましてや、当時の進学率を考えれば、当然のことであって、社会人教育を軸とした博物館教育の必要性を、学校教員、そして博物館員としての経験から導き出したのである。

学校教育のなかでの博物館利用はもちろんのこと、社会人に目を向けた、今日の生涯学習に通じる取り組みを積極的におこなっていった。これにあたって、博物館数を増やす必要があり、アメリカやイタリアなどに多くみられた、「郷土博物館」の設置を求めていった。国立ではない、地域博物館がおこなう教育こそが、上記の博物館教育の実施に有効と考えたといえる。まさに、地域に根ざした博物館の必要性を彼は提言しているのである。

郷土博物館の推進を目指したものの、大学博物館については、さほど言及をみない。アメリカの大学博物館については取り上げているものの、彼が目指したものは博物館界全体の底上げだったのであろう。大学博物館は学生教育を第一に活動することが本旨であるという考えをもっており、棚橋がこの時、目指していた博物館像とは、少しズレがあった。なにより、海外の場合、博物館が大学よりも優れた研究機関とみなしていたようである。

伝染病研究所員だった山田信一郎博士は、イギリスに留学したとき、そのほとんどを大英博物館分館のサウス・ケンシングトン博物学部で費やしている。資料の豊富さはもとより、採集整理等が専門職員によりきちんとおこなわれていたことから、山田博士は留学中

の一年半をこの博物館で過ごしていたという直話を紹介している。こうした他者の意見を踏まえて、棚橋は次のように記している。

博物館が大学にも優る研究機関の一種であることが判るではあるまいか

まさに大学は教育機関、博物館が研究機関であることを意識した端的な表現となっており、学校と博物館に身を置いていた棚橋源太郎だからこそ、非常に説得力のある言葉である。そして、両機関を決して分離するのではなく、科目などで相互にリンクするような博物館教育の構築を目指して、実現しようとしたのである。

### 第3章 変化する学芸員

“学芸員とは何か……”これは学芸員を目指す学生はもとより現職学芸員からも自問自答の声が聞かれる。研究者なのか教育者なのか、または専門家なのか、“何でも屋”なのか。学芸員の仕事を一言ではなかなか表現できないのは、学芸員が今日置かれている職務状況がそうさせているのであろう。また、調査研究して展覧会を作り上げるという裏方の仕事が多い学芸員は、一般の人々にもなかなか親しみやすい職業とは言えないのも原因といえよう。そこで今日の学芸員について、その起源をたどるとともに、その現状についても検討し、将来的な学芸員像を考えていくことにする。

#### 学芸員制度成立以前—個人から組織へ

江戸時代の博物館事業に相当する物産会や薬品会を開催していた人たちは、本草学者を中心とした、いわゆる“専門家集団”だった。彼らは情報交換を目的として、自身の研究の進展を図るとともに、研究成果を発表する機会として薬品会を開催した。これが本草学の域を出て、あらゆる文物を集めて陳列するようになると、博物学という広範な研究領域に従事する研究者による展覧会がおこなわれるようになった。

本草学からの脱皮を成し遂げ、博物学的色彩を帯びてきたことで、一般にも広く公開されるようになった。つまり、専門家によるサロンから大衆化された催事へと変容したのである。これにより公衆の文化的意識の向上につながるとともに、博物学的資料に関心を寄せる人が増えていき、結果として博物学界の底上げとなった。会のスタイルも個人的なものから始まっていたが、研究会が開催するようになり、さらには官営のものも出てきて、その運営規模も大きくなっていった。

展覧会の主催者を務めた本草学者や博物学者は、陳列することはもとより、その催事の内容を記録している。これが、今日の図録にあたるもので、本書の第1部第1章で触れたような図書類が発刊されている。会期のある催事に対して、出版物は永年的に残すことができる媒体である。また、催事に来られなかった人にもその内容を伝えることができるのもあり、研究書にも類した。当時から展示と記録を意識した展覧会の運営をしていたことがわかる。もちろん、江戸時代には学芸員制度はないものの、今日に通じる学芸研究職の基本的な部分はすでに築かれていたといえよう。

明治になると、より組織的な動きが生じてくるようになり、1871（明治4）年10月に文部省博物館が開設される。この年は古器旧物保存方が発布された年であり、宝物の保護が図られるようになってきた<sup>40</sup>。文部省博物館が設置されたことにより、これまで大学東校が管理していた旧幕府の薬園である小石川薬園を文部省へ移管、これを博物館が管理することになった。

1872（明治5）年2月22日、博物館は日比谷門内に設置され、そして博物館と改称されることになる。このとき、動物園も附属となり、剥製の動物標本を陳列している。こうした動きは、文部省が3月5日から開催する湯島聖堂での博覧会を見据えたものだった。湯島聖堂内の大成殿が20日間の展覧会場となり、ここには動植物標本や古物、珍奇なものなどが陳列され、これが博物館の端緒ともされる。

この頃、博物館がおこなっていた事業に版画の発行がある。これは1872（明治5）年から始められた事業で、定価は一枚一銭五厘で販売されていた。版面のサイズは、タテ21.0cm×ヨコ32.0cmで、日本名・漢名・英名・ラテン名と解説が付けられている。1879（明治12）年までに全部で25枚が刊行されているが、解説文を担当したのは田中芳男とされている。この他にも博物館の事業として、『林娜氏植物綱目表』（36.0cm×100cm）や『埜甘度爾列氏植物自然分科表』（49.3cm×151.0cm）などを刊行しているが、これも同じく田中芳男が関与している<sup>41</sup>。

博物館でこの事業に中心的に関わっていた田中芳男（1838～1916）は、医師田中隆三の三男として生まれた人物で、名古屋の伊藤圭介に師事して本草学と洋学を学んだ博物学者である。伊藤圭介は日本初の理学博士であり、博物館に出仕したのち、文部省七等となり、博物専務となった人物である。1881（明治14）年には、東京大学教授に着任し、日本の植物学界をリードした<sup>42</sup>。

田中芳男は、江戸幕府の直轄研究機関である蕃書調所物産学に伊藤圭介と出仕する。明

治になり、奥国博覧会御用掛になるなど、数多くの博覧会に参加するとともに、内国勸業博覧会にも尽力している。また、上野の博物館や動物園の設立にも関与し、町田久成とともに日本の博物館、博覧会事業を推進した人物である。まさに、明治期の殖産興業の指導者的存在だった。博物局に入る前の1870（明治3）年、大学南校に出仕し、博物学者として、多くの助言を与えている。

このように、江戸時代後期の本草学者が、日本の博物館界の礎を築いていた。江戸時代におこなわれていた物産会や薬品会を基本としながらも、万国博覧会の参加をはじめとする海外歴訪によって、多くの展覧会を見学・調査し、国内にそのノウハウを持ち込んだ。上野公園のように、今日でも評価の高い博物館構想を実行するなど、日本近代化のなかの文化事業を支えたのは、江戸時代からの博物学の系譜をひく本草学者たちであった。

### 各国の学芸員制度

日本の学芸員資格は、1951（昭和26）年に制定された博物館法に従ったものである。これをみれば、学芸員資格は、①学士の学位を有し、大学で文部科学省令の定める博物館に関する科目の単位を修得すること②大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得したもので、3年以上学芸員補の職にあったもの③文部科学大臣が文部科学省令で定めるところにより①・②の同等以上の学力及び経験を有すると認めたもので、学芸員資格認定を合格したものである。学芸員は国家資格のなかでも任用資格にあたり、採用される以前に学芸員資格を保有しているか、学芸員補から学芸員となるか、試験か無試験で資格認定を受ける必要がある。

前記した①は、博物館法第5条1に定められるところであり、博物館に関する必要な科目とは次に掲げるものである。1955（昭和30）年の博物館法施行規則（文部省令第24号）で定められ、これは50年以上続いてきたが、2012（平成24）年4月から新しい科目の創設と科目が見直された。

#### 学芸員課程科目新旧対照

旧科目	単位	新科目・追加科目	単位
生涯学習概論	1		2
教育学概論	1	博物館教育論	2
博物館概論	2		2
博物館経営論	1		2

博物館資料論	2		2
博物館情報論	1	—	
視聴覚教育メディア論	1	博物館情報・メディア論	2
		博物館資料保存論	2
		博物館展示論	2
博物館実習	3		3

教育学概論にかえた博物館教育論、視聴覚教育メディア論から博物館情報・メディア論、さらに資料保存論と展示論が新規に創設されている。さらに単位数が12単位から19単位と増え、内容の充実が図られることになった。展示論や資料保存論など、就業してから特に必要とされる技術論が科目となったことで、学芸員の実務面を考慮に入れた科目の増加といえよう。

日本の学芸員は任用資格であることから、フランスのような公務員を前提とはしていない。公立博物館であってもその採用のほとんどは行政職であり、また教育職からの配置転換で学芸員を任命されることがある。技術職や研究職採用は、極めて少ないのが現状であって、日本学術振興会の科学研究費を申請することができる、いわゆる研究者として任用されているのは、大阪市立自然史博物館や神奈川県立歴史博物館、神奈川県立近代美術館、神奈川県立生命の星・地球博物館、滋賀県立琵琶湖博物館、千葉県立中央博物館、徳島県立博物館、栃木県立美術館、兵庫県立人と自然の博物館、北海道開拓記念館、横須賀市自然・人文博物館など、ごく一部の博物館に所属する学芸員だけである。

博物館法第4条4項の学芸員職についてみると、次のように定めている。

学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

調査研究といった専門的事項をつかさどる職位にありながら、競争的研究資金に申請ができないなど、これに見合った十分な研究体制が整えられているとはいいがたい。ひとえに、前述したような学芸員が行政職として採用されていることが原因で、地方自治体では研究職としていないところが多いためである。なお、博物館法改正議論のなかで、学芸員制度見直しの声があがり、現行学芸員を学芸員補への降格、上級学芸員の創設が提言された。しかし、この制度改革は現在、進展していない。

学芸員制度も各国によってその制度はさまざまである。アジアでの学芸員制度をみてみ

ると、韓国で学芸員に相当するのは「学芸士」である。これについては、「博物館・及び美術館振興法」に規定されており、この第6条（博物館・美術館学芸士）には次のようにある。

- ① 博物館及び美術館は大統領令が定めるところにより、第4条の規定による博物館・美術館事業を担当する博物館・美術館学芸士を置くことができる。
- ② 学芸士は1級正学芸士、2級正学芸士、3級正学芸士及び準学芸士に区分し、その資格制度の施行方法・節次などに関して必要な事項は大統領令で定める。
- ③ 学芸士は国際博物館協議会の倫理綱領と国際協約を遵守しなければならない。

これによれば、学芸員の明確な等級が定められていることがわかるが、ここには次のような基準がある。まず、準学芸士は学士の資格を取得し、国家試験に合格したうえ、経歴認定対象機関で1年以上の実務経験を要する。3級正学芸士は、準学芸士取得後、経歴認定対象機関での実務経験が7年以上あるもの。もしくは、博物館関連分野の博士学位取得者で、経歴認定対象機関において1年以上の実務経験があるもの。2級正学芸士は、3級正学芸士を取得後、経歴認定対象機関で5年以上の実務経験を必要とする。さらに1級正学芸士は、2級学芸士を取得後、経歴対象機関で7年以上の実務経験を積んだものとされている<sup>43</sup>。

韓国の学芸士は、3級正学芸士にあつたように博士号取得者のような研究能力を必要としていること。なにより博物館の経験を重視している点が特徴である。文化財を取り扱うという職務である以上、研究はもとより、ハンドリング技術も学芸士に求めているのである。学芸士は国家資格であり、文化観光部長官が有識者等に委員を委嘱する「博物館・美術館学芸士運営委員会」が審査することとなっている。なお、学芸士は行政職採用が一般的であるものの、国立博物館では研究職公務員とされている。

韓国の学芸員制度は実務経験が重視されており、経歴対象機関の指定をうけた博物館での経験が認定要件である<sup>44</sup>。つまり、国家によって一元管理されており、取得学位によって、任用されてからのポジションも異なり、研究能力も重要に位置付けられていることがわかる。職務については、国際博物館協議会の倫理綱領や国際協約の遵守が定められている。なお、中国には学芸員制度そのものはないが、その任にあたる職員がいる。学芸職としてのノウハウは、後述する復旦大学のように学部（学院）に博物館に関する専攻がある場合は、大学博物館で展示させる実技指導をおこなうなど、資料の取り扱いや展示などの教育の場が提供されている。

イギリスでは curator (キュレーター) と呼ばれる職員が置かれ、①当該博物館が取り扱う分野に係る学位②博物館学の学位や相当する資格③博物館運営と管理の実質的経験のうち、ひとつは備えていることが望ましいとされている。さらにイギリス博物館協会による資格認定制度が設けられており、認定を受けた大学院に在籍して申請資格を得ると、3～5年以上の実務にあたる。その後、職業能力開発教育を受講し、最後に協会の審査を経ると、Associateship of Museum Association (AMA) の称号が与えられるものである。このほか、大学の博物館専門職員養成課程でキュレーター養成がおこなわれている。なお、博物館支援組織も充実しており、国家を挙げて、博物館および学芸員に対する支援や養成をおこなっているといえよう<sup>45</sup>。

フランスには conservateur (コンセルヴァトゥール) が置かれており、国立文化財学院の試験に合格したのち、研修を受講する必要がある。国立文化財学院の試験は7年以上の勤務経験のある公務員向けのものや学士の学位を取得しているものを対象としたものがある<sup>46</sup>。フランスでコンセルヴァトゥールになるには、国立文化財学院に入学するほかなく、公的身分を前提とした職位である。なお、職級として、統括・一級・二級が定められている<sup>47</sup>。

このように、各国で学芸員制度はさまざまである。日本のように、国家資格であるものの任用資格となっている国もあれば、イギリスのように国家として学芸員養成に重きをおくところもある。韓国のように学芸士の職位が段階的に定められていたり、フランスのように公務員を前提とした職級がある。他方、共通しているところとしては、専門性を重視している点であり、特に海外での学芸員は研究職として整備されている。学位はもとより、専門性に裏付けられる実務経験を重視している海外の学芸員制度をみると、日本は立ち遅れているといわざるをえない。

### 指定管理者制度の学芸員

近年の日本の博物館は危機的状況のなかにある。経済不況やバブル期の建設ラッシュとなった博物館の建て替え問題なども浮上し、再建設か統合か、もしくは閉鎖などを含めて多方面で議論されている。また、自治体の財政上の問題や人員削減、文化財行政のあり方の再検討もあって、博物館の運営を民間に委託する指定管理者制度が導入されている<sup>48</sup>。

公共施設の管理・事務・業務を公の出資法人に受託させる「管理委託制度」が、2003(平成15)年の地方自治法の一部改正にともなって「指定管理者制度」に移行した。つまり、行政処分の範疇で、民間事業者やNPO法人などを公的施設の管理者として指定することが

できる制度である。公的施設には図書館や体育館、公会堂などがあるが、そのひとつである博物館にも指定管理者制度が導入されている。さらに、博物館運営の屋台骨である学芸員の雇用を含めて指定管理者側が担っているところさえある<sup>49</sup>。

指定管理者制度は議会の承認が必要となるが、最大の問題は指定管理者には期間が存在することである。10年以下のところ、概ね2～5年間というところが多く、その期間内に指定する行政側の負担金をもとに、指定業者が管理運営をおこなっていくことになる。指定管理者側に雇用された学芸員も、そのほとんどは任期制学芸員、換言すれば非正規職員ということになろう。運営に期間がある以上、雇用する学芸員を含む、博物館員に任期制をとらざるを得ないのである。指定期間が短いということ、そして博物館の機能と役割について、導入されてから第一フェーズが終わり、第二フェーズに切り替えられている状況に鑑みて、運営面についての問題が指摘されている<sup>50</sup>。

そこで任期制学芸員を考えた場合、何が問題となるのか。その第一に挙げられるのが職務に対する責任の所在である。博物館で所蔵される資料は、公的資産である。そうした文化財を恒常的に取り扱う学芸員が非正規の身分であれば、破損事故が起こった時の責任はどうか。博物館界に限らず、非正規職員が業務にあたる時は、正規職員の補佐と位置付けるところが一般的であろう。それにもかかわらず、博物館長を含めて非正規学芸員しかいない博物館もあるなかで、博物館資料に対する責任の所在が現実としては曖昧となっている。資料を保存し、後年に残していくことが責務である学芸員が、非正規という身分にあっては、博物館法上の職務と職責が反比例していると言わざるを得ない。

第二に問題となるのが、他館との信用・信頼関係である。学芸員は自館での業務はもちろんであるが、他館での調査をおこなうことがある。資料によっては貸借を通じて、他館の学芸員とも業務をともにすることがあるが、ここには個々の研究実績や実務の蓄積に裏付けられた信頼関係が前提となる。特に資料借用時には、その取り扱い方が信用できるかが大前提である。そこに任期制の場合、身分保証が担保されていないなかで、長期的に養成しなくてはならない資料の取り扱い技術を身につけていくことは困難といえよう。学芸員が定着しない実情もあり、他館からの信用がすぐに得られているとは言い難い。また、貸し出した館からすれば、今後、自館での借用を視野に入れて対応することもあるため、いつ辞めてしまうかわからない学芸員にどこまで信用を寄せられるのが不透明なのである。

第三点目としては、研究成果の蓄積の問題がある。学芸員は博物館法にも規定される研

究職である。研究は長年の調査の積み重ねに支えられ、そこで生み出される成果はごくわずかである。指定管理期間の限られたなかで成果を出さなければならないとすれば、学芸員にとって大きなプレッシャーとなり、急ぐがあまりに研究の質の低下を招くことも想定される。博物館で開催する特別展は、研究成果に裏付けられるものであるという基本的な概念に従えば、指定管理期間という短期間にどれだけの成果をあげないといけないのか。現実として、質の高い成果を生み出すことは極めて難しいといえよう。ひとえに、指定管理者制度そのものが、中長期的な計画を立てることができないシステムである。学芸員が任期制であれば、なおのこと、学芸員の研究者としての職務を否定してしまうことになってしまうのである。

第四点目として、資料に対するモラルの問題である。学芸員が展示する資料は、いわゆる文化財であって、公的資産である。これは県立博物館であれば県民、市立博物館であれば市民の財産ということにもなる。それを特定企業が管理運営する博物館での収益事業で用いることに、矛盾が生じてこないか。きちんと県民・市民に還元できる体制がとられればいいが、企業側の利益優先に公的資産が使われ、これを指定管理者の学芸員が先導することには、文化財を取り扱う職務者としてのモラルに直結する。企業メセナの一環として運営されている企業博物館とは別の問題が、指定管理者制度を導入した地方自治体の博物館には存在し、そこにかかわる学芸員も道義的な課題が浮き彫りとなってくる。

第五点目として、学芸員の定着・養成の問題である。非正規という不安定な雇用形態は、学芸員を定着させることに相反するものである。学芸員の資料取り扱いには長年の業務実績を通じて培われるものであって、入職してから先輩学芸員から指導を受けながらノウハウを身に付けていくものである。研究とは一線を画す資料の取り扱い（ハンドリング）は、長期的な養成が必要であり、その土台である雇用形態の確保が、学芸員の定着を促すこととなる。一朝一石で身に付けることが困難な専門職の学芸員は、雇用期間が定められたなかで、養成していくには限界がある<sup>51</sup>。

このような問題がありながらも、正規の学芸員の数は減少し、非正規学芸員の数が増加しているのが現状である。また、非正規で経験を積んだ学芸員から正規学芸員に転籍する流れが正規学芸員へのルートとなっており、もはや学芸員採用の一形態にもなっている。非正規から正規化への流れは、経験を重視する職務を考えれば納得できるものの、ほかの自治体へ正規採用となった場合は、非正規として雇用していた自治体は、“下請け”に過ぎない事態が生じている。また、2013（平成25）年4月に労働契約法が改正され、5年を限

度に非正規から正規への転換が義務付けられたが、これによって非正規学芸員の処遇がどのようにかわっていくか、今後、注視していかなくてはならない。

### 変容する職務形態

学芸員は前述してきたように、博物館法で定められる研究職である。資料の収集と保存、そして調査した結果を展示に反映する。展覧会として形作ったならば、これを基本とした博物館教育を展開していくことになるが、一連のことは全て学芸員が、日々おこなってきた調査・研究に裏打ちされたものである。歴史的にみても江戸時代に開催されていた物産会や薬品会に携わった本草学者も、研究に従事していくなかで、情報を共有する場であったり、公衆の興味・関心を向上させる機会とする催事に位置付けていた。

しかし、昨今では、アカデミックな研究よりも大衆迎合向けの企画がおこなわれる割合が増えてきている。当然、県民・市民が望んでいる企画であるとするれば、住民サービスを基本とする地方自治体の博物館としては理に合っているともいえる。であれば、徹底的にこのような企画を続けていくべきだが、なにも博物館での開催にこだわる必然性は感じない。博物館には研究職たる学芸員が在籍し、調査・研究に日々あたっている人材を抱えている。こうした文化財を取り扱う学芸員がいなくても開催できるような催事を博物館で継続しておこなうメリットには何があるのか。公費で博物館を運営し、人件費が発生している以上、博物館法に則った職務を遂行するべきであろう。

当然、ここにはこれまで博物館を訪れなかった層への新規開拓という、広報的な戦略もある。また、住民の要望に応えるためという意見もある。しかし、本来、地域の歴史や文化、美術、民俗などの文化財を守り、情報発信する博物館にとって必要なのかと考えた場合、甚だ疑問が残る。学芸員の多忙化が現状としてあるなかで、専門と著しくかけ離れた営利目的の展覧会を、うまく博物館教育に転換できるのか、真の住民サービスにつながっているのかを改めて考える必要があるだろう。博物館運営の質の低下が、学芸員の能力低下とつながりかねない危機感をもつことが肝要である。

こうした状況のなかで、研究職であるはずの学芸員が、近年では指定管理者制度の導入もあって、偏重的にサービス面を重視されている感がある<sup>52</sup>。そういう傾向に陥っている原因は明白であって、指定管理期間に求められている目標を達成するには、利益追求のもと効率性が求められているからである。地味で著しい成果があげられるか不透明である調査・研究を土台とした企画や調査よりも、一定の入館者数が計算でき、派手で目立つ展覧会をおこなうのが有効だからである。指定管理期間という短期間で成果を求められれば、

学術的な展覧会よりも、大衆に受け入れやすい企画が好まれても仕方がないともいえる。

結果として、指定管理者の学芸員には、研究能力よりもサービス精神を重視した人材が求められている。一時、学芸員不要とさえいわれていた時期があり、企画を考えるプランナーと美術品を扱える業者さえいれば、博物館活動を維持できると思っている指定管理者も出てきている。そういう考えのなかで、結果的に研究能力のない学芸員が増え、本来、守るべき県民、市民の公的資産が失われる危険性が生じている。文化大国であるフランスは、文化財をあつかう人材育成を、国家を挙げておこなっている。公務員を前提としているのもそのためであり、文化財は国家財産であるという意識の裏付けともいえる。日本はこうした価値観の希薄さが、指定管理者に学芸員雇用までを担わせる事態となっているのである。

指定管理者制度で民間企業が入った場合、指定管理期間中に利益をあげることを目指すのは当然である。博物館内には、ミュージアムショップやミュージアムカフェなどがあり、ここで利益追求をするのであれば、さほど問題視されないであろう。ただし、文化事業において、入館者増にともなう入館料収入を求める目先の利益追求が、将来的には大きな負の遺産を背負わせることにつながる可能性を考えなくてはならない。学芸員の職務が時代に合わせて変化することはあるとしても、根本的な部分である研究能力を軽視した姿勢は今後、大きな代償を払うことになろう。指定管理者制度を見直す自治体が増えてきている昨今、日本の博物館には原点回帰をする決断も必要である。指定管理者制度の問題点は、短期間で浮かび上がってきており、長期的にみるまでもなく、制度的欠陥は明らかである。

大学で学芸員を目指す学生を指導する筆者にとって、今日の博物館の現状をどう伝えるのか考えさせられる問題である。“博物館危機の時代”の声が挙がって久しい日本の博物館は、いまなお、数多くの課題を抱えている。学芸員を目指す多くの学生や大学院生がいるなかで、現在、学芸員の本質的な部分が揺らいでいる。博物館の本義をしっかりと見据え、学生たちに現状を理解させ、いかに将来的な学芸員像を築かせるのかが、大学側の責務といえよう。

#### 第4章 博物館産業とその周辺人材育成

博物館に係る授業のなかで、展覧会には色々な業種の人たちが関与しているという

話を学生にすると驚きの声があがる。展覧会の出来上がった状態しかみることがない一般の人たちには、作り上げられるまでの過程を知る機会は少ない。展覧会ができるまでにどのような人たちがかわり、ひとつの展覧会が開催され、さらには閉幕に至るのか。この一連の流れをみていくと、まさにそこには、“博物館産業”ともいうべき業態の存在が浮かび上がってくる。ここでは、博物館産に携わる人たちと、博物館との関係性から博物館界全体の育成のあり方について、実践事例を含めて考えていきたい。

### 展覧会ができるまで

博物館運営に学術的、専門的視点であるのが学芸員である。博物館運営ひいては学芸員業務の重要なことは、企画展・特別展の開催である。特別展の企画書を作成して、展覧会が開催されるに至るまでには、学芸員が中心となって作業が進めるが、会場をつくりこんでいくことになると、多くの“博物館産業”と協働しながら完成を目指していく。

資料を搬入し、展示作業にもあたる美術作業員。そして、展示資料の配置場所を事前に考えていくプランナー、展示手法にあわせた演示台、解説パネルやバナーの作成など展示空間を作り上げていくデザイナー<sup>53</sup>、特別展の広報展開であるチラシやポスター、看板製作、そして特別展図録を刊行する業種など多岐にわたる。このように学芸員を補佐する多くの業種があるなかで、まずは、特別展が開催されるまでの過程を示しておきたい。

特別展は学芸員が博物館の運営方針や使命に従って日々、調査研究した成果を発信するものである。つまり、常設展示とは延長線上にある企画かつ、テーマ性がある。3～5年かけて調査したものを、ひとつの展覧会として日の目をみることもあれば、10年以上かかることもある。つまり、開催される数年前から調査してきた成果の蓄積に基づき、実施の見通しがたったら、関係各所への資料借用の打診をしなくてはならない。資料借用の相談は、1～2年前の早い時期におこなっておく必要がある。それは、自館での展示計画や他館からの借用依頼が想定されるためである。展覧会に欠かせない重要な資料の場合は、できるだけ早い段階で相手館の学芸員と下打ち合わせをしておくことが肝要である。

メインとなる資料、さらに関連資料が選定されていくと、歴史系展示の場合は章や節、美術系であれば時代・国別・作品別など、規則性に従った配置の確定作業を進めていく。それに合わせて会場内のどこに何を展示していくのか、その構成を考えていくことになる。これまでの調査によって、資料の法量や状態を確認していることから、会場全体の間取りや展示ケースなどとの兼ね合いをみながら、資料の配置場所を事前に決めておかなければならない。それにあたって必要な演示台も検討していくが、学芸員が資料を展示するなか

で、空間の作り込みを含めて、展示ディレクター・デザイナーと相談していくことになる。平面的な展示レイアウトとともに、立面でも展示空間を事前に作り上げていくことによって、より精度の高い計画を立てることができる。さらに会場の縮小模型を使うことで、展示空間をビジュアルで把握でき、会場雰囲気を含めた準備が可能となる。なお、この展示会場の模型は、会期前から博物館内に設置すれば、入館者への次回特別展の告知となり、そして会期中であれば、どこにどの資料があるのかを見学前に確認するのに役立つものとなる。

資料の借用交渉とともに、その画像を同時に収集していく。展示ディレクターと情報共有をはかるために必要であることはいままでもないが、広報活動でもメインとなる資料の画像は必要となる。会期の3~6ヶ月前にはチラシ・ポスターの製作作業に入ることになるが、デザイナーに特別展の趣旨やイメージを伝えることに加え、画像を通じてより共通理解を深めておく必要がある。担当学芸員とデザイナーとの間で数回の修正作業をおこない、館内プレゼンにかけてポスター・ビジュアルデザインが決定していくことになる。決定次第、印刷に入り、納品されたら関係各所に発送していく。また、展覧会告知看板やHPなどにも利用されていくことになる。

展覧会ポスターとチラシは同時期につくられることになるが、あわせて展示解説文や図録解説文を執筆していく。展示解説文は、近年、簡潔にすることが主流となってきたが、これは見学者の負担などを考えたものである。解説パネルの文章を図録にも転載、または、図録用の解説文として新たに執筆することもある。パネルで字数を制限することで、概要理解と鑑賞教育を促すとともに、図録で詳述することによって、より認識を深めさせる教育効果が期待でき、来館者サービスの向上にもつながる。展示室内の解説パネルと図録用解説をかえて執筆することは学芸員にとって大きな負担となるが、博物館教育の充実と、学術的水準を高める相乗効果が期待できる。

展示作業に入る前に、展示レイアウトにのっとり会場設営をおこなっていく。会場入口の造作をはじめ、新規のケースの搬入、バナーの取り付けなど、資料を展示するにあたっての事前作業をおこなっていく。また、必要に応じて仮設壁をつくったり、周辺に看板を設置したり、誘導線を付けたりして、資料が展示される前に展示空間をつくっていく。それは、展示作業と造作とが交錯しないためであり、これにより資料破損などの事故を防ぐことになる。

会期の1~2週間程前になると、資料借用のために相手先へ集荷に行くことになる。自館

だけの資料を用いた展覧会であれば必要ないが、他館所蔵の資料を借りる場合、運送業者を同伴して借用に訪れる。また、指定物件や銃刀法関係にふれる資料を含む時は、各関係機関へ届出をしなくてはならない。

この運送業者は、美術品を取り扱う研修を受けた作業員である。双方の学芸員立ち会いのもとで、資料調書の作成が終わったら、学芸員の指示にしたがって梱包作業に入ることになる。梱包が終わり、借用書の受理がなされたら、美術専用車両に積み込み、学芸員同乗のうえで展示会場となる博物館まで輸送する。資料によっては、運送手段や時間も制限されることがあるため、相手館と事前に打ち合わせしておくことが必要である。また、万一に備えて、資料の評価額に対する保険に必ず入っておかなくてはならない。

資料の集荷を経て、実際に展示していくことになるが、ここで事前にディレクターと打ち合わせしていた平面図や立面図をもとに作業を進めていく。実際に展示していくなかで、配置場所の変更もあるが、概ね平面レイアウトに沿っておこなっていく。展示作業は学芸員が中心にあたっていくが、規模の大きい展覧会の場合、美術作業員と一緒に作業する。学芸員は自身で展示するとともに、作業員にも指示していき、展示室を空間的に把握しながら、特別展を作り上げていく、いわば“プレイング・マネージャー”のような役割を果たしている。

展示が進められていくなかで、室内や資料にあてる照明を調整していく。これは、展示空間を作り上げるなかで一番大切な作業であり、担当学芸員が資料をどのようにみせ、来館者に何を伝えたいのか、照明によってその意味が大きくかわってくる。これと同時に資料によっては照度制限があることから、照度計を用いながら資料の保護を考え、展覧会会場を完成させていく。

以上のような過程を経て、展覧会は作り上げられていくが、調査研究の期間を含めると、数年前から作業がおこなわれていることになる。その成果を1～2ヶ月の特別展として反映する以上、質の高い展示を目指さなければならない。展覧会は学芸員を中心とした、関連業種を含めたチームによって進められていく。パネル一枚のデザインや設置の仕方、照明のあて方、電気配線によって、展示空間を台無しにすることもある。こうして作られた展示室は、まさに学芸員が創出した一種の“作品”なのである。

### **博物館産業との関係**

これまで紹介してきたように、博物館にかかわる業種は展示造作するものから、広報物や図録を作成する業種、さらに美術品を取り扱い、学芸員の補佐的な仕事をおこなうもの

など、関係者は多岐にわたる。博物館は学芸員が屋台骨となっていることはいうまでもないが、その周囲には多くの産業がかかわっているのである。ここでは、これらにかかわる業態の人たちが、博物館界で担っている役割について、博物館業務の視点から取り上げて紹介していく。

#### (1) プランナー・ディレクター

学芸員が資料を配置し、展示空間を作り上げていくが、これに対してさまざまな視点から提案をする立場が必要である。展示会場を客観的に把握し、導線の確保とともに展示ケースの移動などを考え、来館者により“魅せる”展示手法を提案するのがプランナーやディレクターである。展示するにあたって必要なケースや演示台についても協議し、学芸員の意向に沿った展覧会とするために、効果的な案を紹介する。学芸員が専門的かつ学術的な見地にたった計画を示すことが多いが、来館者目線にたった意見を発するため、両者がより積極的な意見交換をすることで、質の高い展覧会を築き上げることができる。

#### (2) 造作者

学芸員とプランナー・ディレクターが協議して必要となった展示ケースや演示台を実際に製作する業者が造作者である。図面をもとに作り上げていくが、実際に展示するにあたって、微調整しながら完成させていくこともある。新規の展示ケースの場合は、資料に対しても新しい環境となるため、破損やカビなどの事故がおこらないように慎重に製作しなくてはならない。なかには、資料を展示するための環境調査をおこなうこともあるなど、学芸員の指示に従った適切な環境を整えた展示ケースや演示台を作っていく。なお、解説パネルや展覧会の看板製作も請け負うことがある。

#### (3) 運送業者・美術作業員

他館での資料借用にあたって、学芸員は運送業者と相手館を訪れ、資料にしかるべき梱包をしたうえで搬出する。学芸員が調書を作成したものから順次、梱包作業をおこなうが、調書結果をもとに、破損箇所や脆弱な部分などに気を付けながら、学芸員の指示をもとに薄葉紙や綿布団、エアークャップなどを使い、梱包していくのが美術作業員である。仏像など細部にわたる繊細な資料を梱包するときは、特に注意が必要で、作業にあたる時は、原則、偶数名の作業員が担当する。美術作業員はしかるべき研修を受けた者であって、資料を輸送する車も防振のエアサス車で、温湿度管理ができる美術専用車両を用いる。開梱後の展示にあたって、学芸員とともに作業にあたっていくことがある。

#### (4) デザイナー

ポスターやチラシ、バナーやパネルなどの作製にあたって、展覧会の趣旨にあったデザインを考えていく。展覧会の内容を理解し、与えられた画像などから、博物館が対象とする人々により良く伝達できるデザインを作り上げていく。デザイナーにとって博物館はクライアントであって、デザイナー自身の個性やアイデアを優先するのではなく、クライアントが望むデザインに沿って作っていく視点が求められる。①どのような資料が展示される展覧会で、②誰を対象とし、③どのような博物館教育が展開できるかといった構成要素を含んだ、④パッと見てわかりやすいデザインが博物館の展覧会ポスターには大切である。また、近年では展示デザイナーという、展示品の配置、照明、保存などを総合的に考え、いかに来館者を惹きつけることができるか、学芸員とは異なる独自目線で分析し、提案するものもいる。

#### (5) 広報物・図録印刷業者

展覧会のイメージデザインが決定したら、展覧会の主催者や期間、開催場所、関連行事などを入れたポスターを作る。さらに、展覧会概要などを記載した詳しいチラシを刷り上げていく。展覧会で欠かせない図録では、学芸員の指示したレイアウトに従って、画像や解説文、論考などを載録したものを作成していく。校了に至るまで、担当学芸員と何度もやり取りをおこない、期日までに納品する。特にポスター、チラシは告知期間を考えて、納品日を決めていかなければならない。

#### (6) 照明技師

資料が展示された後に、個別資料に対してしかるべき照明をあて学芸員の意図する内容を来館者に伝えていく最終調整に入る。具体的に仏像に関していえば、アップライトとダウンライトでは仏像の表情が異なり、光のあて方によって多様な意味合いをもつことがあるため、照明のあて方は非常に大切となってくる。また、展覧会場内全体の照明についても同様であり、資料保護のために照度を落として暗くすることが多いが、LEDの普及によって近年では効果的な照明があてられている。照明技術や展示手法の進展もあって、展示空間に朝から夜までの情景を再現したり、来館者を飽きさせない工夫した仕掛もおこなわれている。

#### (7) 修復技師

自館の資料を展示する時、現状では展示に耐えられないものや、イタミの激しい資料を修復する技師がいる。資料によってそれぞれ対応できる技師がいるが、展示公開するにはある程度の状態を保っておく必要がある。経年によって、傷や摩耗、虫食いが進むが、こ

れを適切に修復することが資料を保存し、保護することにつながる。自館で修復技師を抱えているところもあるが、館外にも専門業者がいる。資料を保存し展示するうえで、修復技師の存在は博物館施設に欠かすことはできない。博物館資料は、調査・研究し、展示されることによって成立する以上、修復技師が担っている役割は大きい。

展覧会に関係する博物館産業の業種を取り上げたが、このほかにも、資料を撮影する写真家や、資料を防虫、防カビの手立てをする燻蒸処理者などもある。これらの博物館産業は、博物館事業と切り離せない関係性にある。博物館および学芸員との協働も多いことを考えれば、両者が切磋琢磨しながら意見をぶつけ合い情報交換しながら、互恵関係を築くことにつながる。それぞれの専門領域のレベルを上げていくことが、結果的に展覧会事業に反映される。発注者・受注者という本質的な関係性にとらわれず、博物館産業の質的向上が博物館教育の進化にも通じるのである。

#### 博物館支援者とその育成

博物館職員は館長や学芸員、事務職員らで構成されるものの、これ以外にボランティアによる支援が大きい。近年、ボランティア制度を導入している博物館は多く、老若男女を問わず、多くの県民、市民が博物館支援者として業務のサポートをしている。例えば、展示室内を巡回し、資料に異常がないか検査するボランティアや来館者に解説をおこなうボランティア、博物館業務（ダイレクトメール発送作業など）を補佐してくれるボランティアなどさまざまである。ボランティアが普及している背景には、一般的に社会貢献の概念が浸透してきたことや生涯学習の一環として認識されていることもある。

ボランティア制度は国立博物館・美術館をはじめ、地域博物館にも広く導入されている。また、大学博物館でも、西南学院大学博物館や九州産業大学美術館、東京理科大学近代科学資料館などのように、学生ボランティアを導入している大学があれば、立命館大学平和ミュージアムや明治大学博物館、東京農工大学科学博物館のように、一般にも広くボランティアを募っているところもある。

大学博物館でのボランティアは、学生の自主性を重んじた学生生活の充実やインターシップを兼ねている性格もある。他方、ボランティアを学外者（一般）に求めているところは、地域博物館などと同様に大学博物館が社会貢献・生涯学習の場と位置付けられているからであろう。

これは日本に限らず、中国の大学博物館でも同じ傾向がみられる。上海交通大学銭学森図書館は、博物館を兼ねた施設であるが、学外者が解説などにあたっている。なかには英

語での対応も可能なボランティアもおり、しかるべき研修を受けた人物が採用されている。中国でも日本の博物館と遜色ないボランティア育成がおこなわれている。

ボランティア登録するには、各館で設けられている研修を終えることを条件とするところが多い。ボランティアであっても、来館者の対応をするのであれば館員同等にみられることがあり、それ相応のマナーと知識が必要となってくる。展示解説にあたっては、誤った情報を伝えてしまつては本末転倒である。博物館職員と連携した業務にあたるのが前提であつて、特に表だつた業務のサポートにあたるボランティアは、生涯学習の一環という自身の満足感を得るためというよりも、相手に与える影響の大きさなどを考えて、責任をもって従事しなくてはならない。

博物館の裏方のボランティアにも、近年では多様な取り組みがみられる。九州国立博物館では、環境ボランティアが組織されており、IPM（INTEGRATED PEST MANAGEMENT：総合的有害生物管理）活動を市民とともにおこなっている。虫菌害対策を化学薬剤に頼らない、日常管理を基本とする考え方で、これをおこなうには、市民を中心としたボランティアの協力が不可欠である。九州国立博物館の環境ボランティアは、NPO 法人化されるなど、ボランティアの域を出た、専門家集団へと成長している。

近年、博物館業務の多様化により、博物館職員だけでは、十分な対応が困難となつてきている。そこで、市民を含めた博物館支援者の存在は、今日では非常に大きくなつてきている。NPO 法人化はひとつの事例であるが、友の会による、組織だつたサポート体制もできつつある。また、学芸員資格をもつた多くの学生が輩出されている昨今、専門知識をもつたボランティアが今後増えていき、新たな展開も生まれてくるだろう<sup>54</sup>。

前近代は研究者による展覧会が実施され、情報交換のサロンとなつていた。これが、一般にも公開され、多くの来館者を集めるようになってきた。しかし、博物館・展覧会活動そのものは研究者によりおこなわれ、維持されてきた歴史がある。ここに、一般の多くの人を含んだ運営をサポートする体制作りは新たな展開となつている。その形態も個人から組織化してきている傾向にある。博物館支援者がより高度な知識を持った専門家集団となつてくると、博物館活動の質的向上につながる。これに博物館産業を含んで考えると、まさに三者に有益な関係を構築することができるのである。

### 産官学連携の実践事例

これまでの博物館連携をみると、“博学連携”という言葉に象徴されるように、博物館は学校機関との連携を強めてきた。それは、“教育”というカテゴリーのなかでの活動を

見出した成果であって、ある程度の教育的成果を挙げてきている<sup>55</sup>。これまで取り上げてきたように、博物館界全体の将来を考えた場合、博物館はもとより、その周辺産業を含めて相互に成長していくことが大切である。さらに、公立博物館と大学などの教育機関が相互に連携していくと、より質的な向上を図ることができる。広い視野に立てば、この三者構造は、まさに“産官学連携”にあたり、今後の文化行政が目指すべき一形態となるのではあるまいか。

そこで、西南学院大学博物館が近年おこなっている産官学連携の事例を紹介しておきたい。詳しくは第4部で取り上げているが、西南学院大学博物館が開催している特別展事業は、“連携・協働”をひとつのテーマとしている。地域博物館や各県市の教育委員会、財団法人の博物館や大学博物館同士の連携事業をおこなっている。この特別展による連携は、“1+1=2”というような単純計算ではなく、“1+1=2+ $\alpha$ ”の効果があつた。大学博物館で所蔵する学術標本を展示公開することによって、新たな視点を提示するとともに、資料への価値を創出することにつながった。その結果、活動に深みが出てきて、高い教育的効果も生まれた。しかし、特別展では開催期間のある限定的なものに過ぎない。特別展開幕後も目に見えないかたちで、調査や研究で協力しているものの、これが一般に広く認識されているとは言い切れない。また、継続的な社会貢献ともなっていないという問題点もあつた。

そこで西南学院大学博物館では、地域博物館と共同の常設展示を意識した連携事業をおこなっている。天草市立天草キリシタン館（熊本県天草市）では、西南学院大学博物館の所蔵資料のなかから、天草に関連するテーマ展示をさせていただいている。天草キリシタン館にはない資料での研究成果を実物をもって紹介することは、地域に根差した教育活動のあり方のひとつである。新しい歴史像を来館者に示すことによって、天草市民へのサービス向上にもつながることになる。そして、これには大学の社会貢献事業ともなるのである。

また、この展示をするにあたっては、特設ブースを設けることで効果的な活動・発信をおこなうことができる。そこで、“社会貢献”に理解を示してくれた博物館産業に協力いただき、新たに展示ケースを無償で製作してもらい、これを提供してもらった（協力：株式会社ツカサ創研）。あえて特別ブースを造ることによって、産業・官業・大学の連携を具体的なかたちとして、促すことができた。展示ケースの構造も、展示場所や資料を考えるなかでデザインされ、さらに大学博物館と天草キリシタン館の学芸員双方の意向を踏まえて

設計された。管理者である天草キリシタン館の学芸員の意見は、日常業務に裏付けられる説得力のあるものだった。このような協議を重ねることで産業においては、大学および学芸員双方の現場の声を聞くことができ、よりよい製品をつくることにつながった。

さらに、この展示ブースの設置目的や、大学博物館・博物館産業の取り組みを紹介するために、印刷業者にもご協力いただき、無償で頒布するチラシを作製してもらった（協力：株式会社インテックス）。ポスター・チラシデザインから文章校成まで綿密なやりとりを繰り返し、質の高い広報媒体が完成した。印刷業者のかかえるデザイナーにも、近年の大学と博物館がどのようなデザインを好んでいるのか、その傾向をつかむ機会となったようである。そして、産官学連携のロゴを作成し、共同事業としての取り組みを形象するものとした。

産官学連携の長所は、産業からすれば、自社製品のPRになるとともに、社会貢献する企業であることの紹介にもなる。官業は住民サービスの向上と教育機関との連携基盤を構築することができる。大学からすれば、学術情報の発信と大学広報の効果、社会貢献がある。三者にそれぞれのメリットがある“産官学連携”は、西南学院大学博物館が目指す連携スタイルである。特別展による有期的連携の意義を保ちつつ、さらに常設にこだわった目に見えるかたちでの連携は、共同研究体制の構築を促すものとなる。

各地の公立の地域博物館は、財政難による運営費の削減や人的確保もままならないという声をよく聞く。博物館活動を支える学芸員不足は、現在、深刻な問題となっており、研究体制の整備は急務である。そこで、大学をはじめとする主要な機関とのこうした連によって、補完的な関係を築くことができるのである。大学博物館としても“社会に開かれた大学の窓口”を具現化するとともに、学芸員資格をもつ学生や院生への実践的な教育機会の提供にもつながる。また、博物館産業としても、自社のテクニックを直接示すことができるきっかけとなり、今後の営業活動の幅を広げ、さらに社会貢献としての一形態を長期的に展開できる。こうした連携事業は、まさに“TRIPLE—WIN”の関係構築につながることとなり、博物館界の全体のレベル向上につながっていくのである。

---

#### 註

- 1 山田慶兒「効分け・食分け・見分け—本草から博物学へ」（山田慶兒編『物のイメージ・本草と博物学への招待』朝日新聞社、1994年）3頁。
- 2 上野益三『日本博物学史』（平凡社、1973年）20頁。
- 3 ミヒェル ヴォルフガング「日本の独自の本草学の誕生について—17世紀後半の再考」（『日本医史学雑誌』57巻1号、2011年）。
- 4 上野益三『日本博物学史』前掲書、42頁。

- 
- 5 山田慶兒「本草における分類の思想」（山田慶兒編『東アジアの本草と博物学の世界』上、思文閣出版、1995年）40～41頁。なお、リンネの植物体系の変容もあらわれたことで本草学は終焉へ向かったとも指摘する。
  - 6 宮崎安貞は1697（元禄10）年に『農業全書』を刊行する（京都六角通御幸町茨城太左衛門刊）に至っている（上野益三『日本博物学史』前掲書、293頁）。
  - 7 「貝原益軒『大和本草』にみる「薬種」理論・製法・服用法（1）」（『関東学院大学文学部紀要』127巻、2013年）32頁。
  - 8 稲生若水の墓は京都市左京区浄土寺真如堂町の迎称寺にあり、その墓誌銘についての報告がなされている（杉立義一「稲生恒軒・若水の墓誌銘について」『東アジアの本草と博物学の世界』下、思文閣出版、1995年）299～327頁。
  - 9 福井保「『庶物類纂』の成立と伝本」（『日本医史学雑誌』11巻4号、1965年）。
  - 10 上野益三『日本博物学史』前掲書、56頁。
  - 11 薬用御用の丹羽正伯、野呂元丈、阿部将翁、田村藍水などといった市井の本草家、町医、三都の薬種商が薬種国産化政策に関わっている（笠谷和比古「徳川吉宗の享保改革と本草」、山田慶兒編『東アジアの本草と博物学の世界』下、前掲書、8～9頁）。
  - 12 磯野直秀「資料 薬品会・物産会年表（増訂版）」（『慶應義塾大学日吉紀要 自然科学』29巻、2001年）。
  - 13 土井康弘著『本草学者平賀源内』（講談社、2008年）。多方面で活躍した平賀源内を本草学の視点から迫った内容となっている。
  - 14 物産記述の歴史は古いものの『物類品隲』は本邦商品学初であるとも評価されている（浅岡博「本邦商品思想の諸問題と商品学創設への影響—大和本草・物類品隲・日本山海名物図会・日本山海図会などを中心として」『一橋大学研究年報 自然科学研究』16巻、1974年）。
  - 15 台東区の平賀源内墓は2013年12月30日、志度の平賀源内墓碑は2013年9月15日にフィールドワーク調査をおこなっている。
  - 16 佐野常民の事績について、近年、國雄行『佐野常民』（佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2013年）がある。
  - 17 佐野常民のパリ万博参加については、多くの成果が挙げられている（西田みどり「慶応3年パリ万国博覧会での佐賀藩—佐野常民を中心として」『大正大学大学院研究論集』28巻、2004年、三溝博之「幕末パリ万博使節派遣と佐野常民」『國學院大学紀要』50巻、2012年など）。
  - 18 青木豊・矢島國雄編『博物館学人物史』上（雄山閣、2010年）「佐野常民」の項を参照。
  - 19 青木豊・矢島國雄編『博物館学人物史』上（雄山閣、2010年）「町田久成」の項を参照。
  - 20 後藤純郎「博物館書籍館長町田久成—その宗教観を中心として」（『教育学雑誌』10巻、1976年）。
  - 21 石山洋「源流から辿る近代図書館（1）日本版大英博物館の創設者」（『日本古書通信』66巻1号、2001年）。
  - 22 関秀夫『博物館の誕生—町田久成と東京帝室博物館』（岩波書店、2005年）。
  - 23 坪井正五郎事績については、川村伸秀『坪井正五郎—日本で最初の人類学者』（弘文堂、2013年）に詳しい。
  - 24 青木豊「坪井正五郎博士の博物館学思想」（『國學院大学博物館学研究紀要』33号、2008年）。
  - 25 小澤健志「お雇いドイツ人理化学教師G.ワグネルの生い立ちと修学歴について」（『化学史研究』38巻1号、2011年）。
  - 26 Cobbing Andrew「明治初期における有田焼の西洋技術の導入についての一考察」（『九

- 
- 州大学留学生センター紀要』13号、2003年)。
- 27 グラント将軍にも自然に関する政策提言をおこなっていき、明治政府にも受け入れられていた(岡本貴久子「近代日本における『記念植樹』に関する文化史的研究—1879年グラント将軍訪日記念植樹式一考」『総研大文化科学研究』9巻、2013年)。
  - 28 西村公宏・飯淵康一・永井康雄「東京大学理学部博物館の建築と公開について」(『日本建築学会計画系論文集』602号、2006年)。
  - 29 椎名仙卓「E. S. モースと博物館」(『考古学研究』24巻3・4号、1977年)70～76頁。
  - 30 矢島國雄「棚橋源太郎とその博物館学(1)」(『明治大学学芸員養成課程紀要』(20)、2008年)。
  - 31 棚橋源太郎に関する研究成果は数多く挙げられており、棚橋の事績に着目したものや、博物館教育論に関するもの、そして、博物館運営や郷土博物館など、多角的な研究がおこなわれている。これらは、棚橋の実践的博物館論を対象にしたものであって、事績についても原資料からあつたものでなく、伝記引用に留まる傾向がみられる。そのため、本章では、直接、資料的原点にあたるとともに、棚橋源太郎が発刊した書物から彼の目指した博物館を検討しながら、今日的比較をおこなっていくことにする。
  - 32 『理科教授法』(東京理科学会、1907年)。なお、『理科教授法』を発刊する前には『理科教授法講義』(東京理科学会、1901年)、これ以降には『新理科教授法』(宝文館、1913年)を出している。
  - 33 清水玲子「日本赤十字社参考館と棚橋源太郎」(『Museum study』明治大学学芸員養成課程、2012年)。
  - 34 棚橋源太郎・宮本馨太郎『棚橋先生の生涯と博物館』六人社、1962年)50～53頁。
  - 35 棚橋源太郎『世界の博物館』(大日本雄弁会講談社、1947年)。以下、特に断らない限り、本書の記述に基づいている。
  - 36 清水玲子「棚橋源太郎と郷土博物館的使節」(『Museum study』明治大学学芸員養成課程、2013年)。
  - 37 棚橋源太郎『郷土博物館』(刀江書院、1932年)では、全国に郷土博物館を網羅させ、国立博物館を支えるような組織体制を作ることを目指している。
  - 38 棚橋源太郎「博物館施設に関する建議」(『博物館研究』Vol.1 No4、1928年)1～2頁。
  - 39 犬塚康博「博物館外部システム論」(『千葉大学人文社会学研究』No19、2009年)。
  - 40 清水重敦「明治初期古社寺保存行政における内務省社寺局と博物館」(『学術講演会梗概集』F-2、建築歴史・意匠、1997年)。
  - 41 上野益三『日本博物学史』前掲書、393～394頁。
  - 42 村沢武夫『近代日本を築いた田中芳男と義廉』(田中芳男義廉顕彰会、1978年)。なお、田中芳男は“日本の博物館の父”とも称されており、飯田市美術館では1999年に展覧会を開催している。
  - 43 平成17年度文部科学省委託事業『博物館制度の実態に関する調査研究』(株式会社丹青研究所、2006年)による。このなかで諸外国の博物館制度について取り上げられている。
  - 44 崔種浩「韓国における博物館専門職養成課程—人材養成の課題」(『日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要』(15)、2011年)。
  - 45 宇仁義和「イギリスの博物館支援組織」(『全博協研究紀要』(15)、2012年)。
  - 46 西野嘉章『博物館学—フランスの文化と戦略』(東京大学出版会、1995年)14～15頁。なお、旧制度下では、全ての博物館に「学芸員」が配備されているわけではなかったとの四滴も見る。
  - 47 小原由美子「海外におけるアーカイブズ専門人材の養成—文化遺産を後世に伝えるた

- 
- めにフランス国立古公文書学院におけるコンセルヴァトゥール養成教育」(『アーカイブズ』(25)、2006年)。
- 48 指定管理者制度については、社会教育施設という総合的な観点から、博物館だけではなく、図書館への導入も含めて議論されている(柳与志夫「社会教育施設への指定管理者制度導入に関わる問題点と今後の課題ー図書館および博物館を事例として」(『レファレンス』62巻2号、2012年)。
- 49 安高啓明「非常勤学芸員に関する諸問題」(『博物館研究』Vol.44 No11、2009年)。なお、辻秀人編『博物館危機の時代』(雄山閣、2010年)にさらに詳しく論じているためあわせて参照されたい。
- 50 佐々木亨「自治体博物館の運営ー運営環境の変化と指定管理者制度の導入」(『都市問題』102巻11号、2011年)。また、指定管理者制度の問題については、導入初期、そして経過段階において、博物館学に限らず、歴史学分野においてもその問題点について警鐘をならしている(関口豊樹「『指定管理者制度を考える』に参加して」『地方史研究』56巻3号、2006年、石居人也「『指定管理者制度』を読むー博物館に『制度』は何をもたらすのかー」『歴史学研究』838号、2008年、赤澤春彦「文化行政・歴史系博物館と歴史学のこれから」『歴史学研究』838号、2008年などがあり、学会誌において特集が組まれている)。
- 51 安高啓明「指定管理者制度と学芸員」(辻秀人『博物館危機の時代』前掲書)207~223頁。
- 52 2008(平成20)年の改正博物館法によって、第7条に学芸員等の研修、第9条に博物館評価と運営状況に関する情報提供が盛り込まれている。博物館評価には事業取組実績とともに来館者数も評価基準に導入されている。それが、博物館事業の取り組みを多角化したとともに、来館者の増加を目指したものが中心となっていることも指摘せざるを得ない。
- 53 水藤真『博物館学を学ぶー入門からプロフェッショナルへ』(山川出版社、2007年)119頁。このなかで、資料の陳列にあたり、ディスプレイデザイナーがかかわることがあるが、日本ではあまり多くないと指摘している。しかし、今日はこれが見直され、より良い展示空間をつくるために、これらが登用されるようになってきている。
- 54 東日本大震災での文化財レスキューなどの具体的な事例をもとにしながら、ボランティア活動の今後の課題と展望として、①きっかけの提供、②つなぐ役割、③支える役割を挙げている。これにあたって、ボランティアコーディネーターとして活動する人材が必要となってくるだろうということを指摘している(森下元文「文化財行政とボランティア」76~77頁。渡邊明義『地域と文化財ーボランティア活動と文化財保護』勉誠出版、2013年)。
- 55 博物館と学校との連携については、数多く実施されており、多くの成果報告をみることができる(近年の状況をみても土井浩「歴史教育 学社連携を通じた主題学習『坂本龍馬と下関』ー下関中等教育学校と長府博物課の協議授業」『山口県地方史研究』110号、2013年、森本理「学校教育の総合化と博学連携の視点ー」『國學院大学博物館学紀要』38号、2013年、甲斐麻純・松岡守「博物館と学校教育の現状と今後の展望」『三重大学教育学部研究紀要』64号、2013年などがある)。しかし、博物館連携における産官学連携の具体的検証は見当たらず、そこには実践事例の積み重ねが不足していることが大きな原因と考えており、本節がその一助となることを期待している。

## 第4部 大学博物館総論—知の拠点と学芸員の養成

### 第1章 海外の大学博物館

日本の大学博物館は、明治以降につくられていき、1996年にある種制度化された。こうした日本の大学博物館に対して、欧米諸国では16世紀には大学博物館が設置されている。歴史ある大学ほど、大学博物館の歴史も長く有し、例えば、イタリア・ピザ大学は、1343年にローマ教皇クレメンス十二世の勅令によって設立された教育機関であるが、その起源になると、さらに100年ほど遡るといふ指摘もある。ピザ大学にある学術植物園は、医学教授ルーカ・ギーニが1544年に設立した西洋で最も古い大学附属施設で、実際の植物を使って講義していたようである<sup>1</sup>。ピサ大学以外にも、パドヴァやボローニャの大学をはじめ、イタリアの宮廷やアカデミーでは、博物学が研究対象となり、大学には専門講座が設置され、附属植物園がつくられた。パドヴァ附属大学植物園は1545年、ボローニャ大学附属植物園1567年に設置されている。

第3部で取り上げた棚橋源太郎も、自身の留学先のなかから、アメリカの大学博物館の存在に言及している<sup>2</sup>。1889年に設置されたアメリカのブルックリン児童博物館は“世界児童博物館の先駆”としたうえで、エール大学やハーバード大学も、学内に児童博物館を創設していると指摘している。棚橋が留学した1909年時点で、すでにおこなわれていた大学博物館の活動を指摘しており、日本とは異なる大学の動きを紹介している。しかし、日本に大学博物館の活動が生じてきたのは、ずいぶん後のことであり、置き去りにされてきた感がある。そこで、ここではいち早くその制度を整えていた欧米の大学博物館、そして日本との比較対象として、アジアの大学博物館のなかから中国・韓国を取り上げ、その沿革や取り組みなどについて論じていく。

なお、1996年の文部省学術審議会学術資料部会によれば、アメリカの総大学数（カレッジを含む）1,158校に対して、ユニバーシティ・ミュージアムを有する大学は526校、ユニバーシティ・ミュージアムの総数は794館となっている。また、イギリスは117校に対して51校がユニバーシティ・ミュージアムをもち、総数は126館、フランスは78校中、8校、総数9館となっている。この数値にみられるように、大学博物館制度が進んでいるイギリス、アメリカを中心に取り上げていきたい<sup>3</sup>。

#### イギリスの大学博物館

イギリスで最も歴史が古く、世界的にみても有数の大学がオクスフォード大学である。オクスフォード大学にあるアシュモレアン美術・考古学博物館 (Ashmolean Museum of Art and Archaeology) は、中世のヴンダーカンマーやクンストカンマーといった「驚異の部屋」に系譜をひくコレクション群を形成している博物館である。

エリアス・アシュモール (1617～1692) が大学にコレクションを寄贈したことから、博物館が建設され始め、1683年には、ジョン・トラデスカントらの資料、書物や版画、動物標本などの資料を含めて所蔵し開館した。その後、1935年にオクスフォード科学史博物館が管理することになったものの、所蔵資料は今日まで大学に寄贈されたコレクション群で構成されている。例えば、ルイス・エヴァンズ (1853～1930) がオクスフォード大学に寄贈したコレクションはその一例である。

オクスフォード大学には、これ以外に自然歴史博物館 (University Museum of Natural History) がある。ここには、動物学的・昆虫学的標本類や鉱物といった科学的コレクションを有しており、その資料数は450万点にもおよび、一大コレクションになっている。また、ピット・リバーズ博物館 (Pitt Rivers Museum) は、世界的にも有数な人類学および考古学資料を有している博物館であり、オクスフォード大学内にある植物庭園 (University of Oxford Botanic Garden) は、イギリスで最も古く小さい植物園ではあるものの、世界の多様な植物を栽培している。さらに、クリスト・チャーチギャラリー (Christ Church Picture) には、世界的巨匠とよばれる作家の300点にも及ぶ名作絵画や2,000点の古い図面などを所蔵している。

このように、オクスフォード大学には歴史や科学、美術、植物などにおよぶ多様なコレクションを学内で管理している。概ね、資料のジャンルごとに管理されており、そしてコレクションの基盤となっているものは寄贈資料である。オクスフォード大学は、イギリス国内、そして世界的にも著名な大学であり、各界に影響力のある多くの卒業生を輩出している。さらに、絶対的な教育機関として周囲に認識されていることが、寄贈資料の増加とともに、大学博物館の増設や充実につながっているといえよう。

また、大学博物館を有する大学で長い歴史を有するのがケンブリッジ大学である。特にケンブリッジ大学のフィッツウィリアム美術館 (The Fitzwilliam Museum) は1816年に設立されているが、館名にもなっているリチャード・フィッツウィリアム子爵のコレクションをメインとする美術館である。エジプトやローマ、ギリシャのアンティークをはじめ、喜多川歌麿の錦絵などを含む日本美術や中国・韓国の美術品、写本や絵画、メダル類を所

蔵する。

フィッツウィリアム美術館は教育プログラムが充実しており、就学前のこどもから大学生、成人、高齢者といったあらゆる層を対象とした教育プログラムをおこなっている。大学生に対しては授業での活用、学外者には週末などに家族向けのイベントや成人向けの実践的ワークショップ、セミナー、講演会などを実施して、学習の機会を数多く提供している。そこには明確なコンセプトがあり、事情があつて博物館を訪問できない人々への支援や、多くの人々に博物館への来館を奨励するという、大学博物館でありながら、学外向けに積極的に活動している。ここではコレクションに基づく鑑賞教育、視覚・聴覚・味覚・嗅覚・感覚を駆使したプログラムが実践されている。

また、1884年に設置されたケンブリッジ大学考古・人類学博物館(Museum of Archaeology and Anthropology)では、1839年から収集されてきた周辺地域の資料を用いた展示をおこなっている。特に学生教育が熱心に取り組みされており、学部学生、大学院生、さらには博士課程に在籍する若手研究者への実践教育を展開している。そして、外部研究者を招聘することで、研究の質的向上を図っている。ここでは、大学で成果を挙げている高度な研究教育をベースとしながら、学生教育を実施していき、そのなかでコミュニティーへの開放を同時におこなっている。

そのほかに、1846年に開園したケンブリッジ大学植物園(Cambridge University Botanic Garden)、1904年に開館したセジウィック地球科学博物館(The Sedgwick Museum of Earth Sciences)やロバート・スチュワード・ホイップが寄贈した科学系の資料を所蔵している1944年に設立されたホイップ科学歴史博物館(The Whipple Museum of the History of Science)がある。また、学部に附属する大学博物館として、Faculty of Classics 附属の古典考古学博物館(Museum of Classical Archaeology)もあるなど、全学的なものから、学部単位のものまで幅広いことがわかる。

イギリスの大学博物館の特徴は、ひとつの大学に複数の博物館施設が設置されていること。さらに、大学関係者からの寄贈資料をベースとした展示がおこなわれていることである。これらの資料は、日本の大学博物館の多くが所蔵する学術標本とは異質の文化財的価値の高いもので構成されている。そして、博物館教育も実践的な内容となっており、学生や院生、若手研究者に対する研究支援とキュレーター実習をおこなっている。研究の質を確保するために、外部研究者を招聘し、学外者にも広く開放している。

これらの取り組みには、第一に大学博物館を学生教育の実践の場として位置付けている

ことが反映されている。そして、学外研究者から地域住民までを含めたあらゆる層を対象とした目的プログラムを設定しているのは、大学博物館が学外への窓口、ひいては社会貢献の場と考えているからである。これらの大学では、教員によりおこなわれた研究成果の発信ばかりでなく、それを博物館教育のなかで転用することから生まれる成果を求めているのである。

### アメリカの大学博物館

アメリカの大学博物館も、大学の歴史を反映するように、歴史ある大学を中心に大学博物館が設置されている。その代表的なもののひとつがハーバード大学で、ハーバード大学は1636年に開学されたアメリカで最も古い大学である。ここには17の大学博物館や美術館があり、棚橋源太郎が留学した20世紀初頭には既に設置されていた<sup>4</sup>。

棚橋はハーバード大学の各博物館を見学し、オクスフォード街に面して大学博物館が建っているとふれたうえで、次のように紹介している。

U字型の一建築の中央が、地質学博物館、鉱物館及び植物学博物館になって居り、向かって右の翼が考古学及び民族学のピーボディー博物館、左の翼が比較動物博物館である。つまり、一続きの建物に五つの博物館が開設されている訳である。

ここで棚橋が挙げている「U字型の一建築の中央が、地質学博物館、鉱物館及び植物学博物館、左の翼が比較動物博物館」とは、今日の地質鉱物学博物館 (Mineralogical and Geological Museum) 【1784年設立】・植物標本館 (Harvard University Herbaria) 【1858年設立】・比較動物学博物館 (Museum of Comparative Zoology) 【1859年設立】である。これら三つの大学博物館を集約したものが、ハーバード大学自然史博物館 (The Harvard Museum of Natural History) として1998年に開館している。ここは大学の授業や、小学校から高校までの課外授業でも利用されている。子ども向けの教育普及プログラムをおこなっており、骨格や生物に直接触れることから得られる知識を大切にしたハンズ・オンを展開している。また、組織体制をみると専任のスタッフのほか、学生を含めると200名超の豊富な人材を抱えている。

また、ピーボディー考古学・民族学博物館 (Peabody Museum of Archaeology and Ethnology) は1866年に設置され、南北アメリカの考古学資料をはじめ、マヤ族などの先住民の民族学資料を有する。海運業である莫大な富を得た George Peabody の甥である O. C. Marsh が伯父からの遺産をもとに、博物館の建物と館長の給料数十年分をハーバード大学に寄付することで設立された<sup>5</sup>。棚橋源太郎もここを訪れており、「資料の精選、陳

列方法の巧妙なこと実に目を驚かすにたるものがある」と評価している。その背景には「大学総長を始め七人の教授団で管理され、広く海外に専門家を送って資料の発掘採集に努めていた」ことがあった。まさに、優秀な人材による調査研究の成果が展示に反映されていたということになる。こうした調査研究体制は今日にも受け継がれており、地域社会に開かれた博物館活動をおこなっている。

このほか、三館で構成される大学美術館群 (Harvard Art Museums) がある。そのなかでもフォッグ美術館 (Fogg Museum) は一番古い美術館であり、1895年に創立された。西洋絵画や彫刻、古写真などウィリアム・ヘイス・フォッグ氏より寄贈を受けたコレクションを中心とした資料・作品を所蔵している。そして、ブッシュ・ライジンガー美術館 (Busch-Reisinger Museum) は1950年に設立された美術館であるが、そもそもは1903年のゲルマン博物館を起源としている。棚橋源太郎が留学中に見学したのも、ゲルマン博物館時代の施設である。もうひとつが、1985年に設置されたアーサー・M・サックラー博物館 (Arthur M. Sackler Museum) で、古代アジアやイスラム、インドの芸術作品を所蔵し、芸術学部や建築学部が利用している<sup>6</sup>。

棚橋源太郎は、フォッグ美術館の調査をしており、ここでは教育面ばかりでなく、美術館が本来おこなうべき研究にも尽力していると指摘している。具体的には、絵画製作の技法と科学的実証研究、特に絵画の鑑定にX線を応用しているとし、さらには博物館経営管理についても研究を進めているとする。そして、講習会や講演会を開催するとともに、資料収集のために海外へ“探検隊”を派遣しているという。

今日でもこうした運営方針は維持されている。特に教育面においてはハーバード大学の学生をパートナーとして、展示事業に従事したり、豊富なコレクションをデジタル化、アーカイブズとしての資源化を推進している。また、子供たちや先生たちへ大学美術館の教員を派遣し、鑑賞教育や批判的思考法を学ぶ機会を提供している。先生には、別のプログラムを立ち上げ、教育者向けの専門教育をおこなっている。地域に対しては、一般市民のためのギャラリーツアー、そしてコンサートや講義、シンポジウムへの参加を呼びかけている。また、ここに学生教育を結びつけ、ハーバード大学の学生にギャラリーツアーのガイド役をさせて、実践的な博物館教育をおこなっている。

ハーバード大学以外にも、エール大学やミシガン大学、コーネル大学などにも大学博物館は設置されている。棚橋源太郎の指摘によれば、「ハーバード大学には17、ミシガン大学には12、エール大学には11、コーネル大学には10、ペンシルベニア大学とウイスコン

シン大学には7、コロンビア大学には6、カリフォルニア大学とミズーリ大学には5、スタンフォード大学には4館」の附属博物館があるとされる。20世紀初頭には一大学に相当数の博物館が設けられており、資料収集と展示活動がおこなわれていたことがわかる。日本の大学博物館が目指した「地域社会に開かれた大学」とは、欧米の大学博物館で長く続けられてきた博物館運営のなかから導き出されたものといえる。そのために必要な組織を形成し、業務内容も非常に細分化し、専門特化した業務形態となっているが、日本はいまだに立ち遅れている。

棚橋源太郎は、欧米の大学博物館について次のような指摘をしている<sup>7</sup>。

欧米では、この学校敷設の博物館を一般公衆にも開放することに依って社会民衆に対し少からぬ利益を与へつつある。勿論学校博物館の本旨は学生の教育にあるから、学校側としてもこれが設置に依りて、学生の教育上に大に便利を得ている。欧米諸国では、大学、専門学校に博物館の設備がなければ眞に学生を教育することは殆ど不可能とされているのである。

ここから、①大学博物館の一般開放による社会還元②大学博物館は学生教育を本旨とするという2点が提示されている。イギリスとアメリカの大学がコミュニティーを重視した博物館教育を実施しているのは、大学の地域に対する社会貢献のためである。それと同時に大学博物館のレゾンデートルに、学生教育を見出しており、むしろ大学博物館がなければ、眞の教育はできないとまで断言している。実物教育なくして、大学教育は有り得ないという、欧米の大学が博物館を設置した大きな理由はここにあったといえる。

### アジアの大学博物館

アジアの大学博物館のなかから、本項では中国と韓国について取り上げていく。なお、ここで対象とした大学博物館は、2011年度から2013年度にかけて、ヒアリングおよび実地調査した成果を反映している。

#### —中国—

中国の大学にも多くの大学博物館が設置されている。しかし、中国には学芸員制度がないことから、国有の博物館に入職するときは、日本の公務員試験にあたるものを受けて採用されなければならない。博物館に入職して先輩から実技指導を受けていきながら、スキルを身に付けていくことになるが、大学や文化財研究所での研修を受ける制度は整えられている。

他方、博物館に関する学部が設置されている大学では、学生教育の場として大学博物館

が利用されている。例えば、上海にある復旦大学には「文物与博物館学系」という、日本の大学の学部に対応するところがあるが、ここでは、大学博物館を使った展示教育を実践している。担当教員が指導しながら、学生たちが展示するプログラムに参加している。

また、復旦大学などが加盟する「全国大学博物館育人連盟」や「上海大学育人連盟」による連携活動の取り組みもみられる。その内容を具体的に挙げれば、共同企画展や展覧会を実施したり、共同研修制度も整備されている。講演会など学外向けの発信をおこなっているのも特徴といえる。

中国では、学芸員制度がないため、学部教員が大学博物館教員を兼務することが多い一方、組織的には分担されて職務にあたっているところがある。蘇州大学博物館では、館長は学部教員だが、館の組織は調査部門と陳列部門に分かれていて、ここに専門職員が配置されている。また、蘇州大学博物館は学校史を兼ねた展示をおこなっていることから、学外に大学の歴史をアピールする役割を担っており、担当の教職員もこれを自認している。つまり、学生教育というよりも、学外向けの情報発信ツールに重きを置いて、大学博物館を位置付けているのである。

また、中国は薬学部にも大学博物館が設けられているところが多いことも看過できない。中国はこれまで取り上げてきたように、本草学の発祥地であり、薬学系博物館には必ず、李時珍の解説とその書物『本草綱目』が展示されている。また、標本室や植物園も併設しているところもある。中国薬科大学薬学博物館や上海中医薬大学博物館をはじめとする薬学系の主要な大学にはこのような傾向がみられる。

また、大学と企業による合同博物館もあり、上海交通大学董浩雲航運博物館はその代表例である。ここは、東方海外貨櫃航運公司という海運会社の創設者である董浩雲氏の寄付によって建てられた大学博物館である。なかには、江戸時代の日本の海事を取り上げたコーナーもあり、大型の帆船模型を置いた立体的な展示空間を形成している。また、前述したが、上海交通大学の卒業生で、“ミサイルの父”と呼ばれる銭学森の図書館もあり、図書館でありながら、近代的な大規模展示が展開されている。ここでは、講習を受けた一般市民がボランティアとして展示解説などをおこなうなど、生涯学習の拠点にもなっている。

このように、学芸員制度のない中国にあって、博物館学に関連する学部がない大学博物館は学外向けにPRする性格の強い施設となっている。とはいえ、自校の歴史を伝える拠点であるとともに、生涯学習の拠点にもなっている。そのため、法的な規定にはないものの薬学部に附属する大学博物館が数多く設置されており、これらには多数の見学者を受け入

れる体制が整えられている。

以上の中国の大学博物館を通覧したうえで、博物館の施設面から分類していきたい、日本の大学博物館の建物分類については、前述したように、学内の古く伝統ある既存の建造物を博物館として活用する場合、そして、博物館設置にあたり新規に設置される場合、旧教室を展示室とする場合があるなどと指摘した。中国で調査した大学博物館のなかにも、同じような傾向をみることができる。なかには、文化財に相当する建物もあるなど共通点も多い。

#### (1) 既存活用型

学内の古い建物が博物館として再利用され、ここで展示活動がおこなわれている。既存施設を活かしながら、必要に応じて増設して展示環境を整えている。なかには歴史的建造物として資産活用していることもある。例えば、中国美術学院皮影数字美術館（浙江省杭州）は3階建てからなる建造物であるが、影絵に特化した展示を展開している。元来、婦人科病院であり、1946（民国35）年に建築され、3年後に大学の所有となると、大学寮として利用されていた。2003年に寄贈を受けた影絵を展示する博物館として開館している。

蘇州大学博物館（江蘇省蘇州）は、以前、「體育館」（「体育館」）だった建物を博物館としている。現在も體育館時代の看板を残したうえで、「蘇州大学博物館」の看板も掲出している。旧體育館に新たな展示室を増設し、さらなる展示活動の充実が図られている。

香港大学美術館は、1932年に馮平山が建てた図書館が前身である。1953年に書籍ばかりでなく文物を収蔵するために博物館を造ることになり「馮平山博物館」となった。1996年に香港大学美術館となっているが、今日に至るまで図書館を経て美術館となっている。

#### (2) 新設型

既存活用型と異なり、博物館施設として新設されたものである。大学キャンパスが広大なこともあって、日本とは異なり大規模な施設となっていることが多いのも特徴といえる。そのため、十分な展示スペースを保持しており、研究室の充実もみられる。また、一般開放されている博物館として明確に位置付けられており、多くの来館者が訪れているようである。親子連れはもとより、ツアーも受け入れるなど、地域博物館と同等、それ以上の活動をおこなっているところもある。

香港中文大学文物館は、1971年に大学附属の建物として設置された。学内の歴史、芸術関係の学部はもとより、海外の大学との学術交流、さらには地域社会へも開かれた施設としての使命を帯びている。実物展示に耐えうる展示ケースや展示環境が整えられており、

特別展示なども開催している。

上海中医薬大学博物館（上海市蔡倫路）は2004年のキャンパス移転に伴って新設された建物である。以前は、図書館内に併設されていたことを考えれば、その歴史はさらにさかのぼることになる。中医薬に特化した大規模な展示を展開しており、一般開放されている。なお、隣接して上海中医薬大学百草園という開放型の植物園も附設している。

### （3）併設・教室型

既存の施設内に併設されたり、また教室を展示室として再利用する形態である。開館にあたり経費軽減などが見込める一方で、学内外への宣伝周知の効果は薄い。しかし、ほかの目的でその施設に訪れた人が、立ち寄るなど副次的な来館誘発が期待できる。そして、施設内での共同企画の展開も可能であり、活動の幅を広げることができる。

浙江省中医大学博物館（杭州市濱江区）は、2009年に周年企画として設置されたものである。大学の行政舎内に造られたため、併設型となろう。先に挙げた、上海中医薬大学博物館とは一線を画す施設であって、予約制をとって開放していることから、広く一般開放をしているものとはなっていない。しかし、展示室は各階充実しており、多くの医学・薬学の資料が展示されている。

中山大学地質鉱物博物館（広東省珠海区）は、元来讲義室を博物館としてリフォームして開館したものである。これは社会的要請に従った措置であるものの、入館するには予約制をとって一般開放している。実情としては中山大学の科学学部の学生らの利用者が多いようである。学外者からの寄贈も受け入れており、展示室と別に収蔵庫を有している。

香港中文大学校史館は図書館内に併設されている。大学50周年事業で開館されたもので、看板も掲出されており、外からも目立った施設となっている。近代的機器も導入しており、アミューズメント性を取り入れた展示内容は、日中韓の大学博物館が展開する自校史展示のなかでも一線を画している。

### （4）寄付型

企業の融資や莫大な寄贈をうけたことによりつくられた博物館で、顕彰的な意味合いをもって建設されることもある。日本では、記念館や講堂として建設されることが多いが、中国では、資料を含めて一括して大学へ寄贈されており、これがそのまま博物館資料として展示されている。上海交通大学（上海市徐匯校区）にある博物館と図書館はその代表例といえる。

1896年に開学した南洋公学を起源とする上海交通大学は、現在でも国家重点大学のひと

つとされている。江沢民をはじめとする多くの著名人を輩出した大学である。上海交通大学董浩航運博物館は、東方海外貨櫃航運公司を興した董浩雲氏が多大な寄付をして建設したもので、2階建てからなる建物は香港の建築学会賞を受賞している。海事に関する展示をおこなっており、中国ばかりでなく日本など周辺諸国を含めて取り上げている。船舶模型を数多く設置し、立体的な展示を展開している。さらに、自身の実績や会社の社歴をあわせて紹介している。

おなじく上海交通大学銭学森図書館は、卒業生で「ミサイルの父」と呼ばれている銭学森を顕彰した施設である。図書館とは言っても、そこには近代的展示が展開されており、常設展示以外に特別展も開催されている。日本の大学でもおこなわれている図書館内展示とは一線を画すダイナミックな展示活動となっている。

中山大学生物博物館は、別名「馬文輝堂」と称されている。孫文とも行動をともにした革命家である馬文輝の娘が父の記念館として寄贈したものである。1996年に事務室として使用するための建物として完成したが、2000年に博物館として開館した。博物館は5階建てからなり、展示室ばかりか研究室も兼ね備えた施設となっている。元来の建設仕様は異なっても、文化施設として再利用されている。

## 博物館組織

中国には学芸員制度がないことは前述したとおりである。そのため、教員が展示活動をおこない、これにあわせて学生たちが補佐するところが多いようである。また、中国でも博物館活動の多様化を背景に、多くの職員を抱えるようになってきている。兼務の一方で、昨今では分業体制も構築されてきているようである。そこで本稿では、中国の大学博物館の職員体制について、具体的な事例を紹介していきたい。なお、本事例は2012年8月から2013年3月までにヒアリング調査をしたなかから代表的な大学博物館を取り上げ、これを基にしていることを付記しておく。

### (1) 復旦大学博物館（上海市楊浦区邯鄲路）

1905年に創設された「復旦公学」を前身とする復旦大学は、国家重点学科指定された学部を有する総合大学である。29ある学部のなかに文物与博物館学系があり、ここに在籍する教員を中心に大学博物館は運営されている。管理者たる館長を1名、そして博物館職員2名、他との兼職2名が配属されている。学芸職員に相当する職員は配置せずに、博物館での展示にあたっては、学部所属の教員や学生たちが学芸業務にあたる体制がとられている。配置された博物館員は事務職員がメ

インであることは、博物館活動としての効率性や質的確保の点で問題があるが、これを補うものとして学生たちを活動に参画させて博物館運営を維持している。博物館に直結する学部があることがこれを可能としており、学士 120 名、修士 25 名、博士 20 名程の学生を擁している豊富な人材が博物館を支えている。

## (2) 蘇州大学博物館

蘇州大学博物館は学校が管理する学部から独立した組織である。博物館が設置された目的が学校の文化遺産を保存することであり、学生はもとより、地域住民にも学び舎として提供している。発掘された考古遺物はもとより、自校史展示を積極的に展開している。学部教員を館長に置き、その下に陳列部・保管部・接待部という部門にわかれた合計 7 名からなる職員体制をとっている。陳列部は学芸員業務のなかでも展示にあたり、保管部は資料の管理をおこない、接待部は学外からの見学者の対応にあたっている。なお、デジタルアーカイブズへの対応もおこなわれており、組織として明確に部門ごとにわけられた業務にあたる体制が整えられている。博物館に類する学部が設置されていないことから、学生教育に対応する組織とはなっていない。しかし、学生ボランティアを募集しており、これに参加したら 2 単位を修得することができることになっており、学生への奉仕活動の一環として博物館が利用されている。そのため、博物館職員、そして学生ボランティアによって博物館活動が維持されている。

## (3) 中国薬科大学博物館（江蘇省南京市江宁区）

標本館から始まった大学博物館であるが、大学開学の 1936 年から設置されている。卒業生や民間会社などから資料の寄贈を受けたこと、あわせて周年記念事業に位置付けられ、2010 年に博物館となった。本草学に係譜をみる薬学の歴史をはじめ、多数の薬剤標本を所蔵している。ここには学部所属の教員 1 名を館長に置き、研究職員が 4 名配属されている。標本管理や研究はもとより、学外者への対応にもあたっている。現状としては学内学生の利用者が中心であるため、学生教育をメインとした活動となっている。また、ここに所属する研究員も教員に準じる業務にあたっている。学外への広報活動などに対応する別の窓口が学内にあり、博物館として独自におこなってはいない。そのため、インターネットを通じた広報活動を展開していくことを計画している。ボランティア制度はとられており、シンポジウム開催での補助や英語解説のボランティアを採用した博物館活動をおこなっている。

#### (4) 中山大学生物博物館

展示資料の全てが実物資料であることを最大限のウリとしている自然科学系の博物館で、大型標本や骨格標本などその展示数は100万点に及んでいる。これを管理・運営するスタッフは、研究部の11名であり、学部と兼職する形態をとっている。博物館の展示内容とも共通するところの多い生命科学部があり、ここに所属する教員が運営している。展示替えにあたっては、研修をうけた学生たちが教員のサポートとして参加している。この学生ボランティアは、外部の団体見学、例えば小中学生が見学を訪れたときは、学部学生が解説している。また、社会人ボランティアも採用し、中学・高校生への対応にもあたっている。設置された目的が、地域住民などの一般への科学教育を促すことではなく、大学の研究のために博物館化されており、一般外部への広報・宣伝といった発信には消極的である。しかし、外部向けの対応を担当する、ボランティア養成を経た学生や社会人にあたらせるなど、その体制は整えられつつある。

#### (5) 香港中文大学文物館

香港中文大学文物館は、1973年に開館した大学博物館である。中国文化を広め、学外交流を促進させるとともに、大学の社会貢献の拠点とされている。これを主体的に担っているのが中国文化研究所のスタッフといえよう。中国文化研究所の職員体制は、専門職であるキュレーター、資料の調査研究や教育普及に担当する研究員、企画立案するディレクター、さらにはデザイナーなど25名で構成されている。このキュレーターと研究員が学芸員相当の職員ということになり、展示業務にあたっている。研究そして教育という博物館活動の骨子にあたる専門職員を配属させている点はほかの中国の大学博物館とは異なる点といえよう。館長は学部兼任の教員であるが、博物館専任の副館長を配属していることも大きな違いである。

また、文物館との関係の深い芸術学部の学生をアルバイト雇用している。この学生は実習を経たもので、博物館活動のサポートにあたっている。これとは別に文化事業の教育活動をおこなうときに、学部関係なく横断的に学生を雇用し対応している。一般へのボランティア制度も導入しており、定年退職した人が研修を経て解説員となり、団体見学の対応をおこなっている。ここまで充実した体制づくりがおこなわれているのは、博物館の使命によるところが大きい。香港中文大学文物館の取り組みは、日本の大学博物館と差異がなく、学芸員制度がない中国にあって、学

内はもとより学外にも社会貢献の人員配置は、欧米式のスタイルといえる。ここには香港がイギリスの植民地時代を経ていることが大きく影響しているといえ、大陸とは異なる活動を反映した博物館組織がつくられたといえよう。

中国の大学博物館の形態も日本と同じような分類を基本的になすことができる。しかし、寄付による施設の建設など、大学と企業との関係が密接であり、いわば学内に企業博物館が設置されているともいえる。大学としても、自校史、さらには卒業生を顕彰する目的もあるため、両者にとってwin-winの関係となっている。

施設が充実してきていることにともない、組織体制も整備されている。学部との関係が強固なところもあれば、独立性を保ち、自校史および地域文化の公開・教育に徹しているところもある。また、香港中文大学文物館のように、都市としての歴史的背景が博物館活動に反映されているなど、学芸員制度のない中国の大学博物館は一様でないことがわかる。

しかし、共通して、自校史、および地域文化の担い手としての使命をもっており、中国国家の文化施策を実行している。まさに、施設および組織の関係は、国家と大学の施策の上に成り立っており、次第に充実してきていることがわかる。

#### —韓国—

韓国の大学博物館の沿革を考えるにあたって、三つの時期区分が可能である。その一期とされるのが、1967年の「大学設置基準令」における大学博物館の義務的設置である。これにより、大学開学にあたって、図書館と並び博物館が設けられることになったが、この設置義務こそが大学博物館の興隆を支えた。1982年には義務的設置が削除されているが、1999年に「博物館及び美術館振興法」が制定されたことで、再び法的位置付けがなされる。そこで、本節では、大学設置基準令を転換期としたうえで、第Ⅰ期から第Ⅲ期にわけて取り上げていくこととする。

#### 第Ⅰ期：大学博物館の胎動（1934年～1966年）

韓国の大学博物館の最初期は、1934年に設置された高麗大学校博物館（ソウル特別市）である<sup>8</sup>。前身は1905年に創立された「普成専門学校」を源流とする韓国最古の歴史をもつ私立大学である。歴史や美術、民俗学などに関する約10万点の資料を所蔵し、国宝指定を受けている「渾天儀」をはじめとする貴重な文化財を保有している。この翌年の1935年には韓国最初の女子私立大学である梨花女子大学に大学博物館が設置される。1950年代にヘレンキム博士のコレクションを受け入れ、さらに考古学遺物を集積して、1960年代に常

設展示室をもった博物館となった。その後も、施設拡充を続け、今日では現代美術を含めた資料を収集している。

1941年には京城大学校（現在のソウル大学校）博物館（展示館）が開館する<sup>9</sup>。歴史や考古学、民族学、古美術を含めた数多くの収蔵品をもち、これらを中心とした展示をおこなっている。設置された1941年の韓国は日本政府の統治下であり、敗戦後の1946年にソウル大学校設置にともなって、大学校附属博物館となり、建物もそのまま継承して事業が維持された。一時、図書館内に移設されたものの、1993年に現在地へ移転されている。

このように、大学および大学博物館は、第二次世界大戦前後をひとつの転機とみなすことができるが、戦後の教育改革をきっかけに、各地で設置がみられるようになってくる。1955年には、慶熙大学校中央博物館が開館。さらに、1957年、全南大学校博物館（光州広域市）が、1959年には慶北大学校博物館（大邱広域市）が図書館を増設するかたちで設置される。慶北大学校博物館は、この頃、図書館の附属施設のような形態をとっていたが、1964年に独立して活動するようになる。この間、朝鮮戦争などにより困難を極めた大邱市立博物館からコレクションを集積し、陳列するようになった。1984年には図書館移転にともない博物館として施設を充実させ、その後も拡充を続けている。また、東国大学校博物館は1963年に大学の附属機関として設立された。1966年には図書館内に常設展示室を設け、各地で発掘した考古学を展示するに至っている。

第Ⅰ期には、大学が所蔵してきた文物や所属教員による寄贈を通じてコレクションを収集していった。また、慶北大学校博物館のように、戦争による混乱のなかで資料が受け入れられることもあった。所蔵してきたものも、各地で発掘してきた考古遺物などが中心で、これらの数が増えていったことによって、博物館のハード面が強化されていくことになった。

#### 第Ⅱ期：大学博物館の興隆（1967年～1981年）

第Ⅱ期は、大学博物館が大学設置基準令の義務的設置となってから、これが削除された時期である。大学新設時の条件となったことが、多くの大学博物館が誕生させた。附属図書館と並び博物館の設置は、韓国政府の教育方針を反映させたものであって、大学に地域文化の拠点としての役割を求めている。

大学設置基準令によって大学博物館が設けられた大学は数多くある。1967年には梅山金良善教授が収集した考古学遺物の寄贈を受けて、崇実大学校韓国基督教博物館（ソウル特別市）が設置される。1976年にはキャンパス内に博物館施設を新たに創設するなど、大規

模な施設となった。

さらに、1968年に忠南大学校博物館（大田広域市）や円光大学校博物館（全羅北道益山市）が設置されている。また、1968年の開校にあわせて嶺南大学校博物館（慶尚北道慶山市）が開館する。その後、1989年に現在地に設置されると、自校史をはじめとする、特別展示室を有した大規模な博物館として現在に至っている。

1970年には忠北大学校博物館（忠清北道清州市）が開館している。そして1972年、慶星大学校博物館（釜山広域市）が開館し、考古学遺物をはじめ、民族資料などを収集し、研究拠点となっている。1973年には世宗大学校博物館（ソウル特別市）が開館、1978年に啓明大学校行素博物館（大邱広域市達西区）が開館する。啓明大学校は1954年に創立された啓明基督学館を起源とし、1978年は啓明大学校と改称された時節（旧啓明大学）である。現在、常設展示室や特別展示室、ミュージアムショップなどを有する近代的な大規模博物館だが、これは1983年から始まったキャンパス移転にともなっていることである。

1979年には漢陽大学校博物館が開館するが、当初から博物館施設として竣工されている。地域社会の文化的中核施設として、展示活動をはじめとする博物館教育活動がおこなわれている。なお同年、江原大学校中央博物館（江原道春川市）が開館している。

義務的設置が規定されたものの、これ以前に創立していた大学も博物館を設けるようになってくる。総合大学の認定だけではなく、義務的設置を受けたことによって、学内での大学博物館の必要性が認識されたのであろう。当初、既存施設内にあった附設の大学博物館だったものが、独立した施設となる動きや新設されるなど、第Ⅱ期はまさに大学博物館の興隆期といえることができる。

### 第Ⅲ期 新時代の大学博物館（1982年～）

1982年以降は、大学博物館の義務的設置が削除されたことをうけて、新たな展開を迎えることになる。この年は、文化振興法、さらに2年後には博物館法が制定されており、韓国の文化行政のあり方の転換期ともいえる。これにあわせて大学博物館の設置義務が求められなくなったが、新設される大学を除き、既存の大学博物館は依然として活動を続けている。これはひとえに「韓国大学博物館協会」が設置され、十分機能していたことが活動の維持と発展につながったものといえる。

義務的設置が削除されたなかでも、1984年にはソウル市立大学博物館（ソウル特別市）が開館する。博物館の建物は大学の前身である京城公立農業学校時代の1937年に竣工された建物である。1000点を超える歴史や考古学、民俗学の資料を所蔵しているが、建物そ

のものが、まさに自校史展示の象徴的なものとなっている。

同じく建物が貴重な博物館としては、1992年に開館したソウル大学校病院医学博物館がある。韓国で最も古いとされる近代病院である大韓医院の本館で、1908年に建設された文化財（史蹟第248号）である。1階と2階に展示室を設け、ソウル大学校が所有する医学関係の資料を展示している。また、ソウル大学校内には、1997年、自校史に関する歴史資料を中心に保存する記録館が建設され（2001年に改称）、2005年には三星文化財団の寄贈というかたちで大学美術館がキャンパス内につくられるなど、大学を挙げて文化事業を実施している。

また、2001年には、延世大学校原州博物館（本部ソウル特別市、博物館所在地江原道原州市）が開設されている。原州親環境技術センター内に設置されており、旧石器時代からの考古遺物を中心とした資料を所蔵している。原州をはじめとする江原嶺西南部地域の唯一の大学博物館であり、地域文化研究の中核となっている。

この時期の大学博物館をみると、いくつか特徴をみることができる。第一に歴史ある建造物を博物館とする動きである。都市化を背景に失われてしまう歴史的建造物を保護するなかで、大学博物館として一般開放されている。第二に、地域貢献にあわせた社会貢献を意識されたものである。文化振興法などの制定によって、地域博物館の活動も盛んになり、大学による新しい生涯学習拠点としての機能も有した。大学でおこなわれる専門研究をより一般にわかりやすくということを意識するような取り組みが顕著になってきていると指摘できよう。

### 法的位置付け

韓国では大学博物館があるかないかで、大学校（University）か大学（college）を区分するひとつの指標があるようである<sup>10</sup>。韓国における大学博物館は、大学校（総合大学）の附属機関として、図書館と並び広く認識されているところがある。このように至った背景には、大学博物館が地域の文化財行政に深く関わっていたこと。そして、法的に大学博物館が確固たる機関と位置付けられたことが大きい。

大学博物館が果たした地域の文化の担い手としての役割については既に指摘されている。国立博物館が設置される以前に、各地に大学が分布していたことから、国家主導の経済発展と急速な産業化の過程で主導的に文化遺産の調査と発掘に積極的に参与してきた。その結果、韓国の文化遺産の保護に大学は大きく貢献した<sup>11</sup>。韓国では国立博物館・地域博物館の整備が遅れたゆえに大学、ひいては大学博物館が担った役割は大きなものとなってい

たのである。その結果、「韓国大学博物館協会」が1961年に設置され、大学博物館を組織的に強化し、運営されていたのである。

第二の動きとして1967年に改正された統合大学校を対象とした「大学設置基準令の義務的設置」によって、大学博物館を設けることが必須となったことがある。これは、これまでの大学博物館が所在地域の文化財保護および文化拠点として機能していたことを踏まえて、学内におけるさらに教育機関としての必要性が明記されたものである。1982年に規定が削除されるまで、この間に多くの大学博物館が誕生し、なかには増設されたりして博物館機能の強化が図られている。

大学博物館の義務的設置が削除された背景には、韓国政府による文化政策の見直しも背景にあらう。1982年には「文化振興法」、1984年には「博物館法」が制定されている。文化政策が国家社会の発展戦略のひとつとして事実上認められ<sup>12</sup>、大学博物館による文化財保護のあり方を、国家政策として位置付けていったのである。しかし、これらは国際博物館規約等と適合をみないなどの問題を抱えており、「博物館及び美術館振興法」が1999年に制定されるに至っている。こうして、大学博物館による文化財保護政策の本格的転換を迎えることになったともいえる。大学博物館が地域の文化財保護に寄与していたことは、組織的にも韓国大学博物館協会の存在が大きく、学術・研究・教育拠点である大学が担っていた。

大学博物館の義務的設置が削除されたが、別に規定をみるところになった。それは、前述した1999年に制定された「博物館及び美術館振興法」であって、第5章「大学博物館及び大学美術館」の第14条及び第15条には次のように規定されている。

#### 第14条（設立及び運営）

- ① 高等教育法の規定により設置された学校またはほかの法律の規定によって設立された大学教育課程の教育機関は、教育支援施設として大学博物館及び美術館を設立することができる。
- ② 大学博物館及び大学美術館は、大学の重要な教育支援施設として評価されなくてはならない。
- ③ 大学博物館及び大学美術館は、博物館資料または美術館資料を効率的に保存・管理して、教育・学術資料として活用できるように支援育成されなくてはならない。

#### 第15条（業務）

大学博物館及び大学美術館は第4条第1項の事業のために次の各号の業務を遂行する。

- ① 教授と学生の研究と教育活動に必要な博物館資料または美術館資料を収集・整理・管理・保存及び展示
- ② 博物館資料または美術館資料の学術的な調査・研究
- ③ 教育課程の効率的支援
- ④ 地域文化活動と社会文化教育に対する支援
- ⑤ 国・公立博物館及び美術館、他の博物館及び美術館との交流・協調
- ⑥ 博物館及び美術館利用の体系的指導
- ⑦ その他教育支援施設としての機能遂行に必要な業務

第14条では、大学博物館と大学美術館の設立を許可することにあわせて、大学の重要な「教育支援施設」として位置付けている。そして、資料を保存・管理し、教育や学術資料として活用できるように支援することとされており、博物館・美術館資料の利用者・活用者を前提とした内容となっている。それは教育支援施設と位置付けられているため、あくまでも設立目的は“支援”ということになっている。

第15条ではその業務内容が規定されているが、資料の収集・整理・管理・保管、そして展示をすることや、資料の学術的調査と研究。また、大学教育、および地域文化活動と社会文化教育を支援すること。ほかの博物館施設の協働や博物館・美術館の利用を指導することなど、具体的な内容となっている。大学博物館としての独自研究を認めているものの、学内外の教育支援の意味合いが強いことがわかる。

地域博物館と共通する機能を有するものの、国公立博物館や美術館との協力体制や交流の促進を求めるなど、これまで大学博物館が地域文化の担い手であった実情を反映した規定となっている。大学博物館の義務的設置が削除されたことによって、その役割が不透明感に包まれていたが、博物館及び美術館振興法によって、その設置が公的に認められることになった。博物館の館種や運営主体の相違という認識のもとで、韓国内の博物館として、等しく扱われることになったのは、大学博物館にとってひとつの転機といえよう。これは、学芸士の制度とも通じる、大学博物館のなかには、職級の検討にされる経歴対象機関となっているところもある。ひとえに、大学博物館が国内の博物館組織として法的に明記されたことが大きく作用したのである。

韓国には、日本の学芸員に相当する学芸士という制度がある。大学博物館のなかには、経歴対象機関に指定されているところもあり、学芸士の階級を認定する要件を備えた大学もある。これらの博物館は、学外への広報展開を主とした活動にあわせて、学生教育にも

力を入れている。学生教育と地域社会への生涯学習の場としてのバランスを保った機関となっている。

韓国大学博物館の特有の機能と役割について、金花子氏は次の六点を指摘しているので紹介しておきたい（「海外博物館事情 韓国における大学博物館の現状と役割」『非文字資料研究』2004年を一部改正）。

- ①実物教育を通じた本格的な伝統文化教育機関。
- ②国立・公立博物館のない地域における代行業務を担う社会教育機関。
- ③発掘成果や研究成果の報告書を刊行し、地域文化研究の中核機関。
- ④地域性を帯びた活動とともに、周辺住民に開放する社会教育機関。
- ⑤専門研究者養成のための実習的教育の展開をする実習機関。
- ⑥地域の文化遺跡の保存と保護を最前線でおこなう機関。

基本的には欧米と同じ機能を有しているが、国立・公立博物館の代行的位置にいることは看過できない。それは、大学がこれまで地域の発掘業務を担ってきた実績からそのような役割を帯びているのであって、地域にとっては欠かせない文化拠点となっているのは特筆すべきことであろう。また、⑤専門研究者の養成については、経歴対象機関であるソウル大学校博物館や釜山大学校博物館などには学芸員を養成するスタッフが配置されている。つまり、大学博物館で養成した人材を、学外に輩出するという、まさに供給機関として定着していることも大きな特徴といえよう。

韓国の大学博物館は、大学設置基準令に規定された1967年から1982年に急増した。多数設置された大学博物館のなかでも、経歴対象機関に指定されているか否かでその主たる取り組みが異なってくる。地域の社会教育機関としては共通するものの、学芸士の養成の有無がここに生じてくるのである。

また、中国の大学博物館でも、自校史展示がおこなわれていたように、韓国でも同じ傾向がみられる。自校史資料として大学文書があるが、これについては法制定の動きをみる。韓国では1999年1月29日に「公共記録物の管理に関する法律」（法律第5709号）が、同法施行令が同年12月7日に大統領令第16609号として出された。このなかで、公共記録物の作成、そして廃棄といった手続きを明確に規定し、登録、移管、管理、保存、そして、専門要員の配置といったものに加え罰則規定も含まれている。中国では「档案法」により、歴史記録の定義と移管期間などを定めた内容となっている。日本においても、2011（平成23）年4月1日の「公文書等の管理に関する法律」があり、同様の規定がなされている。

つまり、法律により公文書の管理が定められたことが、大学博物館等での自校史資料の収集の基準にされている。特に国立大学においては、公文書となるため、法律を遵守した文書管理と保存がおこなわれなければならない。実際に日本においては前述したように年史編纂をしているなかで、関係する大学文書を収集していき、その保存・管理の必要性から当該施設の必要性が認識され、既存の大学博物館がその役割を負うことが多かった。これとは別に設置されることも国立大学を中心にみることができ、京都大学大学文書館では、前述の「公文書等の管理に関する法律施行令」によって、「国立公文書館等」として内閣総理大臣より指定されている<sup>13</sup>。

韓国においても同じような傾向がみられ、各大学が開校記念事業の一環として大学史を編纂していく過程で、大学関連の記録物を保存することが重要であるという認識が高まり、年史編纂の関係者を中心に、大学関連資料と記録物収集の必要性が提言された<sup>14</sup>。日韓共通して、大学の周年事業と連動して大学史資料が集められるようになり、管理や保存の問題に直面して、その施設が設けられていることがわかる。

## 第2章 日本の大学博物館史

日本で大学の“知の拠点”といえ、長く附属図書館が担ってきた。それは大学設置基準の規定に依拠して図書館が設けられていたため、近年の大学博物館の設置により、両施設がその機能を果たしている。附属図書館はその性格上、書籍を主とした収蔵施設に対して、大学博物館は古文書などの古文書や器物、美術作品、標本などを収集・保管している。所蔵する文献や資料が共通するところもある一方、まったく異なることがその利用者であろう。

附属図書館は在学生を利用対象者とし限定することが多いが、大学博物館は学生はもとより一般への開放のもと設置されているところが多い。つまり、大学博物館は、利用者・来館者を制限するものではなく、地域社会と融合した公共機関の性格を有する。換言すれば、附属図書館は学内、大学博物館は学内を包含した学外を対象とした“知の拠点”である。そこで本章では、日本の大学博物館の制度的位置付けをはじめ、大学博物館の変遷と現状・課題を明らかにしていきたい。

### 大学博物館の沿革

日本の大学博物館の最初期は、1877（明治10）年に設置された東京大学の小石川植物園である。この起源は、幕府が1684（貞享元年）年に設けた小石川御薬園になる。小石川御薬園は、麻布と大塚に設けられていた薬園が統合されて、徳川綱吉の別邸に移設されたもので、徳川吉宗治世下に整備されていった。1722（享保7）年には、小石川御薬園内に養生所が設けられ、治療にあたる施設となっている。

明治維新後、前述したような変遷を経て、小石川御薬園は1877（明治10）年5月8日に東京大学理学部の附属施設となっており<sup>15</sup>、大学組織に位置付けられ、一般公開されている<sup>16</sup>。現在は、東京大学大学院理学系研究科附属植物園（小石川植物園）となっており、約70万点の植物標本を有している。植物園内には小石川養生所の井戸のほか、甘藷試作跡など当時の面影を残している。また、由緒ある遺構を保ちながら、日本庭園のように整備されており、2012年には国の史跡および名勝となった<sup>17</sup>。

先にふれた幕府時代からの系譜をもつ小石川植物園は、大学設置基準にある薬学部の附属施設にあたる。おなじく、旧帝国大学である北海道大学（札幌農学校）では1886（明治19）年に、京都大学では、1924（大正13）年に植物園（現在の京都大学大学院理学研究科附属植物園）が設置されている。また、現在の岩手大学の前身にあたる盛岡高等農林学校には、開学した1902（明治35）年以来、植物園が設けられており、現在は、岩手大学農学部附属植物園として博物館相当施設となっている<sup>18</sup>。

このように、植物園は20世紀初頭には開設をみるが、博物館の前身にあたる資料室・列品室などになると、動物学者E. モースが創設に尽力した東京大学理学部博物館が最初期といえる。モースが大森貝塚を発見したことを契機に、各地で発掘がおこなわれ、これらの資料が東京大学動物学教室に収集されると同時に、モースが個人的に北海道旅行した際に収集したのも教室に収められている<sup>19</sup>。1879（明治12）年に設けられたこの施設は、学部直属のものとしてつくられ、学内にあった多くの標本類を整理して、展示された。

また、1902年に開学した盛岡高等農林学校には、獣医学教育がおこなわれるにあわせて、「動物の病気標本室」が設けられている。そして、1910（明治43）年に開学した秋田鉱山専門学校の列品室を起源とする秋田大学大学院工学資源学研究科附属鉱業博物館が早い時期に創設されている<sup>20</sup>。地方の国立大学から陳列室が設置されてきているが、旧帝国大学のなかでも次の大学には古くから博物館構想があり、組織作りをおこなっている。

北海道大学は1876（明治9）年、開校した札幌農学校を前身とするが、開学したクラーク博士は当初から自然史博物館構想をもっていた。開拓使から植物園とその園内にあった

博物館を札幌農学校が譲り受けたことが、北海道大学総合博物館の起源となっている。これにケプロンが創設に尽力した「博物院」にあたる、1877（明治10）年創設の札幌仮博物場も含んで整備されていった。札幌農学校からの自然科学系の学術標本を中心に収蔵し、現在では総合博物館となっている。京都大学総合博物館は、1897（明治30）年の大学設置当初から博物館構想が持ち上がり、一次資料の収集を開始し、1914（大正3）年に、「陳列館」が竣工したことに始まる。1955（昭和30）年に博物館相当施設の指定を受け、1959（昭和34）年には陳列館から博物館と改称され、博物館活動を開始するようになった。東京大学の場合、全体的な博物館としては比較的新しく、1966（昭和41）年に地理、鉱山、地史古生物、鉱物、岩石・鉱床、動物、植物、医学、薬学、考古、人類・先史、文化人類の12資料部門からなる東京大学総合研究資料館が発足した。1996（平成8）年5月11日、東京大学総合研究博物館が発足し、三つの研究系からなる組織となっている。

私立大学をみても、國學院大學博物館は、1928（昭和3）年に開設された「考古学陳列室」を前身とする。1932（昭和7）年には図書館から国史研究室へと移管されて「考古学資料室」と改称される。1952（昭和27）年には博物館相当施設に指定され、1975（昭和50）年には「考古学資料館」となる。この間、1963（昭和38）年に「神道学資料室」が開設され、1990（平成2）年には「神道資料館」と改称、これらが統合されて現在の國學院大學博物館となっている<sup>21</sup>。明治大学博物館は、1929（昭和4）年に設置された刑事博物館が起源である。1950年に商品博物館、1952年には考古学博物館が設置され、これらが2004年に統合されて今日に至っている。

関西では、天理大学附属天理参考館がいち早く活動を開始している。1930（昭和5）年の「海外事情参考品室」がその起源であり、大学の前身である天理外国語学校内に設けられた。これは「支那風俗展覧会」がおこなわれたことがきっかけであり、展覧会事業は1935（昭和10）年にも「海外事情参考品展覧会」が開催されている。1950（昭和25）年に現在の博物館名となり、1956年に博物館相当施設となっている。

このように大学博物館の沿革を通覧していくと、植物園からはじまっており、そして一次資料収集に着手している。資料収集の成果もあって、「陳列室」が必要となり、資料数の増加にともない「資料館」と改称、さらに活動の多角化もあって「博物館」となった。組織改編などを経ながら今日に至っており、現在では、博物館相当施設となっている大学博物館が増えている。

大学博物館の活動は当初、陳列室として始まり、展示論や博物館教育論を意識したもの

ではなかった。大学や教員が個別に収集してきたものを、一堂に並べる“陳列”の枠にとどまるものだった。今日では、学生はもとより、公衆を意識した取り組みをおこなっている。薬用植物園においても、一般開放をしているところが増えているとともに、定期的な解説会を開催したり、展覧会も実施するなど熱心な教育活動がおこなわれている<sup>22</sup>。また、さまざまな説明パネルの工夫もみられるようになり、小石川植物園では、楽しく学びながら見学するコースもできている。陳列室から始まった大学博物館も、教育機能を充実させていくようになり、学生教育ばかりでなく、一般にも利用される施設へと発展してきたのである。

### 大学博物館設置の経緯

大学博物館が設置される契機となったのは、1996（平成8）年1月18日に学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会が発表した「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）—学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について」（以下、「報告」とする）である。これは、学術標本の現状と課題に始まり、学術標本の保存・活用の在り方、ユニバーシティ・ミュージアムの整備からなる報告書である。これにより、大学博物館がどうあるべきか、その指針が出されている。

「報告」では、大学博物館の必要性を学外的かつ学内的な視点から取り上げている。1996年当時、国際化・情報化・高齢化・多様化の社会となっている状況のなかで、大学に求められる社会的要請も変容している。そこで、良質な学術情報の発信基地、そして高度かつ多様な学習ニーズに対応し得る大学としての機能が必要とされた<sup>23</sup>。

大学博物館が良質な学術情報の発信基地となり得るには、大学および大学博物館での調査研究による成果が前提である。より良質な学術情報を発信するには、教員による日々の研究蓄積が重要であり、その成果を発信する拠点の確保を大学博物館に求めているのである。また、高度かつ多様な学習ニーズについては、「報告」にある“環境問題”や“都市問題”といった専門分化した特定の学問分野では対応できない問題、さらには、国民の高学歴化や社会意識の向上による興味関心事の多様化もあって、これに大学が対応すべく、大学博物館の設置を求めている。

このような社会要請に、大学が応えていくためには、「総合的・学際的な研究・教育体制を整備すること」が必要であり、その役割を果たすのが大学博物館と位置付けている。また、多くの一次資料を有する大学が、進歩した分析法や解析法によって得られた新たな情報提供をおこなうためには、博物館が有効であると結論付けている。さらには、学術研究

の基盤である実証的研究を支援するものと博物館を位置付けていることから、次世代の研究者養成機関となることも目的としている。

このように、学外の要請に対応するためにも大学博物館の設置が求められているが、学内的な目的も含んでいることがわかる。大学が所蔵する一次資料の活用はまさに実証的研究の根幹であり、その研究支援の拠点となるために大学博物館が必要とされているのである。大学博物館が学内的にも重要とする大きな動機付けには、「報告」のなかにもある若手研究者や大学院生への支援がひとつの柱となっている。

学際的な複合領域の研究が進展している昨今、資料の保存・活用のための整備は不可欠である。大学が所蔵する一次資料は、研究・教育資源であって、これが未整理の状態が続けば、おのずと活用が停滞する。そして、従来の学問領域から出た研究をおこなおうとする場合、大学博物館による学部横断的な学術標本の保存体制を構築することが必要となる。「報告」では、「多様な需要に対応できる研究・教育環境の整備が是非とも必要」と結ばれており、研究教育の基盤整備が強く主張されている。

こうした環境整備が遅れているために、欧米の大学と比べると、日本の大学は実証的研究・教育が脆弱であると指摘されている。これはひとえに一次資料との接触が困難な環境に一因があって、研究者を養成することがひとつの責務である大学では、まずは基盤整備を進めることが重要であるという認識を示されたのである。

一次資料の活用という点では、大学博物館だけではなく、各地にある地域博物館を含んだ問題でもある。大学が所蔵する学術標本は、研究素材の一部に過ぎず、関連する資料は地域博物館などが所蔵していることが多い。その際には、地域博物館の協力のもと、資料調査にあたることになるが、この時は、調査する研究者の所属や職位によっては利用に制限を受けることがある。ましてや、「報告」が出された1996年頃は、現在の状況より、資料開示の条件が厳しかったのは筆者自身も経験するところであり、地域博物館を含めた学際的研究をおこなうことは非常に困難だった。

特にこれから研究職に就こうとする大学院生は制限される傾向が強かった状況をうけて、まずは大学内でこうした課題を解決すべく、大学博物館の設置が求められたともいえる。そこには、教員や学生が大学所蔵の学術標本を研究対象として活用できていない現状を改善することによって生まれる成果の波及効果、換言すれば、「報告」にある“2次、3次の成果をあげるような本質的で独創的な活力”の創出を目指しているのである。

そこで、まず、学内での研究基盤体制の構築を図るべく大学博物館の設置が提言された

わけだが、次の段階としては地域博物館を含めた体制が必要となろう。こうした視点で考えれば、1996年の報告には、大学博物館での学芸員養成の概念が希薄と言わざるをえない。前述のように、大学の使命のひとつに研究者の養成がある以上、大学博物館の設置にあっても、これが求められる。地域博物館の調査研究にあたる学芸員は、博物館法に定められるところの研究者である。人文科学や自然科学などを問わず、地域博物館で一次資料の調査にあたる学芸員を養成することは、大学博物館に求められる研究基盤の強化につながる。大学博物館が“協力”ではなく積極的な養成にかかわることが大切である。

博物館の構成要素は、建物（ハコ）・資料（モノ）・学芸員（ヒト）である。大学博物館として活動するにあたっては、この要素を満たす必要があるものの、報告では建物（ハコ）としての大学博物館の必要性が唱えられ、学術標本（モノ）の保存と活用について提言されているものの、人材養成が強く求められないまま、大学博物館がつくられていった。大学博物館の設置と学術標本の整理、保管、展示が少しずつであっても進められてきている現状を考えれば、次は博物館の中核を担うソフト面の充実を図っていくことが必要なのである。

### 学術標本の管理と活用

博物館というハード面が整えられたら、次に学術標本を整理していく作業が大切となってくる。また、整理にあたっては人的確保が重要となり、そこで、学術標本の保存・管理についてみれば、「報告」のなかで次のように記されている。

すべての学術標本は、体系的に分類されて保存・出納可能な図書館の文献のように、それを収集し、研究した研究者を介さずとも検索・取り出しが可能で、研究・教育に自在に活用できる状態に保管しておくべきである。

大学博物館で所蔵される学術標本の管理は、「図書館の文献」と同義に位置付けており、専門の研究者を介さずにして検索・取り出しが可能な状態にしておくように提言されている。もちろん、大学博物館で所蔵される体系的に分類された学術標本は、上記のような保存体制を築き、活用を促すことが目的とされているが、“研究した研究者を介さず”というところがこの項のポイントである。この文言が入っているのは、学術標本を研究していた当事者が人事異動や割愛、定年退職によって、学術標本が散逸したり、整理することが困難な現状を反映している。こうした状況は地域博物館でも同様のことがいえ、可能となれば極めて理想的な管理体制といえる。

しかし、実際には、専門とする研究者を介して資料を管理しているのが現状である。専

門分化が進められ、さらには業務が煩雑化している昨今、専門外に対する知識や情報を把握するのもままならない状況が続いている。ある種、“オートマチック”に資料を活用できるような環境にするには、大学博物館の領域をこえた学部教員との連携、もしくは、資料管理を専門とする教員の配置が必要となろう。コレクション・マネージャーのような、保存・分類の知識をもち、アーカイブズにも精進し、統括、データベース化を進めるポジションがなければ、理想型には近づくことは困難であろう。

さらに、「報告」のなかでは、収蔵スペースの問題から、一次資料化の困難なものは、廃棄も検討するように記されている。それは各研究室に分散する学術標本が多数ある現状をうけてのことだろう。しかし、これらの廃棄の線引きが難しく、後述するように、地域博物館では受け入れられない資料も、大学博物館では受け入れることが可能なものもある。一次資料化への可能性を考え、学術的かつ文化的価値を与える発展性のある資料へのしかるべき対処が必要である。調査研究が進められていくなかで、上記の可能性が生まれることも想定されるため、廃棄にあたっては慎重に対応しなくてはならない。

整理・保存の一方で、活用を推進しなくてはならない。これは“死蔵”を避けるため一般利用率の向上と自校での博物館活動の活性化が求められる。学術標本の利便性にはデータベース化が重要で、「報告」のなかでも、所在情報と1次資料としての特性情報に関するデータベース化、さらには画像データベース化が望ましいとしている。利用者に対しての具体的なイメージと出納の円滑化が期待できるとしている。

これにあわせて、学術標本を使った展示活動をおこなうことが求められており、「報告」には次のようにある。

研究成果を学術標本を用いて展示・公開することは、異なる分野の研究者にも新たな研究構想を与える契機となるのみならず、「物」と接することにより創造的探求心を育むなど学生の教育にとっても極めて重要な環境を提供することになる。

展示・公開することの前提には、研究成果がある。そして、これを多くの研究者に公開することで、異分野研究者にもヒントを与えることとなり、実物を見ることによるさらなる教育効果も期待できるとしている。これは博物館展示の基本的な理論であって、“モノ”に立脚した博物館教育の姿である。研究は通常、論文発表のように、文章により論理的かつ実証的に表現していくが、博物館は“資料”ありきである。資料の分析を通じて、そこから得られる情報（周辺情報も含む）を正確に発信することが求められているのである。まさに、大学博物館は、迅速かつ広範に学術研究の最新成果を発信することを可能とし、

成果を創出する過程をも学生教育のなかで示していくことができる。

大学博物館のこれらの活動は、大学が地域社会から求められていることでもあり、大学が有する知的資産の還元でもある。学生教育という内的なものだけではなく、地域住民へも門戸を開く大学の“サービス”でもある。これは人々の学習ニーズの高まりを受けてのことであって、大学による学ぶ機会の提供ともいえる。「報告」のなかには展示公開にあたって、次の二点を期待している。

①学術標本の展示・公開等を行うことにより、人々の多様な学習ニーズに応えることが期待される。

②展示・公開等は、次代を担う青少年に学問を身近に感じさせるための環境を提供することになる。

展示による学術標本の公開によって、現状の学習ニーズへの対応、将来的には、青少年へ学問に対する興味を与えるための環境を提供するものとされている。大学博物館は中長期的な視野にたち、かつ幅広い層の人々を対象とした、地域社会に根付いた活動を担うようにと求められているのである。

展示・公開していくには、大学博物館に所属する研究者や支援職員、あわせて、保存・整理するための施設も必要であることは、「報告」のなかにも示されている。結びには「学術標本群と要員と施設の間に調和のとれた有機的な関係を樹立することが肝要である」と記されているように、“ハコ”・“モノ”・“ヒト”の調和が重要であって、それぞれが有機的な関係を築かなければならない。博物館を構成するこの三要素が欠けることなく、連関性を求めているのである。これは、大学博物館と地域博物館に区別なく、すべてに求められることでもあり、換言すれば、常に博物館が抱えている課題ともいえる。地域博物館で起きている現状を踏まえて、新設される大学博物館にはその解消を促しているのである。

展示公開するためには、所属研究者による調査・研究が前提であり、これにあたっては、学術標本の保存・整理をしなくてはならない。保存・整理するには、その要員と保存・展示施設が必要となってくる。大学博物館を設置するにあたっては、“ハコ”・“モノ”・“ヒト”といった三者の有機的な構造を意識して、活動するように提言されているのである。

### 大学博物館の機能と役割

大学博物館の設置に至ったのは、前述してきたように、学術標本の保存・整理、そして学習ニーズの多様化にともなう社会からの要請に応えるためである。学内的には、各学部で分断的に所蔵されている学術標本の一元管理と複合領域の研究環境の整備を進めるため

に設けられた。「報告」が出される前、1960年代から急激に大学博物館は設置されるようになってきたが、ここには、当時の経済状況はもとより、博物館学芸員資格取得のための学芸員講座が各大学に開設された時期でもあり、資格取得にともなう館務実習の場として設置が意識されたことがある<sup>24</sup>。また、対外的には大学の「社会に開かれた窓口」として、大学博物館が地域社会との接点と位置付けられている。

大学博物館を系統付けて考えた場合、棚橋源太郎が考えていた「教育博物館」に通じるところがある。棚橋は教育博物館について、①最新の教授用具、家庭、学校に於ける教育上の諸設備を、世間に向かって紹介し推挙する②国内外の教育の過去、現在の状況を容易に知らしむること③教育の理論、実際に関する智識を普及することとしている<sup>25</sup>。これらは、大学博物館が学生教育の現場に設置されていることを考えれば、当然、活動の範疇に入ってくるだろう。現在、多くの大学博物館が上記のことをおこなっている。

また、棚橋は教育博物館が陳列する「教育品」について、次のことを示している。①内外国最新の教授用具、生徒用品、材具建築の模型②最新の内外国教科書類③諸学校の規則、一覧、教授細目、学校建築や学校生活の模様を写した写真絵画の類④内外国諸学校生徒の成績品⑤内外国教育史の資料となるべき教育品を挙げている。これは大学博物館が有する学術標本に相当するとともに、さらには自校史に関する資料にも通じる。棚橋は、「教育博物館」という一学校にとらわれない視点にあったために、“内外国”や“諸学校”と挙げているが、今日の大学博物館の所蔵品や収集概念の本質は、最終的にはここに行き着くことになるだろう。

学術審議会の「報告」のなかには、大学博物館の定義が記されている。まさに、大学博物館が果たすべき機能や役割について明確に示されている。大学博物館は、単に学術標本保存施設やそれを展示することだけではないとしたうえで、「Ⅲユニバーシティ・ミュージアムの整備について」のなかの「2ユニバーシティ・ミュージアムの機能」に次のように記している。

ミュージアムとは、大学において収集・生成された有形の学術標本を整理、保存し、公開・展示し、その情報を提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究・教育を行い、学術研究と高等教育に資することを目的とした施設である。加えて、「社会に開かれた大学」の窓口として展示や講演会等を通じ、人々の多様な学習ニーズにこたえることができる施設でもある。

概ね、これまで取り上げてきた内容が集約されているが、このなかで特筆すべきは、「組

織的に独自の研究・教育を行い、学術研究と高等教育に資すること」である。大学に設置されている学部が横断的（＝組織的）に博物館運営に関与し、ここから生まれるオリジナリティのある化学反応（＝独自の研究・教育）を期待している。さらに、これから波及する学術研究と高等教育の一助となることを目的としており、これが地域博物館と大きく異なるところであろう。大学である以上、学術研究・高等教育の拠点機能は必然的なものであり、「学術」・「高等」という文言はこれを反映している。

学術研究・高等教育の社会還元として、展示や講演会等を展開することと記されている。展示や講演会は、地域博物館が実施している経緯があり、これに倣った事業を大学博物館でも取り入れているのである。展覧会や講演会という形態が地域社会にも浸透し、住民にも定着している現状をうけて、大学博物館でも実施が求められているのであろう。但し、大学での学術研究をいかにわかりやすく伝えることができるのかが、大学博物館に所属する教員には求められる。「博物館」である以上、高等教育から、生涯学習という転換点を意識した取り組みとしていかななくてはならない。

「報告」では、大学博物館の機能の総論が示されたうえで、具体的に次の五つの機能を明示している。

#### ① 収集・整理・保存

大学において収集・生成され、学術研究・教育の推移と成果を明らかにする精選された有形の学術標本を整理・保存し、分類して収蔵する。

#### ② 情報提供

収蔵した学術標本を整理し、収蔵品目録を刊行することは当然であるが、さらに広範多様な利用に供するため、画像データベースを構築することが必要である。このことにより、ネットワークを通じて全国的な利用に供することも可能となる。また、研究者や学生のみならず、地域住民等からの学術標本に関する相談に応じ、必要な情報を提供する。

#### ③ 公開展示

収蔵した学術標本を研究者に公開し、調査研究に供するとともに、必要に応じて、貸出しや重複標本の交換等もおこない、有効な活用を図る。学生に対しては学術標本に直接接する機会を提供し、実証的で充実した教育に資することができる。また、ミュージアムに収蔵する学術標本を用いた研究成果の展示をおこない、論文等によらない新しい形式の公表の方法を研究すると同時に、学内の研究成果を公表する場とする。

さらに、大学における研究成果については、地域社会に積極的に発信することが求められており、ミュージアムにおいては展示や講演会等を通じ、大学における学術研究の中から生まれた、多くの創造的、革新的な新知見等を地域住民に積極的に公開し、周知することが望ましい。なお、ミュージアムを「社会に開かれた大学」の具体的対応として円滑に機能させるためには、今後、社会のニーズをも踏まえ管理運営方法について工夫することも必要である。

#### ④ 研究

学術標本群の充実やその有効利用を図るとともに、学術標本を基礎とした先導的・先端的な取組を支援するため、ミュージアム独自の研究を計画し実行する。この場合、ミュージアムに所属する研究者が中核となるが、大学内外の研究者の共同研究としておこなうことが望ましい。

#### ⑤ 教育

学術標本を基礎とした大学院・学部学生の教育に参加するとともに、博物館実習をはじめ大学における学芸員養成教育への協力をおこなう。また、一般の博物館の学芸員に対する大学院レベルのリカレント教育や、人々の生涯にわたる学習活動にも積極的に協力することが望ましい。

①収集・整理・保存については、大学博物館がこれまで収集してきた学術標本の整理と保存、さらに分類までが求められている。ここでは、新規資料の収集までは挙げられていないことが地域博物館との違いでもある。なにより大学博物館の所蔵する学術標本というものが、学術研究・教育の推移と成果を明らかにする精選された有形のものであって、学術的価値・教育的価値を生成するものと明確に位置付けている。

②情報提供については、収蔵品目録はもとより、画像データベース化の推進を挙げている。さらに、研究者や学生ばかりでなく、地域住民への相談にも応じるというレファレンス機能も博物館活動としている。収蔵品目録とデータベース化、さらにはネットワークを通じて全国的な利用を促すことが、大学博物館の重要な機能とされている。

③公開展示については、学術標本に接する機会の提供と実証的で充実した教育を展開することを本義として挙げられている。さらに、“展示”という手法を通じて、大学の新たな教育展開と研究成果の公表方法を検討している。本文中にある「論文等によらない新しい形式の公表の方法を研究する」という文言はこれを端的に表現しており、まさに“理論を具象化”した研究成果の発信拠点となることも期待されている。

④研究については、博物館として着手するゆえのオリジナリティ、これに加えて研究者への支援や学内外との共同研究を推進している。当然、大学博物館が所蔵する学術標本の調査・分析を前提とした共同研究となろうが、学部単位ではおこないきい複合研究も同時に求めていることがわかる。

⑤教育については、学内外の教育、換言すれば、大学院生や学生教育、さらには生涯学習への協力が求められている。なにより、本文中にある“博物館実習をはじめ大学における学芸員養成教育への協力を行う”と掲げられていることが重要である。大学博物館を有する大学の強みはこの一文に集約されている。今日、地域博物館へ依頼して博物館実習をおこなっているのが実状だが、大学博物館を設置することで自前での学芸員養成が可能となる<sup>26</sup>。もちろん、地域博物館への実習を希望する学生にはその対応を要するが、なにより学生にとって、選択肢の幅を広げることにつながるのである。

しかし、ここで問題となるのが“協力”ということである。大学博物館が学芸員養成にどこまでかかわることができるのか。学部に設けられることが多い、学芸員課程との連携も含めて、極めて曖昧になっている。“協力”とされる以上、学芸員としての就業を希望する学生に対しても積極的な教育をおこなうことができない理由となっている。また、地域博物館にかかわる実習受け入れ館としての機能だけでは発展性が期待できない。あくまでも主導は学芸員課程にあるなかで、ここをいかに融和させ、有機的な関係を築くことができるのかが、大学博物館の機能の充実にもつながってくるのである。

以上のような大学博物館に求められている機能を果たすためには、多くの課題があるのは明白である。それは第一に人的問題である。教員や支援職員の確保はいうまでもないが、相応の知識やノウハウを持った人材をいかに大学博物館に定着させるのが重要といえよう。これは、学生教育にも直結するところであり、学部教員との連動のもとで解決していかななくてはならない。しかし、多様化している大学行政のかたわらで協力を得ていくには、精神的・体力的な負担を強いることにもつながる。また、学芸員経験のない教員による学生指導は、机上の空論になりかねず、果たして学生教育の質の確保ができるのか、考えなくてはならない。

第二に予算措置の問題である。学術標本を整理・分類していくには、マンパワーが必要となる。学生ボランティアを導入して解決していくことが現実的であろうが、報告のなかには“ボランティア”の概念が欠落している。とすれば、作業人件費ならびにデータベース化によるシステム構築への予算の確保も必要となってくる。科研費をはじめとする外部

助成金を得ることも考えながら取り組んでいくことになる、所属する教員らへの負担は一層大きくなっていく。

報告で挙げられた五つの機能を果たすためには、これらの課題を解決しながら、徐々に近づけるように努力していかなくてはならない。学内的な研究・教育的な機能、さらには学外的な生涯学習への支援など、大学博物館に求められている使命を実現するには、幅広い業務をこなさなくてはならず、各大学博物館で独自の優先順位や段階的過程を明示して、組織的に取り組んでいくことが必要となつてこよう。その結果、画一化された大学博物館とは異なる、個性的な博物館も生まれてくることになるだろう。

### 大学博物館の現状と分類

前述した、学術標本の保存と整理、研究成果によりおこなわれる展示活動、それに付随する講演会の開催は、大学博物館に求められる機能かつ役割である。しかし、前述してきた学術審議会の報告は、あくまでも提言であつて、法的拘束力を有するものではない。結果として、大学博物館が大学設置基準の附属施設に明記されていないことが根本的な問題となっている。

附属施設とは、大学設置基準の第 39 条にあり、教員養成に関する学部又は学科の場合は附属学校、医学又は歯学に関する学部の場合は附属病院、林学に関する学科の場合は演習林、薬学に関する学部又は学科の場合は薬用植物園、体育に関する学部又は学科の場合は体育館などといったように、10 の附属施設が明記されている。これらは、学部または学科に設置する実習施設とも位置付けられるもので、国家資格とも連動するものである。また、工学に関する学部に関しては、第 39 条 2 項において原則として実験・実習工場を置くものとされている。なお、博物館と並び“知の拠点”とされる図書館については、大学設置基準の第 38 条にある。

大学設置基準に明記された附属施設は学部または学科単位に置かれるものである。附属学校のように教員養成をする実習施設があるとすれば、学芸員養成をする実習施設として附属博物館が置かれてしかるべきであろう。研究室単位ではみられるものの、教育学部のように、学芸員を養成する学部が現在も設置されていないことから、大学博物館の附属施設としての位置付けを困難にしているともいえる。

そこで、今日設置されている日本の大学博物館の類型を考えた場合、その運営形態の特徴から次に掲げる三つに分類することができる。なお、これらは分離独立するものではなく相互に連用する博物館もある。

①全学型…大学が設置する学部に関する展示が均等におこなわれ、博物館構成員も各学部から選出された教員からなる。さまざまな分野の人員を要することから、多角的な事業を展開することができるメリットがある。常設展示室でも各学部の紹介がなされ、見学者も大学がおこなっている研究の全体像を知ることができる。但し、概要に留まってしまうため、深い内容については、別に委ねなければならない。オープンキャンパスなどでも公開され、入学を希望する学生に対して有効に機能する施設といえよう。

②独立型…私立学校などに設置されていることが多く、大学創立当時の「建学の精神」を伝承する施設でもある。学部と一定の距離があるため、独立性が高く、偏らない事業展開をしていくことができる。創業者や大学創立に尽力した人物を顕彰したり、在籍する教員の研究が表彰をうけたり、在学中の学生が、学問・スポーツで著しい成績をあげたときに顕彰することもあり、“現在と過去”の事績を称えている。また、「建学の精神」に沿った調査研究や展示活動をおこない、学内での精神的な拠り所となっている。

③学部型…学部附属する博物館で、学部の研究を直接反映した展示をおこなっている。学部の研究内容を詳しく紹介でき、内容のある展示活動と情報発信をおこなうことができる一方で、単一的な事業になってしまう問題もある。また、来館者にとっては全学的な理解にはつながりにくいととも、他学部との関係が希薄になりがちである。学部直属の利点は、所属学生の利用を積極的に促せることにあり、実践教育の拠点としても有効に機能する。

#### ④ 顕彰型

大学・学校の創業者であったり、教鞭をとっていた著名な教員、大学が輩出した卒業生や、在学生を顕彰する施設。全学的かつ学部には属しない分、専門性は低下しているものの、身近な展示を展開し、一般の来館者にはわかりやすく、親しみやすい内容となっている。建学の精神の拠点となっていることにあわせて、学校関係者への標榜となっている。独立型と相互性をもつことがある。

#### ⑤ 地域・研究連携型

地域の歴史や文化など共通する研究分野の機関や周辺住民らによるボランティア組織と連携した展示活動がおこなわれる。大学附属ではあるものの独立性が強く、学外の利用者も多い。地域住民や関係機関からの寄贈・寄託資料が多く、地域博物館と類似する性格にもなっている。学内における生涯学習の拠点として、有効に機能している。

以上は、大学博物館組織により分類した類型であるが、次に大学博物館の位置付けを(1)

建物・建物(2)館員体制(3)活動目的にわけて考えてみると、次のような分類をすることができる<sup>27</sup>。

#### (1) 建物・施設

建物・施設は、博物館と称する以上、展示空間の保有が必須であり、ハコモノに限らず、野外博物館や植物園などもその対象となる。学術審議会報告の「社会に開かれた大学」を大学博物館が具現化するためには、研究成果の社会還元を展示・活動に求めなければならない。建物・施設というハード面については大学によってさまざまであり、その類型は次の6分類に区分することができる<sup>28</sup>。

##### a. 近代的設備型

博物館施設を開館するにあたり新築された建物であり、展示空間はもとより、温湿度管理の整った収蔵庫も兼ね備えるなど、県立、市立などの博物館とも比肩する建物である。なかには、重要文化財など指定物件を展示することができるほどの環境が整った展示室を有する大学博物館もある。近代的な設備を整えた博物館は、相応の資料を所蔵している場合が多く、学術標本を文化財として位置付けた措置ともいえる。

##### b. 象徴的建造物型

大学の歴史ある旧校舎などに展示室を設けて一般公開している建物である。そのため、空調などの展示環境が十分に整っていない側面がある。卒業生や在学生はもとより、近隣住民からも親しまれた建物を博物館としてリニューアルし開放している。新築された博物館にはない、歴史と伝統を感じる情趣があり、シンボリック的な建物となっている。また、建物自体が文化財に指定・登録されていることもある。

##### c. 既存再利用型

空き教室など既存の空間に展示ケースを設置した施設。空調などの環境設備が立ち遅れている。なかには、収蔵施設(倉庫)と兼ね備えたところもある(≒収蔵展示)。前記したa. 近代設備型とb. 象徴的建造物型の中間に位置付けられ、今後の移転などを含めて発展途中にある施設ともいえる。施設の有効活用を図りながら、制限はあるものの、学生教育、そして一般開放をおこなっている。

##### d. 併設型

図書館や記念館などの一部に展示空間が設けられている施設。間借りの状態のところもあれば建て増しにより拡張・整備されているところもある。博物館としての存在感は弱くなるものの、図書館や記念館を利用した人の導線となっており、二次利用としても有

効に機能している。管理の面でも、特別な措置を必要としないことが多く、維持がしやすい側面がある。

e. 自然解放型

薬学部の附属機関である薬用植物園などがこれに該当する。植物園を有する大学のなかには一般開放して所属する教職員の解説を交えながら見学会を実施したりして、社会貢献事業をおこなっている。自然環境に博物館活動が左右されやすい問題点もあるが、開放的ななかで体感できる教育を実施している。

f. 衛星遠隔型

大学博物館は基本的にキャンパス内に設けられることが多い。つまり、来館者は学内へ訪れることになるが、最寄の駅前や、空港であったり、また、博物館施設で出張展示していたりと学外者が行き交う場所に展示空間が設けられていることがある。大学博物館とは別にこうした施設があることで、本館への誘導を促し、ひいては効果的な広報展開を可能としている。

(2) 館員体制

博物館の活動の屋台骨は学芸員である。博物館の運営を担う教職員のなかでも学芸業務にあたる者の立場を考えると、次の4点に区分することができる。なお、大学博物館サポーターやボランティア、友の会はここには含んでいない。

a. 教員

大学博物館を大学研究・実験機関として位置付けたうえで教員を配属している。学芸員課程に関する授業などを担当するとともに、博物館が所蔵する学術標本の研究をおこなっている。これら研究成果を展覧会や報告書等で発信している。

b. 専門職員

教員系列とは別に事務局系列で専門職位を設け、博物館業務にあたっている。博物館実習生の受け入れ館のひとつとして、実習指導をおこなっている。また、特別展開催など専門職による事業がおこなわれ、授業とは一線を画した実践・実学教育を展開している。

c. 事務職員

常設展示室を管理するという面目で配属されているところが多い。実際の運営については学内の運営委員会などが担うところが大きく、教員のサポートを含めて主に事務的な業務にあたっている。他方で、事務職員という身分でありながら、学芸員を兼務しているところもある<sup>29</sup>。

#### d. 非正規教職員

任期制の教職員が配属され、博物館活動をおこなっている。学内での嘱託職員や臨時職員、派遣職員という形態がとられたり、科研費等で雇用されていることも多く、任期終了後の活動の継続性が危惧される。

### (3)活動目的

大学博物館が主目的としている活動から分類すると次の四分類となる。しかし、これらが明確に区分されるのではなく、それぞれが包含されることもある。

#### a. 公開型

学術審議会答申「社会へ開かれた大学」を具現化するために設置された、展示を主とした公開施設。所蔵資料を中心に常設展示室を設けるとともに、時期に応じて特別展を開催する。学内外関係なく一般開放を原則としており、地域住民にも利用を促している。

#### b. 研究型

原則的に一般公開していない施設で、保存を主目的として設置されている。しかし、研究者向けに資料の閲覧を認めることもある。多くの学術標本を収蔵し、これらの研究成果は研究紀要などの出版物等を通じて報告、発表している。

#### c. 養成型

博物館実習生などの受け入れを中心としている施設。一般公開を主目的としているのではなく、学生教育での活用に力を入れている。そのため、必要に応じて開館することが多く、一般見学者には事前予約制をとるところもある。

#### d. 広報型

学校創立の歴史や現在の研究・教育を紹介する学校広報としての施設。展覧会事業等の展開はなく、そのスペースを設けてもいない。既存の常設展示室を通じて入学希望者などの学校案内を効果的におこなっている。また、新任の教職員にも、研修の一環として利用されていることがある。

大学博物館は、その性格上、“大学の顔”となっている。実際に大学広報を担う場面も増えてきており、前記した類型にとらわれない活動を展開している。これは設置年数にとまなう実績を蓄積してきたことによって得られた成果である。この成果を数値化して入館者数をみると、学外の利用者が半分以上を占めているところが多く、本来利用を促したい学生来館者は伸び悩んでいるのが実状である。展示に内容に関する講義を履修している学生や学芸員課程履修者は利用することが多いが、その比率は学生全体で見ると極めて少な

い。特に入館者数が多い館ほどその傾向が強くみられる。卒業生が懐かしみ来館することも大切であるが、在学中の学生利用者の増加が今後、各大学博物館に求められることになろう。大学博物館の設置目的に鑑みた、積極的な博物館活動の展開が必要となってきたのである。

これには、学生が博物館を利用する仕掛けをおこなう努力が第一に必要である。興味を持たせるような事業展開の工夫が求められるのである。また、教員が積極的に授業で活用することも、学生利用者の増加につながり、実物教育を実施することにつながる。

大学名	総入館者数	所属学生数	学生が占める割合
立正大学博物館	2,012人	445人	22.12%
駒沢大学禅文化博物館	11,692人	5,035人	43.06%
玉川大学教育博物館	8,163人	2,475人	30.31%
山形大学附属博物館	2,297人	1,420人	61.81%
西南学院大学博物館	14,027人	3,819人	27.22%

\*上表は『立正大学博物館年報9』（立正大学博物館、2010年）、『駒澤大学禅文化歴史博物館年次報告書』（駒澤大学禅文化博物館、2011年）、『玉川大学教育博物館館報』第9号（玉川大学教育博物館、2011年）、『山形大学附属博物館概要2011』（山形大学附属博物館、2011年）、『西南学院大学博物館年報』第4号（西南学院大学博物館、2012年）をもとに作成した。なお、山形大学の学生の内訳については他大学生が含まれる可能性がある。

学外的に生涯学習の機会を提供するとともに、学内的には学芸員を養成する機関として成熟することも必要である。学術審議会の「報告」にもあったように、学芸員養成には大学博物館も協力するという文言から、現在、多くの大学博物館で実習生の受け入れがおこなわれている。学芸員課程を履修している学生の全てを受け入れている大学博物館もあれば、地域博物館と同じ形態で受け入れ館のひとつとなっているところもある。大学博物館での博物館実習では、地域博物館にはない実習をおこなえる反面、地域博物館の学芸員による実践教育を受けられないデメリットもある。しかし、学生からは、経済的・体力的な負担軽減のなかで、学内一貫教育で資格が得られるということで評価が高いようである。

大学博物館で博物館実習をおこなうにあたっての一番の課題は、学芸員養成を担える教員か専門職員が所属しているかどうかである。これまでの大学が置かれていた環境上、研究歴はあるものの学芸員歴のある教員は少ない。大学でおこなう理論的な部分を実践に転換するには、学芸員の経験がなければ不可能であり、大学教員畑だけの実務では、地域博物館に求められている学芸員養成をおこなうことはできない。学芸員経験のない教員による学生教育がどれほどの効果があるのか。かえって地域博物館が求めている学芸員養成の

あり方とはギャップが生じてくることになる。非常勤教員により、これを補完できるものではなく、現場での経験がある専任教員を大学博物館に配置させなくては、大学博物館による学芸員養成の形骸化を招きかねない。

また、「報告」には教員による展示を想定した文言が続いていたが、本質的に教員と学芸員は別の視点で研究、そして展示公開している。教員の学校教育と学芸員の博物館教育という根本的な相違が「報告」のなかで明確に区分されていない。大学博物館が博物館教育をおこなう以上、所属教員は、学芸員でなくてはならない。これが高等教育をいかに一般にわかりやすく教育的内容へ転換できるかの根幹となる手段なのである。

大学博物館の設置は法的拘束力がなく、学則に従った運営がおこなわれていることが、かえってオリジナリティのある活動を創出している。ただし、学芸員養成とセットで大学博物館のあり方を考えた場合、設置基準に規定されるなどの手立ては必要となってくるであろう。大学博物館で学芸員を養成することが、スタンダードとなるのが将来的には望ましいものの、ここには当然、地域博物館を含んだ新しいカリキュラムを策定することが大切である。そのためには、経験ある学芸員の確保が大学側に求められることであって、責任のある研究者を配置することが重要といえよう。

### 第3章 大学博物館教育と連携活動

学芸員課程を設置している大学を中心に、学芸員への就職を希望する数多くの学生がいる。彼らは規定の単位を修め、博物館実習を経ると学芸員資格が与えられる。必修である博物館実習は、実習期間内に地域博物館が定めたカリキュラムのもとで実習がおこなわれている。しかし、学生たちは実習を終えると、博物館との関係が希薄となり、ここから就業に結びつくのは非常に困難となっている。実際、2007（平成19）年度の文部科学省調査によると、学芸員養成課程で資格を取得する学生の数は、全国で約1万191名という報告がある<sup>30</sup>。これほどの多くの学生が学芸員資格を取得しているものの、博物館に就職（学部卒）できたのは1%に満たないという報告もある<sup>31</sup>。こうした状況にあって、大学博物館が学芸員養成にどのように関わることが近年課題となっている。

また、博物館活動をみると、博物館単館で自前の展覧会事業をおこなうばかりではなく、複数館による共同企画展、さらには、歴史や美術、民俗、動植物園といった館種を越えた

相互協力も展開されている。このように地域博物館・美術館ではさまざまな形態の“連携”がおこなわれているが、大学博物館での活動もその例外ではない。大学博物館は、学生教育と同時に社会教育を念頭に入れた博物館活動を展開しており、実績の蓄積もみられる。

本章では具体的な大学博物館連携の事業を通覧するとともに、西南学院大学博物館がおこなっている連携事業から見えてくる効果と課題についても検証していく。あわせて、博物館教育のなかにおける学生教育のあり方についても提示していきたい。

### 博物館実習の現状と提言

前述したように、学芸員課程の必修として博物館実習がある。大学で開講されている規定の科目を履修し、博物館実習を希望する学生の受け入れを地域博物館に“依頼”することで、所定の期間の実務実習をおこなってもらっている<sup>32</sup>。文部科学省から実習ガイドブックが配布されているものの、実習カリキュラムは地域博物館に委ねられており、担当する学芸員によっても指導内容がさまざまなようである。

“依頼”という形態をとっているうえに、通常業務が多忙ななかでの受け入れである以上、大学からカリキュラムの要望を申し入れるのは困難である。統一的なカリキュラムがない以上、当然、実習先によって実務経験に差が出てしまうのはいうまでもなく、学生教育の点からも現行の博物館実習には問題が多く、再考の必要性を感じる。現職学芸員による実務指導が博物館実習では一番効果的であることは事実だが、学芸員のスキルは研究実績や経験に裏付けられることが多いために問題も多い。また、博物館の規模や運営方針の違いもあるなかで、実習スタイルもさまざまなことから、実習後のフォローアップが必要である。ここに大学博物館が関与することが、理想的だと考えている。例えば、地域博物館での博物館実習を経て、大学へ戻ってきた学生を大学博物館でもう一度受け入れ、統一的なフォローアップ実習をおこなうシステムである。こうすることで実習期間の見直しも図り、地域博物館の負担も軽減することができる。

そこで博物館実習と教育実習を比べてみると、教育実習では各実習生に担当教員の一名が必ずつき、学習指導要領のもと、授業のスキームを作り上げていく。実際に、ホームルームを担当したり、学級運営の補助をしたり、さらには児童や生徒に授業をおこなうなど、充実した実践的教育が展開されている。まさに、教育理論と実務を兼ね備えたプログラムである。教員も学芸員同様、スキルをとまなう職業であることを考えれば、博物館実習にも同様のカリキュラムを取り入れることが必要である。

近年では、受け入れている地域博物館などの好意もあって、各館展示室のスペースを利

用したミニ企画展などをおこなっているところ（福島県立博物館・八代市立博物館など）もある。実際に資料を展示するにあたっては、当該資料を調べ、必要な解説文を作成し、演示台を用意するなど学芸員としての重要な業務にあたっている。さらに、ギャラリー・トークのような展示解説をしたり、本格的な実践的実習をおこなっている博物館もある<sup>33</sup>。

教員が授業を主たる職務とすれば、学芸員は展示が基幹業務である。そのため、教育実習では授業を担当しているのであって、博物館実習でも、展示をおこなう実践機会があつてしかるべきである<sup>34</sup>。こうした実務を重視した実習をおこなう館がある一方、資料整理や図書配架を中心とした館もあるなど、地域博物館のなかでもその内容に差が生じている。学生としても事前にカリキュラムを認識してから希望先を選ぶわけではなく、結局は実家に近かったり、専門に近い博物館を選んでいるのが実情として多いようである。

文部科学省が出したプログラム案をどれだけの学芸員が認識しているのかにもよるが、博物館によって、不統一な実習内容は、学生教育の面からも問題と言わざるをえない。地域博物館でおこなわれている博物館実習の内容差を埋めるには、文部科学省でしかるべき措置を講じることが必要となろう。さらには、学芸員課程を開講する大学に大学博物館の設置を義務付け、大学博物館での博物館実習への関与を強めれば、画一的な博物館実習をおこなうことも可能となろう。

しかし、前章で述べたように、大学博物館所属の教員の全てに学芸員経験があるわけではない。資格を有していても、現場の実務経験がない教員が数多いのが現状でもある。とすれば、大学博物館に学芸員経験者を配置する人的措置が必要であり、理論ではない、実務能力のある教員による指導が不可欠である。学芸員課程をもつ大学には、大学博物館の設置を求めるのにあわせて、養成する人的配置も同時に必要なのである。

### 大学博物館での学芸員養成

大学博物館で博物館実習することのメリットは、自校の学生に責任のあるカリキュラムを実施できることにある。通常、博物館実習は、館内実習と館外実習とにわけておこなわれるところが多いが、これを学内で統一的な内容のもと一貫性のある教育を展開することができる。また、他大学に在籍しつつ大学博物館での博物館実習の受講を希望する学生への受け入れの検討の必要性も検討されている<sup>35</sup>。

大学博物館における博物館実習は、学生にとっても無理のないスケジュールを組むことができるとともに、教育面でも内容のある授業を提供することが可能である。また、履修前にカリキュラムを示すことによって、履修そのものの是非を決める要素にもなるため、

資格に対する質の確保も想定できる。

他方、館内・館外実習を学内の大学博物館でおこなうデメリットは、学生自身に甘えが出てしまう点である。インターンシップを兼ねる博物館実習で、学外に行くことによって、社会人としての厳しさを直接知るきっかけになる。自覚が芽生え、一回り成長した姿となって大学に戻ってくる学生の様子をみると、学外へ出る必要性を感じることもある。また、大学博物館によっては、博物館の現場を知らない教員によって、実務をとまなわない実習をおこない兼ねないこともある。また、これらの教員によって養成された学生たちは、地域博物館が望む学芸員とかけ離れた教育を受けていることにつながりかねない。

上記のデメリットについて、甘えの面では実習開始前にきちんと学生に理解させるオリエンテーションの実施によって解消が図れるものと考えている。学外実習の受け入れ館からも、学生気分の抜けていない学生がいるとの声を聞くことから、より一層の学生への事前指導が必要となろう。後者については、経験のあるしかるべき教員などを採用することが何より重要である。また、地域博物館が希望する学芸員像を加味しながらカリキュラムをつくることでその差は解消されるであろう。大学側が地域博物館の学芸員と連絡を密にしながら、情報共有を図り、共通認識をもつことが大切である。

大学博物館で学内・学外実習をおこなっている大学は、国立大学をはじめ、私立大学でもいくつかみられる。例えば、南山大学では「博物館実習」が2年次から4年次に配当されており、定員を定めたなかで、南山大学人類学博物館の“協力”を得て、展示企画の立案から展示制作までをおこなっている。また、名古屋大学では、専任教員がその特性を活かし、また実地の経験に基づいてリレー講義を企画している。このように、大学博物館を所有している大学では、そこでの実習を基本として「博物館実習」が開講され、それ以外に既設博物館の見学会が実施されている。「博物館実習」の評価は、実習に有り、特に展示を設計することが重要視されていると指摘されている<sup>36</sup>。

学内での一貫した資格講座の開講は、学校案内でひとつの“ウリ”となっており、体力的・経済的に負担の少ないなかでの資格取得は、大学選びのひとつの指標となっているのであろう。大学博物館が設置されている大学では、学芸員課程履修者全員ではないにしても、受け入れ館のひとつとして、学内の一貫教育のなかで資格取得することができるところが多くなっている。つまり、大学が大学博物館を学生教育の場として明確に位置付けているのか、もしくは学外の一般対象、同窓会向けの施設なのかで、その立ち位置（機能・役割）が異なっている。

現在では博物館学芸員養成にあたって、さまざまな取り組みがおこなわれている。國學院大學大学院では「高度博物館学教育プログラム」（2009年～2012年）がおこなわれ、上級学芸員の創設を目指した取り組みが展開されている<sup>37</sup>。また、北海道大学総合博物館では、ミュージアムマイスター認定コースが設置され、段階的教育プログラムのもと、コミュニケーション・マネジメント能力を備えた学生を育成している<sup>38</sup>。また、国立民族学博物館（大学共同利用機関法人 人間文化研究機構）では、国際協力機構（JICA）からの委託事業として、滋賀県立琵琶湖博物館と連携し、「博物館学コース」という研修事業をおこなっている。世界各地から10名の参加者を受け入れ、博物館の歴史や最新の動向、地域コミュニティとの連携をもとにした収集のあり方、資料管理の方法、保存科学、展示デザイン、写真撮影、データベースの構築から模型製作、博物館教育、ミュージアムグッズの開発、危機管理など、博物館全般に及んでいる<sup>39</sup>。このような、大学独自でさまざまな学生教育が展開されてきていることをふまえて、西南学院大学博物館でおこなっている、学芸員養成の具体的な内容をみていきたい。

西南学院大学博物館の博物館実習は、二期制をとっており、前期は基礎実習・後期を実践実習と位置付けて2週間の集中講義形式である。基礎実習では博物館運営と学芸員の職務を理解するために座学の時間を設けたうえで、実際に学芸員の基本的な業務にあたる実習にしている。初日に、数時間の座学を取り入れているのは、学内実習が終わってから一定期間経っていることもあって、復習を兼ねて再認識を促している。

基礎的なこととして、資料の取り扱い方や調書作成、台帳登録と目録作成、資料撮影などを重点的におこなっている。また、各人が関心のあるテーマをもとに展覧会を考えさせるなかで、企画書の書き方、展覧会の構成、平面レイアウトの作成など、学芸員の重要な業務である展覧会の作り方を指導している。これをプレゼン形式で発表させ、実習生同士で討議させ、内容の充実を図っていく。平面レイアウト作成にあわせて立体模型を使った、展示空間の把握をさせている。

また、梱包実習の時間も作り、資料を保護する梱包の仕方を協議させるとともに、和本の梱包指導の日程も確保している。また、別日に日本通運の美術作業員を外部講師として招き、絵画や陶器の梱包実習をおこなっている。さらに、博物館ニュースの一頁を実習生に担当させ、テーマを決めさせたあと、レイアウトや文章、さらには業者との折衝にもあたらせている。このように外部講師や業者折衝を担当させることによって、緊張感を保った実習をおこなうことができている。また、学生時代に博物館産業の担当者との打ち合わ

せも経験させることで、仕事上での意思伝達の難しさなどを体感する機会となっている。

実践実習では、実習の成果を発表する“博物館実習成果展”の作業にあたらせている<sup>40</sup>。テーマ設定の後、プレゼンさせ、意見を交換して修正したものを踏まえて展示資料の選定や解説文の執筆、パネルを作製している。事前に展示レイアウトをおとさせるとともに、展示作業も実習生が中心となっておこなっていく。また、ポスター製作といった広報資料やHPでも反映し、一連の特別展作業を、大学博物館内で経験させている。また、企画展中にワークショップを開催し、子どもたちにわかりやすく説明する実践機会を設けている。

実習期間には、九州大学総合研究博物館や九州産業大学美術館、そして九州国立博物館や観世音寺宝蔵への実地見学をおこない、一來館者としてではなく、“学芸員の卵”としての視点から館種の異なる博物館の展示手法を考える機会としている。博物館実習中におこなうことによって、作業中の実習成果展にも反映させることを目的としている。博物館実習に参加したことによって、新しい視点で各館を見学しており、さまざまな意見が寄せられる。

学部学生を対象とする博物館実習では、博物館だけで通用する内容とはしていない。外部講師の実践指導や業者折衝など、博物館に就職しなくても、一般企業でも応用できるものとしている。企画書の作成やプレゼンも同様で、決して、博物館学芸員が特殊な業態ではなく、一般企業の社員に通じる側面もあることを意識したプログラムをおこなっているのである。

以上は、学部生を中心とした博物館実習であるが、西南学院大学博物館では、学芸員への就業を目指す大学院生を臨時職員として大学博物館で雇用し、実務経験を積ませる機会を与えている。“実務実習”と位置付けたもので、学芸員の補佐にあたるとともに、入館者数管理や来館者対応などとともに、事務職のフォローにもあたらせている。学芸員、学芸調査員という職名を与えて、より実務に沿った経験を積ませている。

学芸員実務実習では、実際に展示作業に立ち合わせたり、図録や博物館ニュースなどの執筆にもあたっている。また、研究紀要への投稿を促し、自身の研究実績を蓄積する機会を提供している。春季特別展と秋季特別展の間に企画展を開催しているが、この作業を主担当として関与させ、体系的に考える能力を身につけさせている。また、地域の子どもたちを対象とした“こどもワークショップ”の企画立案をおこなわせ、実際に担当者が学生ボランティアを含めたスタッフと、ワークショップを運営している。

このように、西南学院大学博物館では、学部学生を主とした博物館実習、大学院生を対

象とした実務実習からなる学芸員養成をおこなっている。両軸とも、研究・展示・保存をはじめ、企画立案、教育普及の視点を含めた実践的内容を主としている。また、実務実習では、大学博物館の臨時職員として雇用することで、大学院生たちへ自覚を与え、活動の幅を広げた内容のある教育展開となっている。

さらに、大学博物館が学内 GP や教育 IP での採択をうけて、各関係機関への実踏調査をおこない、より視野の広い学芸員を養成するプログラムを実施している。大学院生の雇用は、先に挙げた学部卒の有資格者の博物館就業実績が 1%にも満たない状況をうけて、より専門性・実務経験が求められていることに対応する措置である。今日、非常勤学芸員として働くことも困難になってきていることもあって、大学博物館で、就業をフォローするための実務経験・専門教育をおこなっている。地域博物館から求められる“実践力のある学芸員の養成”を目指した実践教育を実施しているのである。

#### 大学博物館の活動—博物館連携の意義—

大学博物館の使命・機能は、“大学の社会へ開かれた窓口”ということは全国共通するところである。大学博物館が設置されるには、相応の学術標本を所蔵していることが前提となり、さらに、大学史・自校史教育の普及もあって建設が相次いでいる。こうした資料群からわかるように、これまで学内向けの展示活動を主としていたことが多かったものの、近年では博物館所属の教員や学芸員の配置もあって、展示活動の充実が図られている。つまり、学外向け、換言すれば大学の地域貢献・社会還元を包含した活動に変化してきているといえる。

そうしたなかで生まれた取組形態のひとつが“連携”である。博物館連携の考えは、前章で取り上げた「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」(報告)で次のように記されている。

##### (5) ユニバーシティ・ミュージアム間の連携

設置されたミュージアム及び既存の大学の類似施設相互の連携を強化するため、定期的開催されるユニバーシティ・ミュージアム協議会を設置し、学術標本情報のネットワークの整備や学術標本自体の貸借・移管等について協議する。ミュージアムの活発な運営のためには、この連携体制に一般の博物館も参加できる形にすることが望ましい。

これによれば、大学ミュージアムや類似施設との連携を強化するとともに、協議会を設置し、学術標本情報のネットワーク構築や貸借・移管等を協議するとある。これに一般の

博物館も参加できるようにと中長期的な方針が示されている。設置に次いで、活動の充実のために連携が推進されているのである。第一段階として大学博物館連携を目指し、発展するなかで地域博物館などとの事業連携と図ることが目標とされていることがわかる。

大学博物館連携事業は、国立大学を中心におこなわれてきた。1996年に東京大学総合研究博物館が開館以降、法人化の流れのなかで各国立大学でも大学博物館の設置が相次いだ。そこで、2004年に九州大学総合研究博物館で、各博物館の教育活動や展示活動、収蔵している学術標本など、そして研究・教育の独創性を紹介する“大学博物館「西東」展”が開催された。その後、2006年に新潟大学旭町学術資料展示館で大学博物館ポスター展が開かれ、さらに同年に東京藝術大学大学美術館で大規模な展覧会がおこなわれている。

東京藝術大学大学美術館で開催された「The Wonder Box-ユニヴァーシティ・ミュージアム合同展」(2006年11月4日～12月17日)では、国立大学博物館等協議会に加盟する25大学・機関がもつ個性的な学術標本が東京藝術大学大学美術館に一堂に集められ、普段みることができない秘蔵のコレクションを一般公開している。今日絶滅している動物の貴重な剥製や絵画、実験用具など、大学内だけでなく地域社会に広く公開することを目的としておこなわれた。こうした取り組みは設置が遅れていた大学博物館の存在を周知させることになるとともに、一般市民へ親近感を与えることにつながった。

近年、京都では「京都・大学ミュージアム連携」がおこなわれている。これは京都市内14大学15館が加盟しており、京都工芸繊維大学美術工芸資料館が幹事の連携事業である。2012年10月から11月にかけて「大学は宝箱」という、各大学博物館が所蔵する名品を一同に会した展覧会を京都大学総合博物館で開催している。この試みは2013年10月に、九州産業大学美術館で“出開帳”が開催された。京都市内にはほかの地域に比べて数多くの大学博物館がある。各館それぞれ特色ある資料を収集し、さまざまな取り組みとなっているが、なかなか市民にそれが浸透していないのが実情である。そこで、加盟館が資料を持ち寄り、ひとつの展覧会として一般公開することで、それぞれの大学博物館の認知度をあげる契機となっている。また、景品付きのスタンプラリーを実施し、多くの各館を巡回するようなイベントを展開している。この取り組みは好評だったようで、予定していた景品はほとんどなくなってきたという。先に開催された国立大学という大きな枠組みではなく、京都という同じ地域にある大学博物館が共同体として密接な連携をとった成果といえよう。

上記のような大学博物館の収藏品展とは異なり、共通する研究テーマのもとに連携している事業が、明治大学博物館と南山大学人類学博物館でおこなわれている。2010年に明治

大学博物館と南山大学人類学博物館が交流・連携に関する協定を締結したことを受けて、合同特別展と称した「人類史への挑戦」(2012年1月～3月)を開催している。南山大学が所蔵する考古・民族資料を明治大学博物館で一堂に公開している。また、翌年には、明治大学博物館のコレクションを中心とし、南山大学、名古屋市博物館の資料もあわせた「驚きの博物館コレクション 時を超え世界を駆ける好奇心」(2013年2月～3月)が名古屋市博物館で開催されている。相互に所在地から出て他県の人に大学博物館の資料をみてもらう機会を設け、大学博物館の認識も深めてもらう取り組みとなっている。また、関連する講演会も名古屋市博物館でおこなっており、まさに官学連携の形態となっている。

館種や運営主体を越えた連携事業としては、関西大学博物館が吹田市立博物館、池田市立歴史民俗資料館、大阪府宮箕面公園昆虫館などの北大阪エリアの博物館などが連携した「北大阪ミュージアム・ネットワーク」(平成19年文化庁芸術拠点形成事業)がある。これは北大阪7市3町(池田・箕面・豊中・吹田・摂津・茨木・高槻・島本・能瀬・豊能)の歴史系や自然系、美術・文学・芸能系、産業系などの48施設が連携して、地域文化の発展と振興を図るものである。大学博物館だけみても、代表校の関西大学博物館以外に、大阪大学総合学術博物館や大阪音楽大学音楽博物館、大阪医科大学歴史資料館が加盟している。各館巡回のスタンプラリーをおこなうとともに、関西大学博物館では「吹田を知る」という展覧会が開催された。開催にあたっての準備は、関西大学の学生主導でおこなわれ、学生たちが各テーマを調べていくなかで、地域住民とふれあい吹田のことについて深く理解するよい機会となったようである。次世代の地域の担い手を、地域住民を交えながら育てていくという、まさに学生教育と地域連携が具現化した好例ともいえよう。

地域によっては、大学そのものの数が少なく、これに比例して大学博物館も限られているところがある。福岡を例にしても、九州大学総合研究博物館、九州産業大学美術館、西南学院大学博物館の三大学であるし、佐賀県に至っては2013年10月に佐賀大学美術館が完成して一大学である。県内に多くの大学がある首都圏では色々な展開も可能であろうが、連携・協働のあり方が博物館の域を超えておこなわれている事例がある。山口県にある梅光学院大学博物館(下関市)と山口大学埋蔵文化財資料館(山口市)は連携事業をおこなうなかで、双方で交換展示がなされ、さらにこれを発展させたかたちとして、博物館・図書館連携(MUSEUM LIBRARY:ML連携)が展開されている。大学博物館と大学図書館の連携は、学芸員と図書館司書の情報交換にもつながり、関連業種として有効な連携となっている。大学設置基準との関係から大学博物館よりも整備が進んでいる大学図書館は、学術

標本や資料などの文化財を所蔵しているところがある。保存という観点でみても、大学博物館の役割を果たしている大学図書館が多いのも実情に鑑みた新たな取り組みといえよう。

以上を通覧すると、大学博物館の連携事業は全国から資料を集めて一カ所で展示する全国区のものから、地域間連携にシフトしている。また、少数の大学博物館によるテーマの連携といった形態もあるなど、実働的な範囲内の連携となってきた。それは連携する館が多いほどテーマの共通性の問題、予算の確保、さらには展覧会の質の向上を考えた時に直面する課題が頻発し、無理なく維持・継続できる事業形態に変わってきているともいえよう。

そこで、これらのことをまとめると、下記の表のような連携による効果とともに課題も浮き彫りとなってくる。

#### 連携分類による効果と課題

	効 果	課 題
全国的連携	①個性的資料の一堂展示による珍奇性 ②広域な広報展開が可能 ③ヨコの繋がり広域性	①テーマ設定が困難 ②地域性が薄い ③一極集中化（展示会場）
地域間連携	①地域性のある展覧会 ②地域社会への貢献 ③イベントの効果的実施	①収蔵品展になりがち ②テーマ性の脆弱さ ③継続性・発展性が課題
少数館連携	①内容のある展覧会 ②協働体制の構築・継続性の確保 ③調整の容易さ	①広報展開が限定的 ②ヨコの繋がりが狭域 ③名品・珍奇性は薄い

連携活動の継続性を考えていくと、なにより担当者の業務負担が課題となるだろう。これらの分類に基づく業務負担は、関係者の召集や資料収集、展覧会イベントなど総合的に判断して、全国的連携＞地域間連携＞少数館連携ということになるだろう。また、事業予算の規模も同様の関係性のなかにある。他方で、継続的な実施や展覧会の質的向上を考えた場合は、少数館連携＞地域間連携＞全国的連携という構図となる。

全国的連携や地域間連携では、展覧会内容としては各館の収蔵品展のようなものとなってしまうが、ここにはテーマ設定の困難さがともなっているからである。一堂に展示することで名品展としての貴重性や珍しさを担保に展覧会をおこなうことができるものの、核となる大学博物館の位置付け、そして継続性や発展性に結びつけるには困難になる

う。これに対して少数館連携は、テーマ設定に基づく展覧会事業をおこなうことが可能であるため、展示内容の質の高さは維持することができる。名品展のような華やかさに乏しいが、継続した展覧会事業を可能とするという長所がある。

連携事業の大きな利点は、博物館員同士の繋がりである。事業をすすめていくなかで、お互いの大学博物館の収蔵品も認識することができるとともに、博物館員の専門研究の向上と周知、そして共同研究の可能性もある。全国的連携はこのヨコの繋がりが広範囲に及ぶメリットがあるのに対して地域間連携、さらに少数館連携ではその範囲が狭くなる。これをデメリットととらえるのではなく、却って密度の濃い協働のなかで、今後の発展性のある共同研究や展覧会事業をおこなっていくこともできる。“広く浅く”か“狭く濃く”連携していくかによって、生まれる効果も異なってくる。

大学博物館は学内に限った事業をおこなうばかりでなく、近年では学外に向けた多くの取り組みがおこなわれている。そのなかで、積極的に展開されている連携事業は、今後、効果と課題を理解した上で、事業を実施していくことが必要となってくるだろう。

#### **西南学院大学博物館の連携活動**

西南学院大学博物館は 2007 年に開館した歴史系博物館である。W. M. ヴォーリズが設計したジョージアン・コロニアルスタイルの建物で、現在、福岡市指定有形文化財となっている。キリスト教文化を主とした常設展示室をもち、キリスト教をテーマとした展覧会事業をおこなっている。また、自校史関係の資料も所蔵・展示し、公開講演会などをおこなう 2 階講堂、3 階にはヴォーリズ建築の紹介やこれまで開催してきた特別展を紹介するコーナーを設け、一般開放している。

西南学院大学博物館は年に 2 回の特別展をおこなっており、2014（平成 26）年 7 月現在で、15 回の特別展を開催している。近年では、連携事業を展開しており、その連携は二つの軸からなっている。ひとつが地域博物館との連携であり、もうひとつが大学博物館との連携である。この連携事業の概念としては、“継続可能な連携と協働、そして融合”であって、共通テーマの設定のもと①展覧会事業の共同開催②巡回展へのパッケージ化③共同研究と調査体制の構築を図るものとなっている。

#### **地域博物館との連携**

西南学院大学博物館は、建学の精神“キリストに忠実なれ”に従い、キリスト教文化に関する展覧会をおこなっている。九州はフランシスコ・ザビエルの来日以降、キリスト教が各地で受容され、南蛮文化の謳歌した時代があった土地柄である。そのため、各地方自

治体をはじめとする九州圏内の地域博物館では、キリスト教に関する資料を所蔵し、かつ関連史跡も有している。また、キリスト教をテーマにした特別展も各地でおこなわれていることもあって、着実な成果が挙げられている。

西南学院大学博物館ではこれらの地域博物館・地方自治体からの協力を得て、特別展をおこなってきた。連携した特別展は2009年からスタートし、“九州のキリスト教シリーズ”は4回を数え（2014年1月現在）、歴史・美術・考古学の観点から展覧会をおこなっている。具体的にその展覧会を挙げれば、次の表のようになる。

表 九州のキリスト教シリーズ（地域博物館連携）一覧

シリーズ	展覧会名	会期年度	連携相手
I	「信仰とその証—島原・天草の乱と天草四郎」	2009年度春季	島原市・南島原市
II	「南蛮の鼓動—大分に残るキリシタン文化」	2010年度春季	大分県・大分市・津久見市
III	「海流に魅せられた島 天草—祈りの原点とキリシタン文化」	2011年度春季	天草市・天草市立キリシタン館 船の科学館・海と船の博物館ネットワーク
IV	「平戸松浦家の名宝と禁教政策—投影された大航海時代とその果てに」	2013年度春季	平戸市・公益財団法人松浦史料博物館・船の科学館・海と船の博物館ネットワーク

連携の形態は共通して各自治体・各博物館の所蔵資料をもとに、地域のキリシタン文化も紹介するもので、補足する必要がある場合には西南学院大学博物館の資料も展示している。資料調査への配慮や借用資料の融通などに協力してもらいながら進めてきたが、III以降からは現職学芸員に大学博物館で講演会をおこなってもらうようにしている。地域の歴史や文化に精通した学芸員による講話は、非常に説得力があり、毎回、多くの聴講者がある。また、IIIではシンポジウムもおこない、歴史や考古学を専門とする学芸員により多角的に天草のキリシタン史について討議した。

IVでは西南学院大学博物館地域連携事業として、新しい事業をおこなった。上記の展覧会を大学博物館で開催した後に協力館である松浦史料博物館内で、大学博物館所蔵資料による「日本キリスト教史の展開」という展覧会をおこなった。これまで一般に公開してこなかった資料をもとに、大学博物館の紹介を含めながら、キリスト教史の理解を促す内容

となった。大学博物館活動への理解とともに、“官学連携”の一事業として新たな企画展を開催し、連携の充実を図るものとなった。

Ⅲ・Ⅳの展覧会は船の科学館・海と船の博物館ネットワークから支援を受けて開催している。外部助成を得たことによる経費負担の軽減はもとより、展示や関連イベントの充実を可能とした。これまで学生や一般大人に向けた展覧会であったが、近隣の小学生を対象とした“こどもワークショップ”をおこなったり、こども向けの解説シートも作成した。こうした取り組みにより、来館者層に広がりを見せ、結果として、大学博物館の周知をもたらした。また、学生教育への新しい展開が、一般への教育普及の強化につながっているのである。

このように地方自治体や地域博物館と連携してきたが、段階的に連携のかたちを充実させてきた。

#### 地域博物館連携のフローチャート

I・II：他館所蔵資料の借用による展示の充実【①】



III：【①】＋講師派遣やワークショップなどによる関連事業の充実【②】



IV：【①】＋【②】＋地域連携事業による社会還元と協力体制の確立

全国的にみて、地域博物館と大学の共同事業は多いとはいえ、これまで学芸員と教員との個人的な繋がりで交流されてきた。今回のように大学博物館が窓口となって連携事業をおこなったことで、“個”から“組織”へと関係をシフトさせることができた。こうした活動を続けていくことにより、大学博物館を介して地域と大学の繋がりを構築することができる。大学は地域社会と隔離するものではなく、共生するものである。本事業は、まさに“協働”関係を構築しているのである。展覧会終了後にも大学博物館に調査依頼があったり、各自治体との人事交流が進んでいる。また、大学博物館で特別展を開催したことをきっかけに、協力館やその地域を訪れようとする“人の流れ”も生じている。換言すれば、大学博物館を起点とした、“人”・“物”・“金”の流通圏が築かれたともいえよう。

#### 大学博物館との連携

全国共通して、地域博物館に比べて大学博物館は知名度が浸透していないのが現状である。また、大学が敷居の高い場所として長く認識されてきたこともあって、キャンパス内に立ち寄っていいのかどうかもわからない地域住民もいるようである。近年ではオープン

キャンパスの実施、公開講演会の開催を通じて身近な存在になりつつあり、学食を利用する一般の方も増えてきている。こうした状況もあって、大学博物館にも一般来館者が多くあるものの、まだ十分であるとは言えない。

その背景には大学博物館には何が展示されているのか。ひいては、大学博物館の所蔵資料が一般のみならず、学芸員同士でも情報共有できていない問題がある。1996年の「ユニバーシティ・ミュージアムについて」（報告）以降、順次整備されてきているとはいえ、今後さらなる整備が求められている。

表 大学博物館共同企画シリーズ

シリーズ	展覧会名	会期年度	連携相手
I	「イコンー東西聖像画の世界」	2010 年度秋季	玉川大学教育博物館
II	「開かれた海 閉ざされた島 鎖 国のなかの日本」	2012 年度春季	神戸大学海事博物館
III	「日本信仰の源流とキリスト教ー 受容・展開・そして教育」	2013 年度秋季	國學院大学博物館・南島原市 教育委員会
IV	「海路ー海港都市の発展とキリス ト教受容」	2014 年度春季	梅光学院大学博物館・神戸大 学海事博物館・神戸市立博物 館・福岡市教育委員会

そうしたなかで、西南学院大学博物館では、2010 年度から“大学博物館共同企画シリーズ”をおこなってきており、2014 年度春季にもさらなる事業形態となる企画をすすめている。その内容を記すと上のようになる。

いずれの展覧会でも共通して資料調査や貸借に関する配慮のもと西南学院大学博物館で展示するに至っている。I では大学博物館に所属する教員を派遣してもらい、公開講演会でコレクションの紹介をってもらう機会をつくった。II でも同じように講師派遣のもと、公開講演会を実施したが、会期終了後に展覧会の内容を活かしつつ、厳選した資料による展覧会（巡回展）を神戸大学海事博物館で開催した。III では、展覧会をパッケージ化し、両大学博物館で開催することになった。さらに講師も特別展会期中に相互に派遣し、講演会およびミュージアムトークを実施して展覧会の質の確保と教育普及の充実に努めた。IV では、これらの活動を維持しながら巡回展会場の数を増やし、各会場だけの特別出品資料を入れた地域性やオリジナリティーを保つ展覧会を企画している。

なお、III・IVについては、自治体の協力を得ながら、展覧会の内容の向上に努めている。

そしてプロジェクトチームを組み、所蔵資料の解説を各大学・自治体が担当することで協働関係の強化を図った。以上のように西南学院大学で実施してきた大学博物館連携を整理すると次のようになる。

大学博物館連携のフローチャート

I：資料借用＋相手館からの講師派遣【①】



II：【①】＋厳選資料による巡回展開催



III：【①】＋西南学院大学博物館から講師派遣＋展覧会パッケージ化＋地方自治体資料による展示の充実【②】



IV：【①】＋【②】＋巡回展先の増加＋地域性・オリジナリティーの確保

段階的に大学博物館の連携の幅を広げ、先にスタートしていた地域博物館との連携と融合した取り組みに進化させてきた。また、内容の充実を図るために、大学博物館同士という枠にとらわれず、地方自治体からも協力を得ることで展覧会の質的向上を実現するとともに、協働事業（組織化による共同作業）へと体制強化につながっている。大学博物館と地域博物館が組織化されて特別展を開催することで、情報の共有化や知の提供もおこなわれる。そして、相互理解も促され、結果的に双方にメリットのある連携事業となっている。先に挙げた「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」（報告）に明記されている大学博物館同士の連携から進展し、地域博物館を含んだ連携形態へとなっていることがわかる。

### 連携事業が生み出すもの

大学博物館で連携事業がすすめられてきて、さほど月日が経ったわけではない。モニタリングも十分とはいえないものの、実践事例から分析すると、連携事業がもたらすメリットには表層と深層に分けて、次のことが挙げられる。

まず、表層面については、下記の3点を挙げておきたい。

#### ①大学博物館の使命の具現化

研究成果の社会還元・社会へ開かれた大学の具現化を、質の高い展覧会で実現することができる。単館だけでは資料にもマンパワーにも限界があるなかで、多角的な視点で資料をとらえることができ、その成果を展示に反映することができる。また、大学全体の公益性

の向上ももたらし、社会的な認識を高めることにもつながる。

## ②大学広報の効率化

大学博物館は、大学でおこなわれる調査研究を分かりやすく発信する役割を担っており、いわば大学の“顔”として位置付けられている。大学博物館が連携・協働することで、連携先には大学の理解にもつながるうえ、巡回展をおこなうことで、その地域への効果的な広報展開が可能である。つまり大学博物館という文化事業のツールをつかって大学のPRをおこなうことができる。

## ③地域と大学の接点としての大学博物館

地域と大学は決して隔離するものではなく、共存し合う関係性である。そして地域社会と大学が接する拠点が必要であり、その一端を大学博物館が担っているのである。地方自治体によっては大学教員に助言を求めたくても、その窓口がわからず、不便な点が多いともよく聞く。大学博物館がその窓口となり、所属する教員との仲介を果たす役割を担う。

次に深層面として下記の3点を挙げておきたい。

### ①組織力の向上

大学博物館に限らず地域博物館にとっても、館員不足の状態が続いているのが現状である。連携することでお互いをフォローし合える関係を構築し、組織力向上を図っていくことができる。例えば、西南学院大学博物館では、考古学・文献史学（日本近世史）を専門とする館員で構成されていたため、玉川大学教育博物館とは【芸術・美術】、神戸大学海事博物館とは【工学】、國學院大學博物館とは【考古学・近代教育史】と異なる分野を専門とする研究者と連携し補完関係を構築している。これは、連携した博物館相互にあるメリットといえよう。

### ②博物館界とのズレの解消と養成の向上

大学博物館はその性格上、地域博物館との交流が希薄になっていくと、博物館運営にズレが生じることも想定される。大学博物館は世間と乖離してはならず、普遍的な機関であるため、共存共栄のもとで常に他の大学博物館や地域博物館を意識した運営をしていかななくてはならない。こうすることで、大学博物館で教育・養成する学芸員と地域博物館の求める学芸員像のズレを解消することになり、実務・要望に沿った学生教育をおこない、これを就業に結びつかせることができる。

### ③実践教育の向上

大学博物館は学芸員養成の拠点でもある。連携してほかの博物館と協働することに学

生・院生を携わらせることで、仕事の進め方や展覧会の作り方、展示作業にも立ち会うなど、展覧会が出来るまでの裏側を知ることができる機会となる。単館だけでは得られない、技術や知識を吸収することができ、充実した実践教育をおこなうことができる。就業前にある程度のノウハウやヨコの繋がりを身につけることができ、学芸員を目指す学生・院生に効果的な教育をおこなうことができる。

以上は、大学博物館を中心にみたときのメリットであるが、連携した館、特に地域博物館にも多少のメリットは期待できる。例えば、第一に、専門性の高い調査研究をおこなうことができる点である。大学にはあらゆる分野を研究する教員が所属しており、問題に直面した時に助言・提案を受けることができる。また、学外にもいる研究者仲間を通じてさらなる情報収集も可能であり、研究の専門性と同時に効率性も得ることができる。第二に、来館者に対して質の高い情報提供を可能とすることである。特に講演会のキャスティングなどに、苦勞することが多いという声を聞くが、連携事業をおこなうことにより、容易に人選が可能であり、ここから派生する研究者とのセッションも可能となる。地域博物館は住民サービスの向上を常に意識した取り組みをしているが、連携事業を通じてその一助となる機会を得ることができる。

大学博物館・地域博物館に共通した連携によるデメリットもある。その第一に挙げられるのが業務の煩雑化であろう。日程調整をはじめとする庶務は、連携館が多いほど複雑になり、調整が難しくなる。通常業務に加えての作業となるため、非常に労力をともなうものになってしまう。第二に信用・信頼構築までの過程がある。大学博物館は設置されて日が浅いこともあり、博物館の環境条件はもとより、担当教員・学芸員の資料の取り扱い（ハンドリング）に不安をもつ地域博物館があるように聞く。専門研究は評価していても、学芸員としての基礎的業務をこなせることとは別である。これは自己研鑽を重ね、協働していきながら信用を得て、さらには信頼される関係を築かなければならない。そのためには、展覧会の成功が鍵となり、今後の関係構築、さらなる連携の推進を導くものとなっていくのである。

連携には多種多様な形態があり、どれが正しく誤りであるというような評価をするものではない。これは大学博物館・地域博物館に等しくいえ、その館が目指す方向性にあった連携のあり方を選択し、実行していくべきものである。各館が抱えるマンパワー不足や予算の問題、企画のマンネリ化などといった課題に対して、その解消を図るべく相互の利に見合った“連携”をしていくことが肝要である。連携のきっかけ（例えば各館収蔵品展）

が、さらに連携の質を高める（テーマ性に基づいた展覧会）ものになり、これが地域博物館では県民・市民、大学博物館では地域住民を含めた学生や大学関係者を主として還元する。いわば、質の高い学ぶ機会、実物教育の場の提供が大学博物館・地域博物館の使命である。各館が抱える問題や課題を解消し、博物館活動の質的向上を促す手段のひとつが連携である。連携と協働の化学反応が融合し合い、さらに、質の高い展覧会の維持と継続性を確保することが連携するうえで大切なのである。

#### 第4章 地域博物館と大学博物館

“地域博物館と大学博物館の違いとはなにか。” 教員や博物館学芸員はもとより、学芸員を目指す学生・院生からも疑問が投げかけられる。ともに“博物館”と称する以上、展示を通じて研究成果を発信し、文化的・学術的拠点であることは共通する。また、近年では博物館相当施設の指定を受けている大学博物館が増えていることもあって、その違いは本来的には解消されるはずである。

しかし、両者ともに行政および大学といった組織的位置付けにともなう活動の相違、さらには収蔵している資料のとらえ方など、地域博物館と大学博物館は似ているようで、異なるところが多い。博物館として同じベクトルをもつものの、その対象とするところに相違が生じているのである。そこで本章では、両者の共通点と相違点を検討するなかで、それぞれが共存する関係性を見出していきたい。

##### 法律にみる博物館

博物館には、博物館法上の登録博物館、これに準じる法制上の博物館相当施設、博物館法適用外の博物館類似施設がある。登録博物館とは、地方公共団体や公益・一般財団法人、一般社団法人、宗教法人、日本赤十字社・日本放送協会（政令で定める法人）が設置したもので、都道府県教育委員会の審査を受けて登録されたものである。

博物館相当施設とは、上記の要件を満たさないものの、文部科学大臣あるいは都道府県教育委員会により指定される博物館である。ここで審査されるのが設置要件であり、登録博物館の場合は①館長と学芸員の必置②年間150日以上の開館などが規定されていることに対して、博物館相当施設は①学芸員に相当する職員の必置②年間100日以上の開館が条件となっている。これにあわせて延べ床面積数などの違いも要件となっているが、博物館

類似施設については特に制限がない。つまり、職員の配置や開館日数による違いがあるものの、おもだっては博物館の種類は設置主体と組織・活動によって分類されている。

今日の博物館数をみてみると、登録博物館が 907 館、博物館相当施設が 341 館であるのに対し、博物館類似施設は 4, 527 館と桁違いの数となっている。これは博物館数増加を背景に、相当施設と類似施設では税的優遇面を含めてさほど差がないことを反映している。つまり、メリットを見出すことができない博物館は、相当施設の指定をうけていないところが多いのである。

博物館相当施設は、文部科学大臣と都道府県教育委員会が指定するとある。それは博物館の設置主体が独立行政法人や国立大学法人の場合は文部科学大臣が指定し、それ以外は、都道府県教育委員会が指定するということになる。大学博物館でも、同じ博物館相当施設である国立大学法人の場合は文部科学大臣、私立大学の場合は都道府県教育委員会が指定しているのである。

これらをふまえたうえで、博物館の定義について、博物館法の第 2 条（定義）をみれば、次の文言が明記されている。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

先に挙げた登録博物館、ここからさらに公立博物館と私立博物館とに分類されている。また、博物館活動の定義として、①資料の収集②保管（育成）③展示を軸とした活動をもとに、④教養⑤調査研究⑥レクリエーション等の事業をおこなうことと記されている。①～③は相互に関連するところであり、資料を収集すると、これを保管する場所が必要であ

る。ただ保管をするだけでなく、教育的配慮をもって展示することが博物館活動の原則である。なお、保管（育成）とあるのは、博物館法上、動物園や植物園、水族館を含んで博物館としているためである。博物館は①～③の基幹業務以外に④～⑥の事業をおこなわなければならないとされる。さらには、「これらの資料に関する調査研究をおこなう」ことを目的とし、全ては資料の調査研究を基本としながら、保管（育成）や展示をおこない、それに付随する事業を展開していくことを求められているのである。

博物館活動は資料に関する調査研究を根幹とする以上、その前提となる“資料”がなくては成立しない。そしてこれを保管・展示する“建物・土地”が必要であって、さらには登録博物館・博物館相当施設に共通する要件である“学芸員”を置かなければならない。つまり“ハコ”・“モノ”・“ヒト”が博物館の要件として博物館法に明記されているのである。この条件を満たす以上、大学博物館と地域博物館では、なんら差異はない。

日本の博物館はこのように規定されるが、国際規約上で博物館どのように定義されているのか。国際博物館会議（ICOM）規約（2001年7月改訂）には次のようにある。

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、人間とその環境に関する物的資料を研究、教育及び楽しみの目的のために、取得、保存、伝達、展示する公開の非営利的常設機関である。

1) 上記の博物館の定義は、各機関の管理機構の性格、地域の特性、機能構造、又は収集品の傾向によって制限されない。

2) 「博物館」として指定されている機関のほか、次の機関を上記の定義による博物館とみなす。

(i) 天然の、及び考古学上、民俗学上の記念物・遺跡、並びに歴史的記念物及び史跡のうち、人間とその環境に関連する物的資料を取得、保存、伝達する博物館的性格を有するもの

(ii) 植物、動物の生物標本を収集・展示する機関、即ち植物園、動物園、水族館、ビバリウムなど

(iii) 科学センター及びプラネタリウム

(iv) 非営利の美術展示ギャラリー

(v) 自然保護地

(vi) 国際単位、国単位、地域単位又は地方単位の博物館団体、本条の定義による博物館を所管する省庁または公的機関

(vii) 博物館及び博物館に関する保存、研究、教育、研修、ドキュメンテーションその他の活動を行う非営利の機関又は団体

(viii) 有形又は無形の遺産資源（生きた遺産及びデジタルの創造活動）を保存、存続及び管理する文化センターその他の施設

(ix) 諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が部分的若しくは全体的に博物館の特性を備えているもの、又は博物館学研究、教育若しくは研修を通し博物館及び博物館専門職員を支援しているものとする他の機関

これをみれば非常に細かな規定になっており、博物館的性格を有する施設および機関、団体を含めて広範囲に及んでいることがわかる。また、自然保護地や博物館を所轄する省庁までも博物館とみなすなど、非営利を原則としたあらゆる機関を博物館と定義している。さらに、ICOM 規約（2007 年 8 月改訂）第 3 条第 1 項をみれば、下記のようにある。

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を研究、教育、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示をおこなう公衆に開かれた非営利組織である。

日本の博物館法と共通する活動理念となっているものの、ここでは“非営利組織”と明確に定義している。文化事業と営利を分離した考え方は、西洋の博物館・美術館に広く導入されており、各国が常設展示室を無料にしているのはそのためでもある。

2001 年および 2007 年の ICOM 規約で共通することは、博物館は“非営利組織”かつ“恒久的な施設や機関”であることを強く主張している点である。それは、西洋の博物館が戦争、強奪、不正売買などを通じて手にしてきた王侯貴族のコレクションを起源とするところが多いからであろう。前近代博物館は広く公開するというよりも個人的趣味や娯楽、学術的研究のために、一種の独占形態だったことに顧みて、非営利性と恒久展示を求めているのである。ICOM 規約に「公衆に開かれた非営利組織」とあるのはそのため、過去の反省と未来への展望として、公共性・公益性に従って明文規定されたのである。

非営利組織という点では日本の博物館法とも共通する反面、博物館法には例外規定もある。博物館法第 23 条（入館料等）には次のようにある。

公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

原則として入館料や利用料の徴収をしてはならないとしているものの、例外として維持

管理のために徴収することを認めている。これにより、全国各地の博物館が入館料を徴収しているのが実情であり、ICOM 規約にある非営利性を保つために、維持運営費としての料金を徴収しているのである。

このように日本の博物館法で定義される博物館と ICOM 規約にある博物館とは広く共通するところがみられる。博物館法では博物館の種類を明確にしているのに対して、ICOM ではあらゆる博物館的性格をもつ施設や機関、庁舎、土地などを含めて博物館とみなしている。大学博物館も博物館法や ICOM 規約に照らしてみれば、その範疇に含まれるものであって、法的にみると地域博物館との間には違いはみられないのである。

### 資料と展示

博物館は、資料を所蔵し展示していることが大前提である。これは先に取り上げた博物館法に依拠するが、ただ資料を所蔵し、保管するのではなく、これを展示して教育活動をおこなうことが必要なのである。地域博物館と大学博物館は、共通して上記のことが活動の骨子ということになる。しかし、両者は所蔵する資料に対する考え方、そして展示のあり方が異なっている。

地域博物館や大学博物館を問わず、博物館資料の概念は、博物館法第 2 条 3 項および第 3 条 1 項に定められている通りである。

#### 第 2 条

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

#### 第 3 条

1 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

博物館の館種によって収集資料が異なることから、あらゆるものが「博物館資料」となり得ることを想定している。研究地域や対象に基づく博物学の考えに依拠したものであって、無形のものに関しても電磁的記録をもって有形資料としている。これらの博物館資料のなかでも、文化的・学術的価値の高いものは、文化財の指定を受けるものもある。

地域博物館に所蔵される博物館資料は、いわゆる文化的価値を有したものの、または文化財に準じるものが第一に挙げられる。そして、これに地域で埋もれた文化財および消失のおそれのある資料を、救出したものも含まれてくる。博物館の設立趣旨に基づくテーマに

沿った資料を収集するが、地域博物館の博物館資料の基準は、見出された文化財的価値に重きを置いているのである。

これに対して、大学博物館が有する博物館資料のなかには、学術標本と呼ばれるもの、そして学校教材やこれから価値付けをする段階にある資料も含んでいる。既に学術的な価値があるものはいうまでもないが、今後、与えられていく原資料も多分に所蔵している。つまり、価値付けされていない資料は地域博物館にとってはなんら評価できないものであっても、大学博物館では学術標本として位置付けられるのである。

また、大学にあるからこそ価値を生む資料も存在する。例えば、旧制学校時代の講義で使われていた教材やテキスト、さらには学生ノートなども自校史教育の観点からみれば、貴重な博物館資料となりえるのである。そして、現在でも学生教育に供するものと判断をされれば、学術標本として受け入れられる実態をみると、地域博物館よりも収集する資料の種類が広範になってくる。例えば東京理科大学近代科学資料館には常設展示室にファミリーコンピュータ（略称ファミコン）が展示されているが、これも近代科学資料館の設立趣旨に従った学術標本である。一般の方の目には奇怪に映ることもあるようだが、ファミコン世代が娯楽に興じた身近な実物でさえ、博物館資料として収集され、展示されるのである。

地域博物館と大学博物館の“資料”を考えた場合、文化財か学術標本という考え方が常に存在し、ここが根本的な資料に対する概念の相違である。博物館法に資料の分類で「標本」という文言はあっても、「学術標本」と明記されていないのは、その違いから生じたものであろう。地域博物館では無用のモノであっても、大学博物館では学術標本となりえる博物館資料が数多く存在しているのである。

こうして収集し、保管された博物館資料は、展示公開されていくことになる。地域博物館の場合、周辺地域の歴史や文化、美術、芸術、考古学、民俗学などの資料を展示し、一般への学びの機会を提供している。大学博物館での展示は、学術標本という性格上、地域に根ざした展示というよりは、通史的な視点で展示をおこなっていく。また、学内で特定地域の調査に入り、その成果を常設展示室で公開することもある。大学博物館は、設置されている学部に関係する資料を収集し展示されることが多い。

具体的な例をいくつか挙げると、新潟大学旭町学術資料展示館では、歯学部・工学部・人文学部・医学部・教育学部が保存してきた学術標本が展示されている。工学部と人文学部、医学部と人文学部といった学部横断的な取り組みもあり、これまで学部でおこなわれ

た研究紹介を兼ねた解説がなされている。東京農工大学科学博物館では、館内に教育・研究展示室が設けられており、所属する教員の紹介や現在、着手しているタイムリーな研究話題を取り上げた情報発信をおこなっている。実験器具や半導体などの実物を展示し、来館者にリアリティを与えている。このほかにも岩手大学ミュージアムや大阪大学総合学術博物館など、国立大学を中心に、学部直接的な紹介とともに、教員の研究分野についても展示を通じて解説している。

私立大学でさかんにおこなわれているのが自校史展示である。大学博物館は、建学の精神を伝える拠点として位置付けられており、創立期の在りし日の姿を伝える古写真や当時の教科書、学生ノート、学生服などといった現在に至るまでの系譜をたどる歴史展示がおこなわれている。また、創立者を顕彰しているところもあり、大学の源流を人物から紹介している。さらに、著名な卒業生や著しい好成績をおさめた学生を取り上げ、過去から現在へと続く変遷を人物からも通史的に展示している。近年、全学共通科目として自校史教育が開講されている大学も増えており、学部教育と連動しながら、自分の通う大学の歴史を学ぶ場所として大学博物館が位置付けられている。

地域博物館では博物館と学校を連携する“博学連携”が唱えられて久しい。1981（昭和56）年の中央教育審議会答申や1989（平成元）年の小学校学習指導要領の社会科のなかで、次ぎのことが告示されている。

博物館や郷土資料館等の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を行い、それに基づく表現活動が行われるように配慮する必要がある  
これにより学習資源としての博物館の活用が促進され<sup>41</sup>、学校が授業科目と関連させて博物館を利用する体制作りを双方協議しながらおこなわれている<sup>42</sup>。また、学芸員が教員にレクチャーをするなど人事交流もみられる。大学博物館の場合、すでに博学連携の土壌を築いている関係にあり、学部授業や学芸員課程の授業でも利用されている。大学博物館をもつ大学のメリットはここにあり、講義で話している根拠となる実物が博物館で展示されている実物教育・直観教授の基盤が学内に設けられていることである。さらには、自校の歴史を学ぶことでイデオロギー形成の一端も担っている。また、卒業生が大学に立ち寄るきっかけ作りも大学博物館が担っている部分もあり、まさに学生・OB・OGの精神的な拠り所となっているのである。さらに、前述したような、学芸員養成を常時おこなう環境が整えられており、授業ともリンクさせた内容のある講義を展開することができる。

自校史展示は、その大学にあってはじめて教育効果のあるものである。近代教育史とい

う広い視野のなかで各大学の歴史や変遷を断片的に紹介することは、地域博物館でもありえるが、核となる展示をおこなえるのは、その大学博物館である。自校史展示があるからこそその資料収集という面もあり、大学博物館の根幹的資料とも位置付けられるのである。そして、大学に所属する現任教員の研究成果を展示公開するのも、大学博物館だからこそできる展示内容である。特色のある研究や最先端の研究などを広く紹介することは、大学や学部の理解へとつながる。在籍する学生はもとより、一般にも大学の歴史、さらには現状までも知ることができる場所が大学博物館であって、地域博物館との相違ともいえよう。

### 活動対象と教育形態

博物館が設置されるにあたっては、その主体によって、目的が掲げられる。“誰のために、何のために”博物館活動をしていくのか、その基本方針が示されることになる。設置目的に則って各館は活動していくわけだが、登録博物館および博物館相当施設にかかわる博物館法をみれば、第一条にその目的が記されている。

この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

法の目的は国民の教育と学術、文化の発展に寄与することであり、その対象は日本国民とされる。しかし、現在では外国人留学生や観光客など、国民以外が博物館を利用しているが、博物館法に則してみれば副次的な対象とみなすことができよう。また、社会教育法ができてから美術館・博物館、図書館、文書館を別立てのものとする国内法の縛りは厳しく、さらには社会的説明責任を果たさねばならないという言い訳じみた口実の下、多くの館が中長期の展望を持ち得ぬばかりか、短観的な経営第一主義に染まりきって憚りない現状にあるとも厳しく指摘されている<sup>43</sup>。

博物館法においては、国民という極めて広範な対象を挙げている。地域博物館や大学博物館では、一義的な目的は各館の運営規則に定められることになる。

地域博物館について、伊藤寿朗は「①人びとの生活の場としての地理上の範囲（広がり）を前提に、②資料の価値に関する専門領域相互の関係性（深まり）、そして、③各種活動における市民相互の関係性（高まり）を組織化（編成）していくことが条件である」としている。そして、地理上の特定範囲をもち、市民とともに、各種活動に取り組んでいたとしても特定専門領域にのみ範囲を限定している館は、限界をもっているとも言及している<sup>44</sup>。

しかし、地域博物館は設置目的および運営経費計上、さらにはその性格を考えると、活

動の主たる対象者は市立であれば市民であり、住民サービスのひとつとして博物館活動をおこなうことが本旨と考えている。市民は入館料が無料であったり、特別展示を割引料金で入場できるようなサービスを実施しているのはそれを反映したものであろう。これが県立博物館であれば、対象者が県民ということになり、博物館が主だっておこなう調査研究の対象も県立であれば県域、市立であれば市域が対象ということになる。つまり、「自地域」学習といった視点で、生涯学習を展開することが必要なのである<sup>45</sup>。また、博物館実習生の受け入れにあたっては、県民や市民、所在県市の大学に在籍する学生を、他県の学生よりも優先的に受け入れる博物館もあるが、その優先性は、当然認められるものといえよう。

他方、大学博物館で考えた場合、その第一とする対象は在学生ということになる。大学博物館は大学組織のひとつであり、その運営費は学生や保護者から納入された学費が大部分を占めている。とすれば、自ずとその対象は学生および保護者を対象とすべきであり、その次に、大学の社会貢献の理念のもと、地域住民を対象とすることになる。そのため、学生教育に活用できる展示をおこなうべきという考えに従えば、前述した自校史展示には正当性がある。また、大学の実践教育の拠点である大学博物館で、学芸員を目指す学生や院生が展示活動にあたり、これを一般公開することができるのも大学博物館ゆえの活動もあり、地域博物館で実施されているとすれば、善意の上に成り立っている。

教育対象を考えてみても、地域博物館は所在地域の住民を主たる対象とした生涯学習を展開する一方、大学博物館は在籍する学生を対象とした学生教育を第一としなければならない。それは先に挙げた活動対象に通じるどころであり、大学博物館の場合は、さらにその対象を広げれば保護者や保証人、卒業生も含まれることになる。換言すれば、広く大学関係者ということになるが、地域博物館と大学博物館の主たる活動および第一義的な教育対象の相違が、必然的に両者が共存しえる所以ともいえよう。

地域博物館と大学博物館の教育上での大きな違いは博物館スタッフの数と研究体制、さらには専門性の高さにもあるだろう。大学には設置された学部の数だけ教員が在籍している。学芸員資格を有していなくても外部有識者として助言を得ることも可及的速やかにおこなうことができる。学部が多いほど専門性も多様であり、あらゆる課題に対処すべき体制が整えられている。また、ボランティアとしても、自校に在籍する学生や職員を動員することも可能であり、在籍・在職数だけのスタッフを有しているともいえる。

研究体制としても、大学によっては研究所が設置されていたり、有志による研究会が開かれていたりする。また、学会組織を有する大学もあることを考えれば、研究体制が十分

に備わっているところが多い。また、科研費をはじめ、学内の研究費、外部財団等による研究助成を受けやすい環境にもあることを考えれば、資金的にも恵まれた環境に大学博物館はあるといえる。

次に専門性の高さであるが、大学教員はそのほとんどが大学院修了者や、その専門分野に秀でた研究者で構成されている。他方、地域博物館の学芸系職員の学位の有無と種類が調査されており、そこには次のような結果が出ている。「学士は 92.7%、修士は 32.0%、博士は 3.7%、学位なし 7.3%」となっており<sup>46</sup>、大学博物館は地域博物館より高い水準の人材を確保しているといえよう。

また、研究手法もその分野によってさまざまであることから多角的かつ横断的な調査をおこなうことが可能である。地域博物館でも専門研究別に学芸員が設置されているものの、如上の組織力で大学博物館が圧倒していることはいうまでもない。総合大学であればあるほど大学博物館の組織力は、理論上は向上する。大学博物館は東京大学や京都大学などのように総合博物館が設置されている一方で、これらの大学には学部単位でも博物館が設けられている。総合的かつ単体的に調査研究をおこない、展示活動に反映できることを考えれば、地域博物館とは異なる多角的な活動を可能としているのである。ただし、その人材や研究環境をどのように有効活用していくのかが、大学博物館の課題となっている。

以上のように、法的には地域博物館と大学博物館は共通する点が多い。しかし、実態面をみれば収集資料の相違に加え、活動内容は同じでも、その目的が異なっていることが多々ある<sup>47</sup>。つまり、博物館が定めた対象や目的の相違（例えば、地域博物館は生涯学習・住民サービス、大学博物館は学生教育・社会貢献）がこうした現象を生じさせ、両者の大きな違いとなっているのであり、これが併存する理由なのである。

また、展示にあたって、地域博物館は、プロである学芸員が原則おこなわなければならないが、大学博物館は、学芸員の指導のもと、学生・大学院生も関与することができる権利がある。こうした相違のもと、次のことが大学博物館にはいえるのである。

“学生が主役になれる博物館”。

---

1 伊藤真実子「蒐集する文化－ヨーロッパと日本における博物学と個人コレクション」  
（福井憲彦監修・伊藤真実子・村松弘一編『世界の蒐集－アジアをめぐる博物館・博覧会・海外旅行』山川出版社、2014年）51～52頁。

2 棚橋源太郎『世界の博物館』（大日本雄弁会講談社、1942年）、178～182頁。

3 欧米の大学博物館については、掲出した参考文献以外に、各大学博物館のHPを

---

参照している。

- 4 棚橋源太郎『世界の博物館』前掲書、178頁。
- 5 佐々木憲一「ハーヴァード大学付属ピーボディ人類学博物館」(『明治大学図書館紀要』8巻、2004年)25頁。
- 6 中村浩「世界の博物館を訪ねてアメリカの博物館4ーボストン市の博物館、ハーバード大学内の博物館(ピーボディ考古・民族学博物館、フォッグ美術館、サッカー美術館ほか)、ボストン美術館」(『大谷女子大学文化財研究』2号、2002年)31~32頁。
- 7 棚橋源太郎『世界の博物館』前掲書、182頁。
- 8 安高啓明『歴史のなかのミュージアムー驚異の部屋から大学博物館まで』(昭和堂、2014年)207頁。
- 9 長畑実「韓国における博物館の発展と新たな挑戦」(『大学教育』第6号、2009年)190頁。なお、京城帝国大学展示館の開設時期は、日本の植民地下という悪条件ではあったが韓国の博物館文化が次第に形成されたとしているが、筆者は日本による文化財意識の醸成があったものと考え、この指摘には疑問を投げざるを得ない。
- 10 吉村日出東「大学博物館の設置とその意義」(筑波大学大学研究センター『大学研究』19号、1999年)203頁。
- 11 金花子「海外博物館事情 韓国における大学博物館の現状と役割」(神奈川大学『非文字資料研究』news Letter05、2004年)20頁。
- 12 長畑実「韓国における博物館の発展と新たな挑戦」前掲書、191頁。
- 13 西山伸「公文書管理法施行への京都大学大学文書館の対応」(『京都大学 大学文書館だより』第20号、2011年)。なお、国の機関や独立行政法人等に「国立公文書館等」が設置されることを望むが、求められるレベルが高くこれに対応できる館がどれほどあるか疑問を呈されている。
- 14 金正南「韓国における大学文書館とアーキビスト養成の現状」(『名古屋大学大学史資料室ニュース』第11号、2001年)2頁。

#### 註

- 15 白井光太郎『日本博物学年表』(大岡山書店、1943年)294頁。
- 16 西村公宏『大学附属臨海実験所水族館ー近代日本大学附属博物館の一潮流』(東北大学出版会、2008年)2頁。なお、植物園は明治8年から、理学部博物場は明治13年、帝国大学臨海実験所は明治19年から無料公開していることを指摘している。
- 17 文京区教育委員会教育推進部庶務課文化財保護係編『小石川植物園(御薬園跡・施薬院跡)保存調査報告書』(文京区教育委員会、2012年)。
- 18 以降の大学博物館の沿革については、伊能秀明・織田潤「日本のユニバーシティ・ミュージアム2006」(『明治大学博物館研究報告』、2006年)、伊能秀明監修『大学博物館事典』(日外アソシエーツ、2007年)、フィールドワークした際にご提供いただいた各大学博物館のパンフレット、研究紀要、各館HPを参照している。
- 19 吉田憲司『文化の「発見」ー驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで』(岩波書店、2014年)96頁。これらは坪井正五郎が中心となって管理し、動物学教室の分室として人類学教室が設置されると、ここで管理している。
- 20 西谷忠師「秋田大学大学院工学資源学研究科附属鉱業博物館」(『博物館研究』Vol.47 No.2、2012年)。
- 21 内川隆志「大学博物館が担うものー國學院大学伝統文化リサーチセンター資料館の場合」(『博物館研究』Vol.47 No.2、2012年)。
- 22 長野純子・川端清見・市川秀雄「北海道大学植物園 家族向け自然教育プログラム「冬の植物園ウォッチング・ツアー」」(『日本植物園協会誌』41号、2006年)、矢原正治「熊本大学大学院薬学教育部附属薬用植物園で行った「絶滅危惧種展」」(『日本植物園協会誌』43号、2008年)。
- 23 西野嘉章『大学博物館ー理念と実践と将来と』(東京大学出版会、1996年)。「ユニバ

- 
- ーシティ・ミュージアム設置について（報告）」を踏まえたうえで、東京大学総合研究博物館の取り組みを中心に取上げている。
- 24 上野恵司「大学博物館の設置状況と収蔵資料の活用－考古学資料を中心に－」（『立正大学文学部論叢』118号、2003年）44頁。
  - 25 棚橋源太郎「教育博物館」（『教育研究 28』、1906年）。
  - 26 駒見和夫「学芸員養成教育と大学博物館のアウトリーチ活動の検討」（『全博協研究紀要』16号、2013年）。
  - 27 安高啓明「博物館組織論－法規と類型」（『西南学院大学博物館研究紀要』創刊号、2013年）をもとに補足・修正したものである。
  - 28 大学博物館の建物の特徴として①近代的施設②シンボリック的施設③仮施設④オープン施設があることはすでに指摘している（安高啓明「ユニーク大学博物館」、高倉洋彰・宮崎克則編『大学的福岡・博多ガイド－こだわりの歩き方』昭和堂、2012年）。
  - 29 大学博物館に所属する学芸員が事務職員である場合、専門的職員として認知されていないことが原因であり、実習指導の立場などが曖昧であるとの指摘がある（伊能秀明「ユニバーシティ・ミュージアムの望ましいあり方－明治大学博物館の生涯教育事業と今後の方策－」（『明治大学博物館研究報告』第11号、2006年）。
  - 30 『学芸員養成の充実対策について』（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議、2009年）。
  - 31 『学芸員養成の充実対策について』前掲書によれば、2008年度調査によれば、卒業生のうち博物館職員への就職率は0.6%ともされている。
  - 32 博物館実習について、受け入れた博物館側の意見として、今日の博物館との現状からの再考する必要性が提言されている（中山剛志「博物館実習の振り返りと今後の在り方について－博物館を取り巻く情勢の変化から」『群馬県立歴史博物館紀要』34号、2013年）。
  - 33 博物館実習については、各大学の学芸員課程が報告書を出しており、実習に参加した学生の感想などをもとにまとめられている。例えば、立教大学では『Mouseion 立教大学博物館研究』、法政大学では『法政大学資格課程年報』、筑紫女学園大学では『筑紫語文』などがある。
  - 34 「図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」によれば、「高い専門性と実践力」の育成に主眼が置かれていることが指摘されている（駒見和夫『博物館教育の原理と活動』（学文社、2014年）167頁）。
  - 35 丸山俊明・森谷菜穂子・高橋加津美「キャンパス共通科目としての博物館実習」（『山形大学高等教育研究年報－山形大学高等教育研究企画センター紀要』3号、2009年）33頁。
  - 36 石月静恵「博物館と博物館実習－桜花学園大学人文学部のカリキュラム「博物館実習」を中心に」（『桜花学園大学人文学部研究紀要』第11号、2009年）114～115頁。
  - 37 青木豊「高度博物館学教育の実践」（『博物館研究』Vol.No.45、2010年）、青木豊「平成21年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」採択による高度博物館学教育に至る経緯と実践」（『國學院大學博物館學紀要』35号、2010年）。
  - 38 湯浅万紀子「大学博物館における学生教育の意義と課題－北海道大学総合博物館を事例として」（『博物館研究』Vol.44No.2、2009年）。
  - 39 吉田憲司『文化の「肖像」－ネットワーク型ミュージオロジーの試み』（岩波書店、2013年）214頁。
  - 40 大学博物館を有する大学では、展示実習をおこなう環境が整えられており、いくつか事例をみることができる（中村ひろこ・小瀬康行「展示研究報告平成22年度博物館実習「展示実習」報告」（『東京家政学院生活文化博物館年報』21号、2011年など）。
  - 41 駒見和夫『博物館教育の原理と活動』前掲書、193～194頁。

- 
- 4<sup>2</sup> 「博学連携」については、館種を問わず、多くの博物館でおこなわれており、実践・事例報告も挙げられている（奥本素子「つなげる鑑賞法を用いた博学連携の実践と評価—美術鑑賞における事前学習の効果と館内学習の効果の分析」『美術科教育学会誌』33号、2012年、坪井龍太・水谷悟「新学習指導要領に対応した中学生のための博学連携へのアプローチ—郷土への理解を深める試み」『人文・社会科学論集』30号、東洋英和女学院大学、2012年）。
- 4<sup>3</sup> 西野嘉章『モバイルミュージアム行動する博物館—21世紀の文化経済論』（平凡社、2012年）19頁。ミュージアムが収益の道具とみなされ、収益率が悪いとあつては生き残りさえ危ぶまれるという、情けない状態に置かれていると言及する。
- 4<sup>4</sup> 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』（吉川弘文館、1997年）157～158頁。
- 4<sup>5</sup> 一ノ倉俊一「生涯学習における「自地域」学習の意義と進め方についての研究—岩手県の地域博物館の活動とかかわって—」（『岩手県立大学 総合政策』第6巻第1号、2004年）。
- 4<sup>6</sup> 文部科学省委託事業「博物館制度の実態に関する調査研究報告書」（株式会社丹青研究所、2006年）。
- 4<sup>7</sup> 東京芸術大学大学美術館の古田亮氏によれば、「大学の展覧会」ということは、自分のイメージを表現するのではなく、大学が考える意義を代弁する立場となることもあり、ほかの博物館と異なることを指摘している（太陽レクチャー・ブック編集部『ミュージアムの仕事』平凡社、2008年）90頁。

## 終 論

本書を通じて、欧米の博物館史や活動形態の変遷などを考察するとともに、中国・韓国のアジアの博物館を実踏調査した成果を組み入れ、世界の博物館の潮流を明らかにしてきた。このようななかで、日本の博物館がどのように進化してきたのか、世界史的な視点を含みながら、今後あるべき博物館像を実証してきた。そして、日本はもとより、中国やアジアの大学博物館をフィールドワーク、ヒアリング調査しながら、博物館活動の現状と課題を分析し、今後、大学博物館が担うべき使命についても明らかにしてきた。博物館史を通覧することによって、博物館界全体の発展過程を見出すことができ、将来的な道標にていて、理論的かつ実践的に検討していった。

博物館の源流は、個人による蒐集にある。自然物や人工物、その中間産物を収集していき、さらに、航海技術の発展にともなう流通圏の拡大もあって、さらなるコレクション群が形成された。資料数の増加によって、収蔵施設が必要となり、個室から邸宅、さらに資料を収める施設が新設されるようになるなど、規模を拡大していった。「驚異の部屋」や「珍品部屋」とも称されるステューディオオーロ、ヴンダーカンマーが、収集のみならず、陳列公開にも目的として進展してきたのである。資料収集の多角化にともない新たな保存施設が必要となり、これに公開の性格を有するようになったが、この資料と施設との間にはコレクターたる“人”が介在していた。

ここに、博物館の構成要素である、“ハコ”（博物館）・“モノ”（資料）・“ヒト”（学芸員）の原型がつけられたといえる。そして、個人蒐集家によりおこなわれていた陳列に“展示”の概念がもたらされたことによって、博物館へと飛躍することになった。今日に至るまで、普遍的に博物館・資料・学芸員の三者は連関するところであり、このバランスこそが博物館の発展には重要である。近年、これが崩れてきたことが、博物館が苦境な時代に陥っている原因ともいえよう。

日本の博物館も、西洋と同じような発展を遂げてきており、正倉院や古社寺にある宝蔵などはその一例である。また、近世に入ると、本草学者らを中心に、薬品会や物産会などが開催され、当初、研究者間の情報交換のサロンとなっていた。本草学から博物学へと転換されるなかで、研究組織も結成されたことによって、薬品会に対する裾野が広がることにつながった。薬品会の対象も、研究者から公衆へと多岐にわたるようになり、一種の“大衆化”をもたらす結果となった。こうした成果もあって、個や組織が開催していた薬品会

が、医学館が関与する官営のものもあらわれるようになったのである。

薬品会の開催は、今日の展覧会に相当する。いわば、博物館というハードが整えられる前に、既に活動がおこなわれていたのである。これが認められたことによって、近代博物館が創設されるようになったわけだが、これ以前は、個人による開催だったことから私邸でおこなわれていたが、次第に権威ある社寺の境内や門前で開催されるようになった。さらに、前述した医学館などの官舎での実施というように、その地位を確固たるものとしたことが、近代博物館が設置されるに至る土壌を築いたのである。この背景には、本草学者や博物学者により開催されていた薬品会などが、広く公衆に受け入れられたことが大きく、知的好奇心をかきたてるような催事をおこなう必要性が広く認識されたことも大きいだろう。

そして、万国博覧会などを見学してまわった使節団が、欧米の進んだ文化事業、博物館・美術館の活動を目の当たりにしたことが、近代博物館の創設への布石となった。明治新政府が近代国家として、世界的認知を受けるために、国内の産業振興、富国強兵が求められ、さらには、博物館の設置が重要に位置付けられた。そして、内国勸業博覧会の開催を通じて、国立博物館がつくられていくことになった。これは、欧米の博物館・美術館を調査してまわって、幾度にわたり提言されてきた成果ともいえ、近代国家として成熟するためには、博物館の創設が必要であって、自国の歴史や芸術性などを誇示する施設が求められたのである。

ハード面の充実にもなって、ソフト面の強化も図られていった。西洋の博物館を模倣して博物館を整備してきたものの、活動面についてはアメリカの博物館をモデルケースとした。それは、日本の博物館レベルはもとより、所蔵している資料の質から導き出された答えでもあった。郷土博物館のような、地域博物館の必要性も訴えるとともに、組織的な活動をおこなうために、今日の日本博物館協会の前身となる博物館事業促進会が結成されている。国立博物館ばかりでなく、郷土博物館こそが日本の博物館教育を支え、公衆へ効果的な教育を展開することができる考えたのである。より身近な立場で教育する施設の設置を求め、学校教育とは異なる郷土博物館が必要とされたのである。

博物館の充実にもない、法的な整備もおこなわれてきた。文化財保護法、博物館法の施行は、その代表的なものであろう。これは、各国共通することであって、自国の文化財を保護するためのさまざまな法的規制を設けていた。さらに、越境することを想定した法規もつくるなど、あらゆる事態に即応できる取り組みを国際的におこなってきたのである。

資料を保護する動きは、社会情勢と連動しているところもあり、失ったら戻ってこない文化財に対して保護する姿勢は、文化行政のなかで明確に芽生えていた。

そして、資料についても、近年、あらゆる博物館が作られてきたことで多様性を帯びてきた。企業博物館や大学博物館の誕生は、これを如実にあらわしている。従来、博物館資料となりえなかった“モノ”にも資料的価値が生じ、博物館展示に反映されている。これは、過去をさかのぼってみても同じであり、当時、文化財になるとは想定していない行政資料でさえも、今日では文化財として指定されているものが多々ある。“モノ”から資料・文化財に転換するには、ここに介在する研究者・学芸員の存在が大きいのである。

学芸員制度は、博物館法に則って整備されてきた。博物館業務にあたるプロフェッショナルの養成は、今日的課題であって、いまなお解消されていないのが現状である。研究する能力はもとより、資料の取り扱いのノウハウまでもままならなくなってきた。これはひとえに、学芸員軽視からきているものであり、今日求められる学芸員像に反映されているともいえる。その端的な原因が指定管理者制度であって、短期的に利益をあげることが求められる非正規学芸員の増加は、結果として博物館界の停滞を招いてしまう。学芸員に対して専門能力よりもサービス重視という姿勢はこれを物語っている。こうした傾向が、ますます博物館、そしてこれを利用する来館者へのサービスの低下となってしまふ。博物館創設に関わった先人は、こうした状況を想定していなかったことだろう。

今日の博物館が一層、大衆化への拍車がかかっているなか、学芸員にも当然変化が求められる。その変化は表面的なものであって、内面的な研究能力、研究スタンスなどは決して変えるべきものではない。大衆迎合しない核となる研究拠点として博物館はあるべきで、ここに従事する学芸員は真の研究をおこなうべきである。換言すれば、従前の学芸員が持ち合わせている専門知識をサービスに転換できる能力を身に付けるべきであって、その基底にある研究能力を軽視する姿は、本末転倒である。

地域博物館が厳しい状況に置かれているからこそ、大学博物館が負う責任も大きくなっている。「社会に開かれた大学の窓口」としての活動は社会貢献事業であって、これを充実させていく一層の努力は必要である。これにあわせて、次世代の学芸員を養成することも求められており、“理論”の“実践”化への舞台が大学博物館なのである。授業の補完的機能を果たすこともあり、大学の高度教育にも大きく貢献していくところとなろう。そのためには、大学博物館に所属する教職員が、地域博物館などと比肩する能力とテクニックを有しなくてはならず、両者は決して淘汰されない協調・協働関係を構築することが大切

なのである。

以上を踏まえたうえで、特に次の三点を挙げて本書の結びとしたい。

“博物館は人類の叡智の結晶である。”

博物館が創設されると、都市部から地方へ広がっていった。そして、社寺にあった宝物館のような既存の施設が博物館化する動きが生じると同時に、企業や大学も設置するようになり、今日に至っている。博物館の種類が増加していったことで、その種別や博物館教育も多様化していった。博物館活動が広がりを見せると、運営も多角化してきており、多くの見学者が訪れるようになってきた。いわば、従来の専門家集団が開催していた時に比べれば、博物館が飛躍的に大衆化してきたのである。その結果、博物館が地域に定着し、周辺住民たちにも広く受け入れられていった。

博物館が一般化する一方で、来館者の質の低下という弊害も指摘しなくてはならない。例えば、館内で騒いでほかの見学者に迷惑をかけたり、展示室内で飲食をしたりといった報告も挙げられており、入館者の増加にともなうトラブルがあることも事実である。ここには、実物教育の展開に対応しきれていない来館者の実態もあるのではないか。また、地域性や個性のある博物館を国立博物館などと同じ物差しで図るナンセンスな視点をもった人もおり、画一化されていない特性を理解する力を来館者も身につけることで、教育のバリエーションも富むことになろう。まさに、来館者の素養も、これからの博物館の発展には必要である。

博物館の質的向上には、来館者の理解と協力が不可欠である。換言すれば、博物館の成熟は、学芸員をはじめとする博物館職員とともに、地域住民を中心とするサポーターの存在が大切である。地域博物館にとっては、特段必要なことであって、先人が守ってきた文化財保護の観点からも官民一体、さらには産学一如の精神、連携体制が重要なのである。

“展覧会は学芸員の作品である。”

表現の仕方には色々ある。いわゆる作家と総称される人々の表現は、絵や彫刻、写真などといった作品、さらには小説などの文章により意思が発せられる。他方、研究者は学会での発表や論文により研究成果を発信するが、学芸員はこれに加えて展覧会という表現の場が与えられている。その機会こそが、学芸員にとって重要なものであって、研究者のなかでも一部にしか許されない数少ない表現方法であり、権利、さらには義務でもある。

博物館は資料があって成立し、展覧会は研究成果の蓄積の集大成である。博物館や資料に息吹を与え、新たな価値を生み出すのが学芸員である。学芸員は対象を広く設け、多面

的に情報発信する役割を負う。その場所が博物館なのであり、研究職として狭き世界に入り込むのではなく、展示というツールを用いて常に社会への門戸を開いていなければならない。

学会や論文が同種の専門家や研究者を対象とするのに対して、展覧会は広く一般に目を向けた表現手法である。そのため、単に研究論文に順立てて資料を陳列するのではなく、伝えたい対象者の目線に立った仕掛けをおこなっていく。意思伝達の直接的表現である解説文はいうまでもなく、展示手法や照明技術、さらにはパネル一枚であっても、学芸員の意向を考慮して作成していく。こうして創出された展示空間こそ、“表現者としての学芸員”による作品なのである。

“危機的状況だからこそ核となる大学博物館へ”

博物館創設に奔走した多くの先人たちは、今日の博物館教育に満足できる反面、現在の博物館の状況を想像しただろうか。アカデミック偏重からの転換は必要だったとしても、本質的には博物館は普遍的な研究・教育機関でなければならない。本来、総合学である博物館学が、個別学へとシフトしていき、専門分野をもった学芸員が、今まさに危機に直面している。

学芸員養成が未熟なままに、博物館の成長はありえない。学芸員雇用の不安定さが今日の博物館の危機的状況に拍車をかけ、まさに“博物館格差”を生じさせている。法的・制度的にも未整備な部分が残されている以上、将来的にも博物館の抱える課題を解消することはできないだろう。本来、淘汰される存在ではない博物館ながらも、競争原理の導入が博物館界に果たしてどのような現象をもたらすのか。入館者数の増加や利益追求への偏重のなかで、流動的な博物館運営を余儀なくされるだろう。

それは、博物館だけの問題ではなく、学芸員養成をおこなう大学側にも責任がある。資格を与える機関である以上、責任ある学生教育をおこなうことが重要であろう。これを担うのが大学博物館であって、今後さらなる取り組みが求められてこよう。大学博物館は次世代の学芸員を“直接”養成することができるという、国立博物館や地域博物館などとは異なる機能を有する以上、博物館界の抱える危機的状況から脱する一助となるはずである。まさに大学博物館が果たすべき役割は、博物館界のなかで重要性を増してくるだろう。これにあわせて、研究重視の姿勢から学生教育・地域貢献の活動へとシフトする自助努力も必要である。また、設置されて日の浅い大学博物館は地域博物館とも信用を構築できるよう、実務を兼ね備えた技術を教員たちは身につけていかななくてはならない。

このように、博物館が抱える問題は、一朝一夕で解決できるものではない。長い時間軸のなかで、各々の博物館の意義や文化行政のあり方の根幹を見つめ直すことが必要である。近年の社会状況では、合理化を求めるがあまりに、大切な部分を見落としがちである。博物館界でも同じことがいえ、デジタル技術の進展の一方で、学芸員の役割も軽視されている。博物館・資料・学芸員はまさに“三位一体”であり、欠けることが許されないのは歴史が証明している。そのバランスが崩れてきたことが、今日の博物館の現状を反映している。その対処法は本書で述べたように、極めて簡単で明瞭である。政治と博物館とは、密接に関係することもあり、国によっては政治的プロパガンダとして位置付けられている。こうした博物館のレゾンデートルの低下は、結果的に地域社会にも悪影響を与える深刻なことになるだろう。“博物館の衰退は文化的停滞と学術的後退を招き、地域ひいては国家の成熟を妨げる”ということ、我々は肝に銘じなければならない。